「改訂版 マンション管理実務法令集」

【追 補】

ご購読者各位

本追補は、平成15年6月2日以降に改正された法令について、平成16年4月1日までの内容を織り込んで、条(項)数単位で掲載しました。 ただし、改正された「マンション標準管理規約(単棟型)」は全文を掲載しました。

なお、抄録法令については、その抄録条数が改正対象になっていない 場合は、沿革のみを表示しました。

※本追補は、弊社のホームページでも掲載しております。 http://www.taisei-shuppan.co.jp/

拉那世成大

改訂版「マンション管理実務法令集」追補 目次

改正法令名	追補掲載頁	本体掲載頁
第一章(区分所有関係)の第一編(区分所有・管理規約関係)の場合では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、		
〇公証人手数料令〔抄〕(公正証書・規約設定)	_	七九
第二章(マンション標準管理規約関係〔平成一六年一月の改正により「中高層共同住宅標準管理規約」の名称を改称	管理規約」の	3名称を改称]
○マンション標準管理規約及びマンション標準管理規約コメント(単棟型)(マンション標準管理規約)	_	<u>ኪ</u>
第三章 管理組合法人登記関係		
〇組合等登記令〔抄〕	二九	五二
〇法人登記規則〔抄〕	二九	三五六
〇商業登記規則〔抄〕	二九	二七〇
第四章 区分所有建物登記関係		
〇不動産登記法〔抄〕	二九	二七二
第五章(マンションの建替え関係)		
○マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則	IIIO	四三四

i

第一章 マンション管理適正化法関係第二編 マンション管理適正化関係

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律	IIO	四九五
〇マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令	三六	五四
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則	三大	五五五
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第二項の規定に基づく講習の実施要領を定	五八	五九九
基づく時間等を定める件 基づく時間等を定める件 基づく時間等を定める件	五八	(新規制定)

第一章 民法関係第三編 民事関係

〇民法 (第一編第二編第三編) [抄]	五九	六六九
〇中間法人法〔抄〕	六一	七八

第二章 民事法関係

○民事執行法〔抄〕	六二六	七七二
〇民事執行規則〔抄〕	六七	七八一
〇破産法〔抄〕	六八	七八五
○供託規則〔抄〕	六八	七八六
〇商法〔抄〕	七五	七九五

第四篇章 建物・建築設備関係建物・設備の維持保全関係

○建築基準法〔抄〕	七五	七九九
○建築基準法施行令〔抄〕	八	八五五
○建築基準法施行規則〔抄〕	八四	八六五
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則〔抄〕	八四	九 七
○建築士法施行規則〔抄〕	八五	九六三
○建設業法〔抄〕	八五	九六四

第 二 章 消防設備関係

九八七八	<u>та</u> — 2	旃 旃 _
九 六 九		○肖防法(炒)

第三章 給水設備関係

_ 〇 八	_ _ _	〇水質基準に関する省令
_ 〇 五	101	〇水道法施行規則〔抄〕
一〇一四	100	〇水道法施行令〔抄〕
- 00 1	九七	〇水道法〔抄〕

第四章 電気設備関係

○電気事業法〔抄〕	一四四	- 0 五
○電気事業法施行令〔抄〕	一十七	1011日
○電気事業法施行規則〔抄〕	- 一七	一〇三八

第五章 ガス設備関係

1911 11-1		
〇ガス事業法〔抄〕		一〇四六
〇ガス事業法施行令〔抄〕	二六	一〇五〇
〇ガス事業法施行規則〔抄〕	111	一〇五一
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律〔抄〕	二六	一〇五八
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令〔抄〕	六	一〇六一
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則〔抄〕	_ 六	一〇六二

第六章 排水設備関係

〇水質汚濁防止法〔抄〕 〇水質汚濁防止法〔抄〕		
〇下水道法〔抄〕	二二七	一〇八八
〇下水道法施行令〔抄〕	二二七	一〇九三
〇下水道法施行規則〔抄〕	二八	一〇九五
〇浄化槽法〔抄〕	三八	一〇九六

○浄化槽法施行令〔抄〕	二八	1100
〇騒音規制法〔抄〕	二八	0六
第七章(その他の施設・設備関係)		
○自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令〔抄〕	二九	_ _ _
〇道路法〔抄〕	二九	
○道路法施行令〔抄〕	二九	一二六
〇計量法〔抄〕	IIIO	一二八
〇計量法施行令〔抄〕	O	一 三 九
○計量法、計量法施行令、計量法施行規則等の解釈及び運用について〔抄〕	IIIO	
〇労働安全衞生法〔抄〕	IIIO	
○労働安全衛生法施行令〔抄〕	=	一三七
〇ポイラー及び圧力容器安全規則〔抄〕	=	一三九
第一章(宅地建物取引関係)の第五編(区分所有権の取引関係)の対象を表現である。		
〇宅地建物取引業法〔抄〕		一 四 三
〇宅地建物取引業法施行令〔抄〕	1 11111 1	一 五 五
〇宅地建物取引業法施行規則〔抄〕	三六	— 五 九
第二章(住宅の品質確保関係)		
〇住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則〔抄〕	三六	=======================================

第六編 管理組合の税務関係

〇所得税法〔抄〕	三六	三三九
〇所得稅法施行令〔抄〕	一三六	
〇法人税法〔抄〕	一三七	
○法人税法施行令〔抄〕	一三七	二四六
○消費稅法〔抄〕	一三七	二四六
○消費稅法施行令〔抄〕	三	二四九
〇地方税法〔抄〕	三八	二六六
〇地方税法施行令〔抄〕	_ 四 二	二八五
〇地方税法施行規則〔抄〕	_ 四 二	八六
〇印紙税法〔抄〕	四三	三〇五
〇登録免許税法〔抄〕	_ 四 三	三八

第一章 都市計画関係第七編 関連法規関係

二三五六	一五〇	〇都市再開発法〔抄〕
三五五五	一五〇	○都市計画法施行規則〔抄〕
=======================================	- #	C者市言直泛於行名(北)
1		· 사비(대대비+미
三五五	一四五	○都市計画法〔抄〕

第二章 その他関連法規関係

	一六五	(参考) 高齢者の居住の安定確保に関する法律
一四四三	一六四	○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則〔抄〕
— 四 四	一六四	○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令〔抄〕
一四三九	一六三	○建築物における衛生的環境の確保に関する法律〔抄〕
一四三七	一六三	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令〔抄〕
四五五	一五七	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔抄〕
一三九六	五三	〇住宅金融公庫法〔抄〕
一三九四	五三	〇地方自治法〔抄〕
一三九二	五三	〇郵便法施行規則〔抄〕

第 編 規区 約分 関係有 管理

第一章 区分所有関係

(公正証書・規約設定)

〇公証人手数料令 [抄]

最終改正 平成一六年三月一九日政令第四五号

第二章

約」の名称を改称〕同住宅標準管理規により「中高層共一六年一月の改正理規約関係〔平成

(マンション標準管理規約)

○マンション標準管理規約コメ

国 土 交 通 省 公 表「平成十六年一月二十三日

マンション標準管理規約 (単棟型)

○○マンション管理規約

(目的)

第一条この規約は、 確保することを目的とする。 分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を 用に関する事項等について定めることにより、区 マンションの管理又は使

(定義)

第二条 この規約において、次に掲げる用語の意義 は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 区分所有権 建物の区分所有等に関する法律

の区分所有権をいう。 (以下「区分所有法」

という。)第二条第一項

四 専有部分 三 占有者 区分所有法第六条第三項の占有者を 二 区分所有者 区分所有法第二条第二項の区分 所有者をいう。 区分所有法第二条第三項の専有部

五 共用部分 区分所有法第二条第四項の共用部

分をいう。

六 敷地 区分所有法第二条第五項の建物の敷地 をいう。 分をいう。

七 共用部分等 いて、特定の区分所有者が排他的に使用できる 専用使用権 敷地及び共用部分等の一部につ 共用部分及び附属施設をいう。

九 専用使用部分 専用使用権の対象となってい

権利をいう。

(規約及び総会の決議の遵守義務 る敷地及び共用部分等の部分をいう。

第三条 区分所有者は、円滑な共同生活を維持する

ため、この規約及び総会の決議を誠実に遵守しな

ければならない。

2 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及 び総会の決議を遵守させなければならない。

(対象物件の範囲)

第四条 この規約の対象となる物件の範囲は、別表 第一に記載された敷地、 建物及び附属施設 (以下

対象物件」という。) とする

第五条 この規約及び総会の決議は、 包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力 (規約及び総会の決議の効力) 区分所有者の

2 占有者は、対象物件の使用方法につき、区分所 務と同一の義務を負う。 有者がこの規約及び総会の決議に基づいて負う義

第六条 区分所有者は、第一条に定める目的を達成 ン管理組合(以下「管理組合」という。)を構成 するため、区分所有者全員をもって マンショ

3 2 管理組合は、事務所を 管理組合の業務、組織等については、 内に置く 第六章に

定めるところによる。

(専有部分の範囲) 第二章 専有部分等の範囲

第七条 対象物件のうち区分所有権の対象となる専 有部分は、住戸番号を付した住戸とする。

2 については、次のとおりとする。 前項の専有部分を他から区分する構造物の帰属

有部分とする。 天井、床及び壁は、躯体部分を除く部分を専

三 窓枠及び窓ガラスは、専有部分に含まれない 二 玄関扉は、錠及び内部塗装部分を専有部分と

3

備のうち共用部分内にある部分以外のものは、専 第一項又は前項の専有部分の専用に供される設

有部分とする。 (共用部分の範囲)

第八条 対象物件のうち共用部分の範囲は、別表第

二に掲げるとおりとする。

第三章 敷地及び共用部分等の共有

第九条 対象物件のうち敷地及び共用部分等は、 分所有者の共有とする X

(共有持分)

第十条 各区分所有者の共有持分は、 げるとおりとする。 別表第三に掲

(分割請求及び単独処分の禁止)

第十一条 区分所有者は、敷地又は共用部分等の分

割を請求することはできない。

の共有持分とを分離して譲渡、抵当権の設定等の 区分所有者は、専有部分と敷地及び共用部分等

処分をしてはならない。 第四章 用法

(専有部分の用途)

第十二条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅 として使用するものとし、他の用途に供してはな

らない。

(敷地及び共用部分等の用法)

第十三条

区分所有者は、敷地及び共用部分等をそ

ものとする

(バルコニー等の専用使用権)

第十四条 区分所有者は、別表第四に掲げるバルコ 及び別表第四において「バルコニー等」という。) 及び屋上テラス (以下この条、第二十一条第一項 ニー、玄関扉、窓枠、窓ガラス、一階に面する庭

することを承認する。

について、同表に掲げるとおり、専用使用権を有

2 る者は、別に定めるところにより、管理組合に専 一階に面する庭について専用使用権を有してい

3 用使用料を納入しなければならない。 区分所有者から専有部分の貸与を受けた者は、

ニー等を使用することができる。

その区分所有者が専用使用権を有しているバルコ

(駐車場の使用)

第十五条 管理組合は、別添の図に示す駐車場につ いて、特定の区分所有者に駐車場使用契約により

2 前項により駐車場を使用している者は、別に定 めるところにより、管理組合に駐車場使用料を納 使用させることができる。

入しなければならない。

3 その区分所有者の駐車場使用契約は効力を失う。 分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、 区分所有者がその所有する専有部分を、他の区

第十六条 管理組合は、次に掲げる敷地及び共用部 (敷地及び共用部分等の第三者の使用)

れぞれの通常の用法に従って使用しなければなら

用させることができる 分等の一部を、それぞれ当該各号に掲げる者に使

った者 ンションの管理の適正化の推進に関する法律 物件の管理の執行上必要な施設 管理事務(マ 「管理事務」をいう。) を受託し、又は請け負 (以下「適正化法」という。) 第二条第六号の 管理事務室、管理用倉庫、 機械室その他対象

二電気室 電力株式会社

三 ガスガバナー ガス株式会社

2 用使用部分を除く。)の一部について、第三者に 使用させることができる。 決議を経て、敷地及び共用部分等 (駐車場及び専 前項に掲げるもののほか、管理組合は、 総会の

(専有部分の修繕等)

第十七条 区分所有者は、その専有部分について、 旨を申請し、書面による承認を受けなければなら 五条に定める理事長をいう。以下同じ。) にその おうとするときは、あらかじめ、理事長 (第三十 若しくは取替え (以下「修繕等」という。)を行 修繕、模様替え又は建物に定着する物件の取付け

- 2 出しなければならない 仕様書及び工程表を添付した申請書を理事長に提 前項の場合において、区分所有者は、 設計図、
- 3 承認しようとするとき、又は不承認としようとす 理事長は、第一項の規定による申請について、

承認の範囲内において、専有部分の修繕等に係る いう。以下同じ。)の決議を経なければならない。 るときは、理事会 (第五十一条に定める理事会を 第一項の承認があったときは、区分所有者は、

5 共用部分の工事を行うことができる。 れを拒否してはならない。 おいて、区分所有者は、正当な理由がなければこ り、必要な調査を行うことができる。この場合に に必要な範囲内において、修繕等の箇所に立ち入 理事長又はその指定を受けた者は、本条の施行

(使用細則)

第十八条 対象物件の使用については、別に使用細 則を定めるものとする。

(専有部分の貸与)

第十九条 区分所有者は、その専有部分を第三者に る事項をその第三者に遵守させなければならな 貸与する場合には、この規約及び使用細則に定め

らない。 する旨の誓約書を管理組合に提出させなければな 手方にこの規約及び使用細則に定める事項を遵守 を遵守する旨の条項を定めるとともに、契約の相 に係る契約にこの規約及び使用細則に定める事項 前項の場合において、区分所有者は、その貸与

2

第五章

第一節 総則

(区分所有者の責務

第二十条 管理を行うよう努めなければならない。 価値及び機能の維持増進を図るため、常に適正な 区分所有者は、対象物件について、その

(敷地及び共用部分等の管理)

第二十一条 敷地及び共用部分等の管理について わなければならない。 権を有する者がその責任と負担においてこれを行 うものとする。 ただし、バルコニー等の管理のう は、管理組合がその責任と負担においてこれを行 通常の使用に伴うものについては、専用使用

うことができる。 して行う必要があるときは、管理組合がこれを行 体となった部分の管理を共用部分の管理と一体と 専有部分である設備のうち共用部分と構造上一

(窓ガラス等の改良)

第二十二条 共用部分のうち各住戸に附属する窓 実施するものとする。 その責任と負担において、計画修繕としてこれを 能の向上等に資するものについては、管理組合が 工事であって、防犯、防音又は断熱等の住宅の性 枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部に係る改良

担において実施することについて、細則を定める い場合には、当該工事を各区分所有者の責任と負 管理組合は、前項の工事を速やかに実施できな

ものとする。

第二十三条が前二条により管理を行う者は、 (必要箇所への立入り) 管理を

することができる。 する専有部分又は専用使用部分への立入りを請求 行うために必要な範囲内において、他の者が管理

- 2 由がなければこれを拒否してはならない。 前項により立入りを請求された者は、正当な理
- 3 ればならない。 拒否した者は、その結果生じた損害を賠償しなけ 前項の場合において、正当な理由なく立入りを
- を原状に復さなければならない 立入りをした者は、速やかに立入りをした箇所

(損害保険)

第二十四条 区分所有者は、共用部分等に関し、 理組合が火災保険その他の損害保険の契約を締結 することを承認する。

2 及び受領について、区分所有者を代理する。 理事長は、前項の契約に基づく保険金額の請求 費用の負担

第二十五条 区分所有者は、敷地及び共用部分等の 管理に要する経費に充てるため、次の費用 (以下 ればならない。 「管理費等」という。)を管理組合に納入しなけ

管理費

修繕積立金

2 部分の共有持分に応じて算出するものとする。 (承継人に対する債権の行使) 管理費等の額については、各区分所有者の共用

- 第二十六条 権は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に 対しても行うことができる。 管理組合が管理費等について有する債

第二十七条 管理費は、次の各号に掲げる通常の管 理に要する経費に充当する

- 管理員人件費
- 公租公課

共用設備の保守維持費及び運転費

備品費、通信費その他の事務費

2

共用部分等に係る火災保険料その他の損害保

- 経常的な補修費
- 七 清掃費、消毒費及びごみ処理費
- 委託業務費
- 専門的知識を有する者の活用に要する費用
- ミュニティ形成に要する費用 地域コミュニティにも配慮した居住者間のコ
- 十一 管理組合の運営に要する費用
- 十二 その他敷地及び共用部分等の通常の管理に 要する費用
- (修繕積立金)
- 第二十八条 管理組合は、各区分所有者が納入する る経費に充当する場合に限って取り崩すことがで 繕積立金は、次の各号に掲げる特別の管理に要す 修繕積立金を積み立てるものとし、積み立てた修

- 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕
- る修繕 不測の事故その他特別の事由により必要とな
- 兀 Ξ 敷地及び共用部分等の変更
- 五 その他敷地及び共用部分等の管理に関し、 分所有者全体の利益のために特別に必要となる 建物の建替えに係る合意形成に必要となる事
- 度として、修繕積立金を取り崩すことができる。 者に帰属する修繕積立金相当額を除いた金額を限 修繕積立金から管理組合の消滅時に建替え不参加 場合には、その経費に充当するため、管理組合は、 建物の建替えに係る計画又は設計等に必要がある のマンション建替事業の認可までの間において、 という。) の設立の認可又は円滑化法第四十五条 第九条のマンション建替組合 (以下「建替組合」 る法律(以下本項において「円滑化法」という。) あっても、マンションの建替えの円滑化等に関す 又は建替えに関する区分所有者全員の合意の後で 項の建替え決議 (以下「建替え決議」という。) 前項にかかわらず、区分所有法第六十二条第一
- 3 に充てることができる。 入れをしたときは、修繕積立金をもってその償還 管理組合は、第一項各号の経費に充てるため借 修繕積立金については、 管理費とは区分して経
- 理しなければならない。

第二十九条 立金として積み立てる。 それらの管理に要する費用に充てるほか、修繕積 分等に係る使用料(以下「使用料」という。)は、 駐車場使用料その他の敷地及び共用部

第六章 管理組合

第一節 組合員

(組合員の資格)

第三十条 組合員の資格は、区分所有者となったと きに取得し、区分所有者でなくなったときに喪失

(届出義務)

第三十一条 新たに組合員の資格を取得し又は喪失 した者は、直ちにその旨を書面により管理組合に

第二節 管理組合の業務 届け出なければならない。

第三十二条 管理組合は、次の各号に掲げる業務を

びごみ処理 という。) の保安、保全、保守、清掃、消毒及 下本条及び第四十八条において、組合管理部分」 管理組合が管理する敷地及び共用部分等(以

組合管理部分の修繕

長期修繕計画の作成又は変更に関する業務

建物の建替えに係る合意形成に必要となる事

項の調査に関する業務

五 者から交付を受けた設計図書の管理 適正化法第百三条に定める、宅地建物取引業

修繕等の履歴情報の整理及び管理等

七 に関する業務 共用部分等に係る火災保険その他の損害保険

管理組合が行うことが適当であると認められる 管理行為 区分所有者が管理する専用使用部分について

敷地及び共用部分等の変更及び運営

修繕積立金の運用

<u>+</u> 風紀、秩序及び安全の維持に関する業務 官公署、町内会等との渉外業務

防災に関する業務

十 五 十四 コミュニティ形成 地域コミュニティにも配慮した居住者間の 広報及び連絡業務

十七 その他組合員の共同の利益を増進し、良好 (業務の委託等) な住環境を確保するために必要な業務 管理組合の消滅時における残余財産の清算

第三十三条 管理組合は、前条に定める業務の全部 又は一部を、マンション管理業者 (適正化法第二 ができる 第三者に委託し、又は請け負わせて執行すること 条第八号の「マンション管理業者」をいう。)等

> 3 2

(専門的知識を有する者の活用)

第三十四条 管理組合は、マンション管理士 (適正

> の他の援助を求めたりすることができる。 ションの管理に関し、相談したり、 識を有する者に対し、管理組合の運営その他マン その他マンション管理に関する各分野の専門的知 化法第二条第五号の マンション管理士」をいう。) 助言

第三節

(役員)

第三十五条 管理組合に次の役員を置く。

理事長

副理事長

会計担当理事

兀 む。以下同じ。) 理事(理事長、 副理事長、 名 会計担当理事を含

五 監事

2 理事及び監事は、 る組合員のうちから、総会で選任する。 マンションに現に居住す

3 互選により選任する。 理事長、副理事長及び会計担当理事は、 理事の

(役員の任期)

第三十六条 役員の任期は 年とする。ただし、再 任を妨げない。

補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、

はその地位を失う。 役員が組合員でなくなった場合には、その役員

六

(役員の誠実義務等)

第三十七条 会及び理事会の決議に従い、組合員のため、誠実 他細則 (以下「使用細則等」という。) 並びに総 にその職務を遂行するものとする。 役員は、法令、規約及び使用細則その

2 とができる。 の活動に応ずる必要経費の支払と報酬を受けるこ 役員は、別に定めるところにより、役員として

(理事長)

第三十八条 する。 務を統括するほか、次の各号に掲げる業務を遂行 理事長は、管理組合を代表し、その業

決議により、理事長の職務として定められた事 規約、使用細則等又は総会若しくは理事会の

二 理事会の承認を得て、職員を採用し、又は解 雇すること。

- 3 2 る報告をしなければならない。 前会計年度における管理組合の業務の執行に関す 理事長は、区分所有法に定める管理者とする。 理事長は、通常総会において、組合員に対し、
- その職務の一部を委任することができる。 (副理事長) 理事長は、理事会の承認を受けて、他の理事に、

第三十九条 副理事長は、理事長を補佐し、 が欠けたときは、その職務を行う。 に事故があるときは、その職務を代理し、 理事長 理事長

(理事)

第四十三条

総会を招集するには、少なくとも会議

2 会計担当理事は、 管理費等の収納、保管、

支出等の会計業務を行う。

第四十一条 産の状況を監査し、 ればならない。 監事は、管理組合の業務の執行及び財 その結果を総会に報告しなけ

招集することができる。 について不正があると認めるときは、臨時総会を 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況

3 できる。 監事は、理事会に出席して意見を述べることが

第四節

(総会)

第四十二条 管理組合の総会は、総組合員で組織す

- 2 法に定める集会とする。 総会は、通常総会及び臨時総会とし、区分所有
- 議を経て、 始以後二ケ月以内に招集しなければならない。 理事長は、 理事長は、通常総会を、毎年一回新会計年度開 いつでも臨時総会を招集することがで 必要と認める場合には、 理事会の決
- 5 (招集手続) 総会の議長は、 理事長が務める

第四十条 るところに従い、 理事は、 管理組合の業務を担当する。 理事会を構成し、理事会の定め

運用、

3 出のない組合員に対しては、対象物件内の専有部 分の所在地あてに発するものとする。 したあて先に発するものとする。ただし、その届 第一項の通知は、 対象物件内に居住する組合員

2 前項の通知は、管理組合に対し組合員が届出を

及び目的を示して、組合員に通知を発しなければ あるときは二か月前)までに、会議の日時、場所 を開く日の二週間前(会議の目的が建替え決議で

- れに代えることができる。 容を所定の掲示場所に掲示することをもって、こ 及び前項の届出のない組合員に対しては、その内
- 号に掲げる事項の決議又は建替え決議であるとき は、その議案の要領をも通知しなければならない。 が第四十七条第三項第一号、第二号若しくは第四 会議の目的が建替え決議であるときは、前項に 第一項の通知をする場合において、会議の目的
- ればならない。 定める議案の要領のほか、次の事項を通知しなけ
- 建替えを必要とする理由
- べき効用の確保を含む。) をするのに要する費 該建物の効用の維持及び回復 (建物が通常有す 建物の建替えをしないとした場合における当
- 三 建物の修繕に関する計画が定められていると きは、当該計画の内容

用の額及びその内訳

いら 全質 四 建物につき修繕積立金として積み立てられて

- 説明を行うための説明会を開催しなければならな招集の際に通知すべき事項について組合員に対し少なくとも会議を開く日の一か月前までに、当該の 建替え決議を目的とする総会を招集する場合、
- 示場所に掲示しなければならない。 発した後遅滞なく、その通知の内容を、所定の掲り 第四十五条第二項の場合には、第一項の通知を
- ができる。 第一項 (会議の目的が建替え決議であるときを 第一項 (会議の目的が建替え決議であるときを 第一項 (会議の目的が建替え決議であるときを

(組合員の総会招集権)

の招集の通知を発しなければならない。の招集の通知を発しなければならない。 の招集の通知を発しなければならない。 の招集の通知を発しなければならない。 組合員が組合員総数の五分の一以上及第四十四条 組合員が組合員総数の五分の一以上及第四十四条 組合員が組合員総数の五分の一以上及第四十四条 組合員が組合員総数の五分の一以上及

ものとする。

ができる。 2 理事長が前項の通知を発しない場合には、前項

じて、次のように規定〕 (管理組合における電磁的方法の利用状況に応

電磁的方法が利用可能ではない場合

を交付する方法

3

半数をもって、組合員の中から選任する。 て議決権を行使する者を含む。)の議決権の過 に出席した組合員(書面又は代理人によっ は、第四十二条第五項にかかわらず、議長は、 は、第四十二条第五項にかかわらず、議長は、

(電磁的方法が利用可能な場合

前項の電磁的方法は、次に掲げる方法による数をもって、組合員の中から選任する。という。以下同じ。)又は代理人によって信の技術を利用する方法であって次項に定める信の技術を利用する方法であって次項に定める信の技術を利用する方法であって次項に定める場決権を行使する者を含む。)の議決権の過半数をもって、組合員の中から選任する。

られたファイルに当該情報が記録されるものって、当該電気通信回線を通じて情報が送信って、当該電気通信回線を通じて情報が送信っれ、受信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機と受信者の一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の

者は、総会に出席することができる。第四十五条(組合員のほか、理事会が必要と認めた

区分所有者の承諾を得て専有部分を占有する者は、会議の目的につき利害関係を有する場合には、場合において、総会に出席して意見を述べようと場合において、総会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない。

(議決権)

に掲げるとおりとする。 第四十六条 各組合員の議決権の割合は、別表第五

- 組合員とみなす。 権行使については、これら共有者をあわせて一の2 住戸一戸が数人の共有に属する場合、その議決
- ならない。 をがじめ総会開会までに理事長に届け出なければをがじめ総会開会までに理事長に届け出なければをがでいる者一名を選任し、その者の氏名をあれる者は、議決

3

使することができる。 組合員は、書面又は代理人によって議決権を行

- る場合において、その代理人は、その組合員と同5 組合員が代理人により議決権を行使しようとす
- 者、又は他の組合員若しくはその組合員と同居す居する者若しくはその組合員の住戸を借り受けた
- しなければならない。 (代理人は、代理権を証する書面を理事長に提出

る者でなければならない。

じて、次のように規定〕

管理組合における電磁的方法の利用状況に応

| | ⑦|| 電磁的方法が利用可能ではない場合

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

(規定なし)

ることができる。に代えて、電磁的方法によって議決権を行使することができる。

(総会の会議及び議事)

- ればならない。 決権総数の半数以上を有する組合員が出席しなけ第四十七条 総会の会議は、前条第一項に定める議
- 3 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、決する。 と 総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で

び議決権総数の四分の三以上で決する。

前項にかかわらず、組合員総数の四分の三以上及

- 一規約の制定、変更又は廃止
- 用の著しい変更を伴わないものを除く。) 二 敷地及び共用部分等の変更(その形状又は効

7

- 四 建物の価格の二分の一を超える部分が滅失し一項又は第六十条第一項の訴えの提起三 区分所有法第五十八条第一項、第五十九条第
- その他総会において本項の方法により決議すた場合の滅失した共用部分の復旧建物の価格の二分の一を超える部分が滅失し
- じて、次のように規定] (管理組合における電磁的方法の利用状況に応
- 電磁的方法が利用可能ではない場合
- す。 って議決権を行使する者は、出席組合員とみなって議決権を行使する者は、出席組合員とみな
- (イ) 電磁的方法が利用可能な場合
- 組合員とみなす。
 前四項の場合において、書面、電磁的方法又
- 廃止が一部の組合員の権利に特別の影響を及ぼす6 第三項第一号において、規約の制定、変更又は

- ればこれを拒否してはならない。 の場合において、その組合員は正当な理由がなけべきときは、その承諾を得なければならない。こ
- 、第三項第二号において、敷地及び共用部分等の 変更が、専有部分又は専用使用部分の専用使用を認 する組合員又はその専用使用部分の専用使用を認 められている組合員の承諾を得なければならな められている組合員の承諾を得なければならな がなければこれを拒否してはならない。
- る機会を与えなければならない。 あらかじめ当該組合員又は占有者に対し、弁明す
- (議決事項)
- 会の決議を経なければならない。 第四十八条 次の各号に掲げる事項については、総
- 一 収支決算及び事業報告
- 二 収支予算及び事業計画
- 四 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止三 管理費等及び使用料の額並びに賦課徴収方法
- 並びにそれに充てるための資金の借入れ及び修六 第二十八条第一項に定める特別の管理の実施五 長期修繕計画の作成又は変更

繕積立金の取崩し

取前し る計画又は設計等の経費のための修繕積立金の る計画又は設計等の経費のための修繕積立金の 第二十八条第二項に定める建物の建替えに係

八の修繕積立金の保管及び運用方法

九 第二十一条第二項に定める管理の実施

すべき者の選任 第三号の訴えの提起並びにこれらの訴えを提起十 区分所有法第五十七条第二項及び前条第三項

部分の復旧 十一 建物の一部が滅失した場合の滅失した共用

- 区分所有法第六十二条第一項の場合の建替

2

十五 その他管理組合の業務に関する重要事項十四 組合管理部分に関する管理委託契約の締結

じて、次のように規定〕 (管理組合における電磁的方法の利用状況に応

ア 電磁的方法が利用可能ではない場合

(議事録の作成、保管等)

事録を作成しなければならない。第四十九条「総会の議事については、議長は、業

に出席した組合員がこれに署名押印しなければを記載し、議長及び議長の指名する二名の総会な 議事録には、議事の経過の要領及びその結果

ならない。

3

定することができる。

立することができる。

立することができる。

定することができる。

定することができる。

場所を掲示しなければならない。 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管

(書面による決議)

書面による決議をすることができる。 場合において、組合員全員の承諾があるときは、第五十条 規約により総会において決議をすべき

合意があったときは、書面による決議があったれた事項については、組合員全員の書面によるれた事項については、組合員全員の書面による

決議に係る書面について準用する。

て準用する。
5 総会に関する規定は、書面による決議につい

(イ) 電磁的方法が利用可能な場合

(議事録の作成、保管等)

6

| 面又は電磁的記録により、議事録を作成しなけ|| 第四十九条 | 総会の議事については、議長は、書

ればならない

を記載し、又は記録しなければならない。 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果

ければならない。 ければならない。 前項の場合において、議事録が書面で作成さる 前項の場合において、議事録が書面で作成さ

・第二項の場合において、議事録が電磁的記録に第一項の「電子署名」をいう。以下同じ。)をして作成されているときは、当該電磁的記録に記で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報については、議長及び議長の指名録された情報については、議事録が電磁的記録に記録されているときは、当該電磁的記録に記録されているという。

5 理事長は、議事録を保管し、組合員又は利害 大ときは、議事録の関覧(議事録が電磁的記録に記された情報の内容を紙面又は出力装置の映像録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像すればならない。この場合において、閲覧になければならない。この場合において、閲覧になければならない。この場合において、閲覧になければならない。この場合において、組合員又は利害

(書面又は電磁的方法による決議)場所を掲示しなければならない。 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管

第五十条 ればならない。 示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なけ 合員の承諾については、あらかじめ、組合員に きる。ただし、電磁的方法による決議に係る組 場合において、組合員全員の承諾があるときは、 対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を 書面又は電磁的方法による決議をすることがで 規約により総会において決議をすべき

2 げる事項とする。 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲

> 2 第五十二条

- 二 ファイルへの記録の方式 のうち、送信者が使用するもの 第四十四条第四項各号に定める電磁的方法
- 電磁的方法による合意があったときは、書面又 れた事項については、組合員の全員の書面又は は電磁的方法による決議があったものとみな 規約により総会において決議すべきものとさ
- 磁的方法により作成される電磁的記録について び第三項の電磁的方法が行われた場合に当該電 磁的方法による決議に係る書面並びに第一項及 決議は、総会の決議と同一の効力を有する。 れた事項についての書面又は電磁的方法による 前条第五項及び第六項の規定は、書面又は電 規約により総会において決議すべきものとさ

5

6 準用する 総会に関する規定は、 書面又は電磁的方法に

よる決議について準用する。

第五節

(理事会

第五十一条理事会は、理事をもって構成する。

理事会の議長は、理事長が務める。

2

理事会は、理事長が招集する。

事会を招集しなければならない。

の招集を請求した場合には、理事長は速やかに理 理事が 分の一以上の理事の同意を得て理事会

ただし、理事会において別段の定めをすることが 四項から第七項までを除く。) の規定を準用する。 替え決議を会議の目的とする場合の第一項及び第 理事会の招集手続については、第四十三条(建

(理事会の会議及び議事)

第五十三条 理事会の会議は、理事の半数以上が出 席しなければ開くことができず、その議事は出席 理事の過半数で決する。

じて、次のように規定] 管理組合における電磁的方法の利用状況に応

く。) の規定を準用する。 議事録については、第四十九条(第四項を除 電磁的方法が利用可能ではない場合 ただし、第四十九条

> 「理事会に出席した理事」と読み替えるものと 第二項中「総会に出席した組合員」とあるのは

電磁的方法が利用可能な場合

2 議事録については、第四十九条 (第六項を除

く。) の規定を準用する。ただし、第四十九条 「理事会に出席した理事」と読み替えるものと 第三項中「総会に出席した組合員」とあるのは

(議決事項

する。

第五十四条 理事会は、この規約に別に定めるもの のほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事

二 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止に 関する案

Ξ 長期修繕計画の作成又は変更に関する案

五 第十七条に定める承認又は不承認

兀

その他の総会提出議案

第六十七条に定める勧告又は指示等

七 総会から付託された事項

(専門委員会の設置)

第五十五条 おいて、専門委員会を設置し、 理事会は、その責任と権限の範囲内に 特定の課題を調査

又は検討させることができる。

専門委員会は、調査又は検討した結果を理事会

2

に具申する。

第七章 会計

(会計年度)

第五十六条管理組合の会計年度は、 から翌年 月 日までとする 毎年 月 B

(管理組合の収入及び支出)

第五十七条 管理組合の会計における収入は、第二 ら第二十九条に定めるところにより諸費用に充当 使用料によるものとし、その支出は第二十七条か 十五条に定める管理費等及び第二十九条に定める

3

(収支予算の作成及び変更)

第五十八条 理事長は、毎会計年度の収支予算案を 通常総会に提出し、その承認を得なければならな

ばならない。 その案を臨時総会に提出し、その承認を得なけれ 収支予算を変更しようとするときは、理事長は、

(会計報告)

第五十九条 理事長は、毎会計年度の収支決算案を 監事の会計監査を経て、通常総会に報告し、その

承認を得なければならない (管理費等の徴収)

第六十条 より第六十二条に定める口座に受け入れることと 員が各自開設する預金口座から自動振替の方法に 等及び第二十九条に定める使用料について、組合 管理組合は、第二十五条に定める管理費

> ただし、臨時に要する費用として特別に徴収する し、当月分は前月の 日までに一括して徴収する。

して、その組合員に対して請求することができる。 の弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用を加算 ついて、年利 %の遅延損害金と、違約金として 付しない場合には、管理組合は、その未払金額に 組合員が前項の期日までに納付すべき金額を納

て、訴訟その他法的措置を追行することができる。 関して、理事会の決議により、管理組合を代表し 第二項に基づき請求した遅延損害金、弁護士費 理事長は、未納の管理費等及び使用料の請求に

て、その返還請求又は分割請求をすることができ 組合員は、納付した管理費等及び使用料につい

(管理費等の過不足)

第六十一条 収支決算の結果、管理費に余剰を生じ 充当する。 た場合には、その余剰は翌年度における管理費に

2 組合員に対して第二十五条第二項に定める管理費 を求めることができる 等の負担割合により、その都度必要な金額の負担 管理費等に不足を生じた場合には、管理組合は

(預金口座の開設)

第六十二条 管理組合は、会計業務を遂行するため、

(借入れ)

場合には、別に定めるところによる。

第六十三条 管理組合は、第二十八条第一項に定め

管理組合の預金口座を開設するものとする

る業務を行うため必要な範囲内において、借入れ

第六十四条(理事長は、会計帳簿、什器備品台帳、

をすることができる。

(帳票類の作成、保管)

組合員名簿及びその他の帳票類を作成して保管

用並びに督促及び徴収の諸費用に相当する収納金

相当の日時、場所等を指定することができる。 ればならない。この場合において、閲覧につき、 よる請求があったときは、これらを閲覧させなけ し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面に

(消滅時の財産の清算)

は、第二十七条に定める費用に充当する。 第六十五条 管理組合が消滅する場合、その残余財 属するものとする。 用部分の共有持分割合に応じて各区分所有者に帰 産については、第十条に定める各区分所有者の共

(義務違反者に対する措置)

第六十六条 区分所有者又は占有者が建物の保存に その行為をするおそれがある場合には、区分所有 所有者の共同の利益に反する行為をした場合又は 有害な行為その他建物の管理又は使用に関し区分

要な措置をとることができる。

法第五十七条から第六十条までの規定に基づき必

第六十七条 区分所有者若しくはその同居人又は専 (理事長の勧告及び指示等)

示若しくは警告を行うことができる。 「京部分の貸与を受けた者若しくはその同居人(以有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人)以 (以 有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人)以 有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人(以有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人(以

- ては被告となること、その他法的措置をとるこ関し、区分所有者のために、訴訟において原告会又は不当利得による返還金の請求又は受領に二 敷地及び共用部分等について生じた損害賠償
- 止め等の諸費用を請求することができる。 相手方に対し、違約金としての弁護士費用及び差4 前項の訴えを提起する場合、理事長は、請求の

- 5 前項に基づき請求した弁護士費用及び差止め等
- の規定を準用する。 第四十三条第二項及び第三項い。 この場合には、第四十三条第二項及び第三項い。 この場合には、第四十三条第二項及び第三項のために、原告又は被告となったときは、遅滞なの規定に基づき、区分所有者理事長は、第三項の規定に基づき、区分所有者
- (合意管轄裁判所)

頁上同兼上する。 2 第四十八条第十号に関する訴訟についても、前

項と同様とする。

遵守しなければならない。 近隣住民と締結した協定について、これを誠実に第六十九条 区分所有者は、管理組合が 市又は

(紅貝)

ころによる。 については、区分所有法その他の法令の定めると第七十一条 規約及び使用細則等に定めのない事項

ない事項については、総会の決議により定める。規約、使用細則等又は法令のいずれにも定めの

2

じて、次のように規定)

電磁的方法が利用可能ではない場合

管理組合における電磁的方法の利用状況に応

(規約原本等)

規約原本とする。 全員が記名押印した規約を一通作成し、これを第七十二条 この規約を証するため、区分所有者

- は、規約原本の閲覧をさせなければならない。は利害関係人の書面による請求があったとき2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又
- 及び規約変更を決議した総会の議事録の内容と現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本更されているときは、理事長は、一通の書面に、3 規約が規約原本の内容から総会決議により変3
- の書面を保管する。相違ないことを記載し、署名押印した上で、こ
- の内容を記載した書面(以下「規約原本等」と更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約があったときは、理事長は、規約原本、規約変があったときは、理事長は、規約原本、規約変はの計画による請求
- 閲覧につき、相当の日時、場所等を指定するこ5 第二項及び前項の場合において、理事長は、

いう。) の閲覧をさせなければならない。

とができる。

○ 『望遠り うちが 川月丁 によ易な 一保管場所を掲示しなければならない。 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本等の

| 分 電磁的方法が利用可能な場合

ら。名した規約を一通作成し、これを規約原本とす名した規約を一通作成し、これを規約原本とす全員が書面に記名押印又は電磁的記録に電子署第七十二条 この規約を証するため、区分所有者(規約原本等)

は知害関係人の書面又は電磁的方法による請求は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求

し、署名押印又は電子署名した上で、この書面の議事録の内容と相違ないことを記載又は記録の内容が規約原本及び規約変更を決議した総会のは電磁的記録に、現に有効な規約の内容と、そし電磁的記録に、現に有効な規約の内容と、そ更されているときは、理事長は、一通の書面又更されているときは、理事長は、一通の書面又

した電磁的記録(以下「規約原本等」という。)現に有効な規約の内容を記載した書面又は記録約原本、規約変更を決議した総会の議事録及び約原本、規約変更を決議した総会の議事録及びの法による請求があったときは、理事長は、規方法による請求があったときは、理事長は、規方法による請求があったときは、理事長は、規

又は電磁的記録を保管する。

5 第二項及び前項の場合において、理事長は、の閲覧をさせなければならない。

とができる。 関覧につき、相当の日時、場所等を指定するこ

保管場所を掲示しなければならない。理事長は、所定の掲示場所に、規約原本等の

6

録の閲覧に関する規定を準用する。 覧については、第四十九条第五項に定める議事電磁的記録により作成された規約原本等の閲

7

附 則

第一条 この規約は、平成 年 月 日から効力を(対無の多交)

発する。

別表第1 対象物件の表示 物 件 名 所 在 地 敷 積 面 地 権利関係 造 地上 階 地下 階 塔屋 構 造 等 階建共同住宅 建 延べ面積 m 建築面積 m が 物 住戸戸数 戸 専 有 部 分 延べ面積 m² 附 駐車場施設、自転車置場、ごみ集積所、外灯設備、植樹等建物に附属する施設 設

別表第2 共用部分の範囲

- 1 玄関ホール、廊下、階段、エレベーターホール、エレベーター室、電気室、機械室、パイプスペース、メーターボックス(給湯器ボイラー等の設備を除く。)、内外壁、界壁、床スラブ、基礎部分、バルコニー、ベランダ、屋上テラス、車庫等専有部分に属さない「建物の部分」
- 2 エレベーター設備、電気設備、給排水衛生設備、ガス配管設備、火災警報設備、インターネット通信設備、ケーブルテレビ設備、オートロック設備、宅配ボックス、避雷設備、塔屋、集合郵便受箱、配線配管(給水管については、本管から各住戸メーターを含む部分、雑排水管及び汚水管については、配管継手及び立て管)等専有部分に属さない「建物の附属物」
- 3 管理事務室、管理用倉庫、集会室及びそれらの附属物

別表第3 敷地及び共用部分等の共有持分割合

持分割合	敷 地			
	及び	共 用 部 分		
住戸番号	附属施設			
〇〇号室	000分の00	000分の00		
〇〇号室	000分の00	000分の00		
〇〇号室	000分の00	000分の00		
〇〇号室	000分の00	000分の00		
〇〇号室	000分の00	000分の00		
	•	•		
		•		
合 計	000分の000	○○○分の○○○		

別表第4 バルコニー等の専用使用権

区分	専用使用部分	バルコニー	玄 関 扉 窓 枠 窓ガラス	1階に面する庭	屋上テラス
1	位 置	各住戸に接す るバルコニー	各住戸に附属 する玄関扉、 窓枠、窓ガラス	別添図のとおり	別添図のとおり
	専用使用権者	当該専有部分 の区分所有者	同左	○○号室住戸 の区分所有者	○○号室住戸 の区分所有者

別表第5 議決権割合

住戸番号	議決権割合	住戸番号	議決権割合
〇〇号室	000分の00	〇〇号室	○○○分の○○
〇〇号室	000分の00	〇〇号室	○○○分の○○
〇〇号室	000分の00	〇〇号室	〇〇〇分の〇〇
〇〇号室	000分の00	〇〇号室	〇〇〇分の〇〇
〇〇号室	000分の00	〇〇号室	〇〇〇分の〇〇
•	•		•
	•		•
		合計	○○○分の○○○

全般関係 マンション標準管理規約 (単棟型) コメント

保全することが要請されている。

マンションを社会的資産として、その資産価値をマンションを社会的資産として、社会的には、で、マンションを社会的資産として、社会的には、はないことが重要であるとともに、社会的には、アンションが重要な居住環境を確保するため、で、マンションが重要な居住形態となっている中でションが重要な居住形態となっている中では、

このような状況の中で、管理組合はマンションをで成し、そびマンション標準管理規約コメントを作成し、そびマンション標準管理規約ので、このマンション標準管理規約及際の参考として、このマンション標準管理規約を制定、変更するの周知を図るものである。

ものも含めている。 床面積等が、均質のものもバリエーションのある 分譲の住居専用の単棟型マンションで、各住戸の 分譲の住居専用の単棟型マンションで、各住戸の

ついては、それぞれについて標準管理規約を示し数棟のマンションが所在する団地型マンション及びとする。 管理組合を法人とする場合等は別途考慮するものを区分所有する場合、一部共用部分が存する場合、管理組合を法人とする場合等は別途考慮するものとする。

ているので、それらを参考とするものとする。ているので、それらを参考とするものとなる事項の取扱いに関しては、マンションの所在地の状況等の個別の事情を考慮して、合理的な範囲の状況等の個別の事情を考慮して、合理的な範囲とも差し支えない。

覧性をもたせることが望ましい。 なお、別に定められる公正証書による規約と一

第五条関係

場合をいう。賃借人は、占有者に当たる。包括承継は相続、特定承継は売買及び交換等の

第六条関係

て、ここにいう管理組合は権利能力なき社団であめては管理組合は、マンションの管理又は使用をよりとなることができるが、この規の管理組合は法人となることができるが、この規度を図るため構成するものである。のであり、区分所有者全員が加入するものである。のでは管理組合は、マンションの管理又は使用をより管理組合は、マンションの管理又は使用をより管理組合は、マンションの管理又は使用をより

第七条関係

合と特定の者との使用契約により使用させることは車庫が附属しているのではない場合は、管理組た車庫」を加える。また、すべての住戸に倉庫又た車庫」を加える。また、すべての住戸に倉庫又は車庫を設けるときは、専有部分として倉庫又は車庫を設けるときは、

とする。

担関係と連動するものではない。 を専有部分とした。この区分は必ずしも費用の負を再有部分とした。この区分は必ずしも費用の負がでいた。

ては構造的変更を禁止する趣旨である。外観を変更する行為を禁止し、主要構造部につい外観を変更する行為を禁止し、主要構造部については加工等異なるが、外観を構成する部分については加工等

雨戸又は網戸がある場合は、第二項第三号に追

(第三項関係)

加する。

機能に着目して決定する。「専有部分の専用に供される」か否かは、

第十条関係

それに合わせる必要がある。は、公正証書によりその割合が定まっている場合、は、公正証書によりその割合が定まっている場合、共有持分の割合については、専有部分の床面積

出する方法をいう。) によるものとする。心計算 (界壁の中心線で囲まれた部分の面積を算よるが、共有持分の割合の基準となる面積は、壁

ものではなく、分譲契約等によって定まるもので お、共用部分の共有持分は規約で定まるものであ あるが、本条に確認的に規定したものである。 な 敷地及び附属施設の共有持分は、規約で定まる

第十一条関係

とは本条の禁止に当たらない。 住戸を他の区分所有者又は第三者に貸与するこ

合を除き、住戸と倉庫 (車庫)とを分離し、又は ない旨を規定する。 離して譲渡、抵当権の設定等の処分をしてはなら 専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分 倉庫 (車庫) のみを他の区分所有者に譲渡する場 倉庫又は車庫も専有部分となっているときは、

第十二条関係

があるか否かによって判断する。 有することを要する 方法は、生活の本拠であるために必要な平穏さを 住宅としての使用は、専ら居住者の生活の本拠 したがって利用

第十三条関係

めることとする。 「通常の用法」の具体的内容は、使用細則で定

それ以外の場所に置いてはいけません。 例えば、「自転車は、 一階の に置きます。

第十匹条関係

て取り扱うのが妥当であるため、専用使用権につ バルコニー 等については、専有部分と一体とし

駐車場使用契約は、次のひな型を参考とする。

いて定めたものである

専用使用権は、その対象が敷地又は共用部分等

ごとに言及するものとする。 設置の禁止、外観変更の禁止等は使用細則で物件 従って使用すべきこと、管理のために必要がある がある等の制限を伴うものである。また、工作物 範囲内において、他の者の立ち入りを受けること の一部であることから、それぞれの通常の用法に

の徴収について規定することもできる。 属しているのではない場合には、別途専用使用料 バルコニー 及び屋上テラスがすべての住戸に附

第十五条関係

の収容台数が不足しており、駐車場の利用希望者 (空き待ち)が多いという一般的状況を前提とし 本条は、マンションの住戸の数に比べて駐車場

ここで駐車場と同様に扱うべきものとしては、

等駐車場の使用に関する事項の詳細については、 倉庫等がある。 会で合意を得ておくことが望ましい。 いても駐車場使用細則に位置づけ、あらかじめ総 た、駐車場使用契約の内容(契約書の様式)につ とした具体的な手続き、使用者の遵守すべき事項 駐車場使用細則」を別途定めるものとする。ま 本条の規定のほか、使用者の選定方法をはじめ

駐車場使用契約書

は 下「乙」という。)と、 した場合には、甲はこの契約を解除することがで 乙は下記の事項を遵守するものとし、これに違反 用契約を締結する。当該部分の使用に当たっては、 のうち別添の図に示す マンション管理組合 (以下「甲」という。) マンションの区分所有者である の部分につき駐車場使 マンションの駐車場 **(以**

記

1

る専有部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡 月 日までとする。ただし、乙がその所有す 契約期間は、平成 年 月 日から平成

又は貸与したときは、本契約は効力を失う。

2 に甲に納入しなければならない 月額 別に定める駐車場使用細則を遵守しなければ 円の駐車場使用料を前月の 日まで

3

ならない。

とする。 両番号及び車種をあらかじめ甲に届け出るもの 当該駐車場に常時駐車する車両の所有者、 車

することが望ましい。 い旨を駐車場使用契約又は駐車場使用細則に規定 駐車場使用細則、駐車場使用契約等に、管理費、 車両の保管責任については、 管理組合が負わな

である。 であるという方法等について定めることも可能 間終了時に入れ替えるという方法又は契約の更新 また、マンションの状況等によっては、契約期

保することが必要である。 設定すること等により、区分所有者間の公平を確設定すること等により、区分所有者間の公平を確を近傍の同種の駐車場料金と均衡を失しないよう駐車場が全戸分ない場合等には、駐車場使用料

第十六条関係

第二項の対象となるのは、広告塔、看板等であ等について使用条件で明らかにすることとする。等について使用条件で明らかにすることとする。

第十七条関係

影響を及ぼす行為を実施することはできない。により、専有部分の増築又は建物の主要構造部ににより、専有部分の増築又は建物の主要構造部に区分所有者は、区分所有法第六条第一項の規定

る物件の取付け若しくは取替え」の工事の具体例「専有部分の修繕、模様替え又は建物に定着す

間取りの変更等がある。配管(配線)の枝管(枝線)の取付け・取替え、置、主要構造部に直接取り付けるエアコンの設置、としては、床のフローリング、ユニットバスの設

行うことができることも想定している。
ついても、理事長の承認を得れば、区分所有者が取替え工事に当たって、共用部分内に係る工事に取替え工事に当たって、共用部分内に係る工事に収益がある。

東有部分の修繕等の実施は、共用部分に関係し な場合も想定し、区分所有法第十八条の共用部分 の管理に関する事項として、同条第二項の規定に より、規約で別の方法を定めたものである。 なお、区分所有法第十七条の共用部分の変更に なお、区分所有法第十七条の共用部分の変更に なお、区分所有法第十七条の共用部分の変更に なお、区分所有法第十七条の共用部分の変更に なお、区分所有法第十七条の共用部分の数に して、同条第二項の規定に は、そのよう

る。

家への確認が必要である。特に、フローリング工事の場合には、構造、工特に、フローリング工事の場合には、構造、工

当である。がかかる場合には、申請者に負担させることが適がかかる場合には、申請者に負担させることが適

て、承認するかどうか判断する。

「本記するかどうか判断する。

「本記するかどうか判断する。

「本記するかどうが判断する。

「本記するがどうが判断する。

「本記するがどうが判断する。

等へ周知を図ることが適当である。容等を掲示する等の方法により、他の区分所有者等に影響を与えることが考えられるため、工事内等に影響を与えることが考えられるため、工事内

本条の承認を受けないで、専有部分の修繕等の本条の承認を受けないで、専有部分の修繕等のため必要な勧告又は指示理事長は、その是正等のため必要な勧告又は指示工事を行った場合には、第六十七条の規定により、工事を行った場合には、第六十七条の規定により、本条の承認を受けないで、専有部分の修繕等の本の

に別途定めるものとする。 者の遵守すべき事項等詳細については、使用細則本条の規定のほか、具体的な手続き、区分所有

申請書及び承認書の様式は、次のとおりとする。

専有部分修繕等工事申請書

平 成

年

月日

マンション管理組合

Ţ.

理事長

殿

氏名

十七条の規定に基づき申請します。 ることとしたいので、 マンション管理規約第下記により、専有部分の修繕等の工事を実施す

対象住戸

号室

工事内容

工事期間

2 3

施工業者

添付書類

平成 年 月

日から

平成 年 月 日まで

設計図、 仕様書及び工程表

専有部分修繕等工事承認書

平成 年 月

日

施することを承認します。 における専有部分の修繕等の工事については、 平 成 年 月 日に申請のありました 号室 宯

マンション管理組合

(条件)

第十八条関係

事項は規約で定めるべき事項である。 ち専有部分の使用に関するものは、その基本的な 方法や対価等に関する事項等があげられ、このう 庫等の使用方法、 専有部分の使用方法に関する規制や、駐車場、食 は、動物の飼育やピアノ等の演奏に関する事項等 使用細則で定めることが考えられる事項として 使用料等敷地、 共用部分の使用

なお、使用細則を定める方法としては、これら

細部の規定を使用細則等に委ねることは可能であ である。基本的な事項を規約で定め、手続き等の ごとに個別の細則として定める方法とがある。 の事項を一つの使用細則として定める方法と事項 認めない等の規定は規約で定めるべき事項 猫等のペットの飼育に関しては、それを認

びに共用部分の利用方法及びふん尿の処理等の飼 び数等の限定、管理組合への届出又は登録等によ 必要がある。 する責任、違反者に対する措置等の規定を定める 育者の守るべき事項、飼育に起因する被害等に対 る飼育動物の把握、専有部分における飼育方法並 なお、飼育を認める場合には、動物等の種類及

ペットの飼育を禁止する場合

約の例は、次のとおりである。

ペット飼育を禁止する場合、

容認する場合の規

(ペット飼育の禁止

る事項とする。

第 定める飼育方法により飼育する場合、及び身体 かつ、かご・水槽等内のみで飼育する小鳥・観 用部分の如何を問わず、犬・猫等の動物を飼育 障害者補助犬法に規定する身体障害者補助犬 賞用魚類(金魚・熱帯魚等)等を、使用細則に してはならない。ただし、専ら専有部分内で、 (盲導犬、介助犬及び聴導犬) を使用する場合 条 区分所有者及び占有者は、専有部分、 共

> Ιţ この限りではない。

ペットの飼育を容認する場合

(ペットの飼育)

む措置をとることができる。 告に従わない場合には、理事会は、飼育禁止を含 者又は占有者からの苦情の申し出があり、改善勧 遵守しなければならない。ただし、他の区分所有 有者は、使用細則及びペット飼育に関する細則を ペット飼育を希望する区分所有者及び占

第十九条関係

細則に定める事項のうち、対象物件の使用に関す める事項を遵守させる義務を定めたものである。 有者がその第三者に、この規約及び使用細則に定 その専有部分を第三者に貸与する場合に、区分所 にも及ぶが、本条は、それ以外に、区分所有者が 第三者が遵守すべき事項は、この規約及び使用 規約の効力は対象物件の使用方法につき占有者

賃貸借契約書

に提出する誓約書の様式は次のとおりとする。

貸与に係る契約書に記載する条項及び管理組合

ζ 定める事項を誠実に遵守しなければならない 賃借人が、前項に規定する義務に違反したと 賃借人は、対象物件の使用、 マンション管理規約及び同使用細則に 収益に際し

2

きは、 ಶ್ 賃貸人は、 本契約を解除することができ

号室 (以下「対象物件」という。) の賃貸借 賃貸人)との マンション

契約の締結に際し、下記事項を誓約します。 マンション管理

平 成 年 月 日

規約及び同使用細則に定める事項を誠実に遵守す

対象物件の使用に際しては

マンション管理組合

住所

氏名

EΠ

らず、転出後さらに転居する場合も含む。)は、 にする場合も、届出の規定を設けることが有効で 回避する観点から有効である。また、長期間不在 とも、区分所有者に連絡がつかない場合を未然に 合に届け出なければならない旨を規約に定めるこ 現に居住する住所、電話番号等の連絡先を管理組 ている間 (当該専有部分から転出する場合のみな 区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与し

> いては、第四十三条第二項及び第三項によること をしない区分所有者に対する総会招集手続きにつ なお、上述の定めをした場合であっても、 届出

第二十一条関係

駐車場の管理は、管理組合がその責任と負担で

画修繕等である。 任と負担において行わなければならないのは、計 バルコニー等の管理のうち、管理組合がその責

え等である。 バルコニー の清掃や窓ガラスが割れた時の入れ替 本条ただし書の「通常の使用に伴う」管理とは

等がある。 第二項の対象となる設備としては、配管、 配線

え等に要する費用のうち専有部分に係るものにつ いては、各区分所有者が実費に応じて負担すべき 理費を充当することが可能であるが、配管の取替 七条第三号の「共用設備の保守維持費」として管 配管の清掃等に要する費用については、第二十

第二十二条関係

ものである。

う。) については、第七条第二号及び第三号にお いて専有部分に含まれないこととされているこ 錠及び内部塗装部分を除く。以下「開口部」とい 窓枠、窓ガラス及び玄関扉(玄関扉にあっては、 専有部分に属さない「建物の部分」について

> うこととなる。 されていることから、開口部は共用部分として扱 Ιţ 第八条に基づく別表第二において共用部分と

は、原則として、他の共用部分と同様に計画修繕 の向上のため行われる開口部の改良工事について の普通決議により決することを定めている。 い変更を伴わない共用部分の変更について、集会 第一項は、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能 また、区分所有法は、その形状又は効用の著し

の対象とすべき旨を規定したものである。

め定めるべきことを規定したものである。 て工事を行うことができるよう、細則をあらかじ 難な場合には、各区分所有者の責任と負担におい 修繕によりただちに開口部の改良を行うことが困 性が生じる場合もあり得ることにかんがみ、計画 ではなく一部の住戸において緊急かつ重大な必要 問題を改善するための断熱性の向上等、一棟全戸 発生したカビやダニによるいわゆるシックハウス 上の問題を踏まえた防犯性能の向上や、結露から 第二項は、開口部の改良工事については、

いては施工の都度総会の決議を求めるまでもな めることにより、その範囲内で行われるものにつ 法や材質・形状等をあらかじめ定型的に細則で定 とから、当該開口部の改良工事についてもその方 おいて大きく異なるような状況は考えられないこ 有部分に係る開口部 (共用部分) が形状や材質に また、第二項は、マンションでは通常個々の専

ことを可能とする趣旨である。く、各区分所有者の責任と負担において実施する

見を聴くことを考慮する。 定めるに当たっては、専門的知識を有する者の意できるものとしてあらかじめ定型的な工事内容をできるものとしてあらかじめ定型的な工事内容を

別途定めるものとする。 有者の遵守すべき事項等詳細については、細則に本条の規定のほか、具体的な工事内容、区分所

関する様式に準じて定めるものとする。申請書及び承認書の様式は、専有部分の修繕に

管理費等の負担割合を定めるに当たっては、

第二十五条関係

ついては、組合費として管理費とは分離して徴収管理費のうち、管理組合の運営に要する費用に用頻度等は勘案しない。

第二十七条関係

することもできる

含まれ、これについては一般の人件費等を勘案し管理組合の運営に要する費用には役員活動費も

準に設定することとする。利益のために活動することにかんがみ、適正な水て定めるものとするが、役員は区分所有者全員の

コミュニティ形成は、日常的なトラブルの未然

管理組合活動である。 管理組合活動である。 管理組合活動である。 管理組合活動である。 管理組合にとって、必要な業務である。 実施する管理組合にとって、必要な業務である。 実施する管理組合にとって、必要な業務である。 実施する管理組合とって、必要な業務である。 実施する管理組合役員が地域の町内会に出席する際に や、管理組合役員が地域の町内会に出席する際に である。 管理組合活動である。

用である管理費等とは別のものである。

助居住者が任意に負担するものであり、マンショめ居住者が任意に負担するものであり、マンションという共有財産を維持・管理していくための費という共有財産を維持・管理していくための費という共有財産を維持・管理していくための費にした。町内会をは、各居住者が各自の判断で自治会、町内会

第二十八条関係

使

り修繕積立基金として徴収している場合や、修繕する経費に充当していくため、一括して購入者よは、一定期間ごとに行う計画的な維持修繕工事がは、一定期間ごとに行う計画的な維持修繕工事がは、一定期間ごとに行う計画的な維持修繕工事がは、一定期間ごとに行う計画的な維持修繕工事がは、一定期間ごとに行う計画的な維持修繕工事がは、一定期間ごとに行う計画的な維持するために対象物件の経済的価値を適正に維持するために対象物件の経済的価値を適正に維持するために対象物件の経済的価値を適正に維持するために対象物件の経済的価値を適正に維持するために対象物件の経済的価値を適正に維持するために対象物件の経済的価値を適正に維持するために対象物件の経済的価値を適正に維持するために対象物件の経済的価値を適正に維持するために対象物件の経済的価値を適正に維持するために対象を表して、

である。
である。

こと等から、一時負担金が区分所有者から徴収ること等から、一時負担金が区分所有者から徴収ること等から、一時負担金が区分所有者から徴収ること等から、一時負担金が区分所有者がら徴収

円滑化法に基づく建替組合によるマンション建

A.建替え決議までのプロセス

検討を行うことの合意を得ること」を目標と検討を行うことの合意を得ること」を目標とれる段階であり、「管理組合として建替えの発意がなされ、それに賛同する有志により、発意がなされ、それに賛同する有志により、 ア・準備段階: 一部の区分所有者から建替えの

(イ) 検討段階:管理組合として、修繕・改修として、建替えを必要として計画することのとして、建替えを必要として計画することの情について検討する段階であり、「管理組合として、修繕・改修と

策定するとともに、それを前提とした建替えの合意形成を図りながら、建替え計画を本の合意形成を図りながら、建替えの計画を本の合意形成を図りながら、建替えの計画を本いる。

決議を得ること」を目標とする。

В

- 建替え決議後のプロセス 定め、都道府県知事等の認可を受けて建替組 建替組合の設立段階:定款及び事業計画を
- イ 権利変換段階:権利変換計画を策定し、 利変換を行う段階 計画に関し都道府県知事等の認可を受け、

合を設立する段階

- (ウ) 完了時にマンション建替事業に係る清算を行 工事実施段階:建替え工事を施工し、工事
- 田 再入居と新管理組合の設立段階:新マンシ 足する段階 ョンに入居し、新マンションの管理組合が発

ョンの建築に要する費用の概算額やその費用分 事項等である。 担、再建マンションの区分所有権の帰属に関する の設計概要、マンションの取壊し及び再建マンシ を実施する。調査の主な内容は、 おいては、管理組合が建替えの検討のため、調査 のプロセスのうち、 のA分及びウの段階に 再建マンション

ることを定めたのが第二項である。 修繕積立金を取り崩すことのできる場合があ のプロセスのうち、 のBグの段階において

区分所有者の全員合意に基づく任意の建替えを推 マンション建替事業の認可に基づく建替え、又は のプロセスによらず、円滑化法第四十五条の

> 組合内で共通認識を得ておくことが必要である。 積立金を取り崩すことは可能である。 ただし、任 び第二項、又は第二項と同様の方法により、修繕 管理規約に規定することもできる。 ンションの実態に応じて、管理費から支出する旨 意の組織に関しては、その設立時期について管理 進する場合であっても、必要に応じて、第一項及 建替えに係る調査に必要な経費の支出は、各マ

第二十九条関係

第三十一条関係 繕積立金とは区分して経理することもできる。 繕に多額の費用を要することから、管理費及び修 機械式駐車場を有する場合は、その維持及び修

届出書の様式は、 次のとおりとする。

出

平 成 年 月 日

マンション管理組合

マンションにおける区分所有権の取得

及び喪失について、下記のとおり届け出ます。

1 対象住戸

号室

2 区分所有権を取得した者

氏名

3 区分所有権を喪失した者 氏名

住所 (移転先)

4 区分所有権の変動の年月日 平 成 年

区分所有権の変動の原因 月

5

第三十二条関係

実施のために重要である。 所有者の間で合意しておくことは、円滑な修繕の いて、あらかじめ長期修繕計画として定め、区分 る建物の部分、修繕時期、必要となる費用等につ 繕を行っていくことが必要であり、その対象とな くためには、一定の年数の経過ごとに計画的に修 建物を長期にわたって良好に維持・管理してい

長期修繕計画の内容としては次のようなものが

最低限必要である。

お、新築時においては、計画期間を三十年程度 できることとなる。 にすると、修繕のために必要な工事をほぼ網羅 計画期間が二十五年程度以上であること。な

2 計画修繕の対象となる工事として外壁補修 周期、 開口部の改良等が掲げられ、各部位ごとに修繕 屋上防水、給排水管取替え、窓及び玄関扉等の 工事金額等が定められているものである

3 全体の工事金額が定められたものであるこ

また、 長期修繕計画の内容については定期的な

(おおむね五年程度ごとに)見直しをすることが

影協定書等)、

消防関係書類、

機械関係設備施設

合として併せて行う必要がある。施の前提として、劣化診断(建物診断)を管理組長期修繕計画の作成又は変更及び修繕工事の実

らからでもできる。 らからでもできる。 らからでもできる。 長期修繕計画の作成等のための劣化診断 (建物診 長期修繕計画の作成等のための劣化診断 (建物診 長期修繕計画の作成又は変更に要する経費及び

て修繕積立金から取り崩すこととなる。事の一環としての経費であることから、原則とし物診断)に要する経費の充当については、修繕工事の前提としての劣化診断(建

は上述の図書が交付されていない場合もある。 に上述の図書が交付されていない場合もある。 ただし、同条は、適正化法の施行(平成十三年八月一日)前に建設工事化法の施行(平成十三年八月一日)前に建設工事化法の施行(平成十三年八月一日)前に建設工事化法の施行(平成十三年八月一日)前に建設工事でよっており、これに該当するマンションにこととなっており、これに該当するマンションにごととなっており、これに該当するマンションにごととなっており、これに該当するマンションにごととなっており、これに該当するマンションにごといる。

の関係書類、売買契約書関係書類等がある。の関係書類、売買契約書関係書類等がある。の関係書類、売買契約書関係書類等がある。の関係書類、売買契約書関係書類等がある。の関係書類、売買契約書関係書類等がある。の関係書類、売買契約書関係書類等がある。の関係書類、売買契約書関係書類等がある。の関係書類、売買契約書関係書類等がある。の関係書類、売買契約書関係書類等がある。の関係書類、売買契約書関係書類等がある。の関係書類、売買契約書関係書類等がある。

第三十三条関係第三十三条関係

委託契約書による。第三者に委託する場合は、マンション標準管理

第三十三条及び第三十四条関係

断の難しさなどを踏まえ、建物を維持していく上権利・利用関係の複雑さ、建物構造上の技術的判所有するという形態ゆえ、利用形態の混在による「マンションは一つの建物を多くの人が区分して

以外の設計関係書類(数量調書、竣工地積測量図

特定行政庁関係書類(建築確認通知書)

Н

で区分所有者間の合意形成を進めることが必要で

他方、建物の修繕に有用な書類としては、上述

ある。

理を適正に進めることが求められる。

理を適正に進めることが求められる。

理を適正に進めることが求められる。

理を適正に進めることが求められる。

ヤー等の民間資格取得者などが考えられる。マンションの権利・利用関係や建築技術に関する専門家である、弁護士、司法書士、建築士、行政専門家である、弁護士、司法書士、建築士、行政専門家である、弁護士、司法書士、建築士、行政専門家である。

第三十五条関係
第三十五条関係
第三十五条関係

- おおむね十~十五戸につき一名選出するもの理事の員数については次のとおりとする。

とする。

できる。 という枠により定めることも とり、 ― 名という枠により定めることも2 員数の範囲は、最低三名程度、最高二十名程

□○戸を超え、役員数が二十名を超えるようの体制を検討する必要がある。

とする。

この場合、理事会の運営方針を決めるため、理事長、副理事長(各部の部長と兼任するような組職構成が望ましい。)による幹部会を設けること総構成が望ましい。)による幹部会を設けることとは、副理事長(各部の部長と兼任するような組事長、副理事長(各部の部長と兼任するような組事長、副理事長(各部の部長と兼任するような組事長、副理事長(各部の部長と兼任するような組事長、副理事長(各部の部長と兼任するような組事長、副理事長の運営方針を決めるため、理

法人が区分所有する専有部分があるマンション法人が区分所有する専有部分をどのように利用してにおいては、当該専有部分をどのように利用してとを認めるか、法人関係者が役員になる場合には、学工項の「現に居住する組合員」が存在する者が実際に役員業務を行うことができ格を有する者が実際に役員業務を行うことができるかについて、あらかじめ規約や細則に定めておるかについて、あらかじめ規約や細則に定めておるかについて、あらかじめ規約や細則に定めておるかについて、あらかじめ規約や細則に定めておるかについて、あらかじめ規約や細則に定めておるかについて、あらかじめ規約をどのように表するが区分所有する専有部分があるマンション

第三十六条関係

するのもよい。この場合には、役員の任期は二年業務の継続性を重視すれば、役員は半数改選とその就任日及び任期の期限を明確にする。〜二年で設定することとし、選任に当たっては、〜二年で設定することとし、選任に当たっては、

で欠けた場合、補欠の役員を理事会の決議で選任で欠けた場合、補欠の役員を理事会の決議で選任で欠けた場合、補欠の役員を理事会の決議で選任

第三十八条関係

り決定することが望ましい。 の決定することが望ましい。 り決定することが望ましい。

第四十二条関係

(第五項関係)

こともできる。総会において、議長を選任する旨の定めをする

第四十三条関係

(第三項、第七項関係)

るものとする。以下同じ。所定の掲示場所は建物内の見やすい場所に設け

第四十四条関係

子メールの送信やウェブサイト(ホームページ)電磁的方法による議決権行使の具体例には、電

ROMの交付による方法等がある。への書込みの利用、フロッピーディスクやCD

号は規定しないことが望ましい。電磁的方法の一部のみ利用可能な管理組合は、電子メールの送受信やウとが望ましい。例えば、電子メールの送受信やウとが望ましい。例えば、電子メールの送受信やウとが望ましい。例えば、電子メールの送受信やウとが望ましい。例えば、電子メールの送受信やウとが望ましい。

第四十五条関係

理事会が必要と認める者の例としては、マンション管理業者、管理員、マンション管理土等がある。

第四十六条関係

数字に直した割合によることが適当である。あるいはそれを基礎としつつ賛否を算定しやすい議決権については、共用部分の共有持分の割合、

可能である。 一戸につき各一個の議決権により対応することも各住戸の面積があまり異ならない場合は、住戸

ることも可能である。を基準とする議決権を併用することにより対応す

また、住戸の数を基準とする議決権と専有面積

映されるよう留意する。 快議する場合には、その特定の少数者の意見が反 であるような事項を

ま面による議決権の行使とは、総会には出席して議る。他方、代理人よる議決権の行使とは、組合員る。他方、代理人よる議決権の行使とは、組合員ないで、総会の開催前に議案についての賛否を記ないで、総会の開催前に議案についての賛否を記ないで、総会の開催前に議案についての賛否を記ないで、総会には出席し

誰を代理人とするかについて主体的に決定するこる場合は、第四十六条第五項に規定する者の中で、なお、組合員は、代理人により議決権を行使す

第四十七条関係

る。

ない、議事は否決とすることを意味するものであい、大権の過半数で決議し、過半数の賛成を得られな理人によって議決権を行使する者を含む。)の議理人によって議決権を行使する者を含む。)の議第二項は、議長を含む出席組合員(書面又は代

ある多数決によるものとした。 のとした。あとの事項は、会議運営の一般原則でのとした。あとの事項は、会議運営の一般原則で

決権の各過半数によることとしている。 としつつ、その形状又は効用の著しい変更を伴わ 集会の決議 (特別多数決議)で決することを原則 集会の決議 (特別多数決議)で決することを原則 がでいたのででは、共用部分の変更に関し、区分 が関係では、共用部分の変更に関し、区分

してその実施に努めるべきであることを踏まえ、建物の維持・保全に関して、区分所有者は協力

十七条第三項第二号である。を、標準管理規約上も確認的に規定したのが第四を、標準管理規約上も確認的に規定したのが第四機動的な実施を可能とするこの区分所有法の規定

又は議決権総数の過半数で決する旨規約に定める又は議決権総数の過半数で、ついては、総組合員の議決権総数の過半数で、規模修繕工事のように多額の費用を要する事項に、成により決議されることにかんがみ、例えば、大成により決議されることにかんがみ、例えば、大成により決議されることにかんがみ、例えば、大利で修繕工事のように多額の費用を要する事項に基づき出席負が出席する総会において、第二項に基づき出席員が出席する組合員の議決権総数の当数を有する組合第一項に基づき議決権総数の当数を有する組合

IT化工事に関し、光ファイバー・ケーブル

個別の判断によることとなる。ただし、基本的には各工事の具体的内容に基づくただし、基本的には各工事の具体的内容に基づく決議に関しては、例えば次のように考えられる。

バリアフリー化の工事に関し、建物の基本的

こともできる

工事で基本的構造部分への加工が小さいものは造躯体に壁や筋かいなどの耐震部材を設置するシートや鉄板を巻き付けて補修する工事や、構介・耐震改修工事に関し、柱やはりに炭素繊維

普通決議により実施可能と考えられる。 管通決議により実施可能と考 がの設置工事は普通決議により、実施可能と考 がの設置工事は普通決議により、実施可能と考 がの設置工事は普通決議により、実施可能と考えられる。

の敷設工事を実施する場合、その工事が既存のの敷設工事を実施する場合、その工事が既存のの敷設工事を加え、その形状を変更するような場合でも、建物の躯体部分に相当程度の加工を要するものではなく、外観を見苦しくない状態に復元するのであれば、普通決議によい実施可能と考えられる。

えられる。 計画修繕工事に関し、鉄部塗装工事、外壁補の 計画修繕工事に関し、鉄部塗装工事、外壁補の更新工事に関し、鉄部塗装工事、外壁補

トポックスや高置水槽等の撤去工事は普通決議関扉等の一斉交換工事、既に不要となったダスのは特別多数決議により、窓枠、窓ガラス、玄事などで、大規模なものや著しい加工を伴うもか。その他、集会室、駐車場、駐輪場の増改築工

る。

ないならないかに関係することが必要であるかならないかに関係することから、賛成者、反連替え決議の賛否は、売渡し請求の相手方にないより、実施可能と考えられる。

第四十九条関係

第三項の「利害関係人」とは、敷地、専有部分第三項の「利害関係がある者をいい、単に事実上利法律上の利害関係がある者をいい、単に事実上利法律上の利害関係がある者をいい、単に事実上利法での者等は対象とはならない。

電磁的記録の具体例には、磁気ディスク、磁気 でイスク等のような磁気的方式によるもの、ICカード、ICメモリー等のような電子的方式によるもの、CD ROMのような光学的方式によるもの、CD ROMのような光学的方式によるものなどによって調製するファイルに情報を記録したものがある。

電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一方。 次のア及び个のいずれにも該当するものでって、次のア及び个のいずれにも該当するものでって、次のア及びへのいずれにも該当するものでって、次のア及びへのいずれにも該当するものである。

ア)当該情報が当該措置を行ったものの作成に係

い。るものであることを示すためのものであるこ

うかを確認することができるものであること。 当該情報について改変が行われていないかど

第五十三条関係

席を認める旨を規約に定めることもできる。は、その配偶者又は一親等の親族に限り、代理出は、その配偶者又は一親等の親族に限り、代理出

第五十五条関係

第六十条関係

を理費等に関し、組合員が各自開設する預金口管理費等に関し、組合員が各自開設する預金口座から自動振替の方法により管理組合の口座に受座から自動振替の方法により管理組合の口座に受座がら自動振替の方法により管理組合の口座に受容託等を除く。)を前提とした規定であり、集金委託等を除く。)を前提とした規定であり、集金で行会社委託等による原則方式又は支払一任代行方式をとる場合にはその実がある。

用である。

督促及び徴収に要する費用とは、次のような費

代の実費及び事務手数料の一、配達証明付内容証明郵便による督促は、郵便

ウ その他督促及び徴収に要した費用 それに伴う印紙代、予納切手代、その他の実費イ 支払督促申立その他の法的措置については、

第六十四条関係

保険証券などがある。 保険証券などがある。 保険証券などがある。 保険証券などがある。

バシー に留意する必要がある。

組合員名簿の閲覧に際しては、

組合員のプライ

第六十五条関係

を定めることが望ましい。
と、マンションの実態に応じて衡平な清算の規定と、マンションの実態に応じて衡平な清算とするなく異なる場合は負担割合に応じた清算とするな共有持分割合と修繕積立金等の負担割合が大き

第六十九条関係

とする。 とする。 とする。

第七十条関係共同アンテナ、電気室等の使用等を想定している。共同アンテナ、電気室等の使用等を想定している。ここでいう協定としては、公園、通路、目隠し、協定書は規約に添付することとする。

者の選定方法、 細則は他に、 役員選出方法、 文書保存等に関するものが考えら 管理事務の委託業

第七十二条関係

機能を果たすこととなる。 規約を設定した際の総会の議事録が、規約原本の 員の規約案に対する同意を証する書面又は初めて には、分譲時の規約案及び分譲時の区分所有者全 区分所有者全員が記名押印した規約がない場合

附則全般関係

に以下のような附則を規定することが考えられ 作成する際の参考とする場合は、附則第一条の次 新規分譲において、分譲会社等が原始規約案を

(管理組合の成立)

第二条 管理組合は、 したものとする。 平成 年 月 日に成立

(初代役員)

第三条 第三十五条にかかわらず理事 名、監

理事、理事及び監事の氏名は別に定めると 名とし、理事長、副理事長、会計担当

2 わらず平成 前項の役員の任期は、第三十六条第一項にかか 月 日までとする。

おりとする。

ウ)

入居後直ちに開催する総会で抽選で駐車場の

(管理費等)

第四条 各区分所有者の負担する管理費等は、 総会においてその額が決定されるまでは、

むものである

敷地は、規約により建物の敷地としたものも含

出された別に定める額とする。 第二十五条第二項に規定する方法により算

(経過措置)

けるものとする。 業計画等に関しても必要に応じて附則で特例を設 第五条 この規約の効力が発生する日以前に、 に記載するもののほか、初年度の予算及び事 車場使用契約は、この規約の効力が発生す 区分所有者が る日において管理組合と締結したものとみ 会社との間で締結した駐

作成する際の参考とする場合は、次の点に留意す 新規分譲において、分譲会社等が原始規約案を

規約の効力発生時点は、最初に住戸の引渡し

とする。 戸の引渡しがあった時とする。 に役員を選任することができるようになるまで 役員の任期については、区分所有者が自立的

日も、規約の効力発生時点と同じく、最初に住 があった時とする。また、管理組合の成立年月

別表第一関係 要である。 使用者を決定する場合には、附則第五条は、不

別表第二関係

ここでいう共用部分には、規約共用部分のみな

場合は、両方を記載すること

所在地が登記簿上の所在地と住居表示で異なる

のために設置されるものであるから、これを規約 象となるものであるが、区分所有者の共通の利益 らず、法定共用部分も含む 管理事務室等は、区分所有法上は専有部分の対

あれば、その旨も記載する 一部の区分所有者のみの共有とする共用部分が

により共用部分とすることとしたものである。

第三章 管理組合法人登記

〇組合等登記令 [抄]

,政令第二十九号,昭和三十九年三月二十三日,

ものの氏、名又は住所の変更の登記に準用する。人の社員でこれらの法人を代表すべき社員以外の人の社員でこれらの法人を代表すべき社員以外の大の社員でこれらの法人を代表すべき社員以外の大の社員でこれら、社会保険労務士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、税理士法人、司法書では、監査法人、の第十七条第一項ただし書の規定は、監査法人、の第十七条第一項だだし書の規定は、監査法人、ののの氏、名又は住所の変更の登記に準用する。

〇法人登記規則 〔抄〕

法務省令第四十六号 昭和三十九年三月三十一日

第四二十一条まで並びに第百二十三条の規定は、 第二十七条から第四十五条まで、第四十七条 で、第二十七条から第四十五条まで、第四十七条 の二から第四十九条まで、第五十一条の二、第六 十五条から第六十七条まで、第五十一条の二、第六 十五条から第六十七条まで、第五十一条の二、第六 十五条から第六十七条まで、第五十一条の二、第六 十四条から第二十七条まで、第四条(第二項を除 がら第二十一条まで、第四十七条 本語で、第百二条から第二十四条まで、第百二十一条まで、第百三条から第百十二条まで、第五十一条の三、第二 本語で、第百二条がら第二十三条の規定は、

> 場合」と読み替えるものとする。 二項、第九十七条並びに第百二条第四項の規定は 第七十一条から第七十三条まで、第七十五条第 二から第六十条まで、第六十八条、第六十九条 限る。)」とあるのは、「清算の開始の命令がある 区域内に日本における代表者の住所地がある場合 同規則第九十六条第一項第二号中「登記所の管轄 外国法人の登記に準用する。この場合において、 第一項 (第三号から第六号までを除く。) 及び第 二の規定は、法人の登記に、同規則第九十三条の 第百二条第三項、第百十八条並びに第百十八条の 十一条第二項後段の規定を準用する部分、同規則 十七条から第九十条まで、第九十二条中同規則第 び第三項、第八十三条から第八十六条まで、第八 第四項、第七項及び第八項、第八十二条第一項及 項、第七十六条、第七十八条、第八十条第三項 法人及び外国法人の登記に、同規則第五十五条の 二、第九十四条第二項、第九十五条、第九十六条 (すべての日本における営業所を閉鎖した場合に

〇商業登記規則 〔抄〕

第百五十一条ノ三

[法務省令第二十三号] [昭和三十九年三月十一日]

最終改正 平成一六年三月二九日法務省令第二二号

第四章 区分所有建物登記

〇不動産登記法〔抄〕

法律第二十四号

最終改正(平成一五年八月一日法律第一三八号)

第二十一条

第一項及ビ第五項ノ手数料ノ納付八登記印紙ヲ以
ニ項及ビ第五項ノ手数料ノ納付八登記印紙ヲ以
ニ項及ビ第五項ノ手を
ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用
シテ第一項、第二項又ハ第五項ノ請求ヲ為ストキ
シテ第一項及ビ第五項ノ手数料ノ納付八登記印紙ヲ以

第五章 マンションの建替

○マンションの建替えの円滑化

国土交通省令第百十六号,平成十四年十二月十七日

る施行再建マンションの住戸の規模、構造及び設第十五条 法第十二条第七号の国土交通省令で定め最終改正 平成一五年一〇月七日国土交通省令第二一一号

一 各戸が床面積(施行再建マンションの共用部備の基準は次のとおりとする。

分の床面積を除く。 以下この号において同じ。)

五十平方メートル(現に同居し、又は同居しよ五十平方メートル(現に同居し、対ない者を含む。以下この号において同じ。)がない者を含む。以下この号において同じ。)がない者を含む。以下この号において同じ。)がないでき者の年齢、所得その他の特別の事情によりべき者の年齢、所得その他の特別の事情によりでむを得ないと認められる住戸(現に同居し、中むを得ないと認められる住戸(現に同居し、の床面積を三十平方メートル以上とすることがの床面積を三十平方メートル以上とすることがの床面積を三十平方メートル以上とすることができる。

あること。 文は同条第五号に規定する準耐火構造の住宅で、分号)第二条第四号に規定する耐火構造の住宅

三 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備あること

及び浴室を備えたものであること。

この省令は、公布の日から施行する。

適正化関係一編でンション管理

第

第一章 マンション管理適

推進に関する法律○マンションの管理の適正化の

最終改正(平成一五年六月一八日法律第九六号) 法律 第 百 四十九号]

)

第三十条

第四節 義務等 (第四十条 第四十三条の二)

参照 二項の「国土交通省令」=規則二六条令で定める事項を登載してするものとする。 理土登録簿に、氏名、生年月日その他国土交通省2 前項の登録は、国土交通大臣が、マンション管

第三十三条

2 国土交通大臣は、マンション管理士の名称の使用の停止を命ずることができの登録を取り消し、又は期間を定めてマンションの登録を取り消し、又は期間を定めてマンション管理士が第四十条

の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以定める期間ごとに、次条から第四十一条の四まで第四十一条 マンション管理士は、国土交通省令で

二 住宅金融公庫法 (昭和二十五年法律第百五十

ればならない。 下この節において「講習」という。) を受けなけ 国土交通省令で定めるところにより行う講習(以 下この節において「登録講習機関」という。) が

一項第一の「国土交通省令」=規則四一条、 一項第二の「国土交通省令」 = 同四二条~四

第四十一条の二 前条の登録は、講習の実施に関す る事務(以下この節において「講習事務」という。 を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第四十一条の三 次の各号のいずれかに該当する者 は、第四十一条の登録を受けることができない。

二年を経過しない者 り、又は執行を受けることがなくなった日から この法律又はこの法律に基づく命令に違反 **罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ**

二 第四十一条の十三の規定により第四十一条の 経過しない者 登録を取り消され、その取消しの日から二年を

三 法人であって、講習事務を行う役員のうちに 前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等 法一〇八条

第四十一条の四 国土交通大臣は、第四十一条の二 の規定により登録を申請した者の行う講習が、別

> 通省令で定める。 合において、登録に関して必要な手続は、国土交 ときは、その登録をしなければならない。この場 表の下欄に掲げる講師により行われるものである 表第一の上欄に掲げる科目について、それぞれ同

登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項

2

を記載してするものとする。

登録年月日及び登録番号

一登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名

登録講習機関が講習事務を行う事務所の所在

Ξ

定める事項 前三号に掲げるもののほか、 国土交通省令で

四

参照 一項の「国土交通省令」 = 規則四二条、二項 四号の「国土交通省令」 = 規則四二条の二

2

(登録の更新

第四十一条の五 用する。 れば、その期間の経過によって、その効力を失う。 ない政令で定める期間ごとにその更新を受けなけ 前三条の規定は、前項の登録の更新について準 第四十一条の登録は、三年を下ら

参照 | 項の「政令」 = 令四条

(講習事務の実施に係る義務)

第四十一条の六登録講習機関は、 定める基準に適合する方法により講習事務を行わ 第四十一条の四第一項の規定及び国土交通省令で 公正に、かつ、

なければならない

参照 「国土交通省令」=規則四二条の四

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の七 登録講習機関は、第四十一条の四 しようとするときは、変更しようとする日の二週 ればならない。 間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なけ 第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更

(講習事務規程

第四十一条の八 登録講習機関は、講習事務に関す うとするときも、同様とする。 大臣に届け出なければならない。 これを変更しよ いう。) を定め、講習事務の開始前に、国土交通 る規程 (以下この節において「講習事務規程」と

めておかなければならない。 する料金その他の国土交通省令で定める事項を定 講習事務規程には、講習の実施方法、講習に関

(講習事務の休廃止) 参照 二項の「国土交通省令」=規則四二条の六

第四十一条の九 登録講習機関は、講習事務の全部 その旨を国土交通大臣に届け出なければならな 又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、 国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、

参照 「 国土交通省令」 = 規則四二条の七

法一一〇条四号

(財務諸表等の備付け及び閲覧等

関の事務所に備えて置かなければならない。関の事務所に備えて置かなければならない。 という。)を作成し、五年間登録講習機を含む。次項及び第百十二条の二において「財務を含む。次項及び第百十二条の二において「財務を含む。次項及び第百十二条の二において「財務を含む。次項及び第百十二条の二において「財務を含む。次項及び第百十二条の二において「財務を含む。次項及び第百十二条の二において「財務を含む。次項及び第百十二条の二において「財務を含む。次項及び第百十二条の二において「財務を含む。次項及び第百十二条の一において「財務を含む。次項及び第百十二条の上において「財務を含む。次項及び第百十二条の上において「財務」という。

用を支払わなければならない。
田を支払わなければならない。
田号の請求をするには、登録講習機関の定めた費請求をすることができる。ただし、第二号又は第請習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる

きは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 財務諸表等が書面をもって作成されていると

いるときは、当該電磁的記録に記録された事項三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されて二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

提供することの請求又は当該事項を記載した書方法であって国土交通省令で定めるものにより1 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的1

のの閲覧又は謄写の請求

を国土交通省令で定める方法により表示したも

面の交付の請求

そのこれ、同項四号の「国土交通省令」=規則四二条の、 同項四号の「国土交通省令」=規則四二条の参照 二項三号の「国土交通省令」=規則四二条の

罰則 一一二条の二

(適合命令)

とを命ずることができる。 とを命ずることができる。 国力定に適合するため必要な措置をとるべきこが第四十一条の四第一項の規定に適合しなくなっが第四十一条の円第一項の規定に適合しなくなっまが第四十一条の十一 国土交通大臣は、登録講習機関

(改善命令)

若しくは一部の停止を命ずることができる。録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部が次の各号のいずれかに該当するときは、その登第四十一条の十三 国土交通大臣は、登録講習機関(登録の取消し等)

に至ったとき。 第四十一条の三第一号又は第三号に該当する

四十一条の十第一項又は次条の規定に違反した二 第四十一条の七から第四十一条の九まで、第

と き。

各号の規定による請求を拒んだとき。 正当な理由がないのに第四十一条の十第二項

五 不正の手段により第四十一条の登録を受けた四 前二条の規定による命令に違反したとき。

(帳簿の記載)

保存しなければならない。関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを第四十一条の十四 登録講習機関は、国土交通省令

罰則 一一〇条一号
参照 「国土交通省令」=規則四二条の一〇

(国土交通大臣による講習事務の実施)

をは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことが 関定による講習事務の全部又は一部の休止又は廃 規定による講習事務の全部又は一部の休止又は廃 により第四十一条の登録を取り消し、又は登録講 では、講習事務の全部又は一部の休止又は廃 により講習事務の全部又は一部の停止 でより講習事務の全部又は一部の停止 により講習事務の全部又は一部の停止

部又は一部を自ら行う場合における講習事務の引2 国土交通大臣が前項の規定により講習事務の全

令で定める。 継ぎその他の必要な事項については、 国土交通省

3 る額の手数料を国に納付しなければならない。 受けようとする者は、実費を勘案して政令で定め 第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を

参照 二項の「国土交通省令」= 規則四二条の一二、 |項の「政令」 = 令五条

第四十一条の十六 国土交通大臣は、講習事務の適 告をさせることができる。 は、その必要な限度で、登録講習機関に対し、 正な実施を確保するため必要があると認めるとき

五

(立入検査) 罰則 一一〇条二号

第四十一条の十七 国土交通大臣は、講習事務の適 類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質 は、その必要な限度で、その職員に、登録講習機 正な実施を確保するため必要があると認めるとき 問させることができる。 関の事務所に立ち入り、登録講習機関の帳簿、

3 2 があるときは、これを提示しなければならない。 身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求 められたものと解釈してはならない。 前項の規定により立入検査を行う職員は、その 第一項に規定する権限は、 犯罪捜査のために認

- 一〇条三号

(公示

第四十一条の十八 合には、その旨を官報に公示しなければならない。 国土交通大臣は、 次に掲げる場

第四十一条の登録をしたとき。

第四十一条の七の規定による届出があったと

三 第四十一条の九の規定による届出があったと

登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じた 第四十一条の十三の規定により第四十一条の

は自ら行っていた講習事務の全部若しくは一部 部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又 を行わないこととするとき 第四十一条の十五の規定により講習事務の全

第四十三条の二 この節に定めるもののほか、講習、 項は、国土交通省令で定める。 登録講習機関その他この節の施行に関し必要な事

(国土交通省令への委任)

参照 「国土交通省令」 = 規則四二条の三、四二条 の 一 六 の五、四二条の一一、四二条の一三~四二条

第五十二条 ろにより登録免許税を、同条第三項の規定により 受けようとする者は、登録免許税法の定めるとこ しなければならない。 て政令で定める額の手数料を、それぞれ国に納付 更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案し 第四十四条第一項の規定により登録を

> 参照 政令」 = 令六条

(試験)

第五十七条

2 Ιţ 第七条第二項及び第八条から第十条までの規定 試験について準用する。

参照 二項で準用する一〇条一項の「政令」= 令七 条、二項で準用する七条二項の「国土交通省 令」= 規則六五条

(管理業務主任者証の交付等)

第六十条

りでない。 証の交付を受けようとする者については、この限 試験に合格した日から一年以内に管理業務主任者 に行われるものを受けなければならない。ただし、 「講習」という。) で交付の申請の日前六月以内 めるところにより行う講習 (以下この節において 「登録講習機関」という。) が国土交通省令で定 通大臣の登録を受けた者 (以下この節において の二から第四十一条の四までの規定により国土交 は、第六十一条の二において準用する第四十一条 管理業務主任者証の交付を受けようとする者

(準用規定)

第六十一条の二 第四十一条の二から第四十一条の おいて準用する場合を含む。 とあるのは「第六十条第二項本文 (前条第二項に る。この場合において、第四十一条の二中「前条」 十八までの規定は、登録講習機関について準用す 以下同じ。)」と、第

四十一条の三、第四十一条の五第一項、第四十一条の十三第五号、第四十一条の十五第一項本びの登録」と、第四十一条の内第二項本文の登録」と、第四十一条の四中「別表第二」とあるのは「別表第二」とあるのは「別表第二」とあるのは「第一十条の三、第四十一条の五第一項、第四十一と読み替えるものとする。

四十一条の二に規定する講習事務及び第六十一条

用する場合を含む。)の規定による講習事務

(第

| 令八条 | 令八条の一五第三項の「政令」

しなければならない。 お五十九条第一項の登録を受けようといればならない。

参照 「 政令」 = 令九条

事項は、国土交通省令で定める。 講習機関その他この節の規定の施行に関し必要な定試験機関、管理業務主任者の登録、講習、登録第六十九条 この節に定めるもののほか、試験、指

は第四十一条の十三(第六十一条の二において準は第四十一条の十三(第六十一条の二において準用する場合で含む。)の規定による試験事務という。第百十条において同じ。)、でする試験事務をいう。第百十条において津用する場合できる試験事務をいう。第百十条において準用する場合できる試験事務(第十一条第一項に規算という。

二 第二十一条(第三十八条、第五十八条第三項

第九十四条及び第百二条において準用する場合

を含む。) 又は第四十一条の十六 (第六十一条

三十万円以下の罰金に処する。 三十万円以下の罰金に処する。 三十万円以下の罰金に処する。 三十万円以下の罰金に処する。 三十万円以下の罰金に処する。 三十万円以下の罰金に処する。 三十万円以下の罰金に処する。 三十万円以下の罰金に処する。 三十万円以下の罰金に処する。 三十万円以下の罰金に処する。。

職員は、三十万円以下の罰金に処する。登録講習機関、センター又は指定法人の役員又はその違反行為をした指定試験機関、指定登録機関、第百十条 次の各号のいずれかに該当するときは、第百十条 次の各号のいずれかに該当するときは、

第十九条(第三十八条、第五十八条第三項及第十九条(第三十八条、第五十八条第三項及して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に定偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったと虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったと虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったと

をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 よる報告をせず、又は質問に対して陳述 第二十二条第一項(第三十八条、第五十八条 項(第六十一条の二において準用する場合を含む。)又は第四十一条の十七第一 する場合を含む。)又は第四十一条の十七第一 む。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、 がげ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述 をせず、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述

四 第二十三条第一項(第三十八条、第五十八条の九(第六十一条の二において準用する場合をお。)の許可を受けないで、又は第四十一条の九(第六十一条の二において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、試験事務、登録事務、講習事務又は管理適正化業務のを部を廃止したとき。

三十万円以下の罰金に処する。 第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は

をせず、又は虚偽の報告をした者 第六十七条又は第八十五条の規定による報告

第七十三条第一項の規定に違反して、書面を交付ない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付ない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

に対し交付した者 い書面を同条第一項の規定により交付すべき者 第七十三条第二項の規定による記名押印のな

四 第八十条又は第八十七条の規定に違反した者 第八十六条第一項の規定による立入り若しく 関に対して陳述をせず、若しくは忌避し、又は質し、第八十六条第一項の規定による立入り若した者

六 第八十八条第一項の規定に違反した者

は 第書、事業報告書若しくは収支決算書を提出し は収支予算書若しくは収支決算書の提出をせ よる事業報告書若しくは収支決算書の提出をせ よる事業報告書若しくは収支決算書の提出をせ はの規定による事業計画書若

第百十二条の二 第四十一条の十第一項(第六十一第百十二条の二 第四十一条の二において準用する場合を含む。)の規定による請求を拒んだ者は、は記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十一条の十第二項各号(第六十一条の二において準用する場合を含む。)の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 〔平成一五年六月一八日法律第九六号抄〕

する。 第一条 この法律は、平成十六年三月一日から施行

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律

第十三条 第十二条の規定による改正後のマンショの一部改正に伴う経過措置)

2 第十二条の規定の施行の際現に同条の規定によ 第十二条の規定の施行の日 でを受けている者は、第十二条の規定の施行の日 での登りている者は、第十二条の規定の施行の日 を受けている者は、第十二条の規定の施行の日 がら起算して六月を経過する日までの間は、新マから起算して六月を経過する日までの間に同条の規定によ 第十二条の規定の施行の際現に同条の規定によ

3 第十二条の規定の施行前六月以内に受けた旧マンション管理適正化法第六十条第二項本文の規定により行った講習は、その受けた日から起算して六月を経過する日は、その受けた日から起算して六月を経過する日までの間は、新マンション管理適正化法第六十条第二項本文の指定より行う講習とみなす。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第十四条

附則第二条から前条までに規定するもの

続その他の行為とみなす。 続その他の行為とみなす。 続きの他の行為とみなす。 によってした処分、手続その他の行為であの規定によってした処分、手続その他の行為であり、中相当する規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為であいま律による改正後のそれぞれの法律にある改正のほか、この法律の施行前にこの法律による改正のほか、この法律の施行前にこの法律による改正のほか、この法律の施行前にこの法律による改正のほか、この法律の施行前にこの法律による改正のほか、この法律の法律による改正のほかが、この法律の法律による改正のに対している。

(罰則の適用に関する経過措置)

(その他の経過措置の政令への委任) 場合におけるこの法律の施行後にした行為に対す場合におけるこの法律の施行後にした行為に対す リの規定によりなお従前の例によることとされる リカス この法律の施行前にした行為及びこの附

のる。 (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定ほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置第十六条 附則第二条から前条までに定めるものの

別表第一 (第四十一条の四関係)

を受けているものとみなす。

科目を除く。) 科目を除く。) 科目を除く。) 科目を除く。) ・ 一 学校教育法 という。)に、 という。)に、 という。)に、 という。)に、 という。)に、 は助教授 の関に掲げ、 という。)に、 は、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに			
は、コンの管 ー 学校教育法のによる大学で、以上の元は、コンの管 ー 学校教育法のでは、大型は、大型などを担当法で、以上のにおいる者のに、大型は、大型などを担当法で、以上のに掲げ、大型は、大型などを担当法で、以上のに掲げ、大型は、大型を担当法では、大型を担当法では、大型を担当法では、大型を担当法では、大型を担当法では、大型を担当法では、大型を対象がある。		科へ実にマ 目四務関ン	科
る上削た く計学、10年字 を 者の号者 は は学 うっ 学 の 会 法 学 を 法 学 で 会 法 学 で 会 法 学 で 会 法 学 報 毎 は む 数 当 法 に い か 過 当 法 に い か 過 当 法 に い か 過 当 法 に		除項関るョ くにす法ン 掲る令の	目
	る者 上の知識及び経験を 前号に掲げる者と同	た者 はこれらの職に となり はいかり にない かり にない 大学 (以下・大学を担当する教授の職に とないう。) において 大学を担当する教授 (以下・大学) において (以下・大学) において (以下・大学) において (以下・大学) において (以下・大学) にない (い下・大学) にない	講師

設属ョールのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	に合 関運 る営
らの職にあった者 で で で で で で で で で で で で で	授の職にあり、当する教授若し学において民事

四

Ξ

る科目に関する科目 これらの職にあった者助教授の職にあり、又はを担当する教授若しくは一 大学において行政法学 する者 以上の知識及び経験を有一 前号に掲げる者と同等 する者 以上の知識及び経験を有一 前号に掲げる者と同等

別表第二 (第六十一条の二関係)

関するがでは出納る。	ー この法律その他 関係法令に関する科目 二 管理事務の委託 コー 管理事務の委託	科	た。
納出会 にの計	科委 すの 目託 る他	目	- 4
に従事している者で、現に管理業務主任者であった。 理業務主任者であった 強い会計士	一 弁護士 一 弁護士 一 弁護士 一 弁護士 一 弁護士 一 弁護士 一 弁護士 一 弁護士 一 弁護士任者 であっている者 に従事している者 に従事している者 に従事している者 に従事している者 に後事している者 に後事している者 にを であった。 である。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 で	講師	会の二個化)

目調整に関する科が及び附属設備の関整に関する企画又は実施維持又は実施の場所の場所の関係を対しまが、 マンションの建 に従事している者としてマンション管理業で、現に管理業務主任者ー 管理業務主任者 する者 以上の知識及び経験を有一 前号に掲げる者と同等 する者 以上の知識及び経験を有一 前号に掲げる者と同等 級建築士

推進に関する法律施行令 マンションの管理の適正化 0

政令第二百三十八号平成十三年七月四日

の有効期間) (マンション管理士等に係る登録講習機関の登録 最終改正 平成 | 五年 | 二月 | 〇日政令第四九六号

第四条 法第四十一条の五第一 二において準用する場合を含む。) の政令で定め る期間は、三年とする。 (マンション管理士の講習手数料) 項(法第六十一条の

第五条 手数料の額は、一万三千五百円とする。 法第四十一条の十五第三項の政令で定める

第六条 (マンション管理業者の更新登録手数料 管理業務主任者試験の受験手数料 一万二千百円とする。 法第五十二条の政令で定める手数料の額

> 第七条 千九百円とする。 十条第一項の政令で定める受験手数料の額は、 法第五十七条第二項において準用する法第

八

(管理業務主任者の講習手数料

第八条 法第六十一条の二において準用する法第四 十一条の十五第三項の政令で定める手数料の額

六千七百円とする。

第九条 (管理業務主任者の登録等の手数料) 次の各号に掲げる者の区分に応じ、 法第六十八条の政令で定める手数料の額

それぞ

れ当該各号に定める額とする。 法第五十九条第一項の登録を受けようとする

四千二百五十円

= 円 再交付又は訂正を受けようとする者 二千三百 管理業務主任者証の交付、 有効期間の更新、

この政令は、 附 則 〔平成一五年一二月一〇日政令第四九六号〕 平成十六年三月一日から施行する。

マンションの管理の適正化 推進に関する法律施行規則 の

国土交通省令第百十号平成十三年七月十九日

おむね次のとおりである 条 最終改正 前条の基準によって試験すべき事項は、 平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号 お

(受験手数料の納付) (受験手数料の納付) に関すること。四 マンションの管理の適正化の推進に関する法四 マンションの管理の適正化の推進に関する法

下この節において単に「受験手数料」という。) 下この節において単に「受験手数料」という。) 下この節において単に「受験手数料」という。) は、受験申込書に収入印紙をはって納付するものとする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五技術の利用に関するととにより開発を表示して、当該申込みを行ったことにより得知である。

第十条

た日は、次のとおりとする。 た日は、次のとおりとする。 お第十一条第一項に規定する指定試験機関(以

7	ション管理セ 区	財団法人マン 東	名称 主	指定試験機	
丘番丘号	一ツ橋二丁	東京都千代田	の所在地主たる事務所	機関	
	Ħ	平成十三年八月十		指定をした日	

第十四条 指定試験機関は、法第十五条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載しの認可を受けようとする試験事務規程(以下このでにおいて単に「試験事務規程」という。)を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければなぶえて、これを国土交通大臣に提出しなければない。

第二十条

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機(入出力と間で表示されるときは、当該記録をもって法第という。)に記録され、必要に応じ指定試験機関という。)に記録され、必要に応じ指定試験機関という。)に記録され、必要に応じ指定試験機関という。)に記録され、必要に応じ指定試験機関という。)に記録され、必要に応じ指定試験機関という。)に記録され、必要に応じ指定試験機関という。)に記録され、必要に応じ指定試験機関という。)に記録され、必要に応じ指定試験機関という。)に構えられたファイル表置を含む。

なければならない。

第二十六条

2 国土交通大臣は、登録簿に記載するものとすの十一第一項の報告書のを対したことを証する書面を交付したときは、講習のしたことを証する書面を交付したときは、講習のをマンション管理土登録簿という。

五号によるものとする。 マンション管理土登録簿の様式は、別記様式第

十三条第一項の規定の適用については、これらの実施に関する事務(以下この節及び次節において、登録事務」という。)がマンション管理士の登録登録機関(以下この節及び次節において、登録事務」という。)がマンション管理士の登録登録機関(以下この節及び次節において単に、指定録機関(以下この節及び次節において単に、指定録機関(以下この節及び次節において単に、指定録機関(以下この節及び次節において単に、指定録機関(以下この節及び次節において単に、指定

3 法第十九条に規定する帳簿 (前項の規定による

等を含む。) は、試験事務を廃止するまで保存し

記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク

第三十五条 るところにより納付するものとする」とする。 法第十五条第一項に規定する登録事務規程で定め る」とあるのは「法第三十八条において準用する り納付するときは、現金をもってすることができ 該申請を行ったことにより得られた納付情報によ の再交付又は訂正の申請をする場合において、当 のとする。ただし、電子情報処理組織により同項 申請書に、それぞれ収入印紙をはって納付するも 第三十七条第二項」と、「変更届出書又は再交付 り読み替えて適用する法第三十五条第二項及び法 項」とあるのは「法第三十七条第一項の規定によ た」と、第三十三条第一項中「法第三十五条第一 が」と、「停止をした」とあるのは「停止があっ 第一項若しくは第二項の規定により国土交通大臣 第二項の規定により」とあるのは「法第三十三条 と、第三十二条中「法第三十三条第一項若しくは した」とあるのは「交付した旨の通知を受けた」 五条の規定により国土交通大臣から」と、「交付 覧表」と、「、又は」とあるのは「、又は第三十 る法第三十条第一項」と、第二十六条第二項中 第三十七条第一項の規定により読み替えて適用す 条第一項中「法第三十条第一項」とあるのは「法 大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第二十五 規定 (第三十三条第一項を除く。) 中「国土交诵 「第四十二条の十一第三項の規定により修了者一 「第四十二条の十一第一項の報告書」とあるのは 指定登録機関が登録事務を行う場合に

ければならない。
ければならない。
ければならない。
ければならない。
ければならない。
ければならない。
ければならない。
ければならない。

第三十七条

前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えらいできる。

登録事務を廃止するまで保存しなければならな項のファイル又は磁気ディスク等を含む。) は、定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同

3

期間は、五年とする。 第四十一条 法第四十一条の国土交通省令で定める第四十一条 法第四十一条の国土交通省令で定める期間)

(登録の申請)

「登録等」という。)を受けようとする者は、別の五第一項の登録の更新 (以下この条において第四十二条 法第四十一条の登録又は法第四十一条

いて「申請書」という。)に次に掲げる書類を添れて「申請書」という。)に次に掲げる書類を添れて「申請書」という。)に次に掲げる書類を添い。

- イ 定款又は寄附行為及び登録簿の謄本 法人である場合においては、次に掲げる書類
- ハ 役員の氏名及び略歴を記載した書類ロ 申請に係る意思の決定を証する書類
- うとする者の略歴を記載した書類 一個人である場合においては、登録等を受けよ
- 要を記載した書類を行おうとするときは、その業務の種類及び概を行おうとするときは、その業務の種類及び概という。) 以外の業務
- 誓約する書面 三各号のいずれにも該当しない者であることを五 登録等を受けようとする者が法第四十一条の
- (個人である場合に限る。)に係る本人確認情報2 国土交通大臣は、登録等を受けようとする者六 その他参考となる事項を記載した書類

る書面を提出させることができる。は、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わ規定によるその提供を受けることができないときについて、住民基本台帳法第三十条の七第三項の

五

(登録講習機関登録簿の記載事項)

家四十二条の二 法第四十一条の四第二項第四号の氏名とする。 (法第四十一条の五第二項において準用する場合で定める事項は、法第四十一条に規定する登録講習機関(以下この節に四十一条に規定する登録講習機関(以下この節にの十二条の二 法第四十一条の四第二項第四号

(登録の更新の申請期間)

提出しなければならない。 の日の九十日前から三十日前までの間に申請書をの日の九十日前から三十日前までの間に申請書を更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了第四十二条の三 法第四十一条の五第一項の登録の

(登録講習事務の実施基準)

で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 第四十二条の四 法第四十一条の六の国土交通省令

一 登録講習を毎年一回以上行うこと。

時間は国土交通大臣が定める時間とすること。は六時間を標準とし、登録講習科目ごとの講義二 登録講習は講義により行い、講義時間の合計

四 登録講習講師は講義の内容に関する受講者のて「登録講習教材」という。)を用いること。 て「登録講習教材」という。)を用いること。 登録講習科目に応じ国土交通大臣が定める事

において単に「修了証」という。)を交付する別記様式第十号の二による修了証(以下この節おいて「登録講習修了者」という。)に対して、登録講習の課程を修了した者(以下この節に質問に対し、登録講習中に適切に応答すること。

と。 六 不正な受講を防止するための措置を講じるこ

講習である旨を公示すること。 習の実施に関し必要な事項及び当該講習が登録七 登録講習を実施する日時、場所その他登録講

るおそれがある表示その他の行為をしないこは、当該業務が登録講習事務であると誤認され、 登録講習事務以外の業務を行う場合にあって

(登録事項の変更の届出)

出しなければならない。
七の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提

一 変更しようとする事項

一 変更しようとする年月日

変更の理由

(講習事務規程の記載事項)

一 登録講習事務を行う時間及び休日に関する事通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。第四十二条の六 法第四十一条の八第二項の国土交

項

施場所に関する事項 一 登録講習事務を行う事務所及び登録講習の実

三 登録講習の実施に係る公示の方法に関する事

頂

五 登録講習の実施方法に関する事項四 登録講習の受講の申込みに関する事項

に関する事項 登録講習に関する料金の額及びその収納方法

七 登録講習の内容及び時間に関する事項

ハ 登録講習に用いる登録講習教材に関する事項

十 第四十二条の十第三項の帳簿その他の登録講九 修了証の交付に関する事項

習事務に関する書類の管理に関する事項

十一 不正受講者の処分に関する事項

- | その他登録講習事務の実施に関し必要な事

Ιļ

(登録講習事務の休廃止の届出

事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しな止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる小の規定により登録講習事務の全部又は一部を休第四十二条の七 登録講習機関は、法第四十一条の

ければならない。

二 休止し、又は廃止しようとする年月日

三 休止しようとする場合にあっては、その期間

四 休止又は廃止の理由

第四十二条の八 法第四十一条の十第二項第三号の(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

示する方法とする。

記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表

Б

登録講習修了者にあっては、前号に掲げる事

国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に

「ま)(電磁的記録に記録された事項を提供するための

2

うち、登録講習機関が定めるものとする。 国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものの第四十二条の九 法第四十一条の十第二項第四号の

信者の使用に係る電子計算機に備えられたファ当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受た電子情報処理組織を使用する方法であって、用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し用に係る電子計算機と受信者の使

情報を記録したものを交付する方法 一 磁気ディスク等をもって調製するファイルに

イルに当該情報が記録されるもの

ができるものでなければならない。 の記録を出力することによる書面を作成すること2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへ

(帳簿の備付け等)

令で定める事項は、次に掲げるものとする。 第四十二条の十 法第四十一条の十四の国土交通省

一 登録講習の実施年月日

二 登録講習の実施場所

四 受講者の氏名、生年月日、住所及びマンショ四 受講者の氏名、生年月日、住所及びマンション 受講者の氏名、生年月日、住所及びその時間 において担当した登録講習講師の氏名並びに講義

当該記録をもって帳簿への記載に代えることがでの機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、が関係号に掲げる事項が、電子計算機に備えら前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えら

るな No. 2 登録講習機関は、法第四十一条の十四に規定する 登録講習機関は、法第四十一条の十四に規定する 登録講習機関は、法第四十一条の十四に規定す

ればならない。登録講習を実施した日から三年間保存しなけ材を登録講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

(登録講習事務の実施結果の報告)

ならない。 登録講習機関は、登録講習事務第四十二条の十一 登録講習機関は、登録講習事務

登録講習の実施年月日

一 登録講習の実施場所

四 受講者数 三 受講申込者数

登録講習修了者数

はい。 前項の報告書には、登録講習修了者の氏名、生 時月日、住所及びマンション管理士の登録番号並 がに登録講習の修了年月日、修了証の交付年月日 がに登録講習の修了年月日、修了証の交付年月日 はい。

提出しなければならない。 登録講習機関は、登録講習事務を実施したときは、登録講習機関は、登録講習事務を実施したときは、3 指定登録機関が登録事務を行う場合において、

(登録講習事務の引継ぎ等)

項を行わなければならない。の十五第二項に規定する場合には、次に掲げる事第四十二条の十二 登録講習機関は、法第四十一条

と。登録講習事務を国土交通大臣に引き継ぐこ

こと。 習事務に関する書類を国土交通大臣に引き継ぐ 習事務に関する書類を国土交通大臣に引き継ぐ

(国土交通大臣が行う講習の受講手続)三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

る者は、別記様式第十号の三によるマンション管定により国土交通大臣が行う講習を受けようとす第四十二条の十三 法第四十一条の十五第一項の規

ればならない。理土講習受講申込書を国土交通大臣に提出しなけ

(講習の修了)

(講習手数料の納付) したことを証する書面を交付するものとする。 したことを証する書面を交付するものとする。 の課程を修了した者に対して、講習の課程を修了第四十二条の十四 国土交通大臣は、その行う講習

第四十二条の十五 法第四十一条の十五第三項に規定する手数料は、第四十二条の十三に規定するマンション管理士講習受講申込書に収入印紙をはって納付するものとする。ただし、電子情報処理組織により法第四十一条の十五第一項の規定により織により法第四十一条の十五第一項の規定によりれた納付情報により納付するときは、現金をもっれた納付情報により納付するときは、現金をもっれた納付情報により納付するときは、現金をもってすることができる。

(立入検査を行う職員の証明書)

第四十三条から第四十九条まで(削除)

とする。 第五十一条 法第四十五条第一項に規定する登録申 第書(以下この節において単に「登録申請書」と 第五十一条 法第四十五条第一項に規定する登録申

申請書に収入印紙をはって納付するものとする。第六十条 法第五十二条に規定する手数料は、登録

り納付するときは、現金をもってすることができい納付するときは、現金をもってすることができ該申請を行ったことにより得られた納付情報によ三項の更新の登録の申請をする場合において、当ただし、電子情報処理組織により法第四十四条第

第六十七条 第五条から第二十四条までの規定は は「法第五十八条第三項において準用する法第十 同条第二項中「法第十四条第一項後段」とあるの 三項において準用する法第十四条第一項前段」と、 十四条第一項前段」とあるのは「法第五十八条第 法第十三条第一項」と、第十三条第一項中「法第 あるのは「法第五十八条第三項において準用する 番七号」と、第十二条中「法第十三条第一項」と 号」とあるのは「東京都港区虎ノ門一丁目二十三 協会」と、「東京都千代田区一ツ橋二丁目五番五 センター」とあるのは「社団法人高層住宅管理業 と、同条第三項の表中「財団法人マンション管理 十一条第一項」とあるのは「法第五十八条第一項」 十条第一項中「法第十一条第二項」とあるのは 十七条において準用する法第十条第一項」と、第 第九条中「法第十条第一項」とあるのは「法第五 とあるのは「管理業務主任者試験受験申込書」と、 十五号」と、「マンション管理士試験受験申込書! 条中「別記様式第一号」とあるのは「別記様式第 機関について準用する。この場合において、第六 試験及び法第五十八条第一項に規定する指定試験 法第五十八条第二項」と、同項第二号中「法第

中「法第二十三条第一項」とあるのは「法第五十 とあるのは「別記様式第十六号」と、第二十三条 る法第二十二条第二項」と、「別記様式第二号」 とあるのは「法第五十八条第三項において準用す 九条」と、第二十二条中「法第二十二条第二項」 は「法第五十八条第三項において準用する法第十 十条第一項及び第三項中「法第十九条」とあるの 二項において準用する法第九条第二項」と、第二 準用する法第十七条第一項」と、同条第二項 一項」とあるのは「法第五十八条第三項において 条第三項」と、第十九条第一項中「法第十七条第 「法第五十八条第三項において準用する法第十六 と、第十七条中「法第十六条第三項」とあるのは 中「第二条各号」とあるのは「第六十四条各号」 いて準用する法第十六条第二項」と、同条第二号 条第二項」とあるのは「法第五十八条第三項にお 業務主任者試験委員」と、第十六条中「法第十六 「マンション管理士試験委員」とあるのは「管理 準用する法第十五条第二項」と、同条第五号中 二項」とあるのは「法第五十八条第三項において 五条第一項後段」と、第十五条中「法第十五条第 は「法第五十八条第三項において準用する法第十 同条第二項中「法第十五条第一項後段」とあるの 項において準用する法第十五条第一項前段」と、 五条第一項前段」とあるのは「法第五十八条第三 四条第一項後段」 法第九条第二項」とあるのは「法第五十七条第 بح 第十四条第一項中「法第十

項」と読み替えるものとする。

項」と、第二十四条中「法第二十三条」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第二十四条」と、「法第二十七条第二項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第二十二条第一人条第三項において準用する法第二十三条第一人条第三項において準用する法第二十三条第一人条第三項において準用する法第二十三条第一人ののののでは、

第六十九条

おらよい。 る講習は、次のすべてに該当するものでなければる講習は、次のすべてに該当するものでなければる講習は、次のすべてに該当するものでなければする。

実施する講習であること。 実施する講習であること。 実施する講習であること。 は、明治二十九年法律 図ることを目的として民法 (明治二十九年法律 図ることを目的として民法 (明治二十九年法律 図ることを目的として民法 (明治二十九年法律 図ることを目的として民法 (明治二十九年法律 図ることを目的として民法 (明治二十九年法律 図ること。

」。 正当な理由なく受講を制限する講習でないこ

て実施される講習であること。

に講習の名称は、次のとおりとする。 第一項第一号の規定による指定を受けた講習を

講習を実	施する者	講習の名称
名称	きたる事務所 主たる事務所	
社団法人高層	東京都港区虎	管理業務主任
住宅管理業協	ノ門一丁目二	格登録に係
会	十三番七号	講習

第七十二条

登録簿に記載するものとする。
それぞれ当該各号に掲げる事項を管理業務主任者、国土交通大臣は、次の各号に掲げる場合には、

当該指示又は処分をした年月日及びその内容条第二項の規定による禁止の処分をした場合条第二項の規定による禁止の処分をした場合

る日及び発行番号業務主任者証の交付年月日、有効期間の満了す業務主任者証の交付年月日、有効期間の満了す一 管理業務主任者証を交付した場合 当該管理

三 法第六十条第一項の規定による管理業務主任

習を行った機関の氏名又は名称証明書又は書類に係る講習の修了年月日及び講証明書又は書類が添付されている場合 当該修了了証明書又は同項の講習の課程を修了したこと者証の交付の申請に当たって、次条第二項の修

十号によるものとする。

第七十三条

2 管理業務主任者証の交付を申請しようとする者

の課程を修了したことを証する書面を添付しなけ十五条において準用する第四十二条の十四の講習四十二条の四第一項第五号の修了証明書又は第七とする者を除く。)は、管理業務主任者証交付申とする者を除く。)は、管理業務主任者証交付申

第七十四条の二 (削除)

ればならない。

第七十五条 第四十二条から第四十二条の十六まで 第六十一条の二において準用する法第四十一条の 項第四号中「法第四十一条の二」とあるのは「法 る第四十二条の三」と、同項第三号中「法第四十 条の三」とあるのは「第七十五条において準用す あるのは「別記様式第二十三号」と、「第四十二 四十一条の五第一項」と、「別記様式第十号」と 登録又は法第六十一条の二において準用する法第 項において準用する場合を含む。以下同じ。) の のは「法第六十条第二項本文(法第六十一条第二 一条の登録又は法第四十一条の五第一項」とある の場合において、第四十二条第一項中「法第四十 土交通大臣が行う講習事務について準用する。こ 用する法第四十一条の十五第一項の規定により国 の二の講習事務及び法第六十一条の二において準 法第六十一条の二において準用する法第四十一条 の規定(第四十二条の十一第三項を除く。)は、 一条」とあるのは「法第六十条第二項本文」と、 法別表第一」とあるのは「法別表第二」と、

四十一条の三」と、第四十二条の二中「法第四十 は「法第六十一条の二において準用する法第四十 第四十二条の七中「法第四十一条の九」とあるの 五条において準用する第四十二条の十第三項」と 中「第四十二条の十第三項」とあるのは「第七十 了証」とあるのは「修了証明書」と、同条第十号 法第四十一条の八第二項」と、同条第九号中「修 とあるのは「法第六十一条の二において準用する と、第四十二条の六中「法第四十一条の八第二項」 十一条の二において準用する法第四十一条の七」 の五中「法第四十一条の七」とあるのは「法第六 了証」とあるのは「修了証明書」と、第四十二条 とあるのは「別記様式第二十三号の二」と、「修 条の六」と、同条第五号中「別記様式第十号の二. 十二条の四中「法第四十一条の六」とあるのは いて準用する法第四十一条の五第一項」と、第四 の五第一項」とあるのは「法第六十一条の二にお 項本文に」と、第四十二条の三中「法第四十一条 二において準用する法第四十一条の五第二項」と 法第四十一条の四第二項第四号 (法第六十一条の とあるのは「法第六十一条の二において準用する るのは「法第六十一条の二において準用する法第 「法第六十一条の二において準用する法第四十一 一条の四第二項第四号(法第四十一条の五第二項) 法第四十一条に」とあるのは「法第六十条第一 同項第五号中「法第四十一条の三」とあ

二において準用する法第四十一条の十第二項第三 二十三号の三」と、 おいて準用する法第四十一条の十五第一項」と、 の十五第一項」とあるのは「法第六十一条の二に 第三項」と、第四十二条の十三中「法第四十一条 は「第七十五条において準用する第四十二条の十 同条第二号中「第四十二条の十第三項」とあるの おいて準用する法第四十一条の十五第二項」と、 の十五第二項」とあるのは「法第六十一条の二に 了番号」と、第四十二条の十二中「法第四十一条 了証明書の」と、「修了証番号」とあるのは「修 理業務主任者」と、「修了証の」とあるのは「修 号」とあるのは「修了番号」と、第四十二条の十 の」とあるのは「修了証明書の」と、「修了証番 は「管理業務主任者」と、同項第五号中「修了証 条第一項第四号中「マンション管理士」とあるの 二において準用する法第四十一条の十四」と、 第四十一条の十四」とあるのは「法第六十一条の 号」と、第四十二条の十第一項及び第三項中「 二において準用する法第四十一条の十第二項第四 号」と、第四十二条の九第一項中「法第四十一条 の十第二項第三号」とあるのは「法第六十一条の の十第二項第四号」とあるのは「法第六十一条の 別記様式第十号の三」とあるのは「別記様式第 第二項中「マンション管理士」とあるのは「管 条の九」と、 第四十二条の八中「法第四十一 同条及び第四十二条の十五中 同 法

第七十九条 国に納付する法第六十八条に規定する をもってすることができる り得られた納付情報により納付するときは、 をする場合において、 十九条第一項の登録又は管理業務主任者証の交 とする。ただし、電子情報処理組織により法第五 出書に、それぞれ収入印紙をはって納付するもの 及び第七十六条第一項に規定する登録事項変更届 第二項に規定する管理業務主任者証再交付申請書 定する管理業務主任者証交付申請書、第七十七条 理業務主任者登録申請書、第七十三条第一項に規 手数料については、第七十条第一項に規定する管 記様式第二十三号の四」と読み替えるものとする。 項」と、「別記様式第十号の四」とあるのは「別 条の二において準用する法第四十一条の十七第二 四十一条の十七第二項」とあるのは「法第六十一 条の十五第一項」と、第四十二条の十六中「法第 「法第六十一条の二において準用する法第四十一 と、「法第四十一条の十五第一項」とあるのは 五第三項」と、「第四十二条の十三」とあるのは 六十一条の二において準用する法第四十一条の十 第七十五条において準用する第四十二条の十三」 法第四十一条の十五第三項」とあるのは「法第 管理業務主任者講習受講申込書」と、 マンション管理士講習受講申込書」とあるのは 有効期間の更新、再交付若しくは訂正の申請 当該申請を行ったことによ 同条中

四四

	し、遅滞なく事務所ごとに備え置くものとする。
	業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成
	気ディスク等を含む。次項において同じ。) を事
	規定による記録が行われた同項のファイル又は磁
	3 マンション管理業者は、第一項の書類(前項の
	表示する方法で行うものとする。
	は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に
	規定による閲覧は、当該業務状況調書等を紙面又
この食やは、公本のEが足が行ってる	ことができる。この場合における法第七十九条の
この省令は、公市の日から布庁する。	て法第七十九条に規定する書類への記載に代える
四十分 則 (平成一六年三月三一日国土交通省令第三 一	明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもっ
この省令は、平成十六年三月一日から施行する。	じ事務所ごとに電子計算機その他の機器を用いて
号)	ァイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応
附 則 〔平成一六年二月一七日国土交通省令第四	2 業務状況調書等が、電子計算機に備えられたフ
らなり。	第九十条
管理適正化業務を廃止するまで保存しなければな	年間当該帳簿を保存しなければならない。
項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)は、	年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五
定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同	ファイル又は磁気ディスク等を含む。) を各事業
3 法第九十四条において準用する法第十九条に規	る帳簿 (前項の規定による記録が行われた同項の
への記載に代えることができる。	3 マンション管理業者は、法第七十五条に規定す
四条において準用する法第十九条に規定する帳簿	記載に代えることができる。
に表示されるときは、当該記録をもって法第九十	該記録をもって法第七十五条に規定する帳簿への
いて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面	機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当
要に応じマンション管理適正化推進センター にお	要に応じ当該事務所において電子計算機その他の
れたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必	れたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必
2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えら	2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えら
第九十五条	第八十六条

別記様式第四号 (第二十五条関係)

(A4)

約

私は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第1項第2号から第6号までに 該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏 名

1

国土交通大臣

殿

指定登録機関代表者

別記様式第五号(第二十六条関係)

(A4)

マンション管理士登録簿

登録番号

登録年月日

フリガナ (1) 氏 名

(2) 生年月日

(3) 住所

(4) 本籍

性別

(5) 試験の合格年月日

合格証書番号

(6) 講習の修了年月日及び講習実施機関

年月日

講習実施機関

年月日

講習実施機関

(7) 名称の使用の停止

年月日

期間

理由

(8) 訂正又は削除

年月日

種類

理由

四五

(表面)

(A4)

登録講習機関登録申請書										
登録の種類	新 規・引	五 女	登録	录番号						
豆球の作料	お! たんこう	・更新 日		í	¥	月	日			
この申請書により、マンションの管理の適正化の推進に関する法律										
		第41条の5	z 第1項 <i>0</i>)登録の	更新	を	申請しま	きす。		
								年	月	日
					申請	者			ED	
国	土交通大臣	殿								
フ リ ガ 氏名又は名										
住	所	郵便	番号 (電記	括番号 ()		
講習事務を主たる事務所の		郵便	番号 (,		括番号 (,)		
フ リ : 法人である場合の代										
講習事務を開	がしようと	する年月	1日			年	月	E	1	

備考

- こと。

(裏面)

(A4)

講師に関	する事項
フ リ ガ ナ 氏 名	担当する予定の科目

別記様式第十号の二(第四十二条の四関係)

(A4)

登録講習修了証

氏 名

生年月日 年 月 日

この者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第41条の規定に基づく講習の課程を修 了した者であることを証します。

講習の修了年月日 年 月 日

交付年月日 年 月 日

修 了 証 番 号 番 号

登録講習機関 印

(登録番号 第 番)

(消日	礼	ない	印 紙いこと。)											
フリ	Ħ	t											* 1	整理番号
氏		名	(姓)				(名)							
生年	月	日	□明治 □	大正[四和	□平成		年		月		B	性別	□男 □女
郵便	番	号		-								_		
フ リ	Ħ	t						•••••						
住		所						***********						
									1	Τ		_		
電話	番	7		1 1						1				
電話登録	_	_		<u> </u>					-					
登録	番	号	ション管理 第42条の13	土の制	習を	受けたいり申し込	ので、みます	マンシ	ョン	の管理	里の道	延	化の推	進に関する

- 備考 1 □のある欄は該当する□の中にV印を付けること。 2 ※印欄には、記入しないこと。

別記様式第十号の四(第四十二条の十六関係)

(表面)

第 号 年 月 日(有効期間1カ年)

所属局部課名

職名

氏 名

年 月 日生

上記の者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第41条の17第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。

国土交通大臣

ED

-8.5cm-

(裏面)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律抜粋

- 第41条の17 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、登録講習機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

誓

約

書

(A4)

私は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第59条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏 名

æ

国土交通大臣

B0

別記様式第二十号(第七十二条関係)

(A4)

管理業務主任者登録簿

登録番号

登録年月日

フリガナ

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日

(3) 本籍

性別

(4) 住所

(5) 試験合格年月日

合格証書番号

(6) 実務経験に関する事項

実務経験の期間に従事していたマンション管理業者の登録番号、

期間

商号、名称又は氏名及びそこでの職務内容

合計

(7) 国土交通大臣の認定に関する事項

認定の内容

認定年月日

(8) 業務に従事するマンション管理業者に関する事項

商号、名称又は氏名

登録番号

(9) 事務禁止等の処分

年月日 年月日 内容 内容

交付年月日

(10) 管理業務主任者証に関する事項

有効期間の満了する日 発行番号

(1) 講習の修了年月日及び講習実施機関

年月日

講習実施機関

年月日

講習実施機関

五

						(A4)
管理業務主任交付申請		150 0	、 印 印してはな	紙 欄 らない)		
	下記により、管理	業務主任者語	正の交付を	申請します	;	**********
← 2.4cm	> 国土交通大臣 』	an.		年	月	B
写 5		w 郵便番号				
m	申請者					
真		氏 名				Æ
情の種類	٠,	ц и				d
受講年月日	受付年月日	[講時の登	球番号 		
	•			球番号		
受講年月日	•	番号(調時の登	球番号		200
受講年月日	•			録番号		
受講年月日 住 所 (フリガナ) 氏 名 生 年 月 日 業務に従事している	· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	番号(以作		
受講年月日 住 所 (フリガナ) 氏 年 月 日	電話	番号(号	
受講年月日 住 所 (フリガナ) 氏 年 年 月 日 業務に従事している者	電話 年 月 商号、名称又は氏名	番号(日 日 国土交通2)	第	号	確認

- ① 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「申請の種類」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 「試験の合格後1年を経過しているか否かの別」の欄は、該当するものを〇で囲むこと。

(表面)

(A4)

		登	録講習機關	慰登録申請	書				
7% A3 C 17 WI	*r +n =	= +r	登錄	录番号					
登録の種類	新 規・引	・更新 日		年	月	日			
この申請書により、マンションの管理の適正化の推進に関する法律									
			現にの登	余弟2頃2 おいて準月 録	本文(同法第6 用する場合を含	1余弟 2 含む。)	1	申請しま	きす。
			第61 第41	条の 2 にる 条の 5 の3	おいて準用する 登録の更新	6同法			
							年	月	日
					申請者			ED	
国	土交通大臣	殿							
フ リ ガ 氏名又は名	-								
住	所	郵便	番号(電話番号	를 ()		
講 習 事 務 を主たる事務所の		郵便	番号(電話番号	를 ()		
フ リ 法人である場合の代									
講習事務を開	対しようと	する年月	目		年	月	B		
備考									

- 印のある欄には、記入しないこと。

2 「新規・更新」及び

第60条第2項本文(同法第61条第2 項において準用する場合を含む。) の登録

第61条の2において準用する同法 第41条の5の登録の更新

については、不要のものを

消すこと。

(裏面)

(A4)

講師に関	する事項
フ リ ガ ナ 氏 名	担当する予定の科目

別記様式第二十三号の二(第七十五条関係)

(A4)

登録講習修了証明書

氏 名

生年月日 年 月 日

この者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第60条第2項本文(同法第61条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく講習の課程を修了した者であることを証明します。

講習の修了年月日

年 月 日

В

交 付 年 月 日

年 月

修了番号

第 号

登録講習機関

印

(登録番号 第 番)

収 入 (消印しな	印紙いこと。)	- SE	
フリガラ	+		※ 整理番号
氏 名	5 (维)	(名)	
生年月日	明治 □大正 □昭和 □	平成 年 月 日	性別 □男□女
郵便番号	}		
フリガラ	+		
住 房	F		
	}		
電話番号			
	- in-	1ので、マンションの管理の適正化の 別第42条の13の規定により申し込みま	推進に関する法行 す。

備考

- 1 □のある欄は該当する□の中にV印を付けること。
- 2 ※印欄には、記入しないこと。

別記様式第二十三号の四 (第七十五条関係)

(A4)

(表面)

第 号 平成 年 月 日(有効期間1カ年)

所属局部課名

職 名

氏 名

年 月 日生

上記の者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第61条の2において準用する同法第41条の17第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。

国土交通大臣

EΠ

-8.5cm-

(裏面)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律抜粋

- 第41条の17 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、登録講習機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第61条の2 第41条の2から第41条の18までの規定は、登録講習機関について準用する。

[後段略]

五八

の改正内容等の解説する規定の概要及び

近

0 推 項進 ンショ **菱領を定める件** 頃の規定に基づ 進に関する法律 の規定に基づる法律 0 管 律理 く第の講六適 習 ロ 条化 実第の

国平 冒土交通省告示第千二百八- 成 十 三 年 八 月 Ξ– 号日

(廃止) 号四推 の十進 Ō ンショ 規 ĨΞ 定条関 す にの 基型の る法 の Ź 律理 · 時号施 間及行 時 **ഗ** 適 び 規 第則化三第の を

医土交通省告示第百七十三年 成十 六年 二月二十七 号日

める時間等を次のように定める 二号及び第三号の規定に基づき、 五条において読み替えて準用する第四十二条の四第 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施 (平成十三年国土交通省令第百十号)第七十 国土交通大臣が定

める件) は、 第六十条第二 (マンションの管理の適正化の推進に関する法律 なお、平成十三年国土交通省告示第千二百八十二 廃止する |項の規定に基づく講習の実施要領を定

行規則 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施 登録講習科目ごとの講義時間 (平成十三年国土交通省令第百十号。

以下

る時間とする。 準用する第四十二条の四第 ┧欄に掲げる科目ごとにおおむね同表の下欄に掲げ 規 科目」という。) ごとの講義時間は、 訶 という。) 第七十五条において読み替 |号の登録講習科目(以 次の表の えて

約に関する科目管理事務の委託

契

何等のする最近の紛争事がでした。 で管理の解説 で管理の解説 で管理のでは最近の改正内 要並びに最近の改正内 要がびに最近の改正内 要がでに最近の改正内 のでである託契約書 のの紛争事務の のが事務の のがまる。 のがな。 のがまる。 のがな。 のが。 のがな。 。 のがな。 のが

内概シ理

事約

二時間	は尾海の周隆に関する外間の維持又は修繕に関する企画又マンションの建物及び附属設備	
一・五時間	の調定並びに出納に関する科目管理組合の会計の収入及び支出	
一時間	目 管理事務の委託契約に関する科	
一・五時間	に関する科目 進に関する法律その他関係法令 マンションの管理の適正化の推	
時間	科目	

<u>+</u> 次の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の下欄に掲げ 一条の四第三号の国土交通大臣が定める事項は、 %則第七十五条において読み替えて準用する第四 登録講習教材の内容

る事

項とする。

科目 マンションの管理 イ マンションの管理 イ マンションの管理 イ マンションの管理 イ マンションの管理 の容美化の推進に関するのとの 大きなのの解説 内容等がの解説 内容等がの解説 内容等のの関する 大きなので管理事務に関する 大きなので管理事務に関する。		
関する 根理・イマンションの管理・ イマンションの管理・イマンションの解説 近のな解説 近のな解説 近のと 大きなのを はまれて できない できない できない できない できない できない できない できない	目係す適ン 法る正シ	科
令すすな。 で言す物等でで言葉を で言葉を で言葉を で言葉を で言葉を で言葉を で言葉を で言葉を ででまずの の解説 近ででででできます。 でできまする。 でできまする。 でできまする。 でできまする。 でできまする。 でできまする。 でできまする。 でできまする。 でできまする。 でできまする。 でできまする。 でできまする。 でい。 でいる。	関そ推のすの進管	目
	で管理事務の解説 正化の事業がの解説 で管理するがによび前では、 で管理するがでは、 でで管理するがでは、 でで管理するがでは、 でで管理するがでは、 でで管理するができる。 でで管理するができる。 でで管理するができる。 でで管理するができる。 でで管理するができる。 でで管理するができる。 でで管理するができる。 でで管理するができる。 でで管理するができる。 でで管理するができる。 でで管理するができる。 でででできるができる。 でででできるができる。 でできるができるができる。 でできるができるができる。 でできるができるができる。 でできるができるができるができる。 でできるができるができるができるができるができるができるができる。 でできるができるができるができるができるができるができるができるができるができる	事項

実施の調整に関する科目 調整に関する科のなりである。 する科目 収入及び支出の知管理組合の会計の

目のす維物

近び及

説にの成

関調の

解説び最近の管理組合の会

の会計処 動理 向の

の概

一 記載された内容が新しいものであること こと。 こと。 ごに最新の知識及び能力の習得を行うため びに最新の知識及び能力の習得を行うため びに最新の知識及び能力の習得を行うため びに最新の知識及び能力の習得を行うため であること あること

附 則

この告示は、 平成十六年三月一日から施行する。

第三編 民事関係

第一章 民法関係

〇民法(第一編第二編第三編)

法律第八十九号明治二十九年四月二十七日

第十二条 定メタル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ 其保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但第九条但書ニ 被保佐人力左二掲ケタル行為ヲ為スニハ 最終改正 平成一五年八月一日法律第一三八号

- 一 元本ヲ領収シ又ハ之ヲ利用スルコト
- 二 借財又八保証ヲ為スコト
- 喪ヲ目的トスル行為ヲ為スコト 不動産其他重要ナル財産二関スル権利ノ得

訴訟行為ヲ為スコト

贈与、和解又八仲裁合意ヲ為スコト

相続ノ承認若クハ放棄又八遺産ノ分割ヲ為

七 贈与若クハ遺贈ヲ拒絶シ又ハ負担付ノ贈与

新築、改築、増築又八大修繕ヲ為スコト

ヲ為スコト

九 第六百二条二定メタル期間ヲ超ユル賃貸借 若ク八遺贈ヲ受諾スルコト

第三百六条 左二掲ケタル原因ヨリ生シタル債権ヲ 有スル者八債務者ノ総財産ノ上ニ先取特権ヲ有ス

共益ノ費用

雇用関係

日用品ノ供給

葬式ノ費用

第三百五十九条 前三条ノ規定八設定行為二別段ノ 定アルトキ又八担保不動産収益執行ノ開始アリタ

ルトキハ之ヲ適用セス

(権利質の成立要件)

第三百六十三条 債権ニシテ之ヲ譲渡スニハ其証書 ヲ交付スルコトヲ要スルモノヲ以テ質権ノ目的ト 為ストキハ質権ノ設定ハ其証書ノ交付ヲ為スニ因

第三百七十一条 抵当権八其担保スル債権ニ付キ不 履行アリタルトキハ其後ニ生ジタル抵当不動産ノ

リテ其効力ヲ生ズ

果実ニ及ブ

第三百七十八条 抵当不動産ニ付キ所有権ヲ取得シ 下同ジ) ヲ為スコトヲ得 規定二依リ同条第三号ノ代価又八金額ヲ抵当権者 二提供シテ抵当権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ謂フ以 タル第三者八抵当権消滅請求 (第三百八十三条ノ (抵当権消滅請求)

第三百八十条 停止条件付第三取得者八条件ノ成否 第三百七十九条 主タル債務者、保証人及ヒ其承継 未定ノ間八抵当権消滅請求ヲ為スコトヲ得ス 人八抵当権消滅請求ヲ為スコトヲ得ス

第三百八十一条 削除

第三百八十二条 第三取得者八抵当権ノ実行トシテ

ノ競売ニ因ル差押ノ効力発生前ニ抵当権消滅請求

ヲ為スコトヲ要ス

第三百八十三条 第三取得者力抵当権ヲ消滅セシメ ント欲スルトキハ登記ヲ為シタル各債権者ニ左ノ

書面ヲ送達スルコトヲ要ス

其他取得者ノ負担ヲ記載シタル書面 氏名、住所、抵当不動産ノ性質、所在、代価

取得ノ原因、年月日、譲渡人及ヒ取得者ノ

二 抵当不動産ニ関スル登記簿ノ謄本但既ニ消 滅シタル権利ニ関スル登記ハ之ヲ掲クルコト

三 債権者カニ箇月内ニ抵当権ヲ実行シテ競売 ヲ要セス

権ノ順位二従ヒテ弁済又八供託スヘキ旨ヲ記 二掲ケタル代価又八特二指定シタル金額ヲ債 ノ申立ヲ為サザルトキハ第三取得者ハ第一号

載シタル書面

第三百八十四条 左ノ場合ニ於テハ前条ノ送達ヲ受 モノト看做ス 供シタル同条第三号ノ代価又八金額ヲ承諾シタル ケタル債権者ハ第三取得者ガ同条ノ規定ニ依リ提

其債権者ガ前条ノ送達ヲ受ケタル後二箇月 内二抵当権ヲ実行シテ競売ノ申立ヲ為サザル

二 其債権者ガ前号ノ申立ヲ取下ゲタルトキ

三 第一号ノ申立ヲ却下スル旨ノ決定ガ確定シ タルトキ

第一号ノ申立二基ク競売ノ手続ヲ取消ス旨

四

第二項ノ規定ニ依ルモノヲ除ク) ガ確定シタ号ノ謄本ガ提出セラレタル場合ニ於ケル同条の三第三項又は同法第百八十三条第一項第五スル同法第六十三条第三項若ク八第六十八条ノ決定 (民事執行法第百八十八条ニ於テ準用

スルコトヲ要ス 間内ニ債務者及ヒ抵当不動産ノ譲渡人ニ之ヲ通知 債権者ガ前条第一号ノ申立ヲ為ストキハ同号ノ期第三百八十五条 第三百八十三条ノ送達ヲ受ケタル

(抵当権の消滅)

シ又ハ之ヲ供託シタルトキハ抵当権ハ消滅ス三取得者ガ其承諾ヲ得タル代価若クハ金額ヲ払渡三取得者ノ提供シタル代価又ハ金額ヲ承諾シ且第第三百ハ十六条 登記ヲ為シタル総テノ債権者ガ第

(同意による賃貸借の対抗)

当権者ニ対抗スルコトヲ得意ノ登記アルトキハ之ヲ以テ其同意ヲ為シタル抵ニを受記アルトキハ之ヲ以テ其同意ヲ為シタル抵ニを受記シタル賃貸借ハ其登記前ニ登第三百八十七条を記シタル賃貸借ハ其登記前ニ登

スル場合ニハ之ヲ適用セズニ付キ抵当権者ニ対抗スルコトヲ得ベキ権利ヲ有前項ノ規定ハ其建物ノ所有者ガ抵当地ヲ占有スル

(明渡しの猶予)

買受人二引渡スコトヲ要セズ 川者ト称ス)ハ其建物ノ競売ノ場合ニ於テ買受人用者ト称ス)ハ其建物ノ競売ノ場合ニ於テ買受人用者ト称ス)ハ其建物ノ競売ノ場合ニ於テ買受人質信ニ因リ抵当権ノ目的タル建物ノ使用又ハ収第三百九十五条 抵当権者ニ対抗スルコトヲ得ザル

競売手続ノ開始前ヨリ使用又ハ収益ヲ為ス

書

ノ支払ヲ催告シ其相当ノ期間内ニ履行ナキ場合ニ物使用者ニ対シ相当ノ期間ヲ定メテ其一月分以上物ノ使用ヲ為シタルコトノ対価ニ付キ買受人ガ建・ウリ規定ハ買受人ノ買受ノ時ヨリ後ニ同項ノ建・使用又ハ収益ヲ為ス者 と 強制管理又ハ担保不動産収益執行ノ管理人ニ 強制管理又ハ担保不動産収益執行ノ管理人

ハ之ヲ適用セズ

前二項ノ規定ハ担保スベキ元本ノ確定スベキ期日ハ其請求ノ時二於テ確定ス

第三百九十八条ノ二十 左ノ場合ニ於テハ根抵当権 ノ定アルトキハ之ヲ適用セズ

ノ担保スベキ元本ハ確定ス

因ル差押ヲ為シタルトキニー根抵当権者が抵当不動産ニ対シ滞納処分ニ

ヲ知リタル時ヨリニ週間ヲ経過シタルトキノ開始又ハ滞納処分ニ因ル差押アリタルコト 根抵当権者ガ抵当不動産ニ対スル競売手続

大大スが確定シタルモノトシテ其根抵当権又ハ之ヲ目的 が確定シタルモノトシテ其根抵当権又ハ之ヲ目的 保スベキ元本ハ確定セザリシモノト看做ス但元本 第四号ノ破産ノ宣告ノ効力ガ消滅シタルトキハ担 第四号ノ破産ノ宣告ノ効力ガ消滅シタルトキハ担 前項第三号ノ競売手続ノ開始若クハ差押又八同項 前項第三号ノ競売手続ノ開始若クハ差押又八同項

シタルトキ八債権八総債務者ノ利益ノ為メニ消滅テ債権ヲ有スル場合ニ於テ其債務者カ相殺ヲ援用第四百三十六条(連帯債務者ノ一人カ債権者ニ対シ

根抵当権者ハ何時ニテモ担保スベキ元本ノ確定ヲ

請求スルコトヲ得此場合ニ於テ八担保スベキ元本

ス

司請求スルコトヲ得フ請求スルコトヲ得三式シテ遅滞ナク抵当権消滅請求ヲ為スヘキ旨主ニ対シテ遅滞ナク抵当権消滅請求ノ手続ヲ終第五百七十七条 買受ケタル不動産ニ付キ抵当権ノ

八質権ノ登記アル場合ニ之ヲ準用ス前項ノ規定ハ買受ケタル不動産ニ付キ先取特権又

〇中間法人法 〔抄〕

[法律第四十九号]

最終改正 平成一五年八月一日法律第一三四号

第二章 民事法関係

〇民事訴訟法 〔抄〕

法律第百九号

人からの又は数人に対する訴えについては、第三にその訴えを提起することができる。ただし、数四条から前条まで(第六条第三項を除く。)の規四条から前条まで(第六条第三項を除く。)の規四条がら前条まで(第六条第三項を除く。)の規

2

第八条

十八条前段に定める場合に限る。

円を超えるものとみなす。 は極めて困難であるときは、その価額は百四十万は極めて困難であるときは、その価額は百四十万

第四節 送達

専属管轄に属するときは、前項ただし書の規定は、認の請求が同条第一項の規定により他の裁判所の認の請求が同条第一項の規定により他の裁判所の確2 前項の訴訟が係属する裁判所が第六条第一項各第百四十五条

3 第百四十三条第二項及び第三項の規定は、第一の規定による請求の拡張について準用する。項の規定による請求を目的とする場合に限り、口頭弁論の終結に至るまで、本訴の係属するり、口頭弁論の終結に至るまで、本訴の係属する。 第百四十三条第二項及び第三項の規定は、第一

たものを除く。) に属するとき。 轄 (当事者が第十一条の規定により合意で定め 反訴の目的である請求が他の裁判所の専属管

二 反訴の提起により著しく訴訟手続を遅滞させ

ることとなるとき。

に属するときは、前項第一号の規定は、適用しない。る請求が同項の規定により他の裁判所の専属管轄める裁判所である場合において、反訴の目的であ本訴の係属する裁判所が第六条第一項各号に定

反訴については、訴えに関する規定による。

2

前項の分割払の定めをするときは、

被告が支払

のために必要な裁判所に提出した時に、その効 のために必要な裁判上の請求は、訴えを提起した 及び第百四十五条第三項において準用する場合を 及び第百四十五条第三項において準用する場合を をむ。)の書面を裁判所に提出した時に、その効 含む。)の書面を裁判所に提出した時に、その効 含む。)の書面を裁判所に提出した時に、その効 含む。)の書面を裁判所に提出した時に、その効 合む。)の書面を裁判所に提出した時に、その効 合む。)の書面を裁判所に提出した時に、その効 合む。)の書面を裁判所に提出した時に、その効 合む。)の書面を裁判所に提出した時に、その効 合む。)の書面を裁判所に提出した時に、その効 合む。)の書面を裁判所に提出した時に、その効

第五章 判決 第三章 口頭弁論及びその準備

第八章 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則第六章 裁判によらない訴訟の完結

(和解に代わる決定)

第二百七十五条の二 金銭の支払の請求を目的とする訴えについては、裁判所は、被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、被告の資力その他の事情を考慮して相当であると認めるときは、原告の意見を聴いて、第三項の期間のときは、原告の意見を聴いて、第三項の期間のときは、原告の意見を聴いて、第三項の期間のとがによる定めにより失うことなく支払をしたときはによる定めにより失うことなく支払をしたときによる定めにより失うことなく支払をしたときはによる定めによる期限の利益を次項の期間の定めをして、当該請求に係る金銭の支払を命ずる決定をすることができる。

の定めをしなければならない。を怠った場合における期限の利益の喪失について

きる。 第一項の決定に対しては、当事者は、その決定 3 第一項の決定に対しては、当事者は、その決定

第一項の決定は、その効力を失う。 4 前項の期間内に異議の申立てがあったときは、

する。 第一項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有第一項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

第三百十二条

法律に従って判決裁判所を構成しなかったこ

判官が判決に関与したこと。 二 法律により判決に関与することができない裁

より他の裁判所の専属管轄に属するときを除く。) 決をした場合において当該訴訟が同項の規定に決をした場合において当該訴訟が同項の規定に 専属管轄に関する規定に違反したこと (第六三)専属管轄に関する規定に違反したこと (第六三)

為をするのに必要な授権を欠いたこと。
以「法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行政・法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行政・関係をするときを終く)

六 判決に理由を付せず、又は理由に食違いがあ 口頭弁論の公開の規定に違反したこと。

る回数を超えてこれを求めることができない。 裁判所において同一の年に最高裁判所規則で定め的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び的の価額が六十万円以下の金銭の支払の請求を目第三百六十八条 簡易裁判所においては、訴訟の目

〇民事執行法〔抄〕

法律第四号

「債務名義」という。) により行う。第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの (以下

一 確定判決

二 仮執行の宣言を付した判決

できない裁判(確定しなければその効力を生じ三 抗告によらなければ不服を申し立てることが

権を表示したものであり、これを本案とする占

債務名義が不動産の引渡し又は明渡しの請求

有移転禁止の仮処分命令 (民事保全法 (平成元

四 仮執行の宣言を付した支払督促 ない裁判にあつては、確定したものに限る。)

四の二 訴訟費用若しくは和解の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は第四十二条第を定める裁判所書記官の処分又は第四十二条第四の二 訴訟費用若しくは和解の費用の負担の額

、 建型レニ丸デリやのちらト国状リボンリや 高請求について公証人が作成した公正証書で、 高請求について公証人が作成した公正証書で、 る請求について公証人が作成した公正証書で、る銭の一定の額の支払又はその他の代替物若

第二十七条

特定しないで、付与することができる。特定しないで、付与する者を特定することを困難とする特別の事情がある場合において、債権者がこれる特別の事情がある場合において、債権者がこれる特別の事情がある場合において、債権者がこれる特別の事情がある場合において、債権者がある場合において次に掲げる事由の執行文は、債務名義について次に掲げる事由の

まないできるものであること。 務名義に基づく引渡し又は明渡しの強制執行を はり当該不動産を占有する者に対して当該債 により当該不動産を占有する者に対して当該債 により当該不動産を占有する者に対して当該債 により当該不動産を占有する者に対して当該債

二 債務名義が強制競売の手続(担保権の実行としての競売の手続を含む。以下この号において当商じ。)における第八十三条第一項本文(第百同じ。)における第八十三条第一項本文(第百同じ。)における第八十三条第一項に規定する公示保全処分をいう。以下この項において同じ。)が執行され、かつ、第八十三条の二第一項(第百八十七条第五項又は第1百八十八条において同じ。)が執行され、かつ、第八十三条の二第一項(第百八十七条第五項又は第十三条の二第一項(第百八十七条第五項又は第十三条の二第一項(第百八十七条第五項又は第十三条の二第一項(第百八十七条第五項又は第十三条の二第一項(第百八十七条第五項又は第十三条の二第一項(第百八十七条第五項又は第十三条の二第一項(第百八十七条第五項又は第十三条の二第一項に規定する場合を含む。以下この規定によりとびかる第一項を含む。以下この規定を含む。以下この規定が強制競売の手続(担保権の実行ととができるものであること。

処分及び公示保全処分おいて準用する場合を含む。) に掲げる保全の 第五十五条第一項第三号 (第百八十八条に

処分及び公示保全処分おいて準用する場合を含む。) に掲げる保全おいて準用する場合を含む。) に掲げる保全

掲げるものに限る。) は公示保全処分(第五十五条第一項第三号には公示保全処分(第五十五条第一項第三号にハ 第百八十七条第一項に規定する保全処分又

ができる場合に限り、することができる。動産の占有を解く際にその占有者を特定することを経過する前であつて、当該強制執行において不を経過する前であつて、当該強制執行において不可以ができる。

者が、債務者となる。 者が、債務者となる。 者が、債務者となる。 者が、債務者となる。 者が、債務者となる。

した物件明細書を作成しなければならない。第六十二条 執行裁判所は、次に掲げる事項を記載

- 不動産の表示
- 売却によりその効力を失わないもの 不動産に係る権利の取得及び仮処分の執行で
- 権の概要 一 売却により設定されたものとみなされる地上
- る措置を講じなければならない。

 ることができるものとして最高裁判所規則で定めることができるものとして最高裁判所規則で定めまかができるものとして最高裁判所規則で定めることができるものとして最高裁判所は、前項の物件明細書の写しを執行裁判所は、前項の物件明細書の写しを執行

第六十四条

4 前項の場合においては、裁判所書記官は、売却

日時及び場所を公告しなければならない。すべき不動産の表示、最低売却価額並びに売却の

(内覧)

第六十四条の二 執行裁判所は、差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをしたを正れに立ち入らせて見学させることをいう。以下この条において同じ。)の実施を命じなければならない。ただし、当該不動産の買受けを希望する者権原が差押債権者、仮差押債権者及び第五十九条権原が差押債権者、仮差押債権者及び第五十九条権原が差押債権者、仮差押債権者及び第五十九条がよりでという。以下この条において同じ。)の実施を命じなければならない。ただし、当該不動産の占有者の占有のならない。

- 令の時までにしなければならない。 ろにより、執行裁判所の売却を実施させる旨の命2 前項の申立ては、最高裁判所規則で定めるとこ
- 、第一項の命令を受けた執行官は、売却の実施の、第一項の命令を受けた執行官は、売却原足が第六則で定める事由がある者を除く。第五項及び第六則で定める事由がある者を除く。第五項及び第六則で定める事由がある者を除く。第五項及び第六則で定める事由がある者を除く。第五項及び第六別では、売却の実施の内質を実施しなければならない。
- 消すことができる。 ことが明らかであるときは、第一項の命令を取り4 執行裁判所は、内覧の円滑な実施が困難である

- 5 ることができる ち入り、かつ、内覧参加者を不動産に立ち入らせ 執行官は、内覧の実施に際し、自ら不動産に立
- とができる。 入ることを制限し、又は不動産から退去させるこ 施を妨げる行為をするものに対し、不動産に立ち 執行官は、内覧参加者であつて内覧の円滑な実
- (買受けの申出をした差押債権者のための保全処
- 第六十八条の二、執行裁判所は、 ときは、公示保全処分を含む。) を命ずることが する保全処分 (執行裁判所が必要があると認める 間、担保を立てさせて、次に掲げる事項を内容と の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの をした差押債権者を除く。次項において同じ。) の行為をするおそれがあるときは、差押債権者 者が不動産の売却を困難にする行為をし、又はそ なかつた場合において、債務者又は不動産の占有 の方法により売却を実施させても買受けの申出が (配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立て 入札又は競り売り
- すことを命ずること。 対する占有を解いて執行官又は申立人に引き渡 債務者又は不動産の占有者に対し、不動産に
- 二 執行官又は申立人に不動産の保管をさせるこ
- 4 第五十五条第二項の規定は第一項に規定する保

- 保証の提供について準用する。 用について、第六十三条第四項の規定は第二項の 立て又は同項の規定による決定の執行に要した費 について、第五十五条第十項の規定は第一項の申 の規定は第一項に規定する保全処分を命ずる決定 て、同条第八項及び第九項並びに第五十五条の二 条第七項の規定は前項の規定による決定につい 判又は同項の申立てを却下する裁判について、同 項の申立てについての裁判、前項の規定による裁 定による決定について、同条第六項の規定は第一 全処分について、同条第三項の規定は第一項の規
- 第百三十一条 第百二十二条 以下この節、次章及び第四章において同じ。) に 以内に収穫することが確実であるもの及び裏書の 執行官の目的物に対する差押えにより開始する。 対する強制執行 (以下「動産執行」という。) は、 禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。 の定着物、土地から分離する前の天然果実で一月 次に掲げる動産は、差し押さえては 動産(登記することができない土地
- 一 債務者等の一月間の生活に必要な食料及び燃 寝具、家具、台所用具、畳及び建具 債務者等の生活に欠くことができない衣服

ならない。

三 標準的な世帯の二月間の必要生計費を勘案し て政令で定める額の金銭 主として自己の労力により農業を営む者の農

- その他これに類する農産物 農業を続行するために欠くことができない種子 業に欠くことができない器具、肥料、 に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで 労役の用
- 五 主として自己の労力により漁業を営む者の水 る水産物 その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類す 産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網
- 六 技術者、職人、労務者その他の主として自己 その業務に欠くことができない器具その他の物 従事する者(前二号に規定する者を除く。)の の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に (商品を除く。)
- できないもの 実印その他の印で職業又は生活に欠くことが
- ため欠くことができない物 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供する
- れらに類する書類 債務者に必要な系譜、日記、 商業帳簿及びこ
- 十 債務者又はその親族が受けた勲章その他の名 誉を表章する物
- 十一 債務者等の学校その他の教育施設における 学習に必要な書類及び器具
- 十三 債務者等に必要な義手、義足その他の身体 十二 発明又は著作に係る物で、 まだ公表してい

の補足に供する物

の他の備品ではのでは、「というでは、「はならない消防用の機械又は器具、避難器具そばならない消防用の機械又は器具、避難器具それでは保安のため法令の規定により設備しなけれて、災害の防止

にその占有を取得させる方法により行う。じ。)の引渡し又は明渡しの強制執行は、執行官じ。)の引渡し又は明渡しの強制執行は、執行官船舶等をいう。以下この条及び次条において同第百六十八条 不動産等(不動産又は人の居住する

- きる。 第一項の強制執行は、債権者又はその代理人が 3 第一項の強制執行は、債権者又はその代理人が
- ことができる。 ときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をする 終者の占有する不動産等に立ち入り、必要がある 務者の占有する不動産等に立ち入り、必要がある
- 5 執行官は、第一項の強制執行においては、もの信いの者に引き渡すことができないときは、執行官は、第一項の強制執行において、その動産をこればならない。この場合において、債務者、その代目的物でない動産を取り除いて、債務者、その代目がでない動産を取り除いて、債務者、その代目ができないときは、執行官は、第一項の強制執行においては、その

- を売却することができる。は、最高裁判所規則で定めるところにより、これ
- おいては、前項後段の規定を準用する。は、これを保管しなければならない。この場合には、これを保管しなければならない。この場合にる引渡し又は売却をしなかつたものがあるとき(執行官は、前項の動産のうちに同項の規定によ
- 7 前項の規定による保管の費用は、執行費用とす
- 第五十七条第五頁の規定は、第一頁の強制執行を控除し、その残余を供託しなければならない。)の規定により動産を売却したときは、執行む。)の規定により動産を売却したときは、執行む。)の規定により動産を売却したときは、執行
- (明渡しの催告) について準用する。 9 第五十七条第五項の規定は、第一項の強制執行

第百六十八条の二 執行官は、不動産等の引渡し又は明渡しの強制執行を開始することができるときは、
て、当該強制執行を開始することができるときは、
次項に規定する引渡し財限を定めて、明渡しの催
ただし、債務者が当該不動産等を占有していない
ただし、債務者が当該不動産等を占有していない
ときは、この限りでない。

6

告があつた日から一月を経過する日とする。ただう。以下この条において同じ。) は、明渡しの催定による強制執行をすることができる期限をいく 引渡し期限 (明渡しの催告に基づき第六項の規

3 執行官は、明渡しの催告をしたときは、その旨、以後の日を引渡し期限とすることができる。し、執行官は、執行裁判所の許可を得て、当該日

- 、 執行官は、明渡しの催告をしたときは、その旨、 引渡し期限及び第五項の規定により債務者が不動 産等の占有を移転することを禁止されている旨 産等の占有を移転することを禁止されている旨 産等の搭載を掲示する方法により、公示しなければな の標識を掲示する方法により、公示しなければな の標識を掲示する方法により、公示しなければな の標識を掲示する方法により、公示しなければな の標識を掲示する方法により、公示しなければな の標識を掲示する方法により、公示しなければな の標識を掲示する方法により、公示しなければな の標識を掲示する方法により、公示しなければな の標識を掲示する方法により、公示しなければな
- 本のでは、引渡し期限が経過するまでの間においては、執行裁判所の許可を得て、引渡し期限をできる。この場合においては、執延長することができる。この場合においては、執延長することができる。この場合においては、執行裁判所の許可を得て、引渡し期限をいては、執行裁判所の許可を得て、引渡し期限をいては、執行官は、引渡し期限が経過するまでの間においては、執行官は、引渡し期限が経過するまでの間においては、対策に対している。
- 合は、この限りでない。 者に対して不動産等の引渡し又は明渡しをする場産等の占有を移転してはならない。ただし、債権の、の権をがあったときは、債務者は、不動
- 明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があつ明渡しの催告後に不動産等を占有する者でたときは、引渡し期限が経過するまでの間において、第一項の手立てに基づくあつて債務者以外のものをいう。以下この条において同じ。) に対して、第一項の甲立てに基づくあつて債務者とができる。この場合において、第一項の申立てに基づくおいたときは、引渡し期限が経過するまでの間においたという。以下にある。

- 7 においては、第三十六条、第三十七条及び第三十 を求める訴えを提起することができる。この場合 とを理由として、債権者に対し、強制執行の不許 を知らず、かつ、債務者の占有の承継人でないこ たときは、占有者は、明渡しの催告があつたこと 明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があつ
- 8 ものと推定する。 八条第三項の規定を準用する。 明渡しの催告後に不動産等を占有した占有者 明渡しの催告があつたことを知つて占有した
- 告があつたことを知らず、かつ、債務者の占有の 承継人でないことを理由とすることができる。 より目的物を占有していること、又は明渡しの催 において、債権者に対抗することができる権原に されたときは、当該占有者は、執行異議の申立て 第六項の規定により占有者に対して強制執行が
- 第百六十九条 第百六十八条第一項に規定する動産 権者に引き渡す方法により行う。 以外の動産 (有価証券を含む。) の引渡しの強制 執行は、執行官が債務者からこれを取り上げて債 明渡しの催告に要した費用は、執行費用とする。
- 2 項の強制執行について準用する。 第百六十八条第五項から第八項までの規定は、前 (不動産担保権の実行の開始) 第百二十二条第二項、第百二十三条第二項及び
- 第百八十一条 不動産担保権の実行は、次に掲げる 文書が提出されたときに限り、開始する。

- 五条の審判又はこれらと同一の効力を有するも 審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)第十 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事
- 二 担保権の存在を証する公証人が作成した公正 証書の謄本
- 三 担保権の登記 (仮登記を除く。) のされてい る登記簿の謄本

ばならない。

- 一般の先取特権にあつては、その存在を証す
- てをするには、抵当証券を提出しなければならな 抵当証券の所持人が不動産担保権の実行の申立

2

- 承継にあつてはその承継を証する文書を、その他 実行の申立てをする場合には、相続その他の一般 の他の公文書を提出しなければならない。 の承継にあつてはその承継を証する裁判の謄本そ 担保権について承継があつた後不動産担保権の
- げる文書の写しを相手方に送付しなければならな 三項に規定する文書の目録及び第一項第四号に掲 動産担保権の実行の申立てにおいて提出された前 は、裁判所書記官は、開始決定の送達に際し、不 不動産担保権の実行の開始決定がされたとき
- (開始決定に対する執行抗告等)
- 第百八十二条 不動産担保権の実行の開始決定に対 する執行抗告又は執行異議の申立てにおいては、

- 担保権の不存在又は消滅を理由とすることができ ものにあつては、その権利者。以下同じ。) は、 債務者又は不動産の所有者 (不動産とみなされる
- 第百八十三条 不動産担保権の実行の手続は、次に 掲げる文書の提出があつたときは、停止しなけれ (不動産担保権の実行の手続の停止)
- いて同じ。) の謄本 決と同一の効力を有するものを含む。次号にお 担保権のないことを証する確定判決(確定判
- 二 第百八十一条第一項第一号に掲げる裁判若し ずる確定判決の謄本 くはこれと同一の効力を有するものを取り消 は同項第三号に掲げる登記を抹消すべき旨を命 し、若しくはその効力がないことを宣言し、又
- Ξ 保される債権の弁済を受け、若しくはその債権 の調書その他の公文書の謄本 の弁済の猶予をした旨を記載した裁判上の和解 を取り下げる旨又は債権者が担保権によつて担 担保権の実行をしない旨、その実行の申立て
- 五 四 ずる旨を記載した裁判の謄本 分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の謄本 不動産担保権の実行の手続の一時の停止を命 不動産担保権の実行の手続の停止及び執行処 担保権の登記の抹消されている登記簿の謄本
- 担保権の実行を一時禁止する裁判の謄本

(不動産執行の規定の準用)

準用する。 第四十四条の規定は不動産収益執行について「急を除く。)の規定は担保不動産競売について、一条を除く。)の規定は担保不動産競売について、前章第二節第一款第二目(第八十第百八十八条 第四十四条の規定は不動産担保権の

(動産競売の要件)

げる場合に限り、開始する。の競売(以下「動産競売」という。) は、次に掲第百九十条 動産を目的とする担保権の実行として

| 債権者が執行官に対し当該動産を提出した場

二 債権者が執行官に対し当該動産の占有者が差

押えを承諾することを証する文書を提出した場

規定する場所又は容器にない場合は、この限りできる。ただし、当該動産が第百二十三条第二項にきる。ただし、当該動産が第百二十三条第二項に出した債権者の申立てがあつたときは、当該担保出の代裁判所は、担保権の存在を証する文書を提

3 前項の許可の決定は、債務者に送達しなければ

ならない。

行抗告をすることができる。 第二項の申立てについての裁判に対しては、執

動産競売について準用する。
動産競売について、第百二十二条の規定は動産競売について、第百二十八条、第百三十一条及び第百三十二条の規定は動産競売について、第百二十二条の規定は動産競売について、第百二十三条第二項の規定は新百九十条第一項第三号に掲げる場合における助産競売について、第百二十三条第二節第三款(第百二十三条第

第百九十三条

について準用する。 前章第二節第四款(第百四十六条第二項、第百 十二条から第百八十四条までの規定は前項に規定 大工条から第百八十四条までの規定は前項に規定 は前項に規定する一般の先取特権の実行及び行使について、第百四十六 大工条及び第百五十三条を除く。)及び第百八 大工条及び第百八十四条までの規定は前項に規定 は前項に規定する一般の先取特権の実行及び行使 は前項に規定する一般の先取特権の実行及び行使

〇民事執行規則 〔抄〕

[最高裁判所規則第五号] 昭和五十四年十一月八日

しなければならない。 項を記載し、執行力のある債務名義の正本を添付項を記載し、執行力のある債務名義の正本を添付第二十一条 強制執行の申立書には、次に掲げる事最終改正 平成一五年一一月二二日最高裁判所

びに代理人の氏名及び住所(一)債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所並

二 債務名義の表示

三 第五号に規定する場合を除き、強制執行の方法的とする財産の表示及び求める強制執行の方法的とする財産の表示及び求める強制執行の方法のとする財産の表示及び求める強制執行の目

知しなければならない。 官は、差押債権者及び債務者に対し、その旨を通第二十七条 配当要求があつたときは、裁判所書記

(売却のための保全処分等の申立ての方式等) (売却のための保全処分等の申立てしなければなら) (売却のための保全処分等の申立ての方式等)

並びに代理人の氏名及び住所 (相手方を特) 当事者の氏名又は名称及び住所 (相手方を特

二 申立ての趣旨及び理由

9、分産の長に 強制競売の申立てに係る事件の表示

四 不動産の表示

ごとに証拠を記載しなければならない。 事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由2 申立ての理由においては、申立てを理由付ける

(公示保全処分の執行方法)

ならない。 は破損しにくい方法により標識を掲示しなければ 規定する公示保全処分を執行するときは、滅失又 第二十七条の三 執行官は、法第五十五条第一項に

出)(相手方不特定の保全処分等を執行した場合の届

第二十七条の四 執行官は、法第五十五条の二第一項(法第六十八条の二第四項及び法第七十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による決定を執行したときは、速やかに、法第五十五条の二第三項(法第六十八条の二第四項及び法第七十七条第二項において準用する場合を含む。)
七十七条第二項において準用する場合を含む。)
七十七条第二項において準用する場合を含む。)
で規定により当該決定の相手方となつた者の氏名
又は名称その他の当該者を特定するに足りる事項
を、執行裁判所に届け出なければならない。

当するものとする。

つた場合を含む。)において、不動産の現況、利申出がなかつた場合(買受人が代金を納付しなか第三十条の三 売却を実施させても適法な買受けの(最低売却価額の変更の方法)

用状況、手続の経過その他諸般の事情を考慮して

当該最低売却価額により更に売却を実施させても

を聴くことができる。 を聴くことができる。この場合においては、執変更することができる。この場合においては、執変更することができる。この場合においては、執の見込みがないと認めるときは、執行裁判所

(物件明細書の内容の公開等) 所書記官に命じて行わせることができる。 2 執行裁判所は、前項の聴取をするときは、裁別

情報が記録されるもののうち、次のいずれにも該使用する電子計算機に備えられたファイルに当該使用する措置であつて、当該電気通信回線を通じで用する措置であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者ので情報が送信され、当該情報の提供を受ける者が使用する電子計算機といる者が使用する電子計算機という。

ファイルに当該情報を記録するものに係る情報を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の関覧に供し、当該情報の提供を受ける者の関覧に供し、当該情報の提供のおれたファイルに記録された物件明細書の内容

送信装置をいう。)を使用するもの第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆置 (著作権法 (昭和四十五年法律第四十八号)二 インターネットに接続された自動公衆送信装

第十三条

の一週間前までに開始しなければならない。写しの備置き又は前項の措置は、売却の実施の日2 法第六十二条第二項の規定による物件明細書の

3 執行裁判所は、前項の備置き又は措置を講じなけている期間中、現況調査報告書及び評価書の内容に係る情は当該現況調査報告書及び評価書の内容に係る情は当該現況調査報告書及び評価書の写しればならない。

は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は
 は

〇破産法 〔抄〕

法律第七十一号

最終改正 平成一五年八月一日法律第一三八号

〇供託規則 [抄]

法務省令第二号

最終改正(平成一五年八月五日法務省令第六〇号)

る供託書は、第一号から第十一号までの様式によ2 前項の規定にかかわらず、指定供託所に提出す

るものでなければならない。ただし、やむを得な い事情があるときは、この限りでない

- 3 ばならない。 前二項の供託書には、次の事項を記載しなけれ
- 者又は管理人の氏名 とき又は法人でない社団若しくは財団であつ あるときは、その名称、主たる事務所及び代表 て、代表者若しくは管理人の定めのあるもので 供託者の氏名及び住所、供託者が法人である
- 一 代理人により供託する場合には、代理人の氏 ときは、その官公職、氏名及び所属官公署の名 名及び住所、ただし、公務員がその職務上する
- 三供託金の額又は供託有価証券の名称、総額面、 旨)、回記号、番号、枚数並びに附属利賦札及 券面額 (券面額のない有価証券についてはその びその最終の渡期

供託の原因たる事実

供託を義務付け又は許容した法令の条項

社団若しくは財団であるときは、その名称及び の氏名及び住所、その者が法人又は法人でない 託者」という。) が特定できるときは、その者 主たる事務所 供託物の還付を請求し得べき者 (以下「被供

- 供託により質権又は抵当権が消滅するとき
- 八 は、その質権又は抵当権の表示 反対給付を受けることを要するときは、その

反対給付の内容

九 の名称及び事件の特定に必要な事項 認、確認又は証明等を要するときは、 供託物の還付又は取戻しについて官庁の承 当該官庁

- 十 裁判上の手続に関する供託については、 裁判所の名称、件名及び事件番号
- 十一 供託所の表示
- 十二 供託申請年月日
- しなければならない。 第十二号の様式による供託書一通を供託所に提出 類に従い、第五号から第九号まで、第十一号及び 振替国債の供託をしようとする者は、供託の種
- 額、利息の支払期及び元本の償還期限」と読み替 の渡期」とあるのは、「供託振替国債の銘柄、 記号、番号、枚数並びに附属利賦札及びその最終 の額又は供託有価証券の名称、総額面、券面額 る。この場合において、第三項第三号中「供託金 (券面額のない有価証券についてはその旨)、回 第三項の規定は、前項の供託書について準用す
- 第二十四条 供託物の還付を受けようとする者は、 しなければならない。 供託物払渡請求書に次の各号に掲げる書類を添付

えるものとする。

のにあつては、供託書正本又は第十九条、第二 で供託書正本を官庁又は公署が保管しているも 十条第二項若しくは第二十条の二第四項の規定 供託の通知をすべき供託及びこれ以外の供託

> く。) に対する強制執行、担保権の実行若しく 正本を官庁又は公署が保管しているものを除 きなかつた場合及び供託物払渡請求権(供託書 知をすべき供託について供託通知書の発送がで 利害関係人の承諾書を添付した場合、供託の通 次条において同じ。) に基づく場合を除く。 は行使又は滞納処分(その例による処分を含む。 により供託所の発送した供託通知書。

- 二 還付を受ける権利を有することを証する書 明らかである場合を除く。 記録により、還付を受ける権利を有することが 面。ただし、供託書の記載又は副本ファイルの
- 三 反対給付をしなければならないときは、供託 法第十条の規定による証明書類
- 第二十五条 供託物の取戻しをしようとする者は、 しなければならない。 供託物払渡請求書に次の各号に掲げる書類を添付
- 又は滞納処分に基づく場合を除く。 本を官庁又は公署が保管しているものを除く。) 添付した場合及び供託物払渡請求権(供託書正 に対する強制執行、担保権の実行若しくは行使 供託書正本。ただし、利害関係人の承諾書を
- 二 取戻しをする権利を有することを証する書 明らかである場合を除く 記録により、取戻しをする権利を有することが 面。ただし、供託書の記載又は副本ファイルの

第五号書式 (第13条第1項関係)地代・家賃弁済金銭供託の供託書正本

# PARTY CANAL AND	記決託乗り対入年年日本銀田本銀	る。 月 日までに日本銀行 における供託所口座に 同日までに払い込まないときは、この決定は効力を失う。 受入書式 マンカキギナ	(株)	供託により消滅すべ、 き質権又は抵当権 反対給付の内容	ま名 事のため 2. 受領することができない。 ま事のため 3. 受領しないことが明らかでのはい。 4. 債権者を確知できない。	Table Ta	1 (毛記載すること。	容 支払場所 1.被供託者住所 2.供託者住所	新	申請年月日 年 月 日 法令条項 民法第494条 年度金第	供託書(地代・家賃弁済) 2. 副本は折り曲げないこと。
E	en En	N			(7)07	領を拒		田		第号	

備考 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

第七号書式(第13条第1項関係)裁判上の保証及び仮差押・仮処分解放金の金銭供託の供託書正本

上供は上供に記述込まれる記述と記述に記述されて決定を表すなまなまなまななななななななななななななななななななななななななななななな	被供託者の供金住所氏名	供住 託所 者氏 の名 (代理/ の割して の表して、 に記載で	申請年月日 供託所の表示	供託書(裁判上
を受理する。 年 月 日までに日本銀行 たい。同日までに払い込まないときは、 を受理する。 受はを証する。 を受理する。 を受理する。 を受理する。 年 月 日 供 託 官	百十万千	人による供託のときは、代理人の住所氏名すること。	年月	裁判上の保証及び仮差押・仮処分解放金
における供託所口座に払この決定は効力を失う。	世界の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現を表現しません。	か 世)	日 法令条 裁称等	(注) 1. 供託金 なお、) 2. 副本に
受入書式 上記供託 上記供託 供託金の: 法務局	1. 解放金 12.	近 記 記 記 記 記 数 き 数 き 数	類 裁判所 表判所	終額の冒頭に¥記号を記 供託金額の訂正はでき は折り曲げないこと。
式 1託金の受入れを証す 年年月 日本銀行 の受領を証する。 毎 年 1月 8 日		債権者 被告 被告	年()第	己入すること。 きない。
<u>ម</u>	保証 仮処分取 の保証 	時点人の数である。	号事件	

備考 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

第九号書式(第13条第1項関係)営業保証金の金銭供託の供託書正本

上記供託を	上記供託を受 供託会を (い込まれたい。 又は 又は 上記供託を受 供託金の受後 供託金の受債	供託 金額	麁 妣	値庁の名称 及び件名等	供住 託所 者氏 (代理人 の名 (記載す	供託所の表示	申請年月日	供託書(営業保証
聖する。 ギ 月 日 務 局 供 託 自	里する。 〒 月 日までに日本銀行 における供託所口座に払 「同日までに払い込まないときは、この決定は効力を失う。 里する。 を証する。	百 十 万 千 百 十 円		る事実	による供託のときは、代理人の住所氏名をも) 原 原 ること。	疳	年 月 日 法令条項	(注) 1. 供託金額の冒頭に¥記 なお、供託金額の訂正 2. 副本は折り曲げないこ
供託金の受領を証する。 年 月 日 法務局 供託官 印	受入書式 上記供託金の受入れを証する。 上記供託金の受入れを証する。 日本銀行 日						年度金第 号	号を記入すること。 はできない。 と。

用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

備老

第十九号書式(第16条関係)地代・家賃弁済金銭供託の供託通知書

知書は、供託物の還付請求時に必要となりますので、大切下さい。 条項	上記のとおり供託したので通知する。 被供託者 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	金額 十二万二十二日 十二日	1. 供託により消滅すべ き質権又は抵当権 2. 反対給付の内容 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	形氏		石 (も記載すること。	岩氏 /代理人による供託のときは、代理人の住所氏名を)		供託所の表示	申請年月日 年 月 日 法令	(注)この供託通知制度 (注)この供託通知制度 (注)この供託通知制度 (注)この供託通知制度 (注)この供託通知制度 (注)この供託通知制度 (注)この供託通知制度 (注)この供託通知制度 (注)
となりますので、					年	宣言	折 1.			法第	_
				受領することができない。 受領しないことが明らかであ 債権者を確知できない。	日提供したが受領を拒否さ	Л	住所 2.供託者住所	张玄		年度金第	となりますので、

備考 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

第二十号書式(第16条関係)その他の金銭供託の供託通知書

			上記のと	供託 金額	2. 反対給付の内容	1. 供託により 質権又は抵	被供託者の住所氏名	無住	供託所の表示	申請年月日	供託通知書(雑)
	被供託者 殿		上記のとおり供託したので通知する。	百十万千百十四)内容	- より消滅すべき (は抵当権		えいによる供託のときは、代理人の住所氏名をも) はすること。		年 月 日	雒)
					妣	并	る事実	「託の原因た	淮	法令条項	
		年月									
	法務局	日発送								年度金第	
1										巾	

備考 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

〇商法 [抄]

法律第四十八号

最終改正 平成一五年八月一日法律第一三八号

第四編 建物・設備の維

第一章 建物·建築設備関

〇建築基準法 〔抄〕

法一律第二百一号四十四日

最終改正 平成一五年六月二〇日法律第一〇一号 最終改正 平成一五年六月二〇日法律第一〇一号 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根 及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは 講、観覧のための工作物又は地下若しくは高 裸の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、 常 で の線路敷地内の運転保安に関する施設立びに跨の線路敷地内の運転保安に関する施設立びに跨の線路敷地内の運転保安に関する施設立びに跨る の線路敷地内の運転保安に関する施設を除く。)をいい、建築設備 たきむものとする。

寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険スホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、含む。以下同様とする。)、体育館、病院、劇場、台で、以下同様とする。)、体育館、病院、劇場、台で、以下同様とする。)

室をいう。 これらに類する目的のために継続的に使用する[居室 居住、執務、作業、集会、娯楽その他 汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷

五 主要構造部 壁、柱、床、はり、屋根又は階段その他これらに類する建築物の部分を除く略段その他これらに類する建築物の部分を除くといい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、関をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、

の構造のうち、耐火性能 (通常の火災が終了す七 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分

造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を が造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構 術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れん 受けたものをいう。 される性能をいう。) に関して政令で定める技 焼を防止するために当該建築物の部分に必要と るまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延

七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物 の部分の構造のうち、準耐火性能 (通常の火災 土交通大臣の認定を受けたものをいう。 交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国 令で定める技術的基準に適合するもので、 国十 第二十七条第一項において同じ。) に関して政 に必要とされる性能をいう。第九号の三口及び による延焼を抑制するために当該建築物の部分

交通大臣の認定を受けたものをいう。 通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土 ルタル塗、しつくい塗その他の構造で、国土交 して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モ 壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。)に閏 通常の火災による延焼を抑制するために当該外 ち、防火性能 (建築物の周囲において発生する 防火構造 建築物の外壁又は軒裏の構造のう

> 交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定 を受けたものをいう。

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する

建築物をいう。 イ その主要構造部が①又は②のいずれかに該

当すること。

- 耐火構造であること。
- にあつては、(i)に掲げる性能に限る。) に ものであること。 関して政令で定める技術的基準に適合する 次に掲げる性能(外壁以外の主要構造部
- で耐えること。 火災による火熱に当該火災が終了するま に応じて屋内において発生が予測される 当該建築物の構造、建築設備及び用途
- (ii) るまで耐えること。 常の火災による火熱に当該火災が終了す 当該建築物の周囲において発生する通
- 大臣の認定を受けたものに限る。) を有する が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通 技術的基準に適合するもので、国土交通大臣 される性能をいう。) に関して政令で定める る火炎を有効に遮るために防火設備に必要と 分に、防火戸その他の政令で定める防火設備 (その構造が遮炎性能 (通常の火災時におけ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部

九 不燃材料 建築材料のうち、不燃性能 (通常

令で定める技術的基準に適合するもので、国十

の他の政令で定める性能をいう。) に関して政 の火災時における火熱により燃焼しないことそ

> 九の三 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物 部で延焼のおそれのある部分に前号口に規定す る防火設備を有するものをいう。 で、イ又は口のいずれかに該当し、 外壁の開口

主要構造部を準耐火構造としたもの イに掲げる建築物以外の建築物であつて、

ものとして主要構造部の防火の措置その他の 事項について政令で定める技術的基準に適合 イに掲げるものと同等の準耐火性能を有する

十一 工事監理者 建築士法第二条第六項に規定 する工事監理をする者をいう。 号) 第二条第五項に規定する設計をいう。 設計 建築士法 (昭和二十五年法律第二百二

十二 設計図書 建築物、その敷地又は第八十八 ものを除く。) 及び仕様書をいう。 する工事用の図面 (現寸図その他これに類する 条第一項から第三項までに規定する工作物に関

十三 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、

十六 建築主 建築物に関する工事の請負契約の 十五 大規模の模様替 建築物の主要構造部の一 十四 大規模の修繕 建築物の主要構造部の一種 以上について行う過半の修繕をいう。 又は移転することをいう。 註文者又は請負契約によらないで自らその工事 種以上について行う過半の模様替をいう。 をする者をいう。

を作成した者をいう。 十七 設計者 その者の責任において、設計図書

十九 都市計画 都市計画法(昭和四十三年法律、八十八条第一項から第三項までに規定する工作、八十八条第一項から第三項までに規定する工作・八十八条第一項から第三項までに規定する工作・大 工事施工者 建築物、その敷地若しくは第

画区域又は準都市計画区域をいう。れ、都市計画法第四条第二項に規定する都市計れ、都市計画区域又は準都市計画区域 それぞ

第百号) 第四条第一項に規定する都市計画をい

二十一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住 種中高層住居専用地域、第一種住居地域、 に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層 都市計画法第八条第一項第一号から第六号まで 定防災街区整備地区又は美観地区をれぞれ、 都市再生特別地区、防火地域、準防火地域、特 導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区: 特別用途地区、特定用途制限地域、 地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、 居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 |種中高層住居専用地域、 |種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、 第一種中高層住居専用地域、第 第一種住居地域、 高層住居誘

業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

二十四 防災街区整備地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる地区整備計画をいう。第二項第三号に掲げる地区整備計画をいう。

項第一号に掲げる地区計画をいう。

を備去第三十二条第二頁第三号L見定する方炎 成九年法律第四十九号。以下「密集市街地 成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備 成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備 する特定建築物地区整備計画 密集市街地整備 二十六 防災街区整備地区整備計画 密集市街地に

二十六 防災街区整備地区整備計画 密集市街地 三十二 沿道地区計画 都市計画法第十二条の四二十七 沿道地区計画 都市計画法第十二条の四二十八 沿道地区計画 都市計画法第十二条の四二十八 沿道地区整備計画 幹線道路の沿道の整二十八 沿道整備法」という。)第九条第二項第二号に掲げる沿道地区整備計画をいう。 二号に掲げる沿道地区整備計画をいう。

> する集落地区整備計画をいう。 六十二年法律第六十三号)第五条第三項に規定 六十二年法律第六十三号)第五条第三項に規定

規定する地区計画等をいう。 三十一 地区計画等 都市計画法第四条第九項に

三十二 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区三十二 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については都道府県知事を特定行政 がうこととなる事務に関する限り、当該市町村又は特別区の長が行うこととなる事務に関する限り、当該市町村又は特別区の長をもつて特定行政庁とみなし、 当該市町村又は特別区の長をもつて特定行政庁とみなし、 当該市町村又は特別区の長が行うこととなる事務については、 都道府県知事を特定行政 れる事務については、 都道府県知事を特定行政 れる事務については、 都道府県知事を特定行政 れる事務については、 都道府県知事を特定行政 れる事務については、 都道府県知事を特定行政 は 特定行政庁とみなす。

地の部分に対しては、適用しない。 建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する

3

規定に違反している建築物、建築物の敷地又は例の規定の適用の際当該規定に相当する従前の例の規定の適用の際当該規定に相当する従前の相当する命令又は条例を開定することを含む。)相当する命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに基づく命令若しくは条例との法律又はこれに基づく命令若しくは条例

建築物若しくはその敷地の部分

一 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定 くは第三号若しくは第七項、第五十六条第一項 四十二条第一項、 地域に関する都市計画の決定若しくは変更、第 の九の規定に基づく条例に規定する建築物、建 四十九条から第五十条まで若しくは第六十八条 限又は第四十三条第二項、第四十三条の二、第 くは建築物若しくはその敷地の部分に関する制 六十二条に規定する建築物、建築物の敷地若し 第五十六条の二第一項、第六十一条若しくは第 五十三条第一項から第三項まで、第五十四条第 条第一項、第二項、第六項若しくは第七項、第 第四十八条第一項から第十二項まで、第五十二 決定若しくは変更により、第四十三条第一項、 若しくは別表第三に欄の五の項に掲げる数値の 三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二 第六号、第二項第三号若しくは第七項、第五十 指定若しくはその取消し又は第五十二条第一項 第二号イ若しくは別表第三備考三の号の区域の 工業専用地域若しくは防火地域若しくは準防火 種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地 一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、 第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地 商業地域、準工業地域、工業地域若しくは 第一種低層住居専用地域、 第五十二条第二項第二号若し

三 工事の着手がこの法律又はこれに基づく命令

増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替若しくは条例の規定の施行又は適用の後である

地又は建築物若しくはその敷地の部分四 前号に該当する建築物又はその敷地の部分 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例四 前号に該当する建築物又はその敷地の部分に係る建築物又はその敷地

ついて政令で定める技術的基準に適合するものと生の支障がないよう、建築材料及び換気設備に生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備に内において政令で定める化学物質の発散による衛外における化学物質の発散に対する衛生上の措置)

しなければならない。

る道路(昭和二十七年法律第百八十号)によ

在する道 この章の規定が適用されるに至つた際現に存

四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市地域にお明解発法、新都市基盤整備法、大都市地域にお東の事業計画のある道路で、二年以内にその事要の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が

しようとする者が特定行政庁からその位置の指政令で定める基準に適合する道で、これを築造法、新都市基盤整備法、大都市地域における法、新都市基盤整備法によらないで築造する法又は密集市街地整備法によらないで築造する法又は密集市街地整備法によらないで築造する。 土地を建築物の敷地として利用するため、道

定を受けたもの

面線との関係等 建築物又はその敷地と道路又は壁

建築物に対する制限の付加)(その敷地が四メートル未満の道路にのみ接する

第四十三条の二 地方公共団体は、交通上、安全上、 筋火上又は衛生上必要があると認めるときは、そ の敷地が第四十二条第三項の規定により水平距離 が指定された道路にのみ二メートル (前条第二項 に規定する建築物で同項の条例によりその敷地が に規定する建築物で同項の条例によりその敷地が に規定する建築物で同項の条例によりその敷地が に規定する建築物で同項の条例によりその敷地が に規定する建築物で に規定する建築物に ついて、条例で、その敷地、構造、建築設備又は ついて、条例で、その敷地、構造、建築設備又は ついて、条例で、その敷地、構造、建築設備又は ついて、条例で、その敷地、構造、建築設備又は ついて、条例で、その敷地、構造、建築設備又は ついて、条例で、その敷地、構造、建築設備又は ついて、条例で、その敷地、構造、建築設備又は ついて、条例で、その敷地、構造、建築設備又は の敷地が更加ができることができ の敷地が見ばして必要な制限を付加することができ の敷地が第四十二条第三項の規定により水平距離 が指定された道路にのみ二メートル (前条第二項 が指定された道路にのみ二メートル (前条第二項 に規定する建築物に のいて、条例で、その敷地、構造、建築設備又は のいて、条例で、その敷地、構造、建築設備といる ものにあつては、当該長さ)以上接する建築物に ついて、条例で、その敷地、構造、建築設備と のいて、条例で、その敷地、構造、建築設備と のいて、条例で、その敷地が のいて、条例で、その敷地、構造、建築設備と のいて、条例で、その敷地、

第五十二条

第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第五十九条第一項、第六十条の五第三項並びに第六十八条の九に規定するものについては、建築物の神階でその天井が地盤面からの高さーおいて同じ。)の算定の基礎となる延べ面積には、おいて同じ。)の算定の基礎となる延べ面積には、おいて同じ。)の算定の基礎となる延べ面積には、おいて同じ。)の算定の基礎となる延べ面積には、おいて同じ。)の算定の基礎となる延べ面積には、おいて同じ。)の算定の基礎となる延べ面積には、おいて同じ。)の算定の基礎となる延べ面積には、おいて同じ。)の算定の基礎となる延べ面積には、おいて同じ。)の算定の基礎となる延べ面積には、第八十六条の二第十八条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第四項、第八十六条の二第二項といる場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一)は、算人しする部分の床面積の合計の三分の一)は、算人しする部分の床面積の合計の三分の一)は、算人しずる部分の下に対している。

(特定防災街区整備地区) 第五節の二 特定防災街区整備地区

限りでない。 特定防災街区整備地区内にある建築六十七条の二 特定防災街区整備地区として指定されていない区域にわたる場整備地区として指定されていない区域にわたる場整備地区として指定されていない区域にわたる場整備地区として指定されていない区域にわたる場合においては、その全部について、前項の規定を高用する。ただし、その建築物が特定防災街区整備地区と特定防災街区整備地区外においては、その防火壁外の部分については、このおいては、その防火壁外の部分については、このおいては、その防火壁外の部分については、このおいでない。

- 建築物で公益上必要なもの公衆便所、巡査派出所その他これらに類する
- と認めて許可したもの ―― 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ない
- 「第六十七条の二第三項」と読み替えるものとすおいて、同条第三項中「第一項」とあるのは、画において建築物の敷地面積の最低限度が定めら画において建築物の敷地面積の最低限度が定めら画において建築物の敷地面積の
- 第三項第一号に掲げる建築物
- は構造上やむを得ないと認めて許可したもの公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又二 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する

- 6 特定防災街区整備地区内においては、その敷地が防災都市計画施設(密集市街地整備法第三十一が防災都市計画施設に係る間口率(防災都市計画施設に接する部分の長さの敷地の当該防災都市計画施設に接する部分の長さの敷地の当該防災都市計画施設に接きに対する割合をいう。以下この条において同じ。)及び高さは、特定防災街区整備地区に関する都市計画において建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度及び建築物の高さの最低限度が定められたときは、それぞれ、これらの最低限度以上でなければならない。
- 7 前項の場合においては、同項に規定する建築物の高さの最低限度より低い高さの建築物の部分で開口率の最低限度を超える部分を除く。)は、る間口率の最低限度を超える部分を除く。)は、では、では、では、では、 の項に規定する建築物 しなければならない。
- る建築物については、適用しない。9 前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当す

第三項第一号に掲げる建築物

は構造上やむを得ないと認めて許可したもの公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又二 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する

る場合に準用する。 五項第二号又は前項第二号の規定による許可をす 五項第二号又は前項第二号の規定は、第三項第二号、第

第八十六条 一団地 (その内に第八項の規定により う。)の適用については、これらの建築物は、 二第一項から第三項まで、第五十九条第一項、第 項から第四項までにおいて「特例対象規定」とい 第六十八条の三第一項から第三項までの規定 (次 の二第一項、第六十二条第二項、第六十四条又は 五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条 四項まで、第六項若しくは第七項、第五十六条の 五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第 の二、第五十二条の三第一項から第四項まで、第 第五十二条第一項から第十三項まで、第五十二条 と認めるものに対する第二十三条、第四十三条 及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がない ところにより、特定行政庁がその各建築物の位置 て建築されるもののうち、国土交通省令で定める 当該他の対象区域の全部を含むものに限る。) 内 現に公告されている他の対象区域があるときは に二以上の構えを成す建築物で総合的設計によつ 敷地内にあるものとみなす。 第五十五条第二項、第五十六条第一項から第 同

当該他の対象区域の全部を含むものに限る。) 内現に公告されている他の対象区域があるときは、一団の土地の区域 (その内に第八項の規定により一日の

定による限度を超えるものとすることができる。 項若しくは第五十六条又は第五十五条第一項の規 二条第一項から第八項まで、第五十二条の二第六 物が同一敷地内にあるものとして適用する第五十 さを、その許可の範囲内において、これらの建築 もに、建築される建築物の容積率又は各部分の高 らの建築物を同一敷地内にあるものとみなすとと 九条の二第一項を除く。) の適用について、これ ととなる各建築物に対する特例対象規定(第五十 と認めて許可したときは、当該区域内に存するこ いることにより市街地の環境の整備改善に資する 生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされて さその他の構造について、安全上、防火上及び衛 建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高 省令で定めるところにより、特定行政庁が、その 令で定める空地を有する場合において、国土交通 域内に建築物が建築され、かつ、当該区域内に政 準に従い総合的見地からした設計によつて当該区 防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基 各部分の高さその他の構造を前提として、安全上、 に現に存する建築物の位置及び建ぺい率、容積率、

三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第規定並びに第三十九条第二項、第四十条、第四十する場合においては、第四十八条第一項から第十する場合においては、第四十八条第一項から第十する場合においては、第四十八条第一項から第十

第八十七条

準用する。 びに第六十八条の九の規定に基づく条例の規定を 五十条まで、第六十八条の二第一項及び第五項並

3 第三条第二項の規定により第二十四条、第二十七条、第三十八条第一項若しくは第三十五条の三まで、第三十六条中第二十八条第一項若しくは第三十九条第二項、第四十八条第一項、第四十八条第二項、第四十八条の二第一項若しくは第五十一条の規定又は第三十八条の二第一項若しくは第六十八条の九の規定に基づく条例の規定の適用を受けない建築物の用に基づく条例の規定の適用を受けない建築物の用に基づく条例の規定の適用を受けない建築物の用に基づく条例の規定の適用を受けない建築物の用に基づく条例の規定の適用を受けない建築物の用に基づく条例の規定の適用を受けない建築がある。

替をする場合増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様

若しくは模様替が大規模でない場合修繕若しくは模様替をしない場合又はその修繕相互間におけるものであつて、かつ、建築物の二 当該用途の変更が政令で指定する類似の用途

ある場合 関しては、用途の変更が政令で定める範囲内で関しては、用途の変更が政令で定める範囲内で三 第四十八条第一項から第十二項までの規定に

十二条から第五十三条まで、第五十四条から第五第九十一条 建築物の敷地がこの法律の規定 (第五

〇建築基準法施行令〔抄〕

[政令第三百三十八号] 昭和二十五年十一月十六日]

ある化学物質) (発散により衛生上の支障を生じさせるおそれの(発散により衛生上の支障を生じさせるおそれの

とする。 学物質は、クロルピリホス及びホルムアルデヒド第二十条の四 法第二十八条の二の政令で定める化

技術的基準) (化学物質の発散に対する衛生上の措置に関する

第二十条の五 法第二十八条の二の政令で定める技

術的基準で建築材料に係るものは、次のとおりと

す る。

限りでない。 建築材料にクロルビリホスを添加しないこと。 ナ交通大臣が定める建築材料については、この出経過していることその他の理由によりクロル間経過していることその他の理由によりクロル間を用いないこと。 ただし、その添加した建築材工 クロルビリホスをあらかじめ添加した建築材工 クロルビリホスを添加しないこと。

三 居室 (常時開放された開口部を通じてこれと 臣が定める建築材料 (以下この条において「第 ラムを超え○・一二ミリグラム以下の量のホル 面積一平方メートルにつき毎時○・○二ミリグ デヒド発散建築材料」という。)を用いないこと。 発散するものとして国土交通大臣が定める建築 床及び天井(天井のない場合においては、屋根 部分を含む。以下この節において同じ。) の壁、 相互に通気が確保される廊下その他の建築物の ムアルデヒドを発散するものとして国土交通大 材料(以下この条において「第一種ホルムアル 二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを てその表面積一平方メートルにつき毎時〇・一 「内装」という。)の仕上げには、夏季におい らに類する部分を除く。以下この条において の室内に面する部分 (回り縁、窓台その他これ 並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具 |種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。) 居室の内装の仕上げに、夏季においてその表

で、これらの面積の合計)が、当該居室の床面は、これらの面積の合計)が、当該居室の床面は、これらの面積の合計)が、当該居室の床面は、これらの面積の合計)が、当該居室の床面は、これらの面積の合計)が、当該居室の床面は、これらの面積の合計)が、当該居室の床面は、これらの面積の合計)が、当該居室の床面は、これらの面積の合計)が、当該居室の床面は、これらの面積の合計)が、当該居室の床面は、これらの面積の合計)が、当該居室の床面は、これらの面積の合計)が、当該居室の床面は、これらの面積の合計)が、当該居室の床面は、これらの面積の合計)が、当該居室の床面は、これらの面積の合計)が、当該居室の床面は、これらの面積の合計)が、当該居室の床面は、これらの面積の合計)が、当該居室の床面は、これらの面積の合計)が、当該居室の床面は、これらの面積の合計)が、当該居室の床面

(-)		
- :	居定通く日構臣国の保るれけ設の○換室を大はい造が正とさ換に目、機機に 受臣国、活が定交しれるがはを機械以 けの記者法め通てるがすことを た認交として、も確立に設気上が た認交とである。	住宅等
	室の他の居	住宅等の居室
<u> </u>	居定通く用構臣国の保るれけ設例○ 室を大はい造が主とさ換相又 機械・ 受臣国 お法が通てるが当なを けのま者法め通てるが に認交した認交した。 を認交した。 を はなり、 を はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。	住宅等
- 四	居定通く用構臣国の保るれけ、設の○○換室を大はい造が主とさ気相に、 備機・気気 受臣国 大きなり しょう 機・大きな できない できない できない できない かい	住宅等の居室以外の居室
≡.0	室 そ の 他 の 居	の居室

0.110	
〇・五〇	
〇· 五	
〇·二五	
〇.五〇	

又は夏季においてその表面積一平方メートルに

備考

この表において、住宅等の居室とは、住宅の居室並びにこの表において、住宅等の居室とは、住宅の居宮並びに正明する。 物品の販売業を営む后舗の売場(常時開放された開口部を 通じてこれらと相互に通気が確保される廊下その他の建築 物の部分を含む。をいうものとしする。

た数値をいうものとする。 この表において、換気回数とは、次の式によつて計算し

n= 삵<

□ - 特別省ニリンをで回攻 値を表すものとする。 この式において、n、V、A及びhは、それぞれ次の数

n 一時間当たりの換気回数

・ 機械換気設備の有効換気量(次条第一項第一号の に規定する有効換気換算量)(単位 一時間に つき立方メートル)

: 居室の天井の高さ(単位 メートル)(居室の床面積(単位 平方メートル)

第一種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散しないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの(次項及び第四項の規定により国土を通大臣の認定を受けたもの(次項及び第四項の規定により国土は、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、

○二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドをおいてその表面積一平方メートルにつき毎時○・種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季に3 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第二

下。 (次項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。) については、第三種ホルムをもの (次項の規定により国土交通大臣の認定を発散しないものとして国土交通大臣の認定を受け

第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミの大豆のとして国土交通大臣の認定を受けたものないものとして国土交通大臣の認定を受けたものないものとして国土交通大臣の認定を受けたものないっては、これらの建築材料に該当しないものとみなす。

する。 術的基準で換気設備に係るものは、次のとおりと 第二十条の六 法第二十八条の二の政令で定める技

気設備を設けること。 - 居室には、次のいずれかに適合する構造の換

造とすること。 機械換気設備 (口に規定する方式を用いる 機械換気設備 (口に規定する方式を用いる 機械換気設備 (口に規定する方式を用いる

(1) 有効換気量(立方メートル毎時で表した(1) 有効換気量(立方メートル毎時で表した

Vr= nAh

する。
この式において、√√、m、A及びh

「につき立方メートル) 「い要有効換気量(単位 一時間

■ 前条第一項第四号の表備考一の日室にあつては○・五、そのにおいて単に「住宅等の居室」とにおいて単に「住宅等の居室」とのよりである。

n 居室の天井の高さ (単位 メートル) 名 居室の床面積 (単位 平方メー

有効換気量の合計以上であること。場合にあつては、当該換気設備の有効換気場のにあつては、当該換気設備の有効換気の一の機械換気設備が二以上の居室に係る

とができるものとして、国土交通大臣が定ようにするために必要な換気を確保するこいデヒドの発散による衛生上の支障がないのないでは、ホルムア

の二の六第二項の規定によるほか、次に掲げの二の六第二項の規定によるほか、次に掲げの二の六第二項の規定によるほか、次に掲げる機械換気設備にあつては、第百二十九条の控気を浄化して供給する方式を用る構造とすること。

(1) 次の式によつて計算した有効換気換算量がイ(1)の式によつて計算した必要有効換気量以上であるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとして、国土交通大臣がませい。

 $Vq = Q\frac{C \cdot Cp}{C} + V$

とは、それぞれ次の数値を表すものとする。

につき立方メートル) 有効換気換算量(単位 一時間

メートルにつきミリグラム) かんして供給する空気の量(単位 一立方の 一時間につき立方メートル) は 一時間につきさ方メートル)

ム) 一立方メートルにつきミリグラー立方メートルにつきミリグラー

有効換気量 (単位 一時間につ

_ き立方メートル)

必要有効換気量の合計以上であること。換算量が、当該二以上の居室のそれぞれの換算量が、当該二以上の居室のそれぞれの換気

③ (1)及び(2)に掲げるもののほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

通大臣の認定を受けた構造とすること。
東百二十九条の二の六第三項の規定によるぼか、ホルムアルデヒドの発散による衞生上の支障がないようにするために必要な換気を確支障が定めた構造方法を用いる構造又は国土交通大保することができるものとして、国土交通大保することができるものとして、国土交通大保することが定めた構造とすること。

一 法第三十四条第二項に規定する建築物又は各一 法第三十四条第二項に規定する建築物又は各種えの床面積の合計が千平方メートルを超えるの監視を中央管理室において行うことができるの監視を中央管理室において行うことができるの監視を中央管理室において行うことができるのとすること。

とそれぞれ同等以上にホルムアルデヒドの発散に換気設備を設ける住宅等の居室又はその他の居室前項の規定は、同項に規定する基準に適合する

は、適用しない。 けた住宅等の居室若しくはその他の居室について 通大臣が定めた構造方法を用いる住宅等の居室若 換気を確保することができるものとして、国土交 しくはその他の居室又は国土交通大臣の認定を受 よる衛生上の支障がないようにするために必要な

3

法第十二条第一項の規定による報告は、報告書

最終改正

第二十条の七 前二条 (第二十条の五第一項第一号 空間のホルムアルデヒドの量を空気一立方メート 当該居室内の人が通常活動することが想定される 及び第二号を除く。)の規定は、一年を通じて、 けた居室については、適用しない。 とができるものとして、国土交通大臣の認定を受 ルにつきおおむね○・−ミリグラム以下に保つこ

2 学校 (大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を 規定にかかわらず、三メートル以上でなければな を超えるものにあつては、天井の高さは、前項の 除く。) の教室でその床面積が五十平方メートル

〇建築基準法施行規則 〔抄〕

建 設 省 令 第 四 十 号昭和二十五年十一月十六日

最終改正 平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号

2 法第十二条第一項の規定による報告は、別記第 三十六号の二様式による報告書によるものとす

> める事項その他の事項を記載する報告書の様式を శ్ఠ 定めた場合にあつては、当該様式による報告書に よるものとする。 ただし、特定行政庁が規則により同様式に定

で定める書類を添えて行わなければならない。 備の状況を把握するため必要があると認めて規則 に、特定行政庁が建築物の敷地、構造及び建築設

2 法第十二条第二項の規定による報告は、昇降機 よるものとする。 定めた場合にあつては、当該様式による報告書に める事項その他の事項を記載する報告書の様式を 十六号の三様式又は別記第三十六号の四様式に定 する。ただし、特定行政庁が規則により別記第三 記第三十六号の四様式による報告書によるものと にあつては別記第三十六号の三様式による報告書 に、建築設備等 (昇降機を除く。) にあつては別

3 なければならない。 めに必要と認めて規則で定める書類を添えて行わ に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するた 法第十二条第二項の規定による報告は、報告書

○建築物の耐震改修の促進 に関

建設省令第二十八号平成七年十二月二十五日

平成一五年一二月一八日国土交通省令第一一六号

法第五条第三項第三号に掲げる基準に適合する

を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等 を、同法第三十五条の二の規定により内装の制限 ずべき建築物については同表のに項に掲げる図書 おける化学物質の発散に対する衛生上の措置を講 らに、同法第二十八条の二の規定により居室内に に掲げる図書を添えて、これらの図書のほか、さ 建築物以外の建築物については同項の表一のい項 一項の表二の口項の欄に掲げる図書を、これらの 及びは項に掲げる図書並びに同規則第一条の三第 三号に掲げる建築物については同表のい項、
る項 に掲げる図書を、同法第六条第一項第二号及び第 四十号)第一条の三第一項の表一のい項及び⑤項 は建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第 準法第六条第一項第一号に掲げる建築物について 第四号様式の正本及び副本に、それぞれ、建築基 は前項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記 により認定の申請をしようとする者は、第一項又 築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定 ものとして同項の計画の認定を受けようとする建 (建築基準法施行令第百二十八条の四第四項に規

いう。) に係る間口率 (建築基準法第六十七条の 第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設を の促進に関する法律 (平成九年法律第四十九号) 市計画施設 (密集市街地における防災街区の整備 基準法第六十七条の二第六項の規定により防災都 築物については同表の⑤項に掲げる図書を、建築 項の規定により日影による高さの制限を受ける建 のぬ項に掲げる図書を、同法第五十六条の二第 掲げる規定が適用されない建築物については同表 る図書を、同項の規定の適用により同項第三号に 適用されない建築物については同表のり項に掲げ 項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が 建築物については同表の均項に掲げる図書を、同 用により同項第一号に掲げる規定が適用されない 掲げる図書を、同法第五十六条第七項の規定の滴 超えるものである建築物については同表の心項に 条第一項、 が同項の規定の適用がないとした場合における同 規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合 いては同表の公項に掲げる図書を、同条第八項の の規定による限度を超えるものである建築物につ がないとした場合における同条第一項及び第六項 面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用 有する建築物については同表のほ項に掲げる図書 定する内装の制限を受ける調理室等をいう。) を ||第六項に規定する間口率をいう。) の制限及び 同法第五十二条第七項の規定によりその延べ 第二項及び第六項の規定による限度を

> 所管行政庁に提出するものとする。 びに同規則第一条の三第六項の表のそれぞれの項 号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備 めた場合においては当該図書を添えて、これらを 同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を定 十二号に規定する特定行政庁をいう。) が規則で 九項の規定に基づき特定行政庁 (同法第二条第三 は同表の③欄の当該各項に掲げる図書を、同条第 □項に該当する建築設備が含まれる場合において に掲げる図書及び同条第四項の表のい欄(項又は の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並 る部分が含まれる場合においては同規則別記第四 第百四十六条第一項第二号に掲げる建築設備に係 から第三号までに掲げる建築物に係るもので同今 れる場合又は当該計画が同法第六条第一項第一号 に同法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含ま 場合を除き同表のを項に掲げる図書を、当該計画 高さの制限を受ける建築物については用途変更の

〇建築士法施行規則〔抄〕

[建設省令第三十八号] [昭和二十五年十月三十一日]

最終改正 平成一五年六月九日国土交通省令第七三号

〇建設業法 [抄]

法 律 第 百 号昭和二十四年五月二十四日

至いう。 最終改正 平成一五年八月一日法律第二三八号 この法律において「建設工事」とは、土木二条 この法律において「建設工事」とは、土木

第三条

設業に分けて与えるものとする。 事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建2 前項の許可は、別表第一の上欄に掲げる建設工

こ。認めるときでなければ、許可をしてはならなると認めるときでなければ、許可をしてはならしていると認めるときでなければ、許可をしてはならない。 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を

該当する者であること。法人である場合においてはそのりずる者をいう。以下同じ。)のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはそのものの一人が、個人である場合においてはその役員(業務を執行する者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に関し五年以

能力を有するものと認定した者口 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の

一 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する

で在学中に国土交通省令で定める学科を修めて在学中に国土交通省令で定める学科を修めて、以下同じ。)若しくは中等教育学校を含む。以下同じ。)若しくは中等教育学校を含む。以下同じ。)若しくは中等教育学校を含む。以下同じ。)若しくは中等教育学校を含む。以下同じ。)若しくは中等教育学校を含む。以下同じ。)若しくは中等教育学校を含む。以下同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)を卒業した後三年以上実務の経験を有する者を卒業した後三年以上実務の経験を有する者を卒業した後三年以上実務の経験を有する者を卒業した後三年以上実務の経験を有する者を卒業した後三年以上実務の経験を有する者であること。

事に関し十年以上実務の経験を有する者口 許可を受けようとする建設業に係る建設工

忍定した者以上の知識及び技術又は技能を有するものと以上の知識及び技術又は技能を有するものと以上の知識及び技術又は口に掲げる者と同等

をするおそれが明らかな者でないこと。 人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為 で定める使用人が、個人である場合においては当該法人又はその三 法人である場合においては当該法人又はその

するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しめる軽微な建設工事に係るものを除く。)を履行』 請負契約 (第三条第一項ただし書の政令で定

ないことが明らかな者でないこと。

第二章

消防設備関係

○消防法〔抄〕

最終改正(平成一五年六月一八日法律第八四号)

第二条

状を有するものをいう。同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる物品で、

年法律第二百二十六号)第十八条の三第三項の規(は消防団員の一隊又は消防組織法(昭和二十二消防隊とは、消防器具を装備した消防吏員若し消をする。

定による都道府県の航空消防隊をいう。

第三条 消防長(消防本部を置かない市町村におい第三条 消防長(消防本部を置かない市町村において火災の予防に危険であると認める物は、屋外において火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占になると認める物件の所有者、管理者若しくは占いなると認める物件の所有者、管理者若しくは占いなると認める物件の所有者、管理者若しくは占いない。

(物件に限る。)の使用その他これらに類するし火災の発生のおそれのある設備若しくは器具しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若

為を行う場合の消火準備行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行

二 残火、取灰又は火粉の始末

ル里 された燃焼のおそれのある物件の除去その他の さ 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置

号の物件を除く。)の整理又は除去四、放置され、又はみだりに存置された物件(前

町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団(消防本部を置かない市町村においては、当該市命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員外の提出を必要があるときは、関係者に対して資料の提出を第四条 消防長又は消防署長は、火災予防のために

' 第五条の三第二項を除き、以下同じ。) にあ

め、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ちめ、特に緊急の必要がある場所に立ち入つて、消防対象その他の関係のある者に質問させることができる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得たる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得たいののでは、以発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場所に立ち入つて、消防対象のは人事場、工場若しくは公衆の出入する場所らゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所らゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所

制限を命ずることができる。 制限を命ずることができる。 第五条の二 消防長又は消防署長は、防火対象物の第五条の二 消防長又は消防署長は、防火対象物の第五条の二 消防長又は消防署長は、防火対象物の

入らせてはならない。

二 前条第一項、次条第一項、第八条第三項若し 認める場合 四第一項若しくは第二項の規定による命令によ 発生したならば人命に危険であると認める場合 防の活動に支障になると認める場合又は火災が 険であると認める場合、消火、避難その他の消 行されず、履行されても十分でなく、又はその 四第一項若しくは第二項の規定により必要な措 くは第四項、 おける人命の危険を除去することができないと の消防の活動の支障又は火災が発生した場合に つては、火災の予防の危険、消火、避難その他 くは第四項、第八条の二第三項又は第十七条の 見込みがないため、引き続き、火災の予防に危 あつては履行されても当該期限までに完了する 措置の履行について期限が付されている場合に 置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履 前条第一項、 第八条の二第三項又は第十七条の 次条第一項、 第八条第三項若し

要な業務、消防の用に供する設備、消防用水又は で定めるところにより、定期に、防火対象物における防火管理上必 たっ。)に、当該防火対象物における防火管理上必 会第一項において「防火対象物における大災の予防に関する専門的知識を有する者で は 一項において「防火対象物における防火災の予防上必要があるものとして政令で定める (次項及び次 条第一項において「防火対象物における防火質を持ち、消防の用に供する設備、消防用水又は 等人条の二の二 第八条第一項の防火対象物のうち 無力 に が は いっち に いっち

の予防上必要な施設の設置及び維持その他火災の予防上必要な事項(次項及び次条第一項において「点検対象事項」という。)がこの法律に基づく命令に規定する事項に関し総務省の法律に基づく命令に規定する事項に関し総務省の法律に基づく命令に規定する事項に関し総務省を点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報を点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報を点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報を点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告が表す。

載した表示を付することができる。 前項の規定による点検(その管理について権原前項の規定による認定を受けた部分を除く。)についての前項の規定による点た部分を除く。)についての前項の規定による点た部分を除く。)についての前項の規定による点に対象事項が点検基準に適合していると認められた防象事項が点検基準に適合していると認められた防象事項が点検基準に適合していると認定を受けが分かれている防火対象物には、当該防火が分かれている防火対象物には、当該所火対象物には、当該所火が分かれている点検(その管理について権原前項の規定による点検(その管理について権原が分かれている点検(その管理について権原が分かれている点検(その管理について権原が分かれている点検(その管理について権原ができる。

有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれにものについて、当該防火対象物の関係者で権原を以は同項の表示と紛らわしい表示が付されている規定によらないで同項の表示を付してはならない。の表示と紛らわしい表示を付してはならず、又は同項除くほか同項の表示を付してはならず、又は同項除くほか同項の表示を付してはならず、又は同項に規定する場合を

火対象物については、適用しない。 第一項の規定は、次条第一項の認定を受けた防消印を付するべきことを命ずることができる。

できる。 消防長又は消防署長は、前条第一第八条の二の三 消防長又は消防署長は、前条第一第八条の二の三 消防長又は消防署長は、前条第一第八条の二の三 消防長又は消防署長は、前条第一

二 当該防火対象物について、次のいずれにも該から三年が経過していること。 申請者が当該防火対象物の管理を開始した時

イ 過去三年以内において第五条第一項、第五当しないこと。

がされたことがあり、又はされるべき事由が対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が対象物の位置、構造、設備又は第四項又は第一項、第八条第条の二第一項、第八条第

事由が現にあること。 取消しを受けたことがあり、又は受けるべき 取消しを受けたことがあり、又は受けるべき現にあること。

かかわらず同項の規定による点検若しくは報ハ 過去三年以内において前条第一項の規定に

(で) 告について虚偽の報告がされたことがあることがされなかつたことがあり、又は同項の報

と認められたことがあること。 り点検対象事項が点検基準に適合していないり点検対象事項が点検基準に適合していないよる点検の結果、防火対象物点検資格者によこ 過去三年以内において前条第一項の規定に

でである。 では、 では、 では、 では、 では、 でにめるものであると認められることが、 でにめるもののほか、 当該防火対象物に でにめるもののほか、 当該防火対象物に

請書に前項の規定による認定を受けようとする防請書に前項の規定による認定を受けようとする防請書に前項の規定による認定を受けようとする防請書に前項の規定による認定を受けようとする防

を申請者に通知しなければならない。ときは、総務省令で定めるところにより、その旨定をしたとき、又は認定をしないことを決定した定をしたとき、又は認定をしないことを決定したにある。

ー 当孩忍をよせたいいら三年が経過したことさは、当該認定は、その効力を失う。 ついて、次のいずれかに該当することとなつたとう。

該防火対象物について第二項の規定による申請(当該認定を受けてから三年が経過する前に当当該認定を受けてから三年が経過したとき

る通知があつたとき。)。がされている場合にあつては、前項の規定によ

者に変更があつたとき。 当該防火対象物の管理について権原を有する

第一項の規定による認定を受けた防火対象物に第一項の規定による認定を受けた防火対象物の管理について権原を有する者は、総務省令で定めるところにより、を有する者は、総務省令で定めるところにより、を有する者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物の管理について権原を有いる。

らない。

ジョするときは、当該認定を取り消さなければなまを受けた防火対象物について、次のいずれかに定を受けた防火対象物について、次のいずれかににを受けた防火対象物について、次のいずれかに

たことが判明したとき。 偽りその他不正な手段により当該認定を受け

に、第五条第一項、第五条の二第一項、第五条の二第一項、第五条第一項、第五条の二第一項の規定による十七条の四第一項若しくは第二項の規定による。(当該防火対象物の位置、構造、設備又は第三項の状況がこの法律若しくは第四項又は第一項、第五条の一第一項、第五条の二第一項、第五条の二第一項、第五条の二第一項、第五条の二第一項、第五条の二第一項、第五条の二第一項、第五条の二第一項、第五条の二第一項、第五条の二第一項、第五条の二第一項、第五条の二第一項、第五条の二第一項、第五条の二第一項、第五条の二

いるものにあつては、当該防火対象物全体が同項(当該防火対象物の管理について権原が分かれて(当該防火対象物の管理について権原が分かれて第一項の規定による認定を受けた防火対象物三 第一項第三号に該当しなくなつたとき。

記載した表示を付することができる。 る認定を受けた日その他総務省令で定める事項を総務省令で定めるところにより、同項の規定によの規定による認定を受けたものに限る。)には、

ついて準用する。前条第三項及び第四項の規定は、前項の表示に

及び維持しなければならない。 及び維持しなければならない。 及び維持しなければならない。 及び維持しなければならない。 及び維持しなければならない。 及び維持しなければならない。 及び維持しなければならない。

受けたものを用いる場合には、当該消防用設備等受けたものを用いる場合には、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、及び維持するものとして、総務大臣の認定をし、及び維持するものとして、総務大臣の認定をし、及び維持するものとして、総務大臣の認定をし、及び維持するものとして、総務大臣の認定をし、及び維持するものとして、総務大臣の認定をし、及び維持するものという。

項の規定は、適用しない。等が用いられるものに限る。)については、前二等が用いられるものに限る。)については、前二(それに代えて当該認定を受けた特殊消防用設備

第十七条の二 前条第三項の認定を受けようとする 者は、あらかじめ、日本消防検定協会(以下この 章において「協会」という。)又は法人であつて 総務大臣の登録を受けたものが行う性能評価(設 場合における特殊消防用設備等の性能に関する評 場合における特殊消防用設備等の性能に関する評 場合における特殊消防用設備等の性能に関する評 場合における特殊消防用設備等の性能に関する評 場合における特殊消防用設備等の性能に関する評 場合における特殊消防用設備等の性能に関する評 場合における特殊消防用設備等の性能に関する評 がであっている。

性能評価を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、申請書に設備等設置維持計画めるところにより、申請書に設備等設置維持計画がるところにより、申請書に設備等設置維持計画がはならない。

おこの規定による登録を受けた法人協会又は第一項の規定による登録を受けた法人は、前項の申請があつたときは、総務省令で定めて「評価結果」という。)を前項の申請があつたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請に係る性能評価を行い、るところにより、当該申請があつたときは、総務省令で定めば、前項の申請があつたときは、総務省令で定めば、前項の申請があつたときは、総務省令で定めば、

第十七条の二の二 前条第三項 (第十七条の二の四

果の通知を受けた者が第十七条第三項の認定を受

第三項において準用する場合を含む。) の評価結

けようとするときは、総務省令で定めるところに

より、申請書に設備等設置維持計画及び当該評価

なければならない。 結果を記載した書面を添えて、総務大臣に申請し

総務大臣は、前項の申請があつたときは、同項 により、当該申請に係る設備等設置維持計画に で定める技術上の基準に従つて設置し、及び維持する場合における特殊消 で定める技術上の基準に従つて設置し、及び維持 で定める技術上の基準に従つて設置し、及び維持 で定める技術上の基準に従つて設置し、及び維持 しなければならない消防用設備等と同等以上の性 しなければならない消防用設備等と同等以上の性 していると認められるときは、同系第三項の規定 に基づく条例 に基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例 に基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例 に基づくの表準に従って設置し、及び維持 していると認められるときは、同系第三項の規定 していると認められるときは、同系第三項の規定 していると認められるときは、同系第三項の規定

総務大臣は、前項の規定により認定をしようと総務大臣は、前項の規定により認定に関し、関係消防長又は関係消防署長は、当該認定に関し、意見を申し出ることができる。総務大臣に対し、意見を申し出ることができる。 に通知しなければならない。この場合において、関係消防長又は関係消防署長は、当該認定に関し、総務大臣は、前項の規定により認定をしようと総務大臣は、前項の規定により認定をしようとの対力を失わせることができる。

- 項の承認を受けたことが判明したとき。偽りその他不正な手段により当該認定又は次
- 第十七条第三項の規定による認定を受けた者維持されていないと認めるとき。 出備等設置維持計画に従つて設置され、又は

は、当該認定に係る特殊消防用設備等又は設備等は、当該認定に係る特殊消防用設備等又は設備等

承認する場合について準用する。前二条の規定は、前項の規定により総務大臣が

は、第二項ただし書の総務省令で定めるところにより、更をしたときは、総務省令で定めるところにより、更をしたときは、総務省令で定めるところにより、での旨を消防長又は消防署長に届け出なければなる。第十七条第三項の規定による認定を受けた者

とする者の申請に基づき当該性能評価を行うこと認めるときは、第十七条第三項の認定を受けようにより、当該性能評価に関する業務を行うことが能評価を行う機能の全部又は一部を喪失したこと能評価を行う機能の全部又は一部を喪失したことが。性第十七条の二の四、総務大臣は、協会又は第十七条第十七条の二の四、総務大臣は、協会又は第十七条

総務大臣は、前項の規定により性能評価の全部総務大臣は、前項の規定により総務大臣が性能評価を行う場合に項の規定により総務大臣が性能評価を行う期間を公示しなければならない。第一年の、第二年の規定により性能評価の全部

ができる

第一項の規定により総務大臣の行う性能評価を

和かに該当するものについては、適用しない。 一 第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は 原条第二項の規定に基づく条例を改正する法令 による改正(当該政令若しくは命令又は条例を 廃止すると同時に新たにこれに相当する政令若 しくは命令又は条例を制定することを含む。) 後の当該政令若しくは命令又は条例を していないことにより同条第一項の規定に適合 している同条同項の防火対象物における消防用 している同条同項の防火対象物における消防用 している同条同項の防火対象物における消防用 している同条同項の防火対象物における消防用 している同条同項の防火対象物における消防用

設備等

受けようとする者は、実費を勘案して政令で定め

開手 「工事の着手が第十七条第一項の消防用設 原本では大規模の修繕若しくは模様替えに りでの施行又は適用の後である政令で定める増 規定の施行又は適用の後である政令で定める増 規定の施行又は適用の後である政令で定める増 原る同条第一項の防火対象物における消防用設備等 「の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基 の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基

防用設備等の所用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は年間がある政令者にある。

四

うち特定防火対象物その他の政令で定めるものの第十七条の三の二 第十七条第一項の防火対象物の

第十七条の三の三 第十七条第一項の防火対象物 る者に点検させ、その他のものにあつては自ら 受けている者又は総務省令で定める資格を有す 定めるものにあつては消防設備士免状の交付を により、定期に、当該防火対象物のうち政令で 等の機能)について、総務省令で定めるところ にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備 用設備等 (第八条の二の二第一項の防火対象物 防火対象物における消防用設備等又は特殊消防 で定めるところにより、その旨を消防長又は消防 めるものを除く。) を設置したときは、総務省令 い消防用設備等又は特殊消防用設備等 (政令で定 備等設置維持計画に従つて設置しなければならな する。以下「設備等技術基準」という。) 又は設 規定により適用されることとなる技術上の基準と 十七条の二の五第一項後段又は前条第一項後段の 前条第一項前段に規定する場合には、それぞれ第 技術上の基準(第十七条の二の五第一項前段又は 若しくは同条第二項の規定に基づく条例で定める 関係者は、同項の政令若しくはこれに基づく命令 署長に届け出て、検査を受けなければならない。 (政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該

技術基準に従つて設置され、又は維持されていな一項の防火対象物における消防用設備等が設備等第十七条の四 消防長又は消防署長は、第十七条第

点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告

しなければならない。

必要な措置をなすべきことを命ずることができつてこれを設置すべきこと、又はその維持のため原を有するものに対し、当該設備等技術基準に従いと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権いと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権

置をなすべきことを命ずることができる。置をなすべきこと、又はその維持のため必要な措を設置すべきこと、又は維持されていないと認めるとうに、当該防火対象物の関係者で権原を有するもとは、当該防火対象物の関係者で権原を有するもとは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等設置維持計画に従ってこれのに対し、当該設備等設置維持計画に従っている。

定による命令について準用する。第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規

備等 間等 は等に従つて設置しなければならない消防用設備等の工事(設置に係るものに限る。)又は整備のうち、政令で定めるものを行つてはならない。
のうち、政令で定めるものを行つてはならない。
は難に従つて設置しなければならない消防用第十七条の五 消防設備士免状の交付を受けていな

設備士免状及び乙種消防設備士免状とする。第十七条の六 消防設備士免状の種類は、甲種消防ならない特殊消防用設備等

甲種消防設備士免状の交付を受けている者 (以

二 設備等設置維持計画に従つて設置しなければ

である。 にかる。) が行うことができる整備の種類は、この交付を受けている者 (以下「乙種消防設備士」の交付を受けている者 (以下「乙種消防設備士」の交付を受けている者 (以下「乙種消防設備士免状きる工事又は整備の種類及び乙種消防設備士免状

〇消防法施行令 [抄]

「政令第三十七号」「昭和三十六年三月二十五日」

ができる管理的又は監督的な地位にあるものとすができる管理的又は監督的な地位にあるものとがいて防火管理上必要な業務を適切に遂行することじ、当該各号に定める者で、当該防火対象物におら、当該各号に現げる防火対象物の区分に応る者は、次の各号に掲げる防火対象物の区分に応いてきる管理的又は監督的な地位にあるものとする。

第一条の二第三項に規定する防火対象物で、第一条の二第三項において「甲種防火対象物」という。)次のいずれかに該当する者 かのいずれかに該当する者 であるところにより総務大臣の登録を受けたものが行う甲種防火対象物の防火管理に関する講習(第四項において「甲種防火対象物で、という。)の課程を修了した者という。)の課程を修了した者

- は課程を修めて卒業した者で、一年以上防火 による大学、短期大学又は高等専門学校にお 管理の実務経験を有するもの いて総務大臣の指定する防災に関する学科又 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)
- ハ 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な 職に一年以上あつた者
- 二 イから八までに掲げる者に準ずる者で、総 務省令で定めるところにより、防火管理者と して必要な学識経験を有すると認められるも
- 二 第一条の二第三項に規定する防火対象物で、 延べ面積が、別表第一(項から四項まで、田項 種防火対象物」という。) 次のいずれかに該 メートル未満のもの (以下この号において「乙 げる防火対象物にあつては三百平方メートル未 その他の防火対象物にあつては五百平方
- イ 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く 定めるところにより総務大臣の登録を受けた 市町村の消防長又は法人であつて総務省令で る講習(第四項において「乙種防火管理講習 ものが行う乙種防火対象物の防火管理に関す
- 共同住宅その他総務省令で定める防火対象物 ロ 前号イから二までに掲げる者 という。) の課程を修了した者

2

- で ために必要な権限が付与されていることその他総 るのは、防火管理上必要な業務を適切に遂行する できる管理的又は監督的な地位にあるもの」とあ 合における前項の規定の適用については、同項中 が、当該防火対象物に係る防火管理者を定める場 が認めるものの管理については権原を有する者 おいては、市町村長。以下同じ。) 又は消防署長 できないと消防長 (消防本部を置かない市町村に り防火管理上必要な業務を適切に遂行することが が遠隔の地に勤務していることその他の事由によ 務省令で定める要件を満たすもの」とする。 防火管理上必要な業務を適切に遂行することが 管理的又は監督的な地位にある者のいずれも
- 第一号に掲げる者のほか、同項第二号イに掲げる 第一項の政令で定める資格を有する者は、第一項 合を含む。) の規定の適用については、法第八条 第一項 (前項の規定により読み替えて適用する場 めるものに係る防火管理者を定める場合における の権原に属する防火対象物の部分で総務省令で定 れているものの管理について権原を有する者がそ 甲種防火対象物でその管理について権原が分か
- に関し必要な事項は、総務省令で定める。 (火災の予防上必要な事項等について点検を要す 甲種防火管理講習及び乙種防火管理講習の実施

者とすることができる。

第四条の二の二 法第八条の二の二第一項の政令で

る防火対象物

- 掲げる防火対象物であつて、次に掲げるものとす 定める防火対象物は、別表第一(回から四項まで、 別項イ、 母項イ及び 芸の 項に
- 収容人員が三百人以上のもの
- 二 前号に掲げるもののほか、別表第一○項から 場合にあつては、一) 以上設けられていないも 同じ。) が二 (当該階段が屋外に設けられ、又 三号において「避難階以外の階」という。) に 以下この号、第二十一条第一項第六号の二、第 る場合にあつては、その区画された部分とする。 う。以下同じ。) 以外の階 (一階及び二階を除 号)第十三条の三第一号に規定する避難階をい 火対象物の用途に供される部分が避難階(建築 四項まで、田項イ、出項又は出項イに掲げる防 は総務省令で定める避難上有効な構造を有する 行令第二十六条に規定する傾斜路を含む。以下 避難階又は地上に直通する階段(建築基準法施 存する防火対象物で、当該避難階以外の階から 三十五条第一項第三号及び第三十六条第二項第 口部を有しない壁で区画されている部分が存す くものとし、総務省令で定める避難上有効な開 基準法施行令 (昭和二十五年政令第三百三十八

- 十九条の四第一項に規定する必要とされる防火安 第一項及び前二項に規定するもののほか、第二

2

備等とする。 める消防用設備等は、次の各号に掲げる消防用設第三十四条 法第十七条の二の五第一項の政令で定

一簡易消火用具

に掲げる防火対象物に設けるものに限る。)で、田項イ、宍項、멨項イ、宍項イ、宍項、カ項イ、宍項イ及び宍項ー 自動火災報知設備 (別表第一─項から四項ま

四 非常警報器具及び非常警報設備三 漏電火災警報器

五 誘導灯及び誘導標識

して消防庁長官が定めるもの び前各号に掲げる消防用設備等に類するものと び前各号に掲げる消防用設備等に類するものと は供する設備等であつて、消火器、避難器具及 は、必要とされる防火安全性能を有する消防の用

の各号に掲げるものとする。 築及び改築は、防火対象物の増築又は改築で、次築及び改築は、防火対象物の増築又は改築で、次第二項第二号の政令で定める増第三十四条の二 法第十七条の二の五第二項第二号

千平方メートル以上となることとなるものに係る当該防火対象物の部分の床面積の合計が 工事の着手が基準時以後である増築又は改築

時以後である増築又は改築に係る当該防火対象二 前号に掲げるもののほか、工事の着手が基準

こととなるもの 該防火対象物の延べ面積の二分の一以上となる 物の部分の床面積の合計が、基準時における当

は、 前段又は法第十七条の三第一項前段の規定により 前段又は法第十七条の三第一項前段の規定により 第八条から第三十三条までの規定若しくはこれら に基づく終例の規定の適用を受けない別表第一に掲 がる防火対象物における消防用設備等について、 でれらの規定(それらの規定が改正された場合に それらの規定(それらの規定が改正された場合に をれるの規定(それらの規定が改正された場合に をれるの規定(それらの規定が改正された場合に をれるの規定(それらの規定が改正された場合に をれるの規定(それらの規定が改正された場合に をれるの規定(それらの規定が改正された場合に をれるの規定を含むものとする。)が適 のつては、改正前の規定を含むものとする。)が適

内項イに掲げる防火対象物とする。の政令で定める複合用途防火対象物は、別表第一第三十四条の四 法第十七条の二の五第二項第四号

火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。
 火対象物は、次に掲げる防火対象物のうち、百イ及び末の三項に掲げる防火対象物のうち、百貨店、旅館及び病院以外のものとする。
 貨店、旅館及び病院以外のものとする。

トル以上のもの トル以上のもの ・ 現頃イ、夫の三項及び夫の三項に の項イ、共の三項及び夫の三項に

災予防上必要があると認めて指定するもの ル以上のもののうち、消防長又は消防署長が火 がら歯・項まで、冉・項ロ、冉・項及び内・項に掲 から歯・項まで、冉・項ロ、冉・項及び内・項に掲 、別表第一句項ロ、出項、ハ項、別項ロ、出項

 高避難上有効な構造を有する場合にあつては、 該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定め 防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の が火対象物の用途に供される部分が避難階以外の が火対象物の用途に供される部分が避難階以外の の階に存する防火対象物で、別表第一○項か

簡易消火用具及び非常警報器具とする。 備等(以下「特殊消防用設備等」という。)は、 等又は法第十七条第三項に規定する特殊消防用設 2 法第十七条の三の二の政令で定める消防用設備

一) 以上設けられていないもの

する。

対象物は、別表第一□項に掲げる防火対象物とは特殊消防用設備等について点検を要しない防火は特殊消防用設備等について点検を要しない防火第三十六条 法第十七条の三の三の消防用設備等又

検を要しない防火対象物等)

(消防用設備等又は特殊消防用設備等について点

ル以上のもの 別表第一○項から四項まで、四項イ、宍項イ、共の三項及び大の三項に 別表第一○項イ、共の三項及び大の三項に

予防上必要があると認めて指定するものける防火対象物で、延べ面積が千平方メートルける防火対象物で、延べ面積が千平方メートルの高、項まで、宍、項口、宍、河、穴、河、、河、、八項、、の項口、、分項、、

三 前二号に掲げるもののほか、別表第一○頃かの階に存する防火対象物で、当該避難階以外のの階に存する防火対象物で、当該避難階以外のの階に存する防火対象物で、当該避難階以外の路に存する防火対象物で、当該避難階以外の路がら避難階又は地上に直通する階段が二(当該避難上有効な構造を有する場合にあつては、つ)以上設けられていないもの

が配管の部分を除く。次項において同じ。) の設が配管の部分を除く。次項において同じ。) の設めませれる防火安全性能を有する消防の用に供いる。 次に掲げる消防用設備等(これらのする設備等若しくは特殊消防用設備等(これらのする設備等については電源の部分を除く。) 又は防用設備等については電源の部分を除く。) 又は第七号まで及び第九号から第十号までに掲げる消策七号まで及び第九号から第十号までに掲げる消

一屋内消火栓設備置に係る工事とする。

一 スプリンクラー 設備

三 水噴霧消火設備

四泡消火設備

五 不活性ガス消火設備

六 ハロゲン化物消火設備

七 粉末消火設備

八屋外消火栓設備

九 自動火災報知設備ノ 屋夕消火柱記係

十 消防機関へ通報する火災報知設備九の二 ガス漏れ火災警報設備

十一 金属製避難はしご (固定式のものに限る。)

十三 緩降機

救助袋

第三十六条の二 法第十七条の五の政令で定める消

防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る下

は電源、水源及び配管の部分を除き、第四号から号まで及び第八号に掲げる消防用設備等について

事は、次に掲げる消防用設備等 (第一号から第三

の整備(屋内消火栓設備の表示灯の交換その他総防の用に供する設備等若しくは特殊消防用設備等設備等又は必要とされる防火安全性能を有する消設備等又は必要とされる防火安全性能を有する消設備等の整備は、次に掲げる消防用

部分を除く。)

・
おする除く。)

・
おする除く。)

・
おするに掲げる消防用設備等については電源の時については電源、水源及び配管の部分を除き、等については電源、水源及び配管の部分を除き、等については電源、水源及び配管の部分を除き、のり、とする。

二消火器

漏電火災警報器

十六条関係) 第三条、第四条の二 第三十四条の四 第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四 第三十四条、第二十一条、第三十四条の三、第六条、第九条。第十四条、第十八条、第二条の三、第二条の三、第三条

定めるもの	して総務省令で定めるもの	l	
を除く。) その他これに類するものと	除く。) その他	を	
防火対象物の用途に供されているもの	分対象物の用途	防	
四項、 田項イ及び別項イに掲げる		イ	
性風俗関連特殊営業を営む店舗(〔項	 風俗関連特殊営	性	
百二十二号)第二条第五項に規定する	二十二号)第二	百	
等に関する法律 (昭和二十三年法律第	で関する法律 (等	
風俗営業等の規制及び業務の適正化	風俗営業等の規	八	
シスホール	遊技場又はダンスホール	П	
に類するもの	ブその他これらに類するもの	ブ	
キャバレー、カフェー、ナイトクラ	キャバレー、カ	1	\Box
不会 場	公会堂又は集会場	П	
咒、演芸場又は観覧場	劇場、映画館、	1	(-)

〇消防法施行規則 〔抄〕

自治省令第六号昭和三十六年四月一日

四

最終改正(平成一六年三月二六日総務省令第五四号)

・ 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律 はならない。

大規模地震対策特別措置法第二条第十三号に大規模地震対策特別措置法第二条第十三号に

に関すること。
三 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導

ること。 「警戒宣言が発せられた場合における施設及びを備その他地震による被害の発設備の点検及び整備その他地震による被害の発し、

こと。 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関する

い。 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽

げる事項を定めるものとする。ら六月以内に、第一項の消防計画に前項各号に掲ら六月以内に、第一項の消防計画に前項各号に掲項の施設の防火管理者は、当該指定があつた日か強化地域の指定の際現に当該地域に所在する前

5

定する東南海・南海地震(以下「東南海・南海地君が管理するものを除き、同法第二条第一項に規定する防火対象物のうち、東南海・南海地震に規定する防火対象物のうち、東南海・南海地震に規定する防火対象物のうち、東南海・南海地震に規定する防火対象物のうち、東南海・南海地震に規定する防火対象物のうち、東南海・南海地震防災第三条第一項の規定により東南海・南海地震防災第二条第一項の規定により東南海・南海地震防災第二条第一項の規定により東南海・南海地震防災対策の推進に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に東南海・南海地震(以下「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に東南海・南海地震(以下「東南海・南海地震防災対策の推進に東南海・南海地震防災対策の推進に

震」という。) に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規
が対策を講ができませる。

円滑な避難の確保に関すること。 東南海・南海地震に伴い発生する津波からの

二 東南海・南海地震に係る防災訓練の実施に関

- は軽減を図るために必要な教育及び広報に関す三 東南海・南海地震による被害の発生の防止又すること。
- げる事項を定めるものとする。
 り
 ハースの施設の防火管理者は、当該指定があつた日か項の施設の防火管理者は、当該指定があつた日か
 東の施設の防火管理者は、当該指定があつた日か
 カースを表
- で防災センター (総合操作盤(消防用設備等又は特殊消防用設備等である設備により、当該防火対象物の消防用設備等でのという。) その他これに類要な機能を有する設備をいう。) その他これに類要な機能を有する設備をいう。) その他これに類要な機能を有する設備をいう。) その他これに類要な機能を有する設備をいう。) その他これに類要な機能を有する設備をいう。) その他これに類要な機能を有する設備をいう。) その他これに類要な機能を有する設備をいう。) その他これらに類する防災 ひに関する事項のうち、当該防災センターにおいて に関する事項のうち、当該防災センターにおいて

消防庁長官の定めるところによる。視、操作等に従事する者に対するものについては、構等その他これらに類する防災のための設備の監備等をの他のにない。所述は、対象物の消防用設備等又は特殊消防用設当該防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設

び避難訓練を年二回以上実施しなければならな物の防火管理者は、令第四条第三項の消火訓練及処項イ、内項イ又は夫の)項に掲げる防火対象9 令別表第一()項から四項まで、田項イ、(パ項、9

「四条の二」法第八条の二第一項の総務省令で定め消防機関に通報しなければならない。訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を訓練を実施する場合には、同項の消火訓練及び避難

る事項は、次の各号に掲げるものとする。第四条の二 法第八条の二第一項の総務省令で定め

- 用に関すること。 より組織する共同防火管理協議会の設置及び運防火対象物の管理について権原を有する者に

権限に関すること。統括防火管理者に付与すべき防火管理上必要な

の実施に関すること。にその計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の防火対象物全体にわたる消防計画の作成並び

五 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その

これ。 大災、地震その他の災害が発生した場合にお 八災、地震その他の災害が発生した場合にお

- 関し必要な事項ハが各号に掲げるもののほか、共同防火管理に
- 第四項各号に掲げる事項を定めなければならな原を有する者は、前項第四号の消防計画に第三条四号及び第二十三号に規定する施設(大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者が管理対策特別措置法第六条第一時に規定する者が管理対策特別措置法第六条第一時に規定する施設(大規模地震対策特別措置する的火対象物のうち、大規模地震対策特別措置する形ので第一項に規定する法第八条の二第一項に規定を指
- 用する。 第三条第五項の規定は、前項の場合について準

二十四号に規定する施設 (東南海・南海地震に係 地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第 する防火対象物のうち、東南海・南海地震に係る ければならない。 防計画に第三条第六項各号に掲げる事項を定めな 理について権原を有する者は、第一項第四号の消 める者が管理するものに限る。) を含むものの管 する東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定 対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定 海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災 第一項に規定する者が管理するものを除き、東南 る地震防災対策の推進に関する特別措置法第六条 三条第一号、 推進地域に所在する法第八条の二第一項に規定 第二号、第十三号、 第十四号及び第

用する。 5 第三条第七項の規定は、前項の場合について準

第三章 給水設備関係

〇水道法〔抄〕

法律第百七十七号 昭和三十二年六月十五日

最終改正(平成一五年七月二日法律第一〇二号

ばならない。

第二十条

水道事業者は、第一項の規定による水質検査をは、この限りでない。

(記録)

者の申請により行う。 で定めるところにより、水質検査を行おうとする第二十条の二 前条第三項の登録は、厚生労働省令

(欠格条項)

ない。 は、第二十条第三項の登録を受けることができ 第二十条の三 次の各号のいずれかに該当する者

二年を経過しない者り、又は執行を受けることがなくなつた日からし、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、この法律又はこの法律に基づく命令に違反

れ、その取消しの日から二年を経過しない者二 第二十条の十三の規定により登録を取り消さ

、登录基準ン 前二号のいずれかに該当する者があるもの 前二号のいずれかに該当する者があるもの ニー 法人であつて、その業務を行う役員のうちに

(登録基準)

べてに適合しているときは、その登録をしなけれ定により登録を申請した者が次に掲げる要件のす第二十条の四 厚生労働大臣は、第二十条の二の規

人数が丘呂以上であること。 知識経験を有する者が水質検査を実施し、その二 別表第一に掲げるいずれかの条件に適合する

三 次に掲げる水質検査の信頼性の確保のための人数が五名以上であること。

措置がとられていること。

れていること。
イ
水質検査を行う部門に専任の管理者が置か

する文書が作成されていること。 ロ 水質検査の業務の管理及び精度の確保に関

い、専ら水質検査の業務の管理及び精度の確ハ 口に掲げる文書に記載されたところに従

保を行う部門が置かれていること。

を記載してするものとする。 登録は、水質検査機関登録簿に次に掲げる事項

2

登録年月日及び登録番号

に法人にあつては、その代表者の氏名二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並び

(登録の更新) 録を受けた者が水質検査を行う事業所の所在地録を受けた者が水質検査を行う事業所の所在地

ら。
ければ、その期間の経過によつて、その効力を失ければ、その期間の経過によつて、その効力を失ければ、その期間の経過によって、その効力を失ければ、その期間の経過によって、その対力を失います。

用する。 2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準

(受託義務等)

はならない。 第二十条第三項の登録を受けた者はならない。 第二十条第三項の登録を受けた者

2 登録水質検査機関は、公正に、かつ、厚生労働

(変更の届出)

厚生労働大臣に届け出なければならない。 でしょうとする日の二週間前までに、その旨を変更しようとする日の二週間前までに、その旨を第二十条の七 登録水質検査を行う区域又は水質検査を第二十条の七 登録水質検査機関は、氏名若しくは

(業務規程

務に関する規程(以下「水質検査業務規程」とい第二十条の八 登録水質検査機関は、水質検査の業

査機関の業務時間内は、

いつでも、

次に掲げる請

水道事業者その他の利害関係人は、登録水質検

ればならない

しようとするときも、同様とする。 労働大臣に届け出なければならない。これを変更う。) を定め、水質検査の業務の開始前に、厚生

める事項を定めておかなければならない。 水質検査に関する料金その他の厚生労働省令で定水質検査業務規程には、水質検査の実施方法、

(業務の休廃止)

ボスラス では、 大田 では、 は、 大田 では、 は、 田 では、 田 で

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

> 費用を支払わなければならない。 号の請求をするには、登録水質検査機関の定めた求をすることができる。ただし、第二号又は第四

- きは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 財務諸表等が書面をもつて作成されていると
- 一 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- のの閲覧又は謄写の請求 いるときは、当該電磁的記録に記録された事項 いるときは、当該電磁的記録に記録された事項

四、前号の電磁的記録に記録された事項を記載した書場供することの請求又は当該事項を記載した書場のであるものによりの一、前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的

第二十条の十一 厚生労働大臣は、登録水(適合命令) 面の交付の請求

置をとるべきことを命ずることができる。関い第二十条の川第一項各号のいずれかに適合し関が第二十条の四第一項各号のいずれかに適合し第二十条の十一 厚生労働大臣は、登録水質検査機

(改善命令)

置をとるべきことを命ずることができる。
置をとるべきことを命ずることができる。
の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措
の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措
関が第二十条の六第一項又は第二項の規定に違反
関が第二十条の十二
厚生労働大臣は、登録水質検査機
第二十条の十二
同生労働大臣は、登録水質検査機

(登録の取消し等)

- 至つたとき。
 第二十条の三第一号又は第三号に該当するに
- 三 正当な理由がないのに第二十条の十第二項各条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。 二 第二十条の七から第二十条の九まで、第二十
- 四 第二十条の十一又は前条の規定による命令に号の規定による請求を拒んだとき。
- 五 不正の手段により第二十条第三項の登録を受

違反したとき。

(帳簿の備付け)

え、これを保存しなければならない。 で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備令で定めるところにより、水質検査に関する事項第二十条の十四 登録水質検査機関は、厚生労働省

査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状必要な報告を求め、又は当該職員に、登録水質検は、登録水質検査機関に対し、業務の状況に関しは、登録水質検査機関に対し、業務の状況に関しま二十条の十五 厚生労働大臣は、水質検査の適正(報告の徴収及び立入検査)

検査させることができる。

- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつ2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その2
- 、2557。 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のた。

その旨を公示しなければならない。第二十条の十六 厚生労働大臣は、次の場合には、

- 第二十条第三項の登録をしたとき。
- n° 第二十条の七の規定による届出があつたと

要な技術的読替えは、政令で定める。 要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条の二

Eの登録を受けた者の検査を受けなければならなり、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大り、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大管理について、厚生労働省令の定めるところによ2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の

ιĵ

(検査の義務

らない。 ・ では、正当な理由がある場合を除き、遅滞なたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞ない。

(準用)

項各号」とあるのは「第三十四条第一項において

第三十四条の四 第二十条の二から第二十条の五ま

中「第二十条第三項」とあるのは「第三十四条の 第二十条の十五第一項中「検査施設」とあるのは あるのは「第三十四条の二第二項」と、同号及び 条の二」と、同項第一号中「第二十条第一項」と るのは「第三十四条の四において準用する第二十 と、第二十条の四第一項中「第二十条の二」とあ のは「第三十四条の四において準用する前二号」 三」と、第二十条の三第三号中「前二号」とある の十六第四号中「第二十条の十三」とあるのは 二第二項」と、第二十条の三第二号及び第二十条 三第五号並びに第二十条の十六第一号及び第四号 とあるのは「簡易専用水道の管理の検査」と、第 十二から第二十条の十四まで、第二十条の十五第 第二十条の七から第二十条の九まで、第二十条の 項各号及び第二項第三号、第二十条の六第二項、 十四条の二第二項」と、同条、第二十条の四第 第二十条の二中「前条第三項」とあるのは「第三 を受けた者について準用する。この場合において の十六までの規定は第三十四条の二第二項の登録 管理の検査について、第二十条の七から第二十条 での規定は第三十四条の二第二項の登録につい 二十条の三、第二十条の五第一項、第二十条の十 一項並びに第二十条の十六第四号中「水質検査」 別表第一」とあるのは「別表第二」と、「五名 検査設備」と、第二十条の四第一項第二号中 第三十四条の四において準用する第二十条の十 第二十条の六第二項の規定は簡易専用水道の

二十条の六第一項又は第二項」とあるのは「第三 二十条の十五第二項中「前項」とあるのは「第三 第二十条の六第二項」と、「受託す」とあるのは 十四条の三又は第三十四条の四において準用する 十条の四第一項各号」と、第二十条の十二中「第 あるのは「第三十四条の四において準用する第一 第二十条の十一中「第二十条の四第一項各号」と 業者」とあるのは「簡易専用水道の設置者」と、 おいて準用する次項」と、同条第二項中「水道事 第一項中「次項」とあるのは「第三十四条の四に 第二十条の八中「水質検査業務規程」とあるのは は「第三十四条の二第二項の登録を受けた者」と、 条の十五第一項中「登録水質検査機関」とあるの 第二十条の九から第二十条の十四まで及び第二十 の六第二項、第二十条の七、第二十条の八第一項 十四条の四において準用する前項」と、第二十条 条の四において準用する前三条」と、同項及び第 条の五第二項中「前三条」とあるのは「第三十四 のは「簡易専用水道検査機関登録簿」と、第二十 と、同条第二項中「水質検査機関登録簿」とある あるのは「第三十四条の四において準用する口」 とあるのは「三名」と、 三号」と、同条第二号及び第二十条の十六第二号 の四において準用する第二十条の三第一号又は第 の三第一号又は第三号」とあるのは「第三十四条 行う」と、第二十条の十三第一号中「第二十条 簡易専用水道検査業務規程」と、第二十条の十 同項第三号八中「 <u>-</u> بل

> とあるのは「第三十四条の四において準用する第 る前条」と、第二十条の十五第三項中「第一項」 条」とあるのは「第三十四条の四において準用す の四において準用する第二十条の十一」と、「前 号中「第二十条の十一」とあるのは「第三十四条 準用する第二十条の十第二項各号」と、同条第四 二項各号」とあるのは「第三十四条の四において 用する次条」と、同条第三号中「第二十条の十第 条の四において準用する第二十条の十第一項」と、 中「第二十条の十第一項」とあるのは「第三十四 用する第二十条の九」と、第二十条の十三第二号 条の九」とあるのは「第三十四条の四において準 十三第二号及び第二十条の十六第三号中「第二十 において準用する第二十条の七」と、 中「第二十条の七」とあるのは「第三十四条の四 次条」とあるのは「第三十四条の四において準 項」と読み替えるものとする。 第二十条の

又は百万円以下の罰金に処する。 務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役第五十三条の二 第二十条の十三(第三十四条の四

〇水道法施行令〔抄〕

政令第三百三十六号]昭和三十二年十二月十二日]

最終改正 平成一六年三月一九日政令第四六号

〇水道法施行規則 (抄)

厚生省令第四十五号昭和三十二年十二月十四日

最終改正 平成一六年三月二四日厚生労働省令第三六号

第十四条 令第六条第一項第四号の規定により同項 2 前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の 労働大臣が定める方法によつて行うものとする。 有すると認められる者は、次のとおりとする。 第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を 上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚牛

規定する学校において、工学、理学、農学、医 同項第一号に規定する学校の卒業者については する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、 学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当 令第四条第一項第一号、第三号及び第四号に

次号において「簡易水道等」という。) の場合 は、二年六箇月) 以上、同項第三号に規定する メートル以下である専用水道 (以下この号及び 五年(簡易水道及び一日最大給水量が千立方

場合は、四年六箇月)以上水道に関する技術上 る学校の卒業者については九年 (簡易水道等の 合は、三年六箇月)以上、同項第四号に規定す 学校の卒業者については七年 (簡易水道等の場

二 外国の学校において、令第六条第一項第二号 に規定する学科目又は前号に規定する学科目に

の実務に従事した経験を有する者

年数の二分の一)以上水道に関する技術上の実 ぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験 する最低経験年数(簡易水道等の場合は、それ る学校において修得する程度と同等以上に修得 務に従事した経験を有する者 した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定

相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定す

Ξ

申請者が次条各号の規定に該当しないことを

三 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の の課程を修了した者 管理に関する講習 (以下「登録講習」という。)

(登録)

第十四条の二前条第三号の登録は、 おうとする者の申請により行う。

罰金以上の

出しなければならない。 掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提 前条第三号の登録を受けようとする者は、次に

は、その代表者の氏名 申請者の氏名又は名称並びに法人にあつて

二 登録講習を行おうとする主たる事務所の名称 及び所在地

三 登録講習を開始しようとする年月日

ければならない。 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しな し(外国人にあつては外国人登録証明書の写し) 申請者が個人である場合は、その住民票の写

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄

附行為及び登記簿の謄本

登録講習を行 第十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者 ない。 は、第十四条第三号の登録を受けることができ 七 五 四 (欠格条項) 法又は法に基づく命令に違反し、 受けることがなくなつた日から二年を経過しな 刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を 説明した書類 には、その業務の種類及び概要を記載した書類 その他参考となる事項を記載した書類 学科講習の科目及び時間数 登録講習の業務以外の業務を行つている場合 実務講習の実施方法及び期間 講師の氏名、職業及び略歴

二 第十四条の十三の規定により第十四条第三号 の登録を取り消され、その取消しの日から二年 を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに 前二号のいずれかに該当する者がある者

(登録基準)

第十四条の四 ばならない。 べてに適合しているときは、その登録をしなけれ 定により登録を申請した者が次に掲げる要件のす 厚生労働大臣は、第十四条の二の規

学科講習の科目及び時間数は、 次のとおりで

あること

水道行政 二時間以上

公衆衛生·衛生管理 二時間以上

水道経営 三時間以上

水道基礎工学概論 二十一時間以上

水質管理 十二時間以上

水道施設管理 三十三時間以上

二 学科講習の講師が次のいずれかに該当するも のであること。

にある者又はこれらの職にあつた者 科を担当する教授、助教授若しくは講師の職 学校において前号に掲げる科目に相当する学 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門

ロ 法第三条第二項に規定する水道事業又は同 る実務に十年以上従事した経験を有する者 条第四項に規定する水道用水供給事業に関す

経験を有すると認められる者 イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び

三 水道施設の技術的基準を定める省令 (平成十 の実務講習 (一日につき五時間以上実施される 設備を有する水道施設において、十五日間以上 ものに限る。)が行われること。 二年厚生省令第十五号) 第五条に適合する濾過

2 を記載してするものとする 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項

登録年月日及び登録番号 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並び

> 三 登録を受けた者が登録講習を行う主たる事業 に法人にあつては、その代表者の氏名

所の名称及び所在地

(登録の更新

第十四条の五 第十四条第三号の登録は、五年ごと つて、その効力を失う。 にその更新を受けなければ、その期間の経過によ

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準

用する。

(実施義務)

第十四条の六 第十四条第三号の登録を受けた者

ければならない。 作成し、これに従つて公正に登録講習を行わな 事項を記載した登録講習の実施に関する計画を 由がある場合を除き、毎事業年度、次に掲げる (以下「登録講習機関」という。) は、正当な理

及び受講定員に関する事項 学科講習の実施時期、実施場所、 科目、 時間

二 実務講習の実施時期、実施場所及び受講定員 に関する事項

きも、同様とする。 出なければならない。 の規定により作成した計画を厚生労働大臣に届け 登録講習機関は、毎事業年度の開始前に、前項 これを変更しようとすると

(変更の届出

第十四条の七 登録講習機関は、その氏名若しくは 名称又は住所の変更をしようとするときは、変更

> 労働大臣に届け出なければならない。 しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生

(業務規程)

第十四条の八 登録講習機関は、登録講習の業務の

なければならない。これを変更しようとするとき 業務に関する規程を定め、厚生労働大臣に届け出 開始前に、次に掲げる事項を記載した登録講習の 同様とする。

登録講習の受講申請に関する事項

Ξ 登録講習の受講手数料に関する事項 前号の手数料の収納の方法に関する事項

る事項

五 兀

登録講習の修了証書の交付及び再交付に関す 登録講習の講師の選任及び解任に関する事項

六 に関する事項 登録講習の業務に関する帳簿及び書類の保存

七 に係る費用に関する事項 第十四条の十第二項第二号及び第四号の請求

前各号に掲げるもののほか、登録講習の実施

に関し必要な事項

(業務の休廃止)

第十四条の九 登録講習機関は、登録講習の業務の きは、あらかじめ、次に掲げる事項を厚生労働大 全部又は一部を休止し、又は廃止しようとすると

臣に届け出なければならない。

休止又は廃止の理由及びその予定期日 休止しようとする場合にあつては、休止の予

定期間

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

の定めた費用を支払わなければならない。 に掲げる請求をすることができる。ただし、第 派に掲げる請求をすることができる。ただし、第 係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、 の定めた費用を支払わなければならない。

きは、当該書面の閲覧又は謄写の請求財務諸表等が書面をもつて作成されていると

一前号の書面の謄本又は抄本の請求

より表示したものの閲覧又は謄写の請求を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法にいるときは、当該電磁的記録に記録された事項いると

方法であつて次のいずれかのものにより提供す四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的

対の情報を記載りた書面の交易にいいます。

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の 使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接 され、受信者の使用に係る電子計算機に備え され、受信者の使用に係る電子計算機に備え されたファイルに当該情報が記録されるもの り一定の情報を確実に記録しておくことがで り一定の情報を確実に記録しておくことがで きる物をもつて調製するファイルに情報を記 きる物をもつて調製するファイルに情報を記 きる物をもつて調製するファイルに情報を記 きる物をもつて調製するファイルに情報を記

(適合命令)

第十四条の十一 厚生労働大臣は、登録講習機関が第十四条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十四条の十二 厚生労働大臣は、登録講習機関が第十四条の六第一項の規定に違反していると認識第十四条の六第一項の規定に違反していると認め第十四条の六第一項の規定に違反していると認め第十四条の十二 厚生労働大臣は、登録講習機関が

第十四条の十三 厚生労働大臣は、登録講習機関が(登録の取消し等)

規定に違反したとき。 四条の九まで、第十四条の十第一項又は次条の二 第十四条の六第二項、第十四条の七から第十

号の規定による請求を拒んだとき。 正当な理由がないのに第十四条の十第二項各

違反したとき。 四 第十四条の十一又は前条の規定による命令に

けたとき。
五 不正の手段により第十四条第三号の登録を受

(帳簿の備付け)

るまでこれを保存しなければならない。を記載した帳簿を備え、登録講習の業務を廃止す第十四条の十四 登録講習機関は、次に掲げる事項

実施場所、参加者氏名及び住所 学科講習、実務講習ごとの講習実施年月日、

二 学科講習の講師の氏名

(報告の徴収) 三 講習修了者の氏名、生年月日及び修了年月日

とができる。
とができる。
とができる。
とができる。

(包括)

その旨を公示しなければならない。 第十四条の十六 厚生労働大臣は、次の場合には

- 一 第十四条第三号の登録をしたとき。
- き。 第十四条の七の規定による届出があつたと
- ま。 第十四条の九の規定による届出があつたと
- を命じたとき。
 四 第十四条の十三の規定により第十四条第三号
- とする。 の水質検査は、次に掲げるところにより行うもの第十五条 法第二十条第一項の規定により行う定期
- 一次に掲げる検査を行うこと。
- 残留効果に関する検査 一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の
- についての検査「基準の表」という。)の上欄に掲げる事項する省令の表(以下この項及び次項においてする省令の表(以下この項及び次項において
- で、七の項、十の項から二十の項まで、三十五ごと。ただし、基準の表中三の項から五の項まごと。ただし、基準の表中三の項から五の項まと。ただし、基準の表中三の項から五の項まで、一大の項、計算を表達して、当該水則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水利を原

として選定することができる。として選定することができる。

によること。 第一号口の検査の回数は、次に掲げるところ

イ 基準の表中一の項、二の項、三十七の項及び四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね一箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三十七の項及び四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水道により供給される水に係る当該事項は、水道により供給される水に係る当該事項は、水道により供給される水に係る当該事項は、水道により供給される水に係る当該事項は、水道により供給される水に係る当該事項に関する検査について連続的に計測及び記録がなされている場合にあつては、おおむね三箇月に一回以る場合にあつては、おおむね三箇月に一回以上とすることができる。

ロ 基準の表中四十一の項及び四十二の項の上れる期間を除き、おおむね一箇月に一回以上行う必要がないことが明らかであると認めら行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね一箇月に一回以上れる期間を除き、おおむね一箇月に一回以上の項の上上の項の上

基準の表中三の項から三十六の項まで、

=

去三年間における当該事項についての検査の あるときは、おおむね一年に一回以上と、過 いて「基準値」という。) の五分の一以下で 掲げる許容限度の値をいう。以下この項にお 該事項に係る水質基準値(基準の表の下欄に る当該事項についての検査の結果がすべて当 場合を除く。) であつて、過去三年間におけ 源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した いと認められる場合(過去三年間において水 から原水の水質が大きく変わるおそれが少な 又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等 げる事項に関する検査については、水源に水 まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲 ら三十六の項まで、三十八の項から四十の項 ること。ただし、同表中三の項から八の項ま 四十四の項の上欄に掲げる事項に関する検査 十八の項から四十の項まで、四十三の項及び きは、おおむね三年に一回以上とすることが 結果がすべて基準値の十分の一以下であると で、十の項から二十の項まで、三十一の項か については、おおむね三箇月に一回以上とす

を行う必要がないことが明らかであると認めらい二分の一を超えたことがなく、かつ、同表のの二分の一を超えたことがなく、かつ、同表の当該事項についての過去の検査の結果が基準値当該事項に関いる検査は、

ず、省略する	れる場合は、
省略することができること。	、第一号及び前号の規定にかかわら

上 .	基準の表中四十一の項及一	げる事項	二十の項までの上欄に掲基準の表中十三の項から			げる事項	十四の項までの上欄に掲	項及び三十一の項から三	基準の表中六の項、八の	に掲げる事項	四十の項まで、四十三の	リ か	く。)、三十五の項、三十	素酸を用いる場合を除	る場合及び消毒に次亜塩	処理にオゾン処理を用い	く。)、二十五の項(浄水	原水とする場合を除	の項、十二の項 (海水を	の項まで、七の項、十一	基準の表中三の項から五
水が停滞しやすい水域の周辺の状況(湖沼等	原水並びに水源及びそ	下水の状況を含む。)近傍の地域における地を水源とする場合は、	の周辺の状況(地下水 原水並びに水源及びそ	材等の使用状況び同条第十七号の資機	条第十四号の薬品等及 生省令第十五号)第一	る省令 (平成十二年厚	設の技術的基準を定め	辺の状況並びに水道施	原水、水源及びその周											の周辺の状況	原水並びに水源及びそ

出する藻類の発生状況上欄に掲げる事項を産 を水源とする場合は、

検査は、次に掲げるところにより行うものとする。 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質 ないおそれがある場合に基準の表の上欄に掲げ 水道により供給される水が水質基準に適合し

2

- 二 検査に供する水の採取の場所に関しては、前 項第二号の規定の例によること。 る事項について検査を行うこと。
- 三 基準の表中一の項、二の項、三十七の項及び られる場合は、第一号の規定にかかわらず、省 部を行う必要がないことが明らかであると認め 四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事 略することができること。 項以外の事項に関する検査は、その全部又は一
- める方法によって行うものとする。 質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定 第一項第一号口の検査及び第二項の検査は、水
- する検査を行つた日においては、行うことを要し る検査は、同号口の規定により色度及び濁度に関 第一項第一号イの検査のうち色及び濁りに関す
- た月においては、行うことを要しない 第一項第一号口の検査は、第二項の検査を行つ
- 水道事業者は、 毎事業年度の開始前に第一項及

いう。)を策定しなければならない。 び第二項の検査の計画 (以下「水質検査計画」と

ければならない。 水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しな

7

- 検査計画に係るもの 水質管理において留意すべき事項のうち水質
- 二 第一項の検査を行う項目については、当該項 目、採水の場所、検査の回数及びその理由
- Ξ 第一項の検査を省略する項目については、当
- 該項目及びその理由

第二項の検査に関する事項

兀

五 託する場合における当該委託の内容 法第二十条第三項の規定により水質検査を委

六 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項 (登録の申請)

第十五条の二 法第二十条の二の登録の申請をしよ ない。 うとする者は、様式第十三による申請書に次の書 類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければなら

- 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写 し (外国人にあつては、外国人登録証明書の写
- Ξ 二 申請者が法人である場合は、その定款又は寄 付行為及び登記簿の謄本 申請者が法第二十条の三各号の規定に該当し
- 法第二十条の四第一項第一号の必要な検査施

ないことを説明した書類

及び寸法を記載した平面図を含む。) した書類 (検査室を撮影した写真並びに縮尺 分されている検査室を有していることを説明 を防止するために必要な設備並びに適切に区 試料及び水質検査に用いる機械器具の汚染

設を有していることを示す次に掲げる書類

- ロ 次に掲げる水質検査を行うための機械器具 に関する書類
- びその数を記載した書類 ごとに水質検査に用いる機械器具の名称及 第十五条第一項第一号の水質検査の項目
- ② 水質検査に用いる機械器具ごとの性能を 記載した書類
- は借入れの別について説明した書類(借り 入れている場合は、当該機械器具に係る借 人れの期限を記載すること。) 水質検査に用いる機械器具ごとの所有又

(登録の更新)

- 水質検査に用いる機械器具ごとに撮影し
- 六 法第二十条の四第一項第三号イに規定する部 門 (以下「水質検査部門」という。)及び同号 施する者 (以下「検査員」という。)の氏名及 門」という。) が置かれていることを説明した 八に規定する専任の部門 (以下「信頼性確保部 法第二十条の四第一項第二号の水質検査を実

- 作業書及び同条第五号イからルまでに掲げる文 書として、第十五条の四第四号に規定する標準 法第二十条の四第一項第三号口に規定する文
- 八 次に掲げる事項を記載した書面
- 氏名及び第十五条の四第一号に規定する検査 (以下「水質検査部門管理者」という。)の 検査員の氏名及び担当する水質検査の区分 法第二十条の四第一項第三号イの管理者
- 区分責任者の氏名 第十五条の四第二号に規定する信頼性確保
- 部門管理者の氏名
- 二 水質検査を行う項目ごとの定量下限値 ホ 現に行つている事業の概要
- 第十五条の三 法第二十条の五第一項の登録の更新 臣に提出しなければならない 書に前条各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大 を申請しようとする者は、様式第十四による申請
- 第十五条の四 法第二十条の六第二項の厚生労働省 (検査の方法)

令で定める方法は、次のとおりとする。

区分ごとに指定した者(以下「検査区分責任者. 査員の中から理化学的検査及び生物学的検査の うこと。ただし、ハについては、あらかじめ検 という。) に行わせることができるものとする。 水質検査部門管理者は、次に掲げる業務を行

- 1 水質検査部門の業務を統括すること
- 従い、当該業務について速やかに是正処置を 講ずること。 第二号八の規定により報告を受けた文書に
- ハ 水質検査について第四号に規定する標準作 価し、必要な措置を講ずること。 水質検査が行われた場合には、その内容を評 確認し、標準作業書から逸脱した方法により 業書に基づき、適切に実施されていることを
- 二 その他必要な業務
- 一 信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自 管理者」という。) が置かれていること。 定した者に行わせる者(以下「信頼性確保部門 ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指
- の管理について内部監査を定期的に行うこ 第五号への文書に基づき、水質検査の業務
- ロ 第五号トの文書に基づき、精度管理(検査 精度管理に関する調査をいう。以下同じ。) 都道府県その他の適当と認められる者が行う 以下同じ。) 及び外部精度管理調査 (国又は により検査の精度を適正に保つことをいう。 を定期的に受けるための事務を行うこと。 に従事する者の技能水準の確保その他の方法
- にあつては、当該是正処置の内容を含む。) 精度管理調査の結果(是正処置が必要な場合 イの内部監査並びに口の精度管理及び外部

T	試料取扱票集作業 一試料の采取、重般及び受 た文書
を	ホ 二 八
を	り得られた
世	1 ±
を	
世	の調製の方法並びに水質検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
を	
を	標準品及び標準液 (以下
と	載した試薬、試液、培地、
世 業書 四 (イル) (イル	ことの分析方法の名称
をとしています。 「世世」は「大きな」ををといます。 「は世界をできます。」 「は、大きな」をといます。 「は、大きな」をいます。 「は、大きな」をいまする。 「は、大きな」をいまする。 「は、大きな」をいまする。 「は、大きな」をいまする。 「は、大きな」をいまする。 「は、大きな」をいまする。 「は、大きな」をいまする。 「は、大きな」をいまする。 「は、たきな」をいまする。 「は、たきなな」をいまする。 「は、たきななる。 「は、たきななる。 「は、たきななるる。 「は、たきななるるる。 「は、たきななるる。 「は、たきななるるる。 「は、たきななるる。 「は、たきななるるる。 「は、たきななるるる。 「は、たきななるる。 「は、たきななるるる。 「は、たきななるるる。 「は、たきななるる。 「は、たきななるるる。 「は、たきななるるる。 「は、たきななるるるるるる。 「は、たまななるるるるるる。 「は、たまななるるるるる。 「は、たまななるるる	
を官業計業書管理標準作の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	業書の種類に成すべき標準作品すべき事項とは機械器具保守等に
を	作成すること。
官 業書 業書 管理標準作 四	次の表に定めるところにより、標準作業書を
業書	理する上で必要な権限を有する者であること。
業書	者が登録水質検査機関の役員又は当該部門を管
- (及び信頼性確保部門管理
○ C作用第令	の外類に記載すること
十条の十 三 記半の管理は関する記録	1)
	を水質検査部門管理者に対して文書により報

期的に受けるための計画を記載した文書と、精度管理の方法及び外部精度管理調査を定

チ 水質検査結果書の発行の方法を記載した文

書

- リ 受託の方法を記載した文書
- 物品の購入の方法を記載した文書
- 保に関する事項を記載した文書その他水質検査の業務の管理及び精度の確

(変更の届出)

書を厚生労働大臣に提出しなければならない。届出をしようとする者は、様式第十五による届出第十五条の五 法第二十条の七の規定により変更の

(水質検査業務規程)

令で定める事項は、次のとおりとする。 第十五条の六 法第二十条の八第二項の厚生労働省

ら 重算 一 水質検査の業務の実施及び管理の方法に関す

1. 水質検査の業務を行う時間及び休日に関する

四 水質検査の業務を行う事業所の場所に関する上限に関する事項 と 水質検査の委託を受けることができる件数の

関する事項 エル質検査に関する料金及びその収納の方法に

事項

者の氏名並びに検査員の名簿

六 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理

- 0七

- 七 者の選任及び解任に関する事項 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理
- 求に係る費用に関する事項 法第二十条の十第二項第二号及び第四号の請
- に関し必要な事項 前各号に掲げるもののほか、水質検査の業務
- 段の規定により水質検査業務規程の変更の届出を 厚生労働大臣に提出しなければならない。 しようとするときは、様式第十六による届出書を 登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項後

(業務の休廃止の届出)

第十五条の七 登録水質検査機関は、法第二十条の 出しなければならない。 掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提 休止又は廃止の届出をしようとするときは、次に 九の規定により水質検査の業務の全部又は一部の

- 休止又は廃止する検査の業務の範囲
- 三 休止しようとする場合にあつては、休止の予 休止又は廃止の理由及びその予定期日
- 労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録 (電磁的記録に記録された情報の内容を表示する 法第二十条の十第二項第三号の厚牛
- 第十五条の八 る方法とする。 された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示す (情報通信の技術を利用する方法

- 第十五条の九 号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。 する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次の各 法第二十条の十第二項第四号に規定
- 信者の使用に係る電子計算機に備えられたファ 当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受 用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し た電子情報処理組織を使用する方法であつて、 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により 物をもつて調製するファイルに情報を記録した ものを交付する方法 一定の情報を確実に記録しておくことができる イルに当該情報が記録されるもの

第十五条の十 登録水質検査機関は、書面又は電磁 的記録によつて水質検査に関する事項であつて次 なければならない。 を実施した日から起算して五年間、これを保存し 項に掲げるものを記載した帳簿を備え、水質検査 (帳簿の備付け)

- は次のとおりとする。 法第二十条の十四の厚生労働省令で定める事項 水質検査を委託した者の氏名及び住所 (法人
- びに代表者の氏名) にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並
- 二 水質検査の委託を受けた年月日
- 試料を採取した場所

兀

水質検査を行つた年月日

- 五 水質検査の項目
- 水質検査を行つた検査員の氏名
- 第十五条の四第二号八により帳簿に記載すべ 水質検査の結果
- きこととされている事項
- 記載すべきこととされている事項 第十五条の四第五号八の文書において帳簿に
- 第十五条の四第五号二の教育訓練に関する記
- 2 法第二十一条第一項の規定により行う臨時の健 第十六条 法第二十一条第一項の規定により行う定 いて、前項の例により行うものとする。 した感染症又は発生するおそれがある感染症につ した場合又は発生するおそれがある場合に、発生 康診断は、同項に掲げる者に前項の感染症が発生 有者を含む。)の有無に関して、行うものとする。 がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保 期の健康診断は、おおむね六箇月ごとに、病原体
- 3 に関しては、行うことを要しない。 ては、同項の規定により行つた検査に係る感染症 第一項の検査は、前項の検査を行つた月におい
- 以下本項において同じ。) に基いて行われた健康 項に規定するその部分に相当する健康診断とみな あるときは、その健康診断の相当する部分は、同 は一部に関する健康診断の内容に相当するもので 診断の内容が、第一項に規定する感染症の全部又 他の法令(地方公共団体の条例及び規則を含む。

ものとする。
ものとする。
というによいて行われた健康診断の記録をもつて代えるに基いて作成し、保管すべき記録は、他の法令す。この場合において、法第二十一条第二項の規

第十七条

第五十四条 第三条、第十条、第十一条、第十五条検査方法は、厚生労働大臣が定める。 2 前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の

四の規定は、専用水道について準用する。この場 から第十七条まで、第十七条の三及び第十七条の する法第二十条の四第一項第三号イ」と、 三号イ」とあるのは「法第三十四条において準用 条において準用する法第二十条の四第一項第二 十条の四第一項第二号」とあるのは「法第三十四 十五条第一項第一号」と、同条第五号中「法第二 号」とあるのは「第五十四条において準用する第 項第一号」と、同号口①中「第十五条第一項第 第三十四条において準用する法第二十条の四第 準用する法第二十条の三各号」と、同条第四号中 条の三各号」とあるのは「法第三十四条において る法第二十条の二」と、同条第三号中「法第二十 の二」とあるのは「法第三十四条において準用す 合において、第十一条中「給水装置」とあるのは、 七号中「法第二十条の四第一項第三号口」とある 法第二十条の四第一項第一号」とあるのは「法 給水の施設」と、第十五条の二中「法第二十条 同条第六号中「法第二十条の四第一項第 一同条第

四号」とあるのは「法第三十四条において読み替 項第八号中「法第二十条の十第二項第二号及び第 において準用する法第二十条の八第二項」と、 第二十条の八第二項」とあるのは「法第三十四条 法第二十条の七」と、第十五条の六第一項中「法 七」とあるのは「法第三十四条において準用する 十条の十四」と、第十五条の五中「法第二十条の あるのは「法第三十四条において準用する法第二 項」と、同条第二号八中「法第二十条の十四」と 第三十四条において準用する法第二十条の六第二 の四中「法第二十条の六第二項」とあるのは「法 十四条において準用する前条各号」と、第十五条 の五第一項」と、「前条各号」とあるのは「第五 のは「法第三十四条において準用する法第二十条 第十五条の三中「法第二十条の五第一項」とある 四条において準用する第十五条の四第二号」と、 八中「第十五条の四第二号」とあるのは「第五十 において準用する第十五条の四第一号」と、同号 いて準用する法第二十条の四第一項第三号イ」と、 第一項第三号イ」とあるのは「法第三十四条にお イからヌ」と、同条第八号口中「法第二十条の四 るのは「第五十四条において準用する同条第五号 条の四第四号」と、「同条第五号イからヌ」とあ とあるのは「第五十四条において準用する第十五 の四第一項第三号口」と、「第十五条の四第四号. 「第十五条の四第一号」とあるのは「第五十四条)は「法第三十四条において準用する法第二十条 同

> とする。 用する第十五条の四第五号二」と読み替えるもの 四第五号二」とあるのは「第五十四条において準 条の四第五号八」と、同項第十号中「第十五条の とあるのは「第五十四条において準用する第十五 八」と、同項第九号中「第十五条の四第五号八」 五十四条において準用する第十五条の四第二号 八号中「第十五条の四第二号八」とあるのは「第 において準用する法第二十条の十四」と、同項第 条の十第二項第四号」と、第十五条の十第二項中 第三十四条において読み替えて準用する法第二十 第二十条の十第二項第三号」と、第十五条の九中 は「法第三十四条において読み替えて準用する法 の八中「法第二十条の十第二項第三号」とあるの において準用する法第二十条の九」と、第十五条 中「法第二十条の九」とあるのは「法第三十四条 る法第二十条の八第一項後段」と、 後段」とあるのは「法第三十四条において準用す 四号」と、同条第二項中「法第二十条の八第一項 えて準用する法第二十条の十第二項第二号及び第 法第二十条の十四」とあるのは「法第三十四条 法第二十条の十第二項第四号」とあるのは「法 第十五条の七

(登録の申請)

類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならうとする者は、様式第十七による申請書に次の書えて準用する法第二十条の二の登録の申請をしよ第五十六条の二 法第三十四条の四において読み替

ない。

し (外国人にあつては、外国人登録証明書の写 申請者が個人である場合は、その住民票の写

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄 付行為及び登記簿の謄本

三 申請者が法第三十四条の四において読み替え て準用する法第二十条の三各号の規定に該当し ないことを説明した書類

る法第二十条の四第一項第一号の必要な検査設 備を有していることを示す書類 法第三十四条の四において読み替えて準用す

五 法第三十四条の四において読み替えて準用す 道検査員」という。) の氏名及び略歴 の管理の検査を実施する者(以下「簡易専用水 る法第二十条の四第一項第二号の簡易専用水道

(検査の方法)

六 法第三十四条の四において読み替えて準用す 専用水道検査信頼性確保部門」という。) が置 門 (以下「簡易専用水道検査部門」という。) る法第二十条の四第一項第三号イに規定する部 かれていることを説明した書類 及び同号八に規定する専任の部門(以下「簡易

八 準作業書及び同条第五号イからルに掲げる文書 る法第二十条の四第一項第三号口に規定する文 書として、第五十六条の四第四号に規定する標 法第三十四条の四において読み替えて準用す 次に掲げる事項を記載した書面

> う。) の氏名 する法第二十条の四第一項第三号イの管理者 (以下「簡易専用水道検査部門管理者」とい 法第三十四条の四において読み替えて準用

ロ 第五十六条の四第二号に規定する簡易専用 水道検査信頼性確保部門管理者の氏名

ハ 現に行つている事業の概要

(登録の更新)

第五十六条の三 法第三十四条の四において読み替 臣に提出しなければならない 書に前条各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大 を申請しようとする者は、様式第十八による申請 えて準用する法第二十条の五第一項の登録の更新

第五十六条の四 法第三十四条の四において読み替 令で定める方法は、次のとおりとする。 えて準用する法第二十条の六第二項の厚生労働省

業務を行うこと。ただし、八については、あら に行わせることができるものとする。 かじめ簡易専用水道検査員の中から指定した者 簡易専用水道検査部門管理者は、次に掲げる

イ 簡易専用水道検査部門の業務を統括するこ

ロ 第二号八の規定により報告を受けた文書に 従い、当該業務について速やかに是正処置を 講ずること。

簡易専用水道の管理の検査について第四号

要な措置を講ずること。 が行われた場合には、その内容を評価し、必 脱した方法により簡易専用水道の管理の検査 されていることを確認し、標準作業書から逸 に規定する標準作業書に基づき、 適切に実施

二 その他必要な業務

二 簡易専用水道検査信頼性確保部門につき、次 いう。) が置かれていること。 じてあらかじめ指定した者に行わせる者 (以下 に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応 「簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者」と

イ 第五号への文書に基づき、簡易専用水道の 定期的に行うこと。 管理の検査の業務の管理について内部監査を

部精度管理調査を定期的に受けるための事務 を行うこと。 第五号トの文書に基づき、精度管理及び外

ハ イの内部監査並びに口の精度管理及び外部 二十条の十四の帳簿に記載すること。 十四条の四において読み替えて準用する法第 により報告するとともに、その記録を法第三 を簡易専用水道検査部門管理者に対して文書 にあつては、当該是正処置の内容を含む。) 精度管理調査の結果(是正処置が必要な場合

二 その他必要な業務

道検査信頼性確保部門管理者が法第三十四条の 簡易専用水道検査部門管理者及び簡易専用水

二第二項の登録を受けた者の役員又は当該部門 を管理する上で必要な権限を有する者であるこ

四 すること。 次に掲げる事項を記載した標準作業書を作成

イ 簡易専用水道の管理の検査の項目ごとの検 査の手順及び判定基準

ロ 簡易専用水道の管理の検査に用いる設備の 操作及び保守点検の方法

二 簡易専用水道の管理の検査の結果の処理方 の他の検査に当たつての注意事項

検査中の当該施設への部外者の立入制限そ

ホ 作成及び改定年月日

次に掲げる文書を作成すること。 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係

等について記載した文書

文書の管理について記載した文書

記録の管理について記載した文書

教育訓練について記載した文書

た文書 不適合業務及び是正処置等について記載し

内部監査の方法を記載した文書

チ 簡易専用水道検査結果書の発行の方法を記 期的に受けるための計画を記載した文書 精度管理の方法及び外部精度管理調査を定

載した文書

IJ 依頼を受ける方法を記載した文書

ル ヌ 管理及び精度の確保に関する事項を記載した その他簡易専用水道の管理の検査の業務の 物品の購入の方法を記載した文書

(変更の届出

第五十六条の五 法第三十四条の四において読み替 えて準用する法第二十条の七の規定により変更の 書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 届出をしようとする者は、様式第十九による届出

(簡易専用水道検査業務規程)

第五十六条の六 法第三十四条の四において読み替 令で定める事項は、次のとおりとする。 えて準用する法第二十条の八第二項の厚生労働省

管理の方法に関する事項 簡易専用水道の管理の検査の業務の実施及び

(準用)

及び休日に関する事項 簡易専用水道の管理の検査の業務を行う時間

三 簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けるこ とができる件数の上限に関する事項

Б 四 その収納の方法に関する事項 所の場所に関する事項 簡易専用水道の管理の検査に関する料金及び 簡易専用水道の管理の検査の業務を行う事業

専用水道検査員の名簿 道検査信頼性確保部門管理者の氏名並びに簡易 簡易専用水道検査部門管理者及び簡易専用水

> 関する事項 道検査信頼性確保部門管理者の選任及び解任に 簡易専用水道検査部門管理者及び簡易専用水

求に係る費用に関する事項 る法第二十条の十第二項第二号及び第四号の請 法第三十四条の四において読み替えて準用す

九 前各号に掲げるもののほか、簡易専用水道の 管理の検査の業務に関し必要な事項

2 出しなければならない。 は、様式第二十による届出書を厚生労働大臣に提 道検査業務規程の変更の届出をしようとするとき 第二十条の八第一項後段の規定により簡易専用水 法第三十四条の四において読み替えて準用する法 法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、

第五十六条の七 第十五条の七から第十五条の九ま 二十条の十第二項第三号」と、第十五条の九中 第三十四条の四において読み替えて準用する法第 「法第二十条の十第二項第三号」とあるのは「法 水道の管理の検査の業務」と、第十五条の八中 て準用する法第二十条の九の規定により簡易専用 とあるのは「法第三十四条の四において読み替え 「法第二十条の九の規定により水質検査の業務」 第三十四条の二第二項の登録を受けた者」と、 五条の七中「登録水質検査機関」とあるのは「法 た者について準用する。この場合において、第十 での規定は法第三十四条の二第二項の登録を受け

第三十四条の四において読み替えて準用する法第 二十条の十第二項第四号」と読み替えるものとす 法第二十条の十第二項第四号」とあるのは「法

第五十六条の八 法第三十四条の二第二項の登録を (帳簿の備付け)

これを保存しなければならない。 の管理の検査を実施した日から起算して五年間、 掲げるものを記載した帳簿を備え、簡易専用水道

用水道の管理の検査に関する事項であつて次項に

受けた者は、書面又は電磁的記録によつて簡易専

法第二十条の十四の厚生労働省令で定める事項は

法第三十四条の四において読み替えて準用する

るものでなければならない

次のとおりとする。

所在地及び名称並びに代表者の氏名) 名及び住所 (法人にあつては、主たる事務所の 簡易専用水道の管理の検査を依頼した者の氏

三 簡易専用水道の管理の検査を行つた施設の名

二 簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けた年

=

Ξ

五 簡易専用水道の管理の検査を行つた簡易専用 簡易専用水道の管理の検査を行つた年月日

四

五

べきこととされている事項 水道検査員の氏名 簡易専用水道の管理の検査の結果 第五十六条の四第二号八により帳簿に記載す

> 九 八 記録 に記載すべきこととされている事項 第五十六条の四第五号二の教育訓練に 第五十六条の四第五号八の文書において帳簿

○水質基準に関する省令

う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合す る事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行 水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げ 厚生労働省令第百一号平成十五年五月三十日

合物	物銀及びその化合	の化合物	大腸菌	一般細菌
以下であること。セレンの量に関し	以下であること。	ℓ以下であること。 して、○・○一嘅/ カドミウムの量に関	検出されないこと。	川『の検水で形成される集落数が一○○

	関する	はで
七		六
ヒ素及びその化合		鉛及びその化合物
、Aの齧い曺の攀て	○・○一覧/≧以下あること。	鉛の量に関して、

	+	九	八	t	六
フソミシド・コンド	硝酸態窒素及び亜	及び塩化シアン	六価クロム化合物	物と素及びその化合	鉛及ひその化合物
フソ長をがそうとしてソ長う量に関い	一○鴨/ℓ以下であ	以下であること。シアンの量に関し	ℓ以下であること。 ○以下であること。	○・○一嘅/ ℓ以下と素の量に関して、	○・○一覧/』以下のあること。

	ν [٢ ر	ا چ	ng に / 関	٤	• (O 5	·		1
	十 四	± =		<u>+</u>		+		+			力
	一・四 ジオキサ	四塩化炭素	合物	ホウ素及びその化	7	合物である。	硝酸態窒素	硝酸態窒素及び亜		及び塩化シアン	シアン化物イオン
であること。	○・○五帽/ℓ以下	下であること。	下であること。	ホウ素の量に関し	下であること。	て、○・八㎏/ℓ以フッ素の量に関し	ること。	一○鴨/↓以下であ	以下であること。	て、〇・〇 mg/ℓ	シアンの量に関し

シ ≅以下であること。			銅の量に関して、	銅及びその化合物		二十六│総トリハロメタン│○・一覧/ℚ以下で│	総トリハロメタン	二 十 六
0.0000 5%	四十二 一・二・七・七	四十二	あること。			であること。		
	ェオスミン)		○・三瞬!ℓ以下で			O·O-mg/ ℓ以下	臭素酸	二 十 五
	オール(別名ジ		鉄の量に関して、	鉄及びその化合物	=+=	あること	タン	
	レン 四 a(二H)		似下であること。	7 6 1 7		○・一 mg/ 心以下で	ジブロモクロロメ	二十四
1 1 1 2 3 3 4	ヒドロ・四・八a		関して、つ・二度ケアルミニウムの量に		= + -	であること。	シクロロ酢酢	- + =
〇・〇〇〇〇一 順/	(四S・四aS・	四十一	あること。	*		であること。		- - - -
あること。	剤		ー・)g/『从下で 亜鉛の量に関して、		<u>=</u>	○・○六瞬~↓以下	クロロホルム	<u>-</u> +
〇・二 mg/ ℓ 以下で	陰イオン界面活性	四十	であること。			であること。	, — manan	=
五○○鳴/ℓ以下で	蒸発残留物	三十九	○·○八 mg/ ℓ 以下	ホルムアルデヒド	=	つ・○二階/ℓ以下	クロロ酢酸	<u>-</u>
あること。	ネシウム等(硬度) あること。	=	であること。 〇・〇九 Ng/ ℓ 以下	ブロモホルム	二十九	O·O-mg/ ℓ以下	ベンゼン	-
三つつ鳴/ℓ以下で	カルシウム、マグ	= + \	であること。	タン		であること。	ン	
あること。	均化物とラン	= -	○・○三鷹/心以下	ブロモジクロロメ	二十八	○・○三鷹/単以下	トリクロロエチレ	十九
以下であること。	温と勿 イナノ	= - -	の・二瞬/ℓ以下で	トリクロロ酢酸	二十七	○・○一覧/ ℓ以下	テトラクロロエチ	大
て、○・○五嘅/ℓ	化合物でンガン及びその	三 十 六		和) でおりの 消度の 総		であること。	ジクロロメタン	† †
以下であること。	の化合物の化合物の化合物の化合物の化合物の化合物のできます。	= + #		ロモホルムのそれロロメタン及びブ		○・○四幅/ℓ以下	クロロエチレン ジス ー・ニ ジ	<u>+</u>
あること。			ba since	タン、ブコモジク ジブロモクロロメ (クロロオルム		であること。	エチレン ジクロロ	十 五
		-	55	~ フココトレ キ	_			

	二度以下であるこ	濁度	五十
	五度以下であるこ	色度	四 十 九
	異常でないこと。	臭気	四十八
	異常でないこと。	味	四十七
	下であること。	pH 値	四十六
	ايكى [°]	素(TOC)の量)	
	五帽/ℓ以下である	有機物 (全有機炭	四十五
2	كر m		
	フェノールの量に換	フェノール類	四十四四
	であること。	剤	
笙	O·OImg/ℓ以下	非イオン界面活性	四十三
		オール)	
		メチルイソボルネ	
笙		オール(別名二	
		ヘプタンニ	
		クロニ・ニ・一]	

(水質基準に関する省令の廃止)

第六十九号)は、廃止する。第二条 水質基準に関する省令(平成四年厚生省令

(経過措置)

費量)」と、「五喝/ℓ」とあるのは「一○喝/ℓ」とあるのは「有機物等(過マンガン酸カリウム消十五の項中「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」ポ三条 平成十七年三月三十一日までの間は、表四

1 この省令の施行の際現に布設されている水道により供給される水に係る表四十一の項及び四十二の項に掲げる基準については、平成十九年三月三十一日までの間は、これらの項中「○・○○○□に掲げる基準については、平成十九年三月三十一日までの施行の際現に布設されている水道により供給されている水道によりは、この省令の施行の際現に布設されている水道によりは、この省令の施行の際現に布設されている水道によりは、この省令の施行の際現に布設されている水道によりは、この省令のを見います。

第四章 電気設備関

係

〇電気事業法〔抄〕

法律第百七十号昭和三十九年七月十一日

安を確保するため、経済産業省令で定めるところ業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保第四十二条 事業用電気工作物を設置する者は、事

開始前に、経済産業大臣に届け出なければならな事業者検査を伴うものにあつては、その工事)の条の二第一項の自主検査又は第五十二条第一項の禁組織における事業用電気工作物の使用(第五十業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当業組織における事業用電気工作物の担職ごとに保安規程を定め、当業組織における事業のではあるところ安を確保するため、経済産業省令で定めるところ安を確保するため、経済産業省令で定めるところ

第五十条の二

3 使用前自主検査を行う事業用電気工作物を設置する者は、使用前自主検査の高い、 経済産業省令で定める時期(第七項の通知いて、経済産業省令で定める時期(第七項の通知に係る使用前自主検査の過去の評定の結果に応じ、経済産業省令で定める時期)に、経済産業省令で定める時期に、経済産業省令で定める時期に、経済産業省令で定めるは経済産業が、その他の者にあつては経済産業大臣が行う審査を受けなければならなは経済産業大臣が行う審査を受けなければならなは経済産業大臣が行う審査を受けなければならない。

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行

(施行期日)

業大臣に通知しなければならない。 第三項の経済産業省令で定めるところにより経済産結果を経済産業省令で定めるところにより経済産の審査を行つたときは、遅滞なく、当該審査の5 第三項の経済産業大臣の登録を受けた者は、同

限りでない その結果を記録し、これを保存しなければならな う。) であつて溶接をするもの (第三項において られる部分(以下「耐圧部分」という。) につい 気工作物(以下「ボイラー等」という。)であつ 経済産業省令で定める機械若しくは器具である電 前に、当該電気工作物について事業者検査を行い、 産業省令で定めるところにより、その使用の開始 いう。)を設置する者は、その溶接について経済 もの (第三項において「輸入特定格納容器等」と 若しくは溶接をした格納容器等であつて輸入した (第三項において「輸入特定ボイラー等」 という。) いて溶接をしたボイラー 等であつて輸入したもの 器具である電気工作物 (以下「格納容器等」とい 容器その他の経済産業省令で定める機械若しくは 等」という。) 若しくは発電用原子炉に係る格納 て溶接をするもの(第三項において、特定ボイラー て、経済産業省令で定める圧力以上の圧力を加え 「特定格納容器等」という。) 又は耐圧部分につ ただし、 発電用のボイラー、ター ビンその他の 経済産業省令で定める場合は、この

においては、その溶接が第三十九条第一項の経済2 前項の検査(以下「溶接事業者検査」という。)

確認しなければならない。 産業省令で定める技術基準に適合していることを

- 3 溶接事業者検査を行う電気工作物を設置する者は、溶接事業者検査を行う電気工作物を設置する者にあつては、当該通知に係る溶接事業者検査の実施に係る体制について、は、溶接事業者検査を明力とする発電用の特定ボイラー等若しくは輸入特定が会議等であつて経済産業省令で定める時期(第五項において準用対し、原子力を原動力とする発電用の特定ボイラー等若しくは輸入特定があるものを設置する者にあつて経済産業省令で定める時期(第五項において準用は、溶接事業者検査を行う電気工作物を設置する者にあつては機済産業ともの者にあつては経済産業と下の登録を受けた者がの者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者がの者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者がの者にあつては経済産業といい。
- ついて行う。
 ・ 前項の審査は、電気工作物の安全管理を旨とし、消費の審査は、電気工作物の安全管理を旨とし

3

> 済産業省令で定める場合は、この限りでない。 第五十四条 特定重要電気工作物(発電用のボイラー、タービンその他の電気工作物のうち、公ラー、タービンその他の電気工作物のうち、公うー、タービンその他の電気工作物のうち、公方に発済産業省令で定める時期ごとに、経済産業省令で定める時期ごとに、経済産業省令で定める時期ごとに、経済産業省令で定める時期ごとに、経済産業省令で定める時期ごとに、経済産業省令で定める時期ごとに、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

- 通知しなければならない。 産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に機構は、前項の規定により検査に関する事務の機構は、前項の規定により検査に関する事務の

(定期安全管理検査)

びその附属設備であつて経済産業省令で定めるも加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及物であつて前条第一項で定める圧力以上の圧力を物であつく前条第一項で定める圧力以上の圧力を第五十五条(特定電気工作物(発電用のポイラー、

を記録し、これを保存しなければならない。 電気工作物について事業者検査を行い、その結果業省令で定めるところにより、定期に、当該特定のをいう。以下同じ。)を設置する者は、経済産のをいう。以下同じ。)を設置する者は、経済産

- 3 定期事業者検査を行う特定電気工作物を設置する者は、当該定期事業者検査の際、原子力を原動る者は、当該定期事業者検査の際、原子力を原動を後に第三十九条第一項の経済産業省令で定めるものに関し、一定の期間が経過した後に第三十九条第一項の経済産業省令で定めるものに関し、一定の期間が経過した後に第三十九条第一項の経済産業省令で定めるおそれがある部分があると認めるときは、当該部分が同項の経済産業省令で定めるところにより、評価をて、経済産業省令で定めるところにより、評価をて、経済産業省令で定めるよりに、経済産業省令で定める事項については、これを経済産業分で定める事項については、これを経済産業大臣に報告しなければならない。
- の過去の評定の結果に応じ、経済産業省令で定め場合にあつては、当該通知に係る定期事業者検査を行いる者は、定期事業者検査の実施に係る体制についる者は、定期事業者検査を行う特定電気工作物を設置すた。

受けなければならない。 受けなければならない。 受けなければならない。 受けなければならない。 受けなければならない。 受けなければならない。 受けなければならない。 受けなければならない。 受けなければならない。 受けなければならない。

項について行う。の方法、工程管理その他経済産業省令で定める事の方法、工程管理その他経済産業省令で定める事として、定期事業者検査の実施に係る組織、検査前項の審査は、特定電気工作物の安全管理を旨

物」と読み替えるものとする。

第五十条の二第五項から第七項までの規定は、第五項中「第三項の経済産業大臣の登録を受けた者」と、同条第六項中「当該事臣の登録を受けた者」とあるのは「機構又は第四項の経済産業大臣の登録を受けた者」と、同条第六項中「当該事件のでは、とあるのは「当該特定電気工作物」とあるのは「当該特定電気工作物」と読み替えるものとする。

術基準に適合していないときは、その技術基準に

という。) を委託することができる。 者又は占有者に通知すること (以下「調査業務」 置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有 置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有

3 前条第一項の規定は、電気供給者が第一項の規 に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。 に係る契約が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨 電気供給者は、前項の規定により登録調査機関

第五章 登録安全管理審査機関、指定試験機では、適用しない。 の委託に係る一般用電気工作物についときは、その委託に係る一般用電気工作物についる

第三節 登録調査機関関及び登録調査機関

(登録)

り行う。 第五十七条の二第一項の登録は、経済第八十九条 第五十七条の二第一項の登録は、経済

第百六条

第五十七条の二 電気供給者は、経済産業大臣の登

- 告又は資料の提出をさせることができる。 において、機構に対し、その業務の状況に関し報 を 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度
- 6 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度
- をさせることができる。 と済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度

〇電気事業法施行令〔抄〕

一政令第二百六号
一百六号

最終改正 平成一五年一二月一七日政令第五二六号

項は、その事業の運営に関する事項とする。登録調査機関に対し報告をさせることができる事法録百六条第四項の規定により経済産業大臣が、

〇電気事業法施行規則 〔抄〕

通商産業省令第七十七号 平成 七年十月十八日

で定める要件は、次項に定める一の需要場所にお第二条の二 法第二条第一項第七号の経済産業省令最終改正 平成一六年三月一六日経済産業省令第三一号

に該当することとする。ける電気の使用者の需要が、次の各号のいずれか

- して五百キロワット以上の者の需要契約上使用できる最大電力をいう。) が原則と契約上使用できる最大電力をいう。) が原則とに一般電気事業者又は特定規模電気事業者とのが維持し、及び運用する特別高圧電線路又は高が維持し、及び運用する特別高圧電線路又は高
- 需要 大電力が原則として二千キロワット以上の者の 外高圧電線路から受電する者であって、使用最二 沖縄電力株式会社が維持し、及び運用する特二
- 一の建物内(集合住宅その他の複数の者が所有し、又は占有している一の建物内であって、 介して電気の供給を受ける当該一の建物内の全 部又は一部が存在する場合には、当該全部又は 部フは一部が存在する場合には、当該全部又は
- 明確に区画された一の構内 二 さく、へいその他の客観的な遮断物によって
- 性が高いもの それぞれの構内において営む事業の相互の関連 隣接する複数の前号に定める構内であって、
- 二号に掲げるものを除く。) において、一般電四 道路その他の公共の用に供せられる土地(前

されている部分電気の供給を受ける街路灯その他の施設が設置気事業者以外の者が所有する受電設備を介して

第五十条 法第四十二条第一項の保安規程は、使用 事項について定めることをもって足りる。 並びに溶接事業者検査に係る次の第八号に掲げる 維持及び運用に関する保安のため必要な次の事項 設備 (以下「ばい煙処理設備」という。)の工事: 第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の処理 染防止法(昭和四十三年法律第九十七号) 第二条 イラー に属する燃料燃焼設備及びばい煙(大気汚 ては、蒸気ター ビン、補助ボイラー並びに補助ボ 線路に係る次の事項について、原子力設備につい 用電気工作物については発電所、変電所及び送電 法律第九十二号) が適用され又は準用される自家 法律第七十六号) 又は鉄道事業法 (昭和六十一年 治三十三年法律第六十五号)、軌道法 (大正十年 法 (昭和二十四年法律第七十号)、鉄道営業法(明 項について定めるものとする。 ただし、鉱山保安 次の第一号から第七号まで及び第九号に掲げる事 掲げる事項について、それ以外の組織については する組織については次の第一号から第九号までに 前自主検査、溶接事業者検査又は定期事業者検査 (以下「法定事業者検査」と総称する。) を実施

する業務を管理する者の職務及び組織に関する

事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関

- 事する者に対する保安教育に関すること。 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従
- する保安のための巡視、点検及び検査に関する 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関
- 四 事業用電気工作物の運転又は操作に関するこ
- 五 発電所の運転を相当期間停止する場合におけ る保全の方法に関すること。
- 七 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関 災害その他非常の場合に採るべき措置に関す
- する保安についての記録に関すること
- 施体制及び記録の保存に関すること 事業用電気工作物の法定事業者検査に係る実
- 用に関する保安に関し必要な事項 その他事業用電気工作物の工事、維持及び運
- 工作物を設置する電気事業者(同法第六条第一項 地域」という。) 内に電気事業の用に供する電気 策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定す という。) に伴い発生する津波に係る地震防災対 る東南海・南海地震 (以下「東南海・南海地震」 に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定す 対策推進地域として指定された地域 (以下「推進 第三条第一項の規定により東南海・南海地震防災 関する特別措置法 (平成十四年法律第九十二号) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に

安規程に定めるものとする。 第一項に掲げる事項のほか、 る者に限る。次項において同じ。) にあっては、 る東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定め 次の事項について保

二 東南海・南海地震に係る防災訓練並びに地震 円滑な避難の確保に関すること。

東南海・南海地震に伴い発生する津波からの

防災上必要な教育及び広報に関すること。

保安規程において前項に掲げる事項について定 地域の指定の際、現に当該推進地域内において電 め、法第四十二条第二項の規定による届出をしな 気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に 気事業の用に供する電気工作物を設置している電 関する特別措置法第三条第一項の規定による推進 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に

第五十二条

ければならない。

2 自家用電気工作物であって、出力千キロワット を委託する契約 (以下「委託契約」という。)を次 監督に係る業務(以下「保安管理業務」という。 する事業場の工事、維持及び運用に関する保安の のうち、当該発電所、需要設備又は配電線路を管理 線路を管理する事業場のみに係る同表七の事業場 しくは七の事業場又は電圧六百ボルト以下の配雷 ルト以下で受電する需要設備のみに係る同表三若 前項の表一、二、三若しくは七の事業場、七千ボ 未満の発電所 (原子力発電所を除く。)のみに係る

> 業局長。第五十三条の二において同じ。) の承認 にある場合は、その設置の場所を管轄する経済産 用電気工作物が一の経済産業局の管轄区域内のみ る場合であって、経済産業大臣 (監督に係る事業 事、維持及び運用の保安上支障がないと認められ せてはならない。ただし、事業用電気工作物の工 に二以上の事業場又は設備の主任技術者を兼ねさ らず、電気主任技術者を選任しないことができる。 又は七の事業場については、同項の規定にかかわ て鉱山保安法が適用されるもののみに係る同表三 電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であっ いて同じ。)の承認を受けたもの並びに発電所、変 局長。第五十三条第一項、第二項及び第五項にお みにある場合は、その所在地を管轄する経済産業 業大臣 (事業場が一の経済産業局の管轄区域内の のであって、保安上支障がないものとして経済産 条に規定する要件に該当する者と締結しているも 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者

第五十二条の二 前条第二項の要件は、次の各号に を受けた場合は、この限りでない。

掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める要 件とする。

1 電気主任技術者免状の交付を受けているこ

個人事業者 (事業を行う個人をいう。)

別に告示する要件に該当していること。 別に告示する機械器具を有していること。

二 法人 二 法人 二 年を経過しないものでないこと。 二年を経過しないものでないこと。 に任ずべき者であって、その取消しの日からへ 次条第五項の規定による取消しにつき責め

こと。

「は条第二項の承認の申請に係る事業場(以下「申請事業場」という。)の保安管理業務下「申請事業場」という。)の保安管理業務で、申請事業場」という。)の保安管理業務で、申請事業場(以下、申請事業場の承認の申請に係る事業場(以

に告示する値未満であること。 ロ 別に告示する機械器具を有していることに、担当する事業場の種類及び規模に応ごとに、担当する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する機械器具を有していること。

その取消しにつき、委託契約の相手方の責めから二年を経過しない者でないこと。ただし、に係る委託契約の相手方で、その取消しの日本、次条第五項の規定により取り消された承認

に帰することができないときは、この限りで

させていないこと。
「年を経過しないものを保安管理業務に従事に任ずべき者であって、その取消しの日からに任ずべき者であって、その取消しにつき責め、次条第五項の規定による取消しにつき責め

出しなければならない。 第五十三条 第五十二条第二項の承認を受けようと第五十三条 第五十二条第二項の承認を受けようと

一 委託契約の相手方の執務に関する説明書

二 委託契約書の写し

とを証する書類 とを証する書類

3

経済産業大臣は、第五十二条第二項の承認の申経済産業大臣は、第五十二条第二項の承認の申に該当していると認めるまが次の各号のいずれにも適合していると認めるまが次の各号のいずれにも適合していると認める

三 委託契約は、保安管理業務を委託することの

みを内容とする契約であること。

「頂各号に掲げる場所に設置する電気工作物でな」 「明各号に掲げる場所に設置する電気工作物でな」 「四」申請事業場の電気工作物が、第四十八条第一

五 申請事業場の電気工作物の点検を、別に告示する頻度で行うこと並びに災害、事故その他事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委要件に該当する者(以下「設置者」という。)と委託契部の相手方(委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合にあっては保安業務担当者を含む。)との連絡その他電気工作物の工当者を含む。)との連絡その他電気工作物の正数を設置する者の場合にあっては保安業務担当者を含む。)との連絡その他の電気工作物の点検を、別に告示する場合では、事故をの地域を、関に告示する場合では、事故をの地域を、関係を、別に告示する場合では、対している。

に遅滞なく到達し得る場所にあること。 第二号の要件に該当する者の場合にあっては保第二号の要件に該当する者の場合にあっては保入 委託契約の相手方が前条

要事項が委託契約に定められていること。

第五十二条第二項の承認に係る委託契約の相手第五十二条第二項の承認に係る委託契約の相手を対して、電気管理技術者」という。)及び前条第二号の要件に該当する者(以下、電気保安法人」という。)要件に該当する者(以下、電気保安法人」という。)要件に該当する者(以下、電気保安法人」という。)及び前条第二号の要件に該当する者(以下、電気管理技術者」という。)及び前条第二号の承認に係る委託契約の相手がある。

記録の相手方の意見を尊重しなければならな用の保安を確保するに当たり、その承認に係る委用の保安を確保するに当たり、その承認に係る委認に係る事業場の電気工作物の工事、維持及び運認に係る事業場の電気工作物の工事、維持及び運

- ま。 第二項各号のいずれかに該当しなくなったと
- 保安管理業務を行ったとき。 二条第二項の承認に係る委託契約によらないで二 電気管理技術者又は電気保安法人が、第五十
- 従事者が第三項の規定に違反したとき。 電気管理技術者、電気保安法人又は保安業務
- 受けたとき。 四 不正の手段により第五十二条第二項の承認を
- 臣に提出しなければならない。 を受けようとする者は、様式第四十四の主任技術を受けようとする者は、様式第四十四の主任技術第五十三条の二 第五十二条第三項ただし書の承認
- 一 兼任を必要とする理由を記載した書類

- 体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃める発電用原子炉及びその附属設備は、原子炉本の外属設備は、原子炉本の外属設備は、原子炉本の金貨産業省やで定

- 定める時期は、次のとおりとする。 第九十一条 法第五十四条第一項の経済産業省令で施設及び非常用予備発電装置とする。 料設備、放射線管理設備、廃棄設備、原子炉格納
- ー 原子力発電所に属する蒸気タービンにあって 原子力発電所に属する蒸気タービンにあって
- 月を超えない時期 始された日又は定期検査が終了した日以降十三 二 第九十条で定めるものにあっては、運転が開
- 業省令で定める場合は、次のとおりとする。 業省令で定める場合は、次のとおりとする。 第九十二条 法第五十四条第一項ただし書の経済産
- 財検査を受けるべき時期を定めて承認したと 変を行う必要がないと認めて経済産業大臣が定 で使用の状況から前条に規定する時期に定期検
- 第九十三条 定期検査を受けようとする者は、様式るべき時期を定めて承認したとき。であると認めて経済産業大臣が定期検査を受けする時期に定期検査を受けることが著しく困難する時期に定期検査を受けることが著しく困難
- 類を添えて提出しなければならない。
 2 前項の申請には、次に掲げる事項を説明する書の一月前までに提出しなければならない。第六十一の定期検査申請書を希望する検査開始日第六十一の定期検査申請書を希望する検査開始日
- 定期検査の期間において行われる定期事業者

- 検査の計画
- 説明する書類を提出しなければならない。 東があった場合には、速やかにその変更の内容を3 第一項の申請書又は前項各号の書類の内容に変ニ 前号の定期事業者検査に関する放射線管理
- 4 第一項の申請書及び第二項の書類又は前項の書類の提出部数は、正本及びその写し各一通とする。類の提出部数は、正本及びその写し各一通とする。指書の提出を受けた場合には、第九十条の二各号に掲げる事項について行うべき検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領が行う書(法第五十四条第二項の書類又は前項の書ものとする。
- 2 経済産業大臣は、前条第一項の申請書又は同条第三項の書類の提出を受けた場合には、機構に対第三項の書類の提出を受けた場合には、機構に対第三項の書類の提出を受けた場合には、機構に対象に対した通知書類の提出を受けた場合には、機構に対象に対した通知書類の提出を受けた場合には、機構に対象に対した。
- 二 検査を受ける特定重要電気工作物を設置するに法人にあっては、代表者の氏名 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並び
- 発電所の名称

Ξ

検査を実施する時期

五 検査の対象 四 検査を実施する場所

検査の方法

3 付書類又は同条第三項の書類の写しを添付するも 前項の通知書には、 前条第一項の申請書及び添

連絡するものとする。 事項を変更したときは、速やかにその旨を機構に 経済産業大臣は、第二項の通知書に記載された

(定期安全管理検査)

第九十四条 法第五十五条第一項の経済産業省令で だし、非常用予備発電装置に属するものを除く。 定める電気工作物は、次に掲げるものとする。た は出力千キロワット以上の発電設備に係るもの に限る。) 蒸気タービン (原子力発電所に属するもの又

- ボイラー
- 独立過熱器

蒸気貯蔵器

ガス圧縮機に限る。) に限る。) 設備に係るもの(内燃ガスタービンにあっては ガスタービン (出力千キロワット以上の発電

- 六 液化ガス設備 (液化ガス用燃料設備以外の液 該当する火力発電所の原動力設備に係るものに 二十六年法律第二百四号) 第五条第一項及び第 化ガス設備にあっては、高圧ガス保安法 (昭和 二項並びに第二十四条の二に規定する事業所に
- 七 燃料電池用改質器(最高使用圧力九十八キロ

トルを超えるもの及び内容積が○・○四立方 ミリメートルを超え、かつ、長さが千ミリメー 上の発電設備に係るものであって、内径が二百 料電池用改質器のうち、出力五百キロワット以 パスカル以上の圧力を加えられる部分がある燃 メートルを超えるものに限る。)

ガス化炉設備

第九十四条の二 定期事業者検査は、次に掲げる時 子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、 助ボイラー及び非常用予備発電装置とする 放射線管理設備、廃棄設備、原子炉格納施設、 電用原子炉及びその附属設備は、原子炉本体、原 法第五十五条第一項の経済産業省令で定める発 補

期事業者検査が終了した日以降四年を超えない 除く。)にあっては、運転が開始された日又は定 蒸気タービン (原子力発電所に属するものを

期に行うものとする。

一の二 蒸気タービン (原子力発電所に属するも 了した日から一年を経過した日以降十三月を超 又は第九十条の二第五号の定期事業者検査が終 のに限る。) にあっては、運転が開始された日

二 ガスタービン (出力一万キロワット未満の発 日以降三年を超えない時期 が開始された日又は定期事業者検査が終了した 電設備に係るものに限る。) にあっては、運転

四 Ξ 日以降十三月を超えない時期 が開始された日又は定期事業者検査が終了した 発電所に属するものに限る。)にあっては、運転 備にあっては、運転が開始された日又は定期事 るものに限る。)、液化ガス設備又はガス化炉設 ビン (出力一万キロワット以上の発電設備に係 業者検査が終了した日以降二年を超えない時期 ボイラー、独立過熱器、蒸気貯蔵器、ガスター 燃料電池用改質器及び補助ボイラー(原子力

Б 日以降十三月を超えない時期 く。) にあっては、運転が開始された日又は第 九十条の二第五号の定期事業者検査が終了した 前条第二項で定めるもの (補助ボイラーを除

ものとする。 いて同じ。)が定める時期に定期事業者検査を行う の場所を管轄する経済産業局長。 査の場合にあっては、その特定電気工作物の設置 発電所に属するものを除く。)に係る定期事業者検 わらず、経済産業大臣 (特定電気工作物 (原子力 次に掲げる場合にあっては、前項の規定にかか 以下この条にお

承認したとき。 業者検査を行う必要がないと認めて、経済産業 大臣が定期事業者検査を行うべき時期を定めて 使用の状況から前項に規定する時期に定期事

二 災害その他非常の場合において、 困難であると認めて、経済産業大臣が定期事業 する時期に定期事業者検査を行うことが著しく 前項に規定

大臣に提出しなければならない。ただし、前項第六十一の二の定期事業者検査時期変更承認申請書六十一の二の定期事業者検査時期変更承認申請書前項各号の承認を受けようとする者は、様式第前機査を行うべき時期を定めて承認したとき。

3

法で行うものとする。 第九十四条の三 定期事業者検査は、次に掲げる方

を添付することを要しない。

二号の承認を受けようとする場合には、当該書類

常の発生状況を確認するために十分な方法一の開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異

第九十四条の四(定期事業者検査の結果の記録は、るために十分な方法(一)試運転その他の機能及び作動の状況を確認す

次に掲げる事項を記載するものとする。

一検査年月日

三 検査の方法

四検査の結果

五 検査を実施した者の氏名

ときは、その内容 、 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じた

七 検査の実施に係る組織

八の検査の実施に係る工程管理

は、当該事業者の管理に関する事項九 検査において協力した事業者がある場合に

検査記録の管理に関する事項

法第五十五条第三項の規定により、次の表の上

3

法第五十五条第三項の評価の結果の記録は、

次

第九十四条の四の二 法第五十五条第三項の経済産 テナイト系低炭素ステンレス鋼 (炭素含有量が それ以外の特定電気工作物に係るものについて + 持構造物 (炉心シュラウド及びシュラウドサポー ものに限る。) を用いた管を除く。) 並びに炉心支 さが五二〇ニュートン毎平方ミリメートル以上の 〇・〇二パーセント以下であって、かつ、引張強 ル部並びに蒸気発生器伝熱管及び原子力用オース る容器及び管 (フランジその他の接合部及びシー 等の技術基準第二条に規定する第一種機器に属す 定電気工作物は、 業省令で定める原子力を原動力とする発電用の特 十五条第四項において準用する法第五十条の二第 は、当該定期事業者検査を行った後最初の法第五 項第七号から第十一号までに掲げる事項について る事項については、五年間保存するものとし、同 いては五年間、前項第一号から第六号までに掲げ は、同項第一号から第六号までに掲げる事項につ た後五年が経過するまでの間保存するものとし、 事項については、その特定電気工作物が廃棄され に属する特定電気工作物に係る前項各号に掲げる トリングに限る。) とする。 七項の通知を受けるまでの期間保存するものとす 定期事業者検査の結果の記録は、原子力発電所 検査に係る教育訓練に関する事項 発電用原子力設備に関する構造

欄に掲げる事項に応じて、それぞれ同表の下欄に

掲げる方法により、

評価を行う。

内容 内容		オ を 日 其	で を で で で で で で で で で で で で で	(召和四十年通う準を定める省令備に関する技術基一発電用原子力設	評価事項
記と。 範囲及び方法が適切である を等の措置を講じる必要が あるときには、その時期、 は、その時期、 は、その時期、 は、その時期、 は、その時期、 は、その時期、	に で で に で に で に で に で に で に で に で に で に の は く な る と 見 と と 、 と 、 に し に し た と ら に し に と に し に と に し に と に に に に に に に に に に に に に	一 前号で特定したき裂等の進展を予測すること。	に	物ごとに評価を号により当該特	評価方法

に掲げる事項を記載するものとする。

評価年月日

評価の対象

評価の方法

評価の結果

評価を実施した者の氏名

ときは、その内容 評価の結果に基づいて補修等の措置を講じた

評価の実施に係る組織

評価の実施に係る工程管理

は、当該事業者の管理に関する事項 評価において協力した事業者がある場合に

十一 評価に係る教育訓練に関する事項 評価記録の管理に関する事項

規定するものとする。

価された特定電気工作物が廃棄された後五年が経 法第五十五条第三項の評価の結果の記録は、評

過するまでの間保存するものとする。

て、その評価が実施された後、速やかに行うもの 三項第一号から第六号までに掲げる事項につい 法第五十五条第三項の評価の結果の報告は、第

第九十四条の五 法第五十五条第四項の経済産業省 令で定める時期は、次のとおりとする。

者検査 (原子力発電所に係るものを除く。以下 いて単に「通知」という。) において定期事業 法第五十条の二第七項の通知 (以下この号にお 直近の法第五十五条第六項において準用する

> 超えない時期 知を受けた日から三年を経過した日以降三月を 期事業者検査を行ったものについては、当該诵 該通知を受けた日から三年を超えない時期に定 がとられていると評定された組織であって、当 この号において同じ。)の実施につき十分な体制

二 前号に規定する組織以外の組織については、 定期事業者検査 (原子力発電所に属する補助ボ イラーに係るものを除く。)を行う時期

子力を原動力とする発電用の特定電気工作物は、 発電所に属するものに限る。) 及び同条第二項に 第九十四条第一項第一号の蒸気タービン (原子力 法第五十五条第四項の経済産業省令で定める原

第九十四条の六 法第五十五条第四項の審査 (以下 管理審査申請書を提出しなければならない。 を受けようとする者は、様式第六十二の定期安全 又は指定安全管理審査機関が行うもの以外のもの 「定期安全管理審査」という。) であって、機構

2 第九十四条の七(第七十三条の八及び第七十三条の 場合において、第七十三条の八中「法第五十条の 九の規定は、定期安全管理検査に準用する。この 審査機関に提出しなければならない。 安全管理審査申請書を機構又は当該指定安全管理 定安全管理審査機関が定めるところにより、定期 管理審査を受けようとする者は、機構又は当該指 機構又は指定安全管理審査機関が行う定期安全

> 2 った法第五十五条第四項の規定による審査の結果 準用する法第五十条の二第七項の通知 (機構が行 第五十条の二第五項」と読み替えるものとする。 るのは「法第五十五条第六項において準用する法 第七十三条の九中「法第五十条の二第五項」とあ 二第四項」とあるのは「法第五十五条第五項」と、 経済産業大臣は、法第五十五条第六項において

の二第六項の評定の結果に限る。) の写し一通を に基づく同条第六項において準用する法第五十条

機構に送付するものとする。

(電磁的方法による保存)

第九十四条の八(第七十三条の五第一項各号、第八 項が記載された記録の保存に代えることができ に第五十五条第一項及び第三項に規定する当該事 一項、第五十二条第一項、第五十二条第一項並び きは、当該記録の保存をもって法第五十条の二第 表示されることができるようにして保存されると 要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに 項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必 号及び第九十四条の四の二第三項各号に掲げる事 十二条の二第一項各号、第九十四条の四第一項各

第九十六条 次の各号により行うものとする。 法第五十七条第一項の規定による調査

び変更の工事 (口に掲げる一般用電気工作物に あっては、 調査は、一般用電気工作物が設置された時及 受電電力の容量の変更を伴う変更の

掲げる頻度で行うこと。 工事に限る。)が完成した時に行うほか、次に

電気工作物にあっては、四年に一回以上イーロに掲げる一般用電気工作物以外の一般用

口 民法 (明治二十九年法律第八十九号)第三

十五号)第四十二条の規定に基づき設立され組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八日の代表)第二十七条の二の規定に基づき百八十一号)第二十七条の二の規定に基づき百八十四条の規定に基づき設立された社団法人、

【 調査を行う者(以下「調査員」という。)は、でのいずれかに該当する者が行うこと。 調査は、法第九十条第一項第二号イから八まめに応じて再び調査を行うこと。

五 調査は、測定器又は目視による方法その他のがあったときは、これを提示すること。その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求

適切な方法により行うこと。

その一般用電気工作物の所有者又は占有者の求第五章が入設備関

〇ガス事業法〔抄〕

法律第五十一号

最終改正(平成一五年六月一八日法律第九二号)

条

の及び一般ガス事業者がその供給区域内においててが入を発生させ、導管によりこれを供給するもに限る。)を行う事業 (特定ガス発生設備においする事業を営む他の者に対するもの及び大口供給に限る。)を行う事業 (特定ガス発生設備において成る。)を行う事業 (特定ガス発生設備においてが入を発生させ、導管によりこれを供給する事業」とは、自らりの及び一般ガス事業者がその供給区域内において「ガス導管事業」とは、自らりの及び一般ガス事業者がその供給区域内において

ㅇ この法律において「ガス導管事業者」とは、第行うものを除く。) をいう。

三十七条の七の二第一項の規定による届出をした

- 7 この法律において「大口供給」とは、ガスの使り、この法律において「大口供給」とは、ガスの使給(経済産業省令で定める密接な関係を有する者に対して行うものを除く。)であつて、経済産業省令で定める要件に該当するものをいる。
- 供給を行う事業(特定ガス発生設備においてガス8 この法律において「大口ガス事業」とは、大口

二 法第五十七条第二項の規定による通知をした いて、その通知後相当の期間を経過したときに ときは、その通知に係る一般用電気工作物につ 以上の経済産業局の管轄区域にわたるとき 経済産業局長(当該受託事業を行う区域が二 物」という。) にあっては、五年に一回以上 いる一般用電気工作物 (以下「受託電気工作 法人」という。) が保守管理業務を受託して という。) の承認を受けたもの (以下「承認 は、経済産業大臣。以下「所轄経済産業局長. ついて、当該受託事業を行う区域を管轄する 務」という。) を受託する事業を行うことに 運用に関する保安の業務(以下「保守管理業 又は占有者から一般用電気工作物の維持及び る。) であって、一般用電気工作物の所有者 た工業組合(組合員に出資をさせるものに限

及びガス導管事業を除く。) をいう。般ガス事業者がその供給区域内において行うものを発生させ、導管によりこれを供給するもの、一

- 供給を行う者をいう。 三十七条の九第一項の規定による届出をして大口9 この法律において「大口ガス事業者」とは、第
- 事業をいう。 事業、簡易ガス事業、ガス導管事業及び大口ガス 。 この法律において「ガス事業」とは、一般ガス
- 大口ガス事業者をいう。 ス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者及び11 この法律において「ガス事業者」とは、一般ガ
- この法律において「託送供給」とは、ガスを供け入れたガス事業者が、同時に、その受け入れたけ入れたガス事業者が、同時に、その受け入れたのでを済産業省令で定める範囲内のものに応じて、当該他の者に対して、導管によりガスを供給する事業の用に供するためガスの量の変動であいて経済産業省令で定める範囲内のものに応じて、当該他の者に対して、導管によりガスを供を行うことをいう。
- 4 一般ガス事業者がその供給区域内において簡易設備であつて、ガス事業の用に供するものをいう。 設備であつて、ガス事業の用に供するものをいう。 神経のために施設するガス発生設備、ガスホル供給のために施設するガス発生設備、ガスホルは給のために施設するガス発生設備、ガスホルは、ガスのは漢において「ガス工作物」とは、ガスの13 この法律において「ガス工作物」とは、ガスの13 この法律において「ガス工作物」とは、ガスの13 この法律において「ガス工作物」とは、ガスの13 この法律において「ガス工作物」とは、ガスの13 に対している。

ていること。

ガス事業を営むときは、その簡易ガス事業は、一

般ガス事業とみなす。

第十六条 一般ガス事業者は、正当な理由がなけれ

ば、その供給区域又は供給地点における一般の需

5

∠ 一般ガス事業者は、この法律又は他の法律の規要に応ずるガスの供給を拒んではならない。

- で、一角ナス事業者に、この没有又は他の没有の規定による許可若しくは登録を受け、又は届出をし、定による許可若しくは登録を受け、ところ又はその届け出たところによつてする場合を除き、その供給区域外の地点において、一般の需要に応じ導管地点以外の地点において、一般の需要に応じ導管地点以外の地点において、一般の需要に応じ導管地点以外の地点において、一般の需要に応じ導管によりガスを供給してはならない。
- 第十七条 一般ガス事業者は、ガスの料金その他ののません。 これを変更しようとするではり、供給約款を定め、経済産業大臣の認可をにより、供給約款を定め、経済産業省令で定めるところの場合と、一般ガス事業者は、ガスの料金その他の
- なければならない。 といればならない。 といればならない。 前頃の認可の申請が次の各号 といればならない。
- 二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められに適正な利潤を加えたものであること。 料金が能率的な経営の下における適正な原価

のでないこと。四年定の者に対し不当な差別的取扱いをするも

- のでないこと。 宇定の者に対し不当な差別的取扱いをするも
- 第二十八条 一般ガス事業者は、一般ガス事業(一行う場合にあつては、そのガス導管事業又は大口行う場合にあつては、そのガス導管事業又は大口行の場合にあつては、そのガス導管事業又は大口がス事業を務上の基準に適合するように維持しなければならない。

第六章 ガス用品

第七章 雑則

罰則

百万円以下の罰金に処する。 第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、

第四十条の四の規定に違反した者

第五十九条 三十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、

第三十条第三項 (第三十七条の七第三項、第

三十七条の八及び第三十七条の十において準用

び第三十八条第二項において準用する場合を含

七第一項、第三十七条の八、第三十七条の十及 する場合を含む。)、第三十六条 (第三十七条の

む。)、第四十条の三又は第四十七条の二第一項 の規定による命令に違反した者

〇ガス事業法施行令 (抄)

政令第六十八号昭和二十九年四月一日

最終改正 平成一五年一二月一七日政令第五二六号

別表第一 (第七条関係)

ット以下のものに限り、液化石油ガス用のもの ガス瞬間湯沸器 (ガスの消費量が七〇キロワ

二 ガスストーブ (ガスの消費量が一九キロワッ

三 ガスバーナー付ふろがま (ガスの消費量が二 つては、九一キロワット) 以下のものに限り ト以下のものに限り、液化石油ガス用のものを ーキロワット (専用の給湯部を有するものにあ

液化石油ガス用のものを除く。

兀 られているもの及び液化石油ガス用のものを除 ワット以下のものに限り、 ガスふろバーナー(ガスの消費量が二一キロ ふろがまに取り付け

<u>\</u>

○ガス事業法施行規則 [抄]

通商産業省令第九十七号昭和四十五年十月九日

最終改正 平成一六年三月一六日経済産業省令第三一号

○液化石油ガスの保安の確保及

法律第百四十九号昭和四十二年十二月二十八日

3 この法律において「液化石油ガス販売事業」と

最終改正 平成一五年六月一八日法律第九二号

二十四条の届出をして行う事業を除く。) をいう。 二条第十項のガス事業及び同法第二十三条又は第 (ガス事業法 (昭和二十九年法律第五十一号)第

は、液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業

○液化石油ガスの保安の確保及

政令第十四号昭和四十三年二月七日

最終改正 平成一五年一二月一七日政令第五二六号

施行規則〔抄〕
○液化石油ガスの保安の確保及

通商産業省令第十一号 平 成 九 年 三 月 十 日

最終改正 平成一六年二月二七日経済産業省令第二五号

第六章 排水設備関係

〇水質汚濁防止法 〔抄〕

【法律第百三十八号】

最終改正 平成一五年六月一八日法律第九二号

〇水質汚濁防止法施行令〔抄〕

一致令第百八十八号

最終改正 平成一五年一〇月一日政令第四四九号

=

○湖沼水質保全特別措置法〔抄〕

法律第六十一号 昭和五十九年七月二十七日

最終改正 平成一五年六月一八日法律第九二号

〇下水道法 〔抄〕

法律第七十九号 (昭和三十三年四月二十四日)

最終改正 平成一五年七月二四日法律第一二五号

〇下水道法施行令 [抄]

政令第四十七号四十二十二日

第六条 法第八条 (法第二十五条の十において準用最終改正 平成一五年九月二五日政令第四三五号

で定める方法により検定した場合における数値とで定める方法により検定した場合において、当該数値は、国土交通省令・環境省令において、当該数値は、国土交通省令・環境省令において、当該数値は、国土交通省令・環境省令において、当該数値は、国土交通省令・環境省やの場合を含む。次項において同じ。) に規定すする場合を含む。次項において同じ。) に規定すする場合を含む。次項において同じ。) に規定すする場合を含む。次項において同じ。) に規定すする場合を含む。次項において同じ。) に規定する場合を含む。次項において同じ。) に規定する場合を含む。次項において同じ。) に規定する場合を含む。

水素イオン濃度
水素指数五・八以上八・六

以 下

き三千個以下 ・ 一立方センチメートルにつ

浮遊物質量 ーリットルにつき四十ミリ

Ξ

グラム以下

(流域関連公共下水道を除く。)からの放流水又(流域関連公共下水道を除く。)からの放流水でての合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域下水道を除く。)からの放流水で、のる降雨による雨水の影響が大きい時において、める降雨による雨水の影響が大きい時において、める降雨による雨水の影響が大きい時において、める降雨による雨水の影響が大きい時において、める降雨による雨水の影響が大きい時において、める降雨による雨水の影響が大きい時において、める降雨による雨水の温か、合流式の公共下水道を除る流域関連公共下水道(流域関連公共下水道)を流域関連公共下水道を流域関連公共下水道を流域である。

し、又は推計した場合における総量とする。
リ、又は推計した場合において、これらの総量は、こととする。この場合において、これらの総量は、こととする。この場合において、これらの総量は、正ととする。この場合において、これらの総量を、当該酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量を、当該酸素要求量で表示した場合における総量とする。

- 、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八天は同条第三項の規定による条例その他の条例に又は同条第三項の規定による条例その他の条例により、第一項各号に掲げる項目について同項各号に定める基準より厳しい排水基準が定められている放流水については、同項水基準が定められている放流水については、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該項目にの規定にかかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。

第八条 法第十条第三項に規定する政令で定める技

術上の基準は、次のとおりとする 道のますその他の排水施設又は他の排水設備に 共団体の条例で定めるところにより、公共下水 排水設備は、公共下水道管理者である地方公

二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とす

接続させること。

三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがそ の他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少 限度のものとする措置が講ぜられていること。

るものとすることができる 孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有す ただし、雨水を排除すべきものについては、多

に設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して 分流式の公共下水道に下水を流入させるため

排除する構造とすること。 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、百

六 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下 水道管理者である地方公共団体の条例で定める

十一 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭

いようにするための措置が講ぜられていること。 気の発散により生活環境の保全上支障が生じな 分の一以上とすること

七 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨 この条において同じ。)を排除すべき排水渠は、水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下 業の用に供する建築物内においては、この限り 暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給 流下させることができるものとすること。 ところにより、その排除すべき下水を支障なく

は、ます又はマンホールを設けること。 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に

もつぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇

ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化す る箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないと

ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二 十倍をこえない範囲内において管渠の清掃上 きは、この限りでない。

ることができるふた)を設けること。 すべきます又はマンホールにあつては、密閉す ます又はマンホールには、ふた(汚水を排除 適当な箇所

十 ますの底には、もつぱら雨水を排除すべきま する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅の どろためを、その他のますにあつてはその接続 すにあつては深さが十五センチメートル以上の インバートを設けること。

〇下水道法施行規則 〔抄〕

最終改正 平成一六年三月一二日国土交通省令第一二号 建設省令第三十七号昭和四十二年十二月十九日

〇浄化槽法 〔抄〕

法律第四十三号

最終改正 平成一五年六月一八日法律第九六号

〇浄化槽法施行令 〔抄〕

政令第三百十号平成十三年九月十九日

最終改正 平成一六年三月一九日政令第四七号

〇騒音規制法 [抄]

最終改正 平成一五年六月一八日法律第九二号 法律第九十八号昭和四十三年六月十日

第七章 その他の施設・設

○自動車の保管場所の確保等に

| 政令第三百二十九号| | 昭和三十七年八月二十日

最終改正。平成一六年三月二四日政令第五九号

各号に掲げる場合とする。

t

法第十一条第三項の政令で定める場合は、次の

ため駐車することがやむを得ない場合する用務が行われている間、当該用務の遂行の事その他の事故による危害を防止し、又は軽減事者の他の事故による危害を防止し、又は軽減

やむを得ない場合 は動車が、自衛隊法第七十七条の規定による治安出動待機命令に基づく待機が行規定による治安出動待機命令に基づく待機が行規定による治安出動待機命令又は同法第七十九条第一項の はっぱい 自衛隊法第七十七条の規定による

い場合 該業務の遂行のため駐車することがやむを得な 助産師の出張による業務が行われている間、当 三 自動車が、医師若しくは歯科医師の往診又は

+

め駐車することがやむを得ない場合 看護する用務が行われている間、当該用務のた四 自動車が、生命が危険な状態にある傷病者を

むを得ない場合れている間、当該報道のため駐車することがやいる間、当該報道のため駐車することがやいる動車が、報道機関による報道の取材が行わ

五

自動車が、土地収用法(昭和二十六年法律第 の並びに電気通信事業法(昭和五十九年法律第 の並びに電気通信事業法(昭和五十九年法律第 の並びに電気通信事業法(昭和五十九年法律第 ある線路及び空中線並びにこれらの附属設備に ある線路及び空中線並びにこれらの附属設備に ある線路及び空中線がにこれらの附属設備に ある線路及び空中線がでいる間、当該工事の実施の をある線路をある。

日動車が、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七十七条第一項の規定による道路の構十号)第七十七条第一項の規定による道路の構造に関する調査が行われている間、当該調査の造に関する調査が行われている間、当該用務のため駐車することがやむを得ない場合

を得ない場合 | 自動車が、出入国管理及び難民認定法(昭和、当該用務の遂行のため駐車することがやむ | 二十六年政令第三百十九号)第五章の規定によ | 二十六年政令第三百十九号)第五章の規定によ | 昭和

該事務の遂行のため駐車することがやむを得な事務に係るものに限る。)が行われている間、当事務に係るものに限る。)が行われている間、当九十一号)第二十八条第一項に規定する事務九十一号)第二十八条第一項に規定する事務

い場合

十一 火事、出水等の事故その他自己の責めに帰するごとのできない理由により自動車の保管場所を連該自動車の保管場所として使用し、又は道路において法第十一条第二項各号のいずれかに路において法第十一条第二項各号のいずれかに路において法第十一条第二項各号のいずれかに路において、新たに自動車の保管場所を確保するをすることができない理由により自動車の保管場でである。

〇道路法 [抄]

法律第百八十号

最終改正 平成一五年七月二四日法律第一二五号

〇道路法施行令 [抄]

政令第四百七十九号

二十九年法律第五十一号)、電気事業法 (昭和三 れを更新しようとする場合の期間についても、 らない。占用の期間が満了した場合において、こ 他の占用物件については五年以内としなければな 用に供する石油管については十年以内とし、その 年法律第百五号) による石油パイプライン事業の る。) 又は石油パイプライン事業法 (昭和四十七 規定する認定電気通信事業の用に供するものに限 条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に 通信事業法に基づくものにあつては同法第百二十 を除く。)がその事業の用に供するものに、電気 業者(同項第八号に規定する特定規模電気事業者 つては同法第二条第一項第十号に規定する電気事 所(これらのうち、電気事業法に基づくものにあ に限る。) 若しくは電柱、電線若しくは公衆電話 第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するもの 法第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条 道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管(ガス事業 工業用水道事業の用に供するものに限る。)、下水 て設ける水管(水道事業、水道用水供給事業又は 十九年法律第百七十号)若しくは電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号)の規定に基づい

〇計量法 [抄]

法律第五十一号

最終改正 平成一五年六月一一日法律第七六号

〇計量法施行令 〔抄〕

[政令第三百二十九号] [平成五年十月六日]

最終改正 平成一六年三月二四日政令第五六号

○計量法、計量法施行令、計量

,六機局第二百九十号」 平 成 六 年 七 月 一 日

(廃止)

〇労働安全衛生法〔抄〕

[法律第五十七号] 昭和四十七年六月八日

最終改正 平成一五年七月二日法律第一〇二号

第七十五条

- 第十七に掲げる区分ごとに行う。 4 前項の教習 (以下「教習」という。)は、別表
- て必要な事項は、厚生労働省令で定める。びに教習の受講手続その他免許試験の実施についり、免許試験の受験資格、試験科目及び受験手続並

第七十六条 第十四条又は第六十一条第一項の技能

- 3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講つて行う。 に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によ講習(以下「技能講習」という。)は、別表第十八
- 定める。

○労働安全衛生法施行令〔抄〕

「政令第三百十八号」「昭和四十七年八月十九日」

... 最終改正 平成一五年一二月一九日政令第五三五号

ものを除く。)
こ十三 ガンマ線照射装置 (薬事法第二条第四項二十三 ガンマ線照射装置 (薬事法第二条第四項

二十六 第一条第五号イから二までに掲げる容器のうち、第一種圧力容器以外のもの(ゲージ圧のうち、第一種圧力容器以外のもの(ゲージ圧の・一メガパスカル以下で使用する容器で内を積が〇・〇〇一立方メートル以下のもの及びをした数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇一以下の容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に

二十七 大気圧を超える圧力を有する気体をその

でに掲げる容器、第二種圧力容器及び第七号に内部に保有する容器 (第一条第五号イから二ま

○・一立方メートルを超えるもの(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気を受けるものを除く。)で内容積が

二十八 安全帯 (墜落による危険を防止するため

第十五条 法第四十五条第一項の政令で定める機械 のものに限る。)

一 第十二条第一項各号に掲げる機械等、第十等は、次のとおりとする。

及び第十一号に掲げる機械等がいに前条第十号ら第四号までに掲げる機械等がいに前条第十号の第四号までに掲げる機械等、第十四条第三号から第十九号まで及び第三十号から第三条第三項第五号、第六号、第八号、第九号、第

則〔抄〕 のボイラー 及び圧力容器安全規

の届出をした者

「労働省令第三十三号」「昭和四十七年九月三十日」

最終改正 平成一六年三月二六日国土交通省令第四四号

第五編 区分所有権の取

第一章 宅地建物取引関係

〇宅地建物取引業法〔抄〕

法律第百七十六号昭和二十七年六月十日

三十万円以下の罰金に処する。 第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、

七条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽む。)、第六十三条第二項(第六十三条の三第二む。)又は第七十三条の三第二項において準用する場合を含十三条の三第二項において準用する場合を含第九条、第五十条第二項、第五十三条(第六

三 第四十五条又は第七十五条の二の規定に違反三 第四十五条又は第七十五条の二の規定に違反した者ニ 第三十七条、第四十六条第四項、第四十八条

五 第五十条の十二第一項、第六十三条第一項をおいて準用する場合を含む。) 又は第三項(これらの規定を第六十三条の二第一項(第六十三条の三第二項及び第六十四条の十二第一項、第五十条の十二第一項、第六十三条の三第二項及び第六十四条の十二第一項、第五十条の十二第一項、第六十三条の三第二項及び第六十四条の十二第一項、第六十三条の三第二項及び第六十四条の十二第一項(第六十三条の三第二項及び第六十三条の三第一項(第六十三条の三第二項及び第六十三条の三第一項(第六十三条の三第二項及び第六十四条の十二第一項、第五十条の十二第一項、第六十三条第一項を含む。) 又は第七十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又

管簿を保存しなかつた者せず、若しくは虚偽の記載をし、又は寄託金保すを備えず、これに同条に規定する事項を記載簿を備えず、これに同条に規定する事項を記載し、第六十三条の五の規定に違反して寄託金保管

は忌避した者

〇宅地建物取引業法施行令〔抄〕

最終改正 平成一六年三月二四日政令第五四号 政令第二百八十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項、第五十二条の二第一項(同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。)、第五十三条第一項及び第六十る場合を含む。)、第五十三条第一項にだいまが、第五十三条第一項とだり書、第四十二条第一項とだります。

第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただ項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四十八条第一第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項

第十項及び第十三項、第五十三条第四項及び第書及び第十二項ただし書、第五十二条第九項、項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただしし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九

条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、三項において準用する場合を含む。ゞ、第五十五第四号(これらの規定を同法第五十七条の二第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び

法第八十六条第一項及び第二項並びに第八十六の七第五項、第六十八条の五の二第二項及び第四項並びの七第五項、第八十六条の五の二第二項及び第四項並びの七第五項、第八十六条の二第二項の第三項の許可、同に第八十六条の二第二項の第三項、第六十八条の三第一項、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第

定に基づく条例の規定による処分第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条、十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第条の二第一項の規定による認定並びに同法第三

項の許可措置法(昭和四十一年法律第一号)第八条第一措置法(昭和四十一年法律第一号)第八条第一三 古都における歴史的風土の保存に関する特別

号)第五条第一項の許可 都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二

第八条第一項の許可 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)

含む。)の許可(昭和五十三年法律第二十六号)第五条第二項(昭和五十三年法律第二十六号)第五条第二項五の二 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法

百十六条第一項、第百九十七条第一項及び第二進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第五の三 密集市街地における防災街区の整備の促

号)第七十六条第一項の許可六 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九百八十三条第一項の許可

六の三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施界六十七号)第七条第一項、第二十六条第一項第六十七号)第七条第一項、第二十六条第一項統の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律

いうこ、「瓜豆素は整備性、「ROI」」には建筑三十四号)第三十二条第一項の承認

、 日へにでよりを指されています。 ハ十六号)第五十一条第一項の承認との二、新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第

. 旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に 田公共施設の整備に関連する市街地の改造に おその効力を有するものとされる旧防災建築街 おその効力を有するものとされる旧防災建築街 おその効力を有するものとされる旧防災建築街 おその効力を有するものとされる旧防災建築街 おその効力を有するものとされる旧防災建築街 おその効力を有するものとされる旧防災建築街

第二十五条第一項の承認 備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整

十一 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和百四十五号)第三十四条第一項の承認 備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第十 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整

四号)第九条第一項の許可 第三十七条第一項の許可第三十七条第一項第四号に係る同項の許可 第三十七条第一項第四号に係る同項の許可 でいる (昭和二十五年法律第二百十八号)

び第七十三条第一項の許可第三条第一項、第四条第一項、第四条第一項、第五条第一項及十五 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)

九十一号)第八条第一項の許可十六 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百十六

基づく条例の規定による処分 (利用調整地区に係る部分を除く。)の規定に (利用調整地区に係る部分を除く。)の規定に (利用調整地区に係る部分を除く。)の規定に (利用調整地区に係る部分を除く。)の規定による処分

三十号)第十八条第一項及び第四十二条第一項二十一 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第合む。)の規定に基づく制限として行う処分条第一項(同法第三条において準用する場合を条第一項(同法第三十年法律第二十九号)第四二十 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第四

の許可

第一項の許可る法律(昭和四十四年法律第五十七号)第七条二十二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関す

#法律第百 項の許可 (単分の) (単分の)

二十三 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九二十三 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九

第九十一条第一項の許可 二十四 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)

可、「「は、日本のでは 日本のでは、日本の

号)第四十九条第一項ただし書(同法第五十五二十六 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百三十一二十七 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一二項の規定に基づく条例の規定による処分二項の規定に基づく条例の規定による処分二項の規定に基づく条例の規定による処分二項の規定に基づく条例の規定による処分二項の規定に基づく条例の規定による処分をが表す。

の承認 第百七条第二項において準用する場合を含む。 第百七条第二項において準用する場合を含む。 外の工第二項若しくは第五十六条の三第二項又の承認

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づくを含む。)に基づく制限で当該宅地又は建物の損定により、なおのとされる場所によるものとされるものを含む。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法(昭和四十三年法律第百一号)第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るされるものを含む。)で当該宅では、

本条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第四十一条第二項、第五十二条の三第一項において準用する場合を含む。次第五十二条の三第一項において準用する場合を含む。次における防災街区の整備の促進に関する法律第における防災街区の整備の促進に関する法律第における防災街区の整備の促進に関する法律第における防災街区の整備の促進に関する法律第における防災街区の整備の促進に関する法律第における防災街区の整備の促進に関する場合を含む。次第五十八条第一項及び第二項、第本条第二項及び第二項、第本条第二項及び第二項、第本条第二項及び第二項、第本条第二項及び第四項、第五十八条第一項及び第二項、第

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、一項並びに第六十七条第一項及び第三項五十八条の二第一項及び第二項、第六十五条第

第四十三条第一項から第十三項まで、第五十二第四十二条第一項、第四十七条、第四十九条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条の二(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条の二(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十五条の二(同法第八十八条第一項、第四十五条第一項、第四十五条第一項、第四十五条第一項、第四十五条第一項、第四十五条第一項、第四十五条第一項、第四十五条第一項、第四十五条第一項、第四十五条第一項、第四十五条第一項、第四十五条第一項から第十三条第一項が

で、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、五十四条、第五十六条、第五十九条第一項及び第二項、第六十条の二第一項及び第二項、第六十十条の二第一項及び第三項を同法第八十八条の二第一項及び第三項を同法第八十八条第二項において準用すの規定を同法第八十八条第二項において準用すの規定を同法第八十八条第二項において準用すの規定を同法第八十八条第二項において準用すの規定を同法第八十八条の二第一項から第三項まで、第六十八条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の二第一項から第四項まで並びに第八十第八十六条第一項から第三項まで

措置法第八条第一項 一古都における歴史的風土の保存に関する特別

五 生産緑地法第八条第一項

準用する場合を含む。) 第五条第一項及び第二項(同条第五項において 第五条第一項及び第二項(同条第五項において

十七条の二第一項及び第二項条第一項及び第三項、第百条第二項並びに第百条第一項及び第三項、第百条第二項並びに第百

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条第一項及び第三項並びに第百条第二項並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条第一項、第二十六条第一項及び第六十七条第一項、第二十六条第一項及び第六十七条第一項

条の二第三項、第五十三条第一項から第六項ま

項 おり 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施 での三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施

三項並びに第百条第二項並びに新都市基盤整備

条第一項において準用する場合に限る。) ま第二項において準用する場合には、 旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に、 旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に法第五十条及び第五十一条第一項

十 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備に関する法律第二十五条第一項九 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整

頁第一項、第三十七条第一項及び第三十八条第一第一項、第三十七条第一項及び第三十八条第一十一 流通業務市街地の整備に関する法律第五条

備及び開発に関する法律第三十四条第一項

六条第一項 が市再開発法第七条の四第一項及び第六十

項及び第二項 (昭和五十五年法律第三十四号)第十条第一十二の二 幹線道路の沿道の整備に関する法律

六十三号)第六条第一項及び第二項十二の三 集落地域整備法 (昭和六十二年法律第

第二百八十三条第一項 第二百八十三条第一項、第二百三十条並びに 項、第百九十七条第一項、第二百三十条並びに 促進に関する法律第三十三条第一項及び第二

条第一項十三(港湾法第三十七条第一項第四号及び第四十

十四 住宅地区改良法第九条第一項

十七年法律第六十六号)第四条第一項及び第八十五(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四

十七 宅地造成等規制法第八条第一項条第一項、第四十九条及び第七十三条第一項十六 農地法第三条第一項、第四条第一項、第五

係る部分を除く。)
「一十八条及び第六十条第一項(利用調整地区に三十六条及び第六十条第一項(利用調整地区に項、第二十四条第三項、第二十六条第一項、第一人 自然公園法第十三条第三項、第十四条第三

用する場合を含む。)

北京 河川法第二十六条第一項において準(これらの規定を同法第百条第一項において準(これらの規定を同法第百条第一項、第五十七条第一項、第五十七条第一項、第五十七条第一項、第五十七条第一項、第二十七条第一項、第二十七条第一項、第二十七条第一項、第二十七条第一項、第二十七条第一項、第二十七条第一

二十 海岸法第八条第一項

する場合を含む。) 二十一 砂防法第四条 (同法第三条において準用

四十二条第一項二十二 地すべり等防止法第十八条第一項及び第

る法律第七条第一項 二十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関す

の十三、第三十一条並びに第三十四条第一項及二十四(森林法第十条の二第一項、第十条の十一

いて準用する場合を含む。) び第二項 (これらの規定を同法第四十四条にお

一項 二十五 道路法第四十七条の七及び第九十一条第

三項において準用する場合を含む。)(一十六)全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法二十六)全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法二十六)全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法

む。) 第百三十八条第一項において準用する場合を含 二十七 土地収用法第二十八条の三第一項(同法

三第一項 (同法第五十六条の) 及び第五十六条の) の二第二項又は自衛隊法第百七条第二項にお | 二十九 | 航空法第四十九条第一項 (同法第五十五

三十 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第十四条第一項、第二十三条第一項並びに第二十七条の四第一項及び第三項(これらの成第二十二条第一項並びに第二十二条第一項並びに第二十二条第一項ができる場合を含む。)

三十一 土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十

三号)第九条第一項から第三項まで

〇宅地建物取引業法施行規則

建設省令第十二号昭和三十二年七月二十二日

最終改正 平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号

第二章 係宅の品質確保関

○住宅の品質確保の促進等に関

建設省令第二十号率成十二年三月三十一日

最終改正 平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号

関係組合の税務

第六編

()所得稅法 (抄)

最終改正 平成一六年三月三一日法律第一四号 法律第三十三号昭和四十年三月三十一日

所得稅法施行令〔抄〕

政令第九十六号

第七十九条 法第三十三条第一項 (譲渡所得) に規 条第十四項 (定義) に規定する公共施設の設置若 の (第一号において「導流堤等」という。) の設 る導流堤その他財務省令で定めるこれに類するも 十九号) 第一条 (定義) に規定する砂防設備であ 座式鉄道の敷設又は砂防法 (明治三十年法律第1 管の敷設、飛行場の設置、懸垂式鉄道若しくは跨 するガス事業者が供給する高圧のガスを通ずる導 しくはガス事業法第二条第十一項 (定義) に規定 この条において「借地権」という。) 又は地役権 の所有を目的とする地上権若しくは賃借権 (以下 定する政令で定める行為は、建物若しくは構築物 しくは同法第八条第一項第四号 (地域地区) の特 置、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四 (特別高圧架空電線の架設、特別高圧地中電線若 最終改正 平成一六年三月三一日政令第一〇〇号

その対価として支払を受ける金額が次の各号に掲 以下この条において同じ。)の設定 (借地権に係 分の五に相当する金額を超えるものとする。 げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額の十 行為を含む。以下この条において同じ。)のうち る土地の転貸その他他人に当該土地を使用させる たもので、建造物の設置を制限するものに限る。 定街区内における建築物の建築のために設定され

堤等若しくは河川法 (昭和三十九年法律第百六 る場合には、当該価額の二分の一に相当する金 するものの設置を目的とした地役権の設定であ 定する遊水地その他財務省令で定めるこれに類 十七号)第六条第一項第三号(河川区域)に規 地権若しくは地役権の設定である場合又は導流 下若しくは空間について上下の範囲を定めた借 次号において同じ。) の価額 (当該設定が、地 合 その土地 (借地権者にあつては、借地権 を目的とする借地権又は地役権の設定である場 当該設定が建物若しくは構築物の全部の所有

二 当該設定が建物又は構築物の一部の所有を目 る適正な割合を勘案して算定されているとき 価の額が、当該建物又は構築物の階その他利用 価額に、その建物又は構築物の床面積(当該対 的とする借地権の設定である場合 その土地の の効用の異なる部分ごとにその異なる効用に係 当該割合による調整後の床面積。以下この

> 乗じて計算した金額 号において同じ。) のうちに当該借地権に係る 建物又は構築物の一部の床面積の占める割合を

()法人稅法(抄)

法 律 第 三 十 四 号昭和四十年三月三十一日

最終改正 平成一六年三月三一日法律第一四号

〇法人税法施行令 [抄]

政令第九十七号昭和四十年三月三十一日

最終改正 平成一六年三月三一日政令第一〇一号

〇消費税法 〔抄〕

法律第一百八号、昭和六十三年十二月三十日

第九条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期 りでない し、この法律に別段の定めがある場合は、この限 等につき、消費税を納める義務を免除する。ただ 課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡 いては、第五条第一項の規定にかかわらず、その 間における課税売上高が千万円以下である者につ 最終改正 平成一六年三月三一日法律第一七号

第十九条 この法律において「課税期間」とは、次 の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定

める期間とする。

- 個人事業者を除く。) 一月一日から十二月三十 一日までの期間 個人事業者(第三号又は第三号の二に掲げる
- 二 法人 (第四号又は第四号の二に掲げる法人を 除く。) 事業年度

三の二 第一号に定める期間を一月ごとの期間に 三 第一号に定める期間を三月ごとの期間に短縮 所轄する税務署長に届出書を提出した個人事業 との期間に変更することについてその納税地を 短縮すること又は前号に定める各期間を一月ご 及び十月一日から十二月三十一日までの各期間 期間に変更することについてその納税地を所轄 六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで 一月一日から三月三十一日まで、四月一日から する税務署長に届出書を提出した個人事業者 すること又は次号に定める各期間を三月ごとの 一月一日以後一月ごとに区分した各期間

四 その事業年度が三月を超える法人で第二号に 未満の期間 長に届出書を提出したもの その事業年度をそ することについてその納税地を所轄する税務署 定める期間を三月ごとの期間に短縮すること又 後に三月未満の期間を生じたときは、その三月 の開始の日以後三月ごとに区分した各期間 (最 は次号に定める各期間を三月ごとの期間に変更

四の二 その事業年度が一月を超える法人で第二

変更することについてその納税地を所轄する税 号に定める期間を一月ごとの期間に短縮するこ をその開始の日以後一月ごとに区分した各期間 務署長に届出書を提出したもの その事業年度 と又は前号に定める各期間を一月ごとの期間に 一月未満の期間 (最後に一月未満の期間を生じたときは、その

〇消費税法施行令 [抄]

,政令第三百六十号,昭和六十三年十二月三十日

最終改正 平成一六年三月三一日政令第一〇三号

()地方稅法(抄)

法律第二百二十六号昭和二十五年七月三十一日

七

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。 最終改正 平成一六年三月三一日法律第一七号

一 地方団体の長 道府県知事又は市町村長をい 地方団体 道府県又は市町村をいう。

三 徴税吏員 けた道府県吏員又は市町村長若しくはその委任 を受けた市町村吏員をいう 道府県知事若しくはその委任を受

Б 地方税 標準税率 道府県税又は市町村税をいう。 地方団体が課税する場合に通常よ

<u>+</u>

(略)

十一 (略)

六 納税通知書 納税者が納付すべき地方税につ 用いる税率とする。 定める際に基準財政収入額の算定の基礎として ない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を 認める場合においては、これによることを要し

いて、その賦課の根拠となつた法律及び当該地 課税標準額、税率、税額、納期、各納期におけ 方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、

る納付額、 を納付しなかつた場合において執られるべき措 置及び賦課に不服がある場合における救済の方 納付の場所並びに納期限までに税金

者に交付することによつて地方税を徴収するこ 法を記載した文書で当該地方団体が作成するも のをいう。 普通徴収 徴税吏員が納税通知書を当該納税

八 課税標準額及び税額を申告し、及びその申告し た税金を納付することをいう。 申告納付 納税者がその納付すべき地方税の

+ 九 徴収し、且つ、 税金を納入させることをいう。 る者にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき 特別徴収義務者 特別徴収によつて地方税を 特別徴収(地方税の徴収について便宜を有す 納入する義務を負う者をいう。

るべき税率でその財政上その他の必要があると

岀 \pm (略 略

2 道府県は、普通税として、次に掲げるものを課 徴収すべき税額に比して多額であると認められる するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が

の限りでない。

道府県民税

ものその他特別の事情があるものについては、こ

事業税

Ξ 地方消費税

兀 不動産取得税

五 道府県たばこ税

六 ゴルフ場利用税

七 鉱区税 自動車税

第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げ ろによる。 る用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとこ

均等割 均等の額によつて課する道府県民税

をいう。

二 所得割 所得によつて課する道府県民税をい

三の二 利子割 支払を受けるべき利子等の額に 三 法人税割 課税標準として課する道府県民税をいう 法人税額又は個別帰属法人税額を

よつて課する道府県民税をいう。

額によつて課する道府県民税をいう。 三の三 配当割 支払を受けるべき特定配当等の

金額によつて課する道府県民税をいう。 三の四 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡所得

第二十四条 道府県民税は、第一号に掲げる者に対しては対等割額及び所得割額の合算額によつて、第五号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第五号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第五号に掲げる者に対しては和子割額によつて、第五号に掲げる者に対しては配当割額によって、第五号に掲げる者に対しては配当割額によって、第二号に掲げる者に対

七

5

一 道府県内に住所を有する個人

る市町村内に住所を有しない者る個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有す一 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有す

十六条第一項、第二十七条第二項、第五十二条十六条第一項、第二十七条第二項、第五十二条 (資府県内に事務所又は事業所を有しないもの及び道府県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人で県内に事務所、事業所を有しないもの及び道府県内に事務所、事業所を有しないもの及び道府県内に事務所又は事業所を有する法人 道府県内に事務所又は事業所を有する法人

第二項第四号及び第五十三条第二十四項におい

て同じ。)

の支払を受ける者 利子等の支払と受ける者 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業

内に住所を有するもの 当等の支払を受けるべき日現在において道府県 当等の支払を受けるべき日現在において道府県 六 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配

べき日の属する年の一月一日現在において道府 決済に係る差益に相当する金額の支払を受ける 払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差余 済」という。) に係る差益に相当する金額の支 う。) に係る同法第三十七条の十一の四第一項 条の十一第一項に規定する譲渡(第六款におい 内保管上場株式等」という。) の同法第三十七 の規定の適用につき同項に規定する特定口座源 用取引等 (第六款において「信用取引等」とい 同法第三十七条の十一の三第二項に規定する信 て「譲渡」という。) の対価又は当該選択口座 内保管上場株式等 (第六款において「特定口座 いう。) に係る同条第一項に規定する特定口座 の十一の三第三項第一号に規定する特定口座 泉徴収選択届出書が提出された同法第三十七条 に規定する差金決済 (第六款において「差金決 (第六款において「上場株式等」という。)の において処理された同項に規定する上場株式等 (以下本号及び第六款において「選択口座」と 租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項

県内に住所を有するもの

2

第五十二条

- ける税率による。 人等の区分に応じ、当該各号に定める日現在にお2 法人等の均等割の税率は、次の各号に掲げる法
- 法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第当該法人の同項に規定する法人税額 (法人税一 次条第一項の規定によつて申告納付する法人

- 標準の算定期間の末日一項の申告書に係る法人税額を除く。)の課税
- 事業年度開始の日から六月の期間の末日人 これらの法人の同条第二項に規定する連結法人又は同条第三項の規定によつて納付する法一の二 次条第二項の規定によつて申告納付する
- の課税標準の算定期間の末日法人 当該法人の同項に規定する連結法人税額一の三 次条第四項の規定によつて申告納付する
- 二 解散をした法人(次号に掲げる公共法人等を (法人税法第百二条第一項の申告書に係る法人 税額を課税標準とする法人税割と合算して課す る均等割にあつては当該法人税額に係る事業年度とし、同法第百四条第一項の申告書に係る事業年度とし、同法第百四条第一項の申告書に係る事業年度とし、同法第百四条第一項の申告書に係る事業年度としては当該法人税割と合算して課する均等割にあつては残余財産が確定した日の する均等割にあつては残余財産が確定した日の する均等割にあつては残余財産が確定した日の する均等割にあつては残余財産が確定した日の する均等割にあつては残余財産が確定した日の する均等割にあつては残余財産が確定した日の する均等割にあつては残余財産が確定した日の で同じ。)の末日
- 等割のみを課されるものをいう。) 前年四月 大人及び同条第六号の公益法人等 (管理組合法人人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、及び団地管理組合法人、マンション建替組合、及び団地管理組合法人、マンション建替組合、以供法人等 (法人税法第二条第五号の公共法

- までの期間)の末日に当該公共法人等が解散又は合併により消滅した日に当該公共法人等が解散又は合併により消滅し一日から三月三十一日までの期間(当該期間中
- 四 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 前年四月一日から三月三十一日までの期間(当該期間中に当該法人でないものが消滅し、又は第二十四条第六項の規定の適用を受けることとなつた場合には、前年四月一日から当該消滅した日又は同項の規定の適用を受けることとなつた日の前日までの期間)のを受けることとなつた日の前日までの期間)の
- (事業税に関する用語の意義)
- よる。 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに第七十二条 事業税について、次の各号に掲げる用

付加価値割

付加価値額によつて法人の行う

- 業に対して課する事業税をいう。 二 資本割 資本等の金額によつて法人の行う事事業に対して課する事業税をいう。

特定信託所得割

特定信託の所得によつて法

- 対して課する事業税をいう。 五 収入割 収入金額によつて法人の行う事業に人の行う事業に対して課する事業税をいう。
- (事業税の納税義務者等)
- の法人に課する。 は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げるは、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げるの法人に課する。 は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げるの法人に課する。
- る額に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定めに掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定め
- 額、資本割額及び所得割額の合算額イ(口に掲げる法人以外の法人)付加価値割
- ロ 第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、第二項に規定する人格のない社団等、投入、第四項に規定する投資法人に関する法律第二条第十資信託及び投資法人に関する法律第二条第十資に規定する投資法人に関する法律第二条第十資に規定する投資法人の資産の流動化に関する法律第二条第二項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人、関する法人、第本社が、第十二条の四第一項各号に掲げる法人、第二十二条の四第一項各号に掲げる法人、第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、第七十二条の四第一項を目に表している。
- (特定信託に係るものに限る。) 特定信託所二 特定信託の受託者である法人の行う信託業

得割額

害保険業(収入割額) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損

府県において、その個人に課する。 第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、 第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、

. 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団定があり、かつ、収益事業を廃止したものを含む。以下事業税について「人格のない社団等」という。) 事業税について「人格のない社団等」という。)

5~10 [略]

ものに対しては、事業税を課することができない。の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外の第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業

一~九(略)

ナ 管理組合法人及び団地管理組合法人並びにマ

を受けた地縁による団体 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可

十二(略)

十三〔略〕

者の収益事業を行う事務所又は事業所所在の市町お人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、た地縁による団体並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。)のうち第二二条第二項に規定する法人を含む。)のうち第二二条第二項に規定する法人を含む。)のうち第二十六条第一項の規定によつて法人とみなされるものに対び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割(法人税務を課税標準とする法人税割に限る。)は、第一項の規定にかかわらず、これらのる。)は、第一項の規定にかかわらず、これらの表別は事業を行う事務所又は事業所所在の市町者の収益事業を行う事務所又は事業所所在の市町者の収益事業を行う事務所又は事業所所在の市町者の収益事業を行う事務所又は事業所所在の市町

第三百十二条

村において課する。

告納付する法人 当該法人の同項に規定する法人等の区分に応じ、当該各号に定める日現在にお入等の区分に応じ、当該各号に定める日現在にお3 法人等の均等割の税率は、次の各号に掲げる法

において同じ。) の末日

までの期間とする。第三百二十一条の八第五項

人税額 (法人税法第八十二条の八第一項又は第

除く。)の課税標準の算定期間の末日八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を

業年度開始の日から当該残余財産が確定した日 製にあつては残余財産が確定した日の属する事 、当該法人に係る均等割額の算定期間の末日 で及び第三十五項を除き、本節において同じ。) をした法人(次号に掲げる公共法人等を除く。以下第三百二十一条の八第二項、第三十項から第三十三項まで及び第三十五項を除き、本節において同じ。)をした法人(次号に掲げる公共法人等を除く。) 当該法人に係る均等割額の算定期間(法人税額を課税標準とする法人税割と合算して課する均等割税標準とする法人税額に係る事業年度とし、 にあつては残余財産が確定した日の属する事業年度開始の日から当該残余財産が確定した日の属する事業年度関始の日から当該残余財産が確定した日の属する事業年度開始の日から当該残余財産が確定した日

及び団地管理組合法人、マンション建替組合、人及び同条第六号の公益法人等(管理組合法人三 公共法人等(法人税法第二条第五号の公共法

四、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 前年四月一日から三月三十一日までの期間(当該期間中に当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものが消滅し、又は第二百九十四条第八項の規定の適用を受けることとなつた日の前日までの期適用を受けることとなつた日の前日までの期適用を受けることとなった日の前日までの期間)の末日

一・四とする。 第三百五十条 固定資産税の標準税率は、百分の

は N。 は N。 は N。 は N。 に 対しては、 事業所税を課することができ 法人及び非課税地方独立行政法人であるものを除 法人及び非課税地方独立行政法人(非課税独立行政 人税法第二条第五号の公共法人(非課税独立行政 く。)に対しては、 事業所税を課することができ く。)に対しては、 事業所税を課することができ は N。 は

人等 (管理組合法人及び団地管理組合法人、マン2 指定都市等は、法人税法第二条第六号の公益法

対しては、事業所税を課することができない。対しては、事業所税を課する法人格の付与に関の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八条に規定する法人である政党又は政する法律第八条に規定する法人である政党又は政する法律第八条に規定する法人である政党又は政市規定する法人を含む。)又は人格のない社団等に規定する法人を含む。)又は人格のない社団等に規定する法人を含む。)又は人格のは当業以外が事業所等において行う事業のうち収益事業以外の事業に係る事業所成を課することができない。

○地方税法施行令〔抄〕

| 政令第二百四十五号| 昭和二十五年七月三十一日|

最終改正 平成一六年三月三一日政令第一〇八号第五十六条の二十二 法第七百一条の三十四第二項の収益事業で継続して事業場を設けて営まれるものとする。ただし、当該事業のうち、学校法人(私立学な法第六十四条第四項の規定により設立された法校法第六十四条第四項の規定により設立された法校を含む。以下本条において同じ。)又は民法第二十四条の法人で学校法人が構成員若しくは出資者であるものが学生又は生徒のために行う事業を含まないものとする。

〇地方税法施行規則〔抄〕

総理府令第二十三号配和二十九年五月十三日

は、次に掲げる事項とする。 定により申告書に付記しなければならない事項第七条の二 法第七十二条の五十五の二第三項の規第七条の正 平成一六年三月三一日総務省令第七七号

十六条第二項及び第二十七条第二項の規定によいてその例によるものとされる所得税法第二はいてその例によるものとされる所得税法第二には、)の金額又は法第三十二条第二項の規定によりこれらの二項(同法第百六十五条の規定によりこれらの二項を開送第二十六条第二項及び第二十七条第

その金額(農業に係る金額を除くものとり算定した金額(農業に係る金額をを除くものとり

事業所得等の金額第二種事業及び第三種事業以外の事業に係るイ法第七十二条の二に規定する第一種事業、

に係る事業所得等の金額のは第二項各号に掲げる事業のは、

除すべき金額 パー 法第七十二条の四十九の九の規定により控

によるものとされる租税特別措置法第二十六は法第三十二条第二項の規定においてその例二 租税特別措置法第二十六条第一項の規定又

条第 一項の規定により算定した事業所得等の

給した給与の総額 条の四十九の八第二項後段の規定の適用を受け 事業専従者の氏名及びその青色事業専従者に支 ようとする者にあつては、同項に規定する青色 業専従者とされなかつた親族につき法第七十二 所得税法第五十七条第一項に規定する青色事

三 前年分の事業の所得の計算上生じた損失のう 業用資産の損失の金額を有する者にあつては、 ちに法第七十二条の四十九の八第八項の被災事

四 法第七十二条の四十九の八第九項に規定する 譲渡損失の金額を有する者にあつては、その金

色申告特別控除の適用を受けた者にあつては、 租税特別措置法第二十五条の二に規定する書

六 租税特別措置法第四十一条の四第一項の規定 所得の金額 第二十六条第二項の規定により算定した不動産 定においてその例によるものとされる所得税法 六条第二項の規定又は法第三十二条第二項の規 の適用を受けた者にあつては、所得税法第二十

前年中に事業を開始した者にあつては、 その

八 開業月日 主たる事務所又は事業所所在の道府県以外の

道府県における事務所又は事業所の有無

〇印紙税法 (抄)

法律第二十三号昭和四十二年五月三十一日

最終改正 平成一六年三月三一日法律第一四号

〇登録免許税法 〔抄〕

法律第三十五四和四十二年六月十二 号日

最終改正 平成一六年三月三一日法律第一四号

別表第一 第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五 第十九条、第二十三条、第二十四条関係) 課税範囲、 課税標準及び税率の表(第二

(注) 登記、 は技能証明の事項 許可、認可、認定、 不動産の登記(不動産の信託の登記を含む。 法律第二十二号)第一条第一項 (定義) に規建物並びに立木に関する法律 (明治四十二年 この号において「不動産」とは、土地及び 登録、 特許、 免許 指定又 課税標準 税 率

(-)1 所有権の移転の登記 所有権の保存の登記 相続又は法人の合 不動産の 不動産の 一千分の四 千分の四

定する立木をいう。

地上権、永小作権 る移転の登記 る移転の登記 併による移転の登記 共有物の分割によ 設定又は転貸の登 その他の原因によ 相続又は法人の合 転貸又は移転の登 不動産の 不動産の 不動産の 不動産の 価額 千分の十 + 千分の二 千分の四 千分の二

賃借権又は採石権の設 二 その他の原因によ る移転の登記 併による移転の登記 地役権の設定の登記 分割による移転の登 共有に係る権利の 不動産の 価額 不動産の 価額 不動産の

千分の二

定、強制競売、担保不 権若しくは抵当権の設 先取特権の保存 金額 又は を度 予算金額 事費用の 不動産工 債 個数 権金

き千五百

千分の四

一個につ

千分の十

差押えその他権利の処処分又は抵当付債権の 差押え、仮差押え、仮 不動産収益執行に係る 強制管理若しくは担保 る競売を含む。 以下単 動産競売 (その例によ 分の制限の登記 に「競売」という。)、 先取特権、質権又は

権の保全のための仮が、仮登記とは保存の請求が、仮登記	の分離の登記の分離の登記に	イ 所有権の分離の登 い 相続財産の分離の登 の信託の登記	ロイ	(社) 信託の登記 の登記 の登記 の登記 の登記 の登記 の登記 の登記 の登記 の登記	変更の登記で更の登記	よる移転の登記 譲渡又は法人の分割に ・ 根抵当権の一部	田 その他の原因によ 日 その他の原因によ 日 その他の原因によ 日 その他の原因によ
価 不 額 動 産 の	価 不 価 額 動 額 産 の	不 動 窟 産 の	不動産 の の	の び 賃 件 当 権 を 権 及	件 抵 金 計 を 植数 当額 算 除 度 を を しし 金 の た て 都	極者後又一金 をのの共分譲 で有割渡	又債 金 又債 全額 極金額 度額
千分の二	千分の二	千分の四	千分の四	き 千 円 つ	き — 千 件 円 に つ	千分の二	千 分 分 の —
(2) 相続又は移転の合併による移転のの仮登記又は移転の	請求権の保全のた 定若しくは転貸の 貸の仮登記又は設	(1) 設定若しくは転全のための仮登記は移転の請求権の保	くは 移転 定 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	八、地上権、永小作権、又は移転の請求権	よる移転の仮登記 (3) その他の原因に の保全のための仮登記 のための仮 では移転の請求権	は は は は は は は は は は に は に は に に に に に に に に に に に に に	(1) 相続又は法人の日 所有権の移転の仮登記 は移転の請求 登記 は移転の請求 登記 は かんしゅん かんしゅん かんしゅう かんしゅう は かんしゅう は かんしゅう かんしゅう は ない は かんしゅう は ない は な
価不額 額産 の		不 動 産 の					不 動 産 の
千分の一		千 分 の 五			千 分 の 十	千 分 の 二	千 分 の 二
(2) 所有権以外の権 の仮登記 お求権の保全のた	(1) 所有権の分離の仮登記	求権の保全のための 水 相続財産の分離の めの仮登記	請求権の保全のたりは信託の設定のという。	(2) 所有権以外の権 全のための仮登記 仮登記又は信託の	(1) 所有権の信託の に託の設定の請求権 に託の設定の請求権 に配の仮登記又は	(4) その他の原 よる移転の仮登記 よる移転の仮登記 の保全のための仮登記	の請求権の保全のの請求権の保全のの仮登記又は移転の仮登記又は移転のの優登記を権利
価 不 額 産 の	価 不額 産の		価: 額!			価 額 額 産 の	価 不動 産 の
	千分		:	千 分 の	千 分 の 二	千 分 の 五	千分の一
千 分 の 一	千分の二			<u></u>	<u>0</u> _	の 五	_

第七編 関連法規関係

件につき二万円

第一章 都市計画関係

き九千円

都市計画法 (抄)

第八条 るものとする。 に掲げる地域、 都市計画区域については、 最終改正 平成一五年六月二〇日法律第一〇一号 地区又は街区で必要なものを定め 都市計画に、次

き九万円 一件につ

用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中 「用途地域」と総称する。) 準工業地域、工業地域又は工業専用地域 (以下 居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、 高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専

- 二 特別用途地区
- 二の二 特定用途制限地域
- 二の三 高層住居誘導地区
- 三 高度地区又は高度利用地区

特定街区

四の二 都市再生特別措置法 (平成十四年法律第 二十二号) 第三十六条第一項の規定による都市

再生特別地区

五 防火地域又は準防火地域

五の二 密集市街地整備法第三十一条第一項の規

定による特定防災街区整備地区

美観地区

風致地区

条第一項の規定による駐車場整備地区 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第三

項の規定による歴史的風土特別保存地区 措置法(昭和四十一年法律第一号)第六条第一 古都における歴史的風土の保存に関する特別

活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十 第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風 五年法律第六十号) 第三条第一項の規定による 明日香村における歴史的風土の保存及び生

十二 都市緑地保全法 (昭和四十八年法律第七十 二号) 第三条の規定による緑地保全地区

十三 流通業務市街地の整備に関する法律 (昭和 四十一年法律第百十号)第四条第一項の規定に よる流通業務地区

十四 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号) 第三条第一項の規定による生産緑地地区

十五 文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十 四号) 第八十三条の三第一項の規定による伝統 的建造物群保存地区

十六 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法 項の規定による航空機騒音障害防止地区又は (昭和五十三年法律第二十六号)第四条第一

航空機騒音障害防止特別地区

4 及び第三号に掲げるもののほか、別に法律で定め ついて都市計画に定めるべき事項は、 都市再生特別地区及び特定防災街区整備地区に 前項第一号

第十一条

めるもののほか、別に法律で定める。 災都市施設に係る都市施設及び流通業務団地につ いて都市計画に定めるべき事項は、この法律に定

ಕ್ಕ 次に掲げる事業で必要なものを定めるものとす

号)による土地区画整理事業 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九

二 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百 三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整 三十四号)による新住宅市街地開発事業

律(昭和三十九年法律第百四十五号)による工 区域及び都市開発区域の整備及び開発にする法 備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号) 業団地造成事業 による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備

都市再開発法による市街地再開発事業

五 六号)による新都市基盤整備事業 新都市基盤整備法 (昭和四十七年法律第八十 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の

促進に関する特別措置法による住宅街区整備事

密集市街地整備法による防災街区整備事業

第十二条 都市計画区域については、都市計画に、 密集市街地整備法第三十条第一項に規定する防

第十三条 都市計画区域について定められる都市計 について公害防止計画が定められているときは、 は地方計画に関する法律に基づく計画 (当該都市 発計画、都府県総合開発計画その他の国土計画又 北海道総合開発計画、沖縄振興計画、地方総合開 備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、 おいて同じ。) は、全国総合開発計画、首都圏整 画(区域外都市施設に関するものを含む。次項に

ければならない。 市における自然的環境の整備又は保全に配慮しな なければならない。この場合においては、当該都 図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定め る事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を 利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関す 質を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地 する国の計画に適合するとともに、当該都市の特 及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関 当該公害防止計画を含む。第三項において同じ。)

勘案して、当該都市計画区域を一体の都市とし 当該都市の発展の動向、当該都市計画区域にお を目途として、当該方針に即して都市計画が適 て総合的に整備し、開発し、及び保全すること ける人口及び産業の現状及び将来の見通し等を 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、

切に定められることとなるように定めること。 切に定められることとなるように定めることができる 保全との調和を図りつつ、国土の合理的利用を保全との調和を図りつつ、国土の合理的利用を保全との調和を図りつつ、国土の合理的利用を確保し、効率的な公共投資を行うことができる はうに定めること。

- .v.。 計画的な再開発が必要な市街地について定める 三 都市再開発の方針は、市街化区域内において、
- 1 住宅市街地の開発整備の方針は、大都市地域回区域について、良好な住宅市街地の開発整備画区域について、良好な住宅市街地の開発整備が図られるように定めること。
- 画の達成に資するように定めること。 画の達成に資するように定めること。 回の達成に資する法律第八条第一項の同意基本計画において定められた同法第二条第二項の拠点地において定められた同法第一項の同意基本計画において定められた同法第一項の同意基本計画の達成に資するように定めること。
- の整備が図られるように定めること。
 の各街区について同条第二号の防災街区として
 の各街区について同条第二号の防災街区として
 密集市街地整備法第二条第一号の密集市街地内
 密集市街地を備が
 の整備が図られるように定めること。
- の動向を勘案して、住居、商業、工業その他の七 地域地区は、土地の自然的条件及び土地利用

用途を適正に配分することにより、都市機能を用途を適正に配分することにより、都市機能を用途を適正に配分することの場合において、市街化区域については、少なくとも用途地域を定めるものとし、市街化調整区域については、少なくとも用途地域を定めるものとし、市街化調整区域については、原則としては、少なくとも用途地域を定めないものとする。

- 区域について定めること。

 区域について定めること。

 区域について定めること。
- 要があると認められる土地の区域について定め、権利者による有効かつ適切な利用を促進する必れ、遊休土地転換利用促進地区は、主として関係
- 十一 都市施設は、土地利用、交通等の現状及びられる土地の区域について定めること。の緊急かつ健全な復興を図る必要があると認めの緊急かつ健全な復興を図る必要があると認められる土地の区域について定めること。

- 土地の区域について定めること。
 て、一体的に開発し、又は整備する必要がある分が定められていない都市計画区域内におい十二 市街地開発事業は、市街化区域又は区域区
- 十三 市街地開発事業等予定区域は、市街地開発事業に係るものにあつては市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において、一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域について、都市施設に係るものにあつては当該都市施設が第十一号前段の基準に合致することとなるような土地の区域について定めること。

将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な

ること。この場合において、市街化区域及び区確保し、良好な都市環境を保持するように定め位置に配置することにより、円滑な都市活動を

に定めるところによること。 口に掲げる地区計画については、 に定めること。この場合において、 当該イ又はロ 次のイ又は

区計画の区域の周辺における市街化を促進す 区域における市街化の状況等を勘案して、 画的な市街化を図る上で支障がないように定 ることがない等当該都市計画区域における計 市街化調整区域における地区計画

十五 防災街区整備地区計画は、当該区域の各街 十六 沿道地区計画は、道路交通騒音により生ず る障害を防止するとともに、適正かつ合理的な 区が火事又は地震が発生した場合の延焼防止ト 土地利用が図られるように定めること。この場 整備が行われることとなるように定めること。 とを目途として、一体的かつ総合的な市街地の に、土地の合理的かつ健全な利用が図られるこ 及び避難上確保されるべき機能を備えるととも 促進区の周辺の低層住宅に係る良好な住居の 合において、第一種低層住居専用地域及び第 されることとなるように定めること。この場 総合的な市街地の再開発又は開発整備が実施 とが図られることを目途として、一体的かつ 合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進 環境の保護に支障がないように定めること。 |種低層住居専用地域については、再開発等 再開発等促進区を定める地区計画 土地の

> 低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域 となるように定めることとし、そのうち第一種 られることを目途として、一体的かつ総合的な 的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とが図 沿道の整備に関する法律第九条第三項の規定に 市街地の再開発又は開発整備が実施されること よる沿道再開発等促進区をいう。以下同じ。) 合において、 を定める沿道地区計画については、土地の合理 沿道再開発等促進区(幹線道路の

十七 集落地区計画は、営農条件と調和のとれた 護に支障がないように定めること。 の周辺の低層住宅に係る良好な住居の環境の保 におけるものについては、沿道再開発等促進区

居住環境を整備するとともに、適正な土地利用

十八 前各号の基準を適用するについては、第六 条第一項の規定による都市計画に関する基礎調 が図られるように定めること。

及び第五号に掲げるものを除く。)、防災街区整備 開発事業等予定区域 (第十二条の二第一項第四号 進地域、流通業務団地、 に掲げる地域地区、促進区域、被災市街地復興推 第五号の二、第八号及び第十号から第十六号まで 都市再開発方針等、第八条第一項第四号の二、 行う人口、産業、住宅、建築、交通、工場立地 査の結果に基づき、かつ、政府が法律に基づき その他の調査の結果について配慮すること。 市街地開発事業、市街地

> に定めるもののほか、別に法律で定める。 する都市計画の策定に関し必要な基準は、 前三項

ものでなければならない。 含まれるかどうかを容易に判断することができる いずれの区域に含まれるか又は次に掲げる区域に 区分される市街化区域若しくは市街化調整区域の る者が、自己の権利に係る土地が区域区分により 次に掲げる区域の表示は、土地に関し権利を有す 計画図及び計画書における区域区分の表示又は

発法第二条の三第一項第二号又は第二項の地区 都市再開発の方針に定められている都市再開

の区域

二 防災街区整備方針に定められている防災再開 発促進地区(密集市街地整備法第三条第一項第 | 号に規定する防災再開発促進地区をいう。)

三 地域地区の区域(商業地域の区域の一部につ いて特例容積率適用区域が定められているとき は、商業地域の区域及び特例容積率適用区域の

促進区域の区域

五 遊休土地転換利用促進地区の区域

六 被災市街地復興推進地域の区域

七 都市計画施設の区域

市街地開発事業の施行区域

九 市街地開発事業等予定区域の区域

地区計画、沿道地区計画並びに集落地区計画に関

十 地区計画の区域(地区計画の区域)
・ 地区計画の区域及び再開発等に進区又は地区整備計画が定められているときは、地区計画の区域及び再開発等に進区又は地区整備計画が定められている。

十二 沿道地区計画の区域(沿道地区計画の区域) 大二 沿道地区計画の区域(沿道地区計画の区域及び沿道再開発等促進は、沿道地区計画の区域及び沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法は、沿道地区計画の区域及び沿道地区を構計画(幹線道路の沿道の整備に関する法は、沿道地区計画の区域の方式を表示を表示を表示を表示といるときによっている。

五

定すべき地域地区として政令で定めるもの又は

の市町村の区域を超える広域の見地から決定

一の市町村の区域を超える広域の見地から決

は、集落地区計画の区域及び集落地区整備計画画をいう。以下同じ。)が定められているとき備法第五条第三項の規定による集落地区整備計の一部について集落地区整備計画(集落地域整の一部について集落地区計画の区域(集落地区計画の区域

| 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に他の都市計画は市町村が定める。| は都道府県が、そのついて定めるものを除く。) は都道府県が、その第十五条 次に掲げる都市計画 (準都市計画区域に

の区域)

関する都市計画を構、開発及び保全の方針に

二 区域区分に関する都市計画

都市再開発方針等に関する都市計画

「第八条第一項第四号の二、第九号から第十三年法律第二百十八号)第二条第二項の重要港五年法律第二百十八号)第二条第二項の重要港五年法律第二百十八号)第二条第二項の重要港方年法律第二百十八号)第二条第二項の重要港方年法律第二百十八号)第二条第二項の重要港方年法律第二百十八号)第二条第二項の重要港方年法律第百一号)第四条第二項の重要港方条第二項の近郊緑地特別保全地区に限る。)

とき 区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備計 六 市街地開発事業(政令で定める小規模な土地域整 政令で定めるものに関する都市計画 すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として

る都市計画は事業を除く。)に関す「備事業及び防災街区整備事業を除く。)に関す「個事業を除る」に関する都市計画

七 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画 七 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画区域内に おいて開発行為をしようとする者は、あらかじめ、 おいて開発行為をしようとする者は、あらかじめ、 コ主交通省令で定めるところにより、 都道府県知事 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市 (以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。 ただし、 次に掲げる開発行為については、この限りではない。

を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用た供する政令で定める建築物又はこれらの業務に供する政令で定める規模未満であるもの 一 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用でいない都市計画区域又は準都市計画区域内においていない都市がである。

に供する目的で行うもの

用に供する目的で行う開発行為 ちょうしょう いいり による学校(大学、専修学校及び各種学校を除く。)、公民館、変電所その他これらに類校を除く。)、公民館、変電所その他これらに類校を除く。)、公民館、変電所その他のよ道の施設、社会福祉施設、医三 駅舎その他の鉄道の施設、社会福祉施設、医

2

国、都道府県、指定都市等、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づきこの節の規定により都道府県知事の権限に属するの節の規定により都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村(以下この節において「事務処理市町村」という。)、事務の全部を処理することとされた市町村(以事務同又は都道府県、指定都市等若しくは港連合、全部事務組合、役場事務組合若しくは港連合、全部事務組合、役場事務組合若しくは港連合、全部事務組合、役場事務組合若しくは事務処理市町村が設置団体である地方開発事業団が行現が設置団体である地方開発事業団が行為

五 都市計画事業の施行として行う開発行為

ハ 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為七 市街地再開発事業の施行として行う開発行為六 土地区画整理事業の施行として行う開発行為

おいて行う開発行為
おいて行う開発行為
おいて行う開発行為

開発行為 ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う

で政令で定めるもの十二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

発行為については、この限りでない。 おいて、それにより一定の市街地を形成すると見行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通おいて、それにより一定の市街地を形成すると見おいて、それにより一定の市街地を形成すると見おいて、それにより一定の市街地を形成すると見おいて、それにより一定の市街地を形成すると見おいては、この限りでない。

行う開発行為の用に供する建築物の建築の用に供する建築物の建築の用に供する建築物の建築の用に供する目的で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住定める建築物以はこれらの業務を営む者の居住

十二号までに掲げる開発行為前項第三号から第五号まで及び第十号から第

〇都市計画法施行令 〔抄〕

[政令第百五十八号] 昭和四十四年六月十三日

最終改正 平成一六年三月二四日政令第五九号

〇都市計画法施行規則[抄]

[建設省令第四十九号] 「昭和四十四年八月二十五日]

最終改正 平成一六年三月三一日国土交通省令第三一号

〇都市再開発法〔抄〕

法律第三十八号昭和四十四年六月三日

一 高度利用地区(都市計画法第八条第一項第三 局度利用地区(都市再生特別地区をいう。以下同規定による都市再生特別地区(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十六条第一項の区域

定地区計画等区域」という。)

北京の地区計画等区域」という。)

北市計画法第十二条の四第一項第一号の地区計画、密集市街地配品。第三条において「特別が通路の沿道の整備に関する法律(昭和五十幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十幹。道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十年法律第三十四号)第九条第一項の規定による沿道地区計画の区域(次に掲げる条件のすべてに該当するものに限る。第三条において「特別が関する法律(昭和五十年法律第三十四号)第一号の地区計画、密集市街地における防災街区の整備の促計画、密集市街地区、第三条において「特別を開かる。)

イ 地区整備計画(都市計画法第十二条の五第じ。) 密集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画 という。) 整備計画又は幹線道路の沿道地区整備計画 大律第九条第二項第二号の沿道地区整備計画 という。) で定められている区域であること。

3

- られている場合にあつては、建築物の容積率 間口率をいう。) の最低限度及び建築物の高 ていること 以下同じ。) の最低限度を除く。) が定められ 最低限度及び建築物の高さの最低限度が定め 物の沿道整備道路に係る間口率をいう。) の する法律第九条第六項第二号に規定する建築 路に係る間口率(幹線道路の沿道の整備に関 道地区整備計画において建築物の沿道整備道 さの最低限度が定められている場合並びに沿 に規定する建築物の特定地区防災施設に係る 間口率 (密集市街地整備法第三十二条第三項 画において建築物の特定地区防災施設に係る いて定めるべき事項 (特定建築物地区整備計 第三項第二号チに規定する高度利用地区につ (延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。 地区整備計画等において都市計画法第八条
- 八 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)

- れていること。で、口に規定する事項に関する制限が定めらず、十八条の二第一項の規定に基づく条例
- できる。 できる。 できる。
- ものであること。
 市街地再開発事業の施行を主たる目的とする
- 三 施行地区となるべき区域内の宅地について所 有権又は借地権を有する者が、株式会社にあつ 有権又は借地権を有する者が、株式会社にあつ四 前号の議決権の過半数を保有している者及び 当該株式会社又は有限会社が所有する施行地区 となるべき区域内の宅地の地積とそれらの者が となるべき区域内の宅地の地積との合計が、そ
- 会は 対の割合を乗じて得た面積を、当該宅地又は借 対を有しているときは、当該宅地又は借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上であること。この場合においった。 対を有しているときは、当該宅地又は借地の地積に当該者が有する所有権又は借地権が数人の共有に属する宅地又は借地について前段に規定する者が共有持続といるときは、当該宅地又は借地の地積に当該者が有する所有権又は借地の地積となる。

とみなす。 地について当該者が有する宅地又は借地の地積

第十一条

・第七条の九第二項の規定は前三項の規定による認可に、同条第二項中「施行地区となるべき区域」がで、同条第二項中「施行地区となるべき区域」が出て、同条第二項の規定は第一項又は第二項の認可に、同条第三項の規定は第一項又は第二項の規定による認可の申請にあつては、施

第四十五条

〇都市再開発法施行令(抄)

[政令第二百三十二号] [昭和四十四年八月二十六日]

最終改正 平成一五年一二月一七日政令第五二三号

○被災市街地復興特別措置法

法律第十四号

最終改正 平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号

第二章 その他関連法規関

〇郵便法施行規則〔抄〕

総務省令第五号 平成十五年一月十四日

最終改正 平成一五年七月一四日総務省令第九六号

〇地方自治法〔抄〕

3

【法律第六十七号】

最終改正 平成一六年三月三一日法律第一四号

〇住宅金融公庫法 〔抄〕

法律第百五十六号 昭和二十五年五月六日

最終改正 平成一五年六月一一日法律第七五号

第一章 総則

(目的)

は貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証は貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証の金融機関が融通することを困難とするものを自ら融通し、又は銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを自ら融通し、又は銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを自ら融通し、又は銀行その他一般の金融機関による融近権で支化的関係で、国民大衆が健康で文化的第一条 住宅金融公庫は、国民大衆が健康で文化的

住宅金融公庫は、前項に規定するもののほか、を行うことを目的とする。

に基づき金融機関の住宅建設等に必要な資金の貸和三十年法律第六十三号。以下「保険法」という。)な資金を融通すること、及び住宅融資保険法(昭六十三号)に基づき産業労働者住宅の建設に必要

産業労働者住宅資金融通法 (昭和二十八年法律第

付けにつき保険を行うことを目的とする。
住宅金融公庫は、前二項に規定するもののほか、
相当の住宅部分を有する建築物で土地の合理的利
相当の住宅部分を有する建築物で土地の合理的利

第十七条

- 9 公庫は、第一条第一項に掲げる目的を達成するの貸付債権について、次の業務を行う。 の貸付けに係る主務省令で定める金融機関む。)の貸付けに係る主務省令で定める金融機関む。)の貸付債権について、次の業務を行う。
- という。) 当該貸付債権の譲受け (以下「債権譲受け」
- 特定保険関係」という。) が成立した貸付けにる債務保証特定保険関係 (以下単に「債務保証二 当該貸付債権(保険法第五条第二項に規定す

務保証」という。) 務保証」という。)

務及び保険法による保険の業務を行う。ため、融通法第七条に規定する資金の貸付けの業10 公庫は、第一条第二項に掲げる目的を達成する

- 得に必要な資金を当該建築物の建設に必要な資金や当該建築物の建設に必要な資金を当該建築物にあつては、建替えたに建築物を建設すること(新たに建築物を建設すること(新たに建設する建築物で同じ。)に係るものに限る。)を建設する建築物の存していた土地の全部又は一部の区域に新築物の存していた土地の全部又は一部の区域に新築物の存していた土地の全部又は一部の区域に新築物の存していた土地の全部又は一部の区域に新築物の存していた土地の全部又は一部の区域に新築物の建設に付随して新たに建設するときは、土地に隣接する土地に対し、その建設に必要な資金を当該建築物の建設に必要な資金を当該建築物の建設に必要な資金を当該建築物の建設に必要な資金を当該建築物の建設に必要な資金を当該建築物の建設に必要な資金を当該建築物の建設に必要な資金を当該建築物の建設に必要な資金を当該建築物の建設に必要な資金を当該建築物の建設に必要な資金を当該建築物の建設に必要な資金を当該建築物の建設に必要な資金を当該建築物の建設に必要な資金を当該建築物の建設に必要な資金を当該建築物の建設に必要な資金を当該建築物の建設に必要な資金
- 半の住宅部分を有するもの利用に寄与する政令で定める耐火建築物等で過一 住宅市街地における土地の合理的かつ健全な

に併せて貸し付けることができる。

第二条第六号に規定する施設建築物その他市街二 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)

| 相当の住宅部分を有する中高層耐火建築物を有するもの(前号に掲げる建築物を除く。)寄与する政令で定める建築物で相当の住宅部分地の土地の合理的な高度利用及び災害の防止に

- (前二号に掲げる建築物を除く。)
- 22 公庫は、新たに建設された合理的土地利用耐火三号に掲げる建築物を除く。) ご号に掲げる建築物を除く。) で定める耐火建築物等で敷地の規模が比較的小四 土地の合理的かつ健全な利用に寄与する政令
- 会の貸付けを受けることができる建築物をいう。 金の貸付けを受けることができる建築物をいう。 金の貸付けを受けることができる建築物をいう。 金の貸付けを受けることができる。前項後段の規定 は、同項第一号から第三号までに掲げる建築物 は、同項第一号から第三号までに掲げるといる。
- できる。 公庫は、第一項、第二項及び第四項から前項ま 公庫は、第一項、第二項及び第四項から前項ま
- 火建築物等の設計、工事及び維持補修、土地の宅、地すべり等関連住宅又は合理的土地利用耐一 住宅、幼稚園等、関連利便施設、災害復興住

宅地防災工事に関する指導復興住宅の建設又は補修に付随する整地並びに造成、関連公共施設の整備及び維持補修、災害

- 関するあつせん 住宅の建設に必要な土地又は借地権の取得に
- 条第一項に規定する特定保険関係(以下単に四)貸付金(譲り受けた貸付債権又は保険法第五取得、造成及び譲渡並びに住宅の建設及び譲渡取 前二号に規定する業務に関連して行う土地の

事、整備工事若しくは宅地防災工事を含む。) 「特定保険関係」という。) が成立した貸付けで記述、 の回収に関連し貸付債権に係るものを含む。) の回収に関連し貸付債権に係るものを含む。) の回収に関連し貸付債権に係るものを含む。) の回収に関連し貸付債権に係るものを含む。) の回収に関連し賃付債権に係るものを含む。) の回収に関連し賃付債権に係るものを含む。) の回収に関連した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理(建設中若しくは內理的土地利用耐火建築物等関連住宅若しくは合理的土地利用耐火建築物等関連住宅若しくは合理的土地利用耐火建築物等関連住宅若しくは合理的土地、財産権に関連した。) が成立した貸付け「特定保険関係」という。) が成立した貸付け

項

第二十条 及び処分

部分(政令で定める住宅に係るものを除く。)に付金で同条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅(第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸

する金額とする。を必要とする土地又は借地権の価額の八割に相当を必要とする土地又は借地権の価額の八割に相当にの建設費及び住宅の建設に付随して新たに取得にの建設費及び住宅の建設に付随して新たに取る住

第二十一条 第十七条第一項、第二項、第四項、第 五項、第十一項又は第十二項の規定による貸付金の利率、六項から第八項までの規定による貸付金の利率、代遺期間及び据置期間は、同表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の利率の欄、償還期間の欄及び据置期間は、同表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の利率の欄と項は、第二項、第四項、第四項、第

		_	_					_	_				_		
貸付金	対 す る	る 者 に	に掲げ	第一号	第一項	(同条	貸付金	による	の規定	第一号	第二項	項又は	条第一	第十七	×
的とす	得を目	権の取	は借地	土地又	随する	れに付	及びこ	の建設	の住宅	火構造	内の耐	建築物	層耐火	イ 中高	分
対する貸付	掲げる者	項第一号	十七条第	セント (:	五・五パ・	つき、	いう。)	初期間」	(以下「	での期	過する日	て十年を	から起算	貸付けの	利率
付 住宅以外	に該当する	にる基準に	一令で定め	第て主務省	ものとし	年を有する	にる耐久性	と れに準ず	当宅及びこ	間とした住	ま耐火構造	経構造部を	し 内(主要	日 五十年以	
															償還期間 据置期間

	(付金のうち住の住宅に	(1)	(学行金のうち住の住宅に	_								Ş	金を除	る貸付	に 対 す	外の者	体等以	公共団	ち地方	者のう	掲げる	四号に	同項第	金及び	る貸付	に 対 す	げる者	号に掲	項第二	金、同	貸付	定める	政令で	のうち
にび購住 貸とをの借地すにび建住以る規付 では、	にび 購住 既存 付金 る 切 けっこう と を の 借 地 す に び 建 住 以 る 規 イ に び 建 住 以 ら 使 で か も に び 設 及 の の 宅 も で し は 、 年 五 ・ と と を の は 、 年 五 ・ と と か す す る 貸 付 し と と を の 定 め で ン ・ 正 大 の 次 内 で こ 十 五 年 を あ ら 令 主 年 を の る で こ ま な に あ る で こ ま な に あ る で こ ま な に あ る で こ ま な に あ る で こ ま な に あ る で こ ま な に あ る で こ ま な に あ る で こ ま な に あ る で こ ま な に あ ら で こ ま な に あ ら で こ ま な に あ ら で こ ま な に あ ら で こ ま な に あ ら で こ ま な に あ ら で こ ま な に あ ら で こ ま な に あ ら で こ ま な に あ ら で こ ま な に あ ら で こ ま な に あ ら で こ ま な に あ ら で こ ま な に あ ら で こ ま な に あ ら で こ ま な に あ ら で こ に す に す に す に す に す に す に す に す に す に	方住宅供給	方住宅供給 方は 方は 方は 方は 方は 方は 方は 方	おいて「地	下この表に	める者 (以	他政令で定	給公社その	地方住宅供	る者のうち	三号に掲げ	条第一項第	トへ第十七	五パーセン	き、年七・	の期間につ	当初期間後	る率	公庫の定め	ト) 以内で	五パーセン	は、年六・	金にあつて	以外の貸付	係る貸付金	する住宅に	基準に適合	令で定める	いて主務省内)	る事項につ 十五年以	省令で定めては、三	の他の主務 金にあつ	金 宅の構造そ 係る貸付	る貸付 金のうち住 の住宅に
7 17 17 E M	準定務以二 に め省令 (主年	準に該当 三十五年 以内(主 二第十七五年 場別(で) 第二号の規定に パーセイ 政令 規定に パーセスは 模な事の定め パーセス の定め パーセス の定め パーセス の定め が、アーセス の定め が、アース の定め か、アース の定め が、アース のでめ が、アース のでめ で、アース のでめ	準に該当 二 第四項 第二号の規定に パーセスは 模な事の定め が トセスは 切内で の定め が トセス した のため で か の で か で か の で か で か の で か で か の で か で か	に付随	びこれ	購入及	住宅の		貸付金	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		を目的	の収ま	昔心を	也では、	すりる人	こけは	びる	建设な	主じめる	以外に	るまま	規定す	ر ا	る率	公庫の定	ト) 以内	五パーセ	は、年五		対する貸	いう。)	公社等」	
		第四項 条第十七 イ 政 第二号の規第 第一号の規第 第二号の規第 第二号の規第 第二号の規	第四項 条第二 イ 政 第二号の規第 第二号の規第 第二号の規第 第二号の規第 首付の規 とする 首付 地 又 まる 貸付 の 取 を 目的 得 権 は よる 貴 以 内 で 皮 め で 皮 め で と する も の 取 権 は よ の の の で と する も の 取 権 は よ の の の で と か で と め で と か で と め で と か で と め で と め で と か で と め で と め で と め で と め で と め で と め で と め で と め で と か で と か で と め で と か で と と と か で と と か で と か で と か で と か で と か で と か で と か で と か で	準に該当	定める基	務省令で	以内 (主	二十五年														l F	以	五年		<u>ති</u>	で	<u>シ</u>	·	て	<u></u>	I	٤	給

											<u> </u>	金を除	る貸付	等に係	(店舗	貸付金	による	の規定
				貸付金	以外の	貸 掲付金 る	ロ イ に	金	る貸付	設 れ に <u>ん</u> 係 施	整備さ		より建	ものに	われる			た める地
		含む。)	十年以内	に係る党	政令で定	その他の	十五年以											
貸付金に は	定める施	校その他	十年以内 るものにつては二 て行われ	に係る貸 定める地める施設 で政令で	模の事業	その他の 定める規内(学校 (政令で	十五年以 三年以内											
																	四	
												,	⟨° °	める貸付金を除	付金 (政令で定 六・五パー	の規定による貸	第十七条第五項	
当初期間後	ト) 以内で パー セン	F あつては、 る貸付金に	う。ここ系改良」とい「優良住宅	系 (以下この に の に の に の に の に の に の に の に の の に の の に の の に の の の に こ に こ	主宅の改良目的とする	とを主たる	める 基準に	務省令で定	について主	主務省令で	造その他の	が住宅の構	良後の住宅	セント(改		つき、年内	当初期間に 二十年以	
																M	十年	
																	以	内)
		五																
金	る貸によ	項条第の第十七																
さ れ 建 た 設 た	購設: 又 入は:	宅の建以内で 後興住パーヤ																
	の 定	宅の建 以内で公庫 務省令で復興住 パーセント 以内 (主変) 災害 年 五 ・ 五 三十五年 三年以内	める率 に 以内	パーセン	あつては、	る貸付金に係	ト(優良住	五パーセン	は、年六・	金にあつて対する貸付	給公社等に	地方住宅供	る者のうち	三号に掲げ	条第一項第	ト (第十七	五パーセン	き、年七・
を 性を有す を 有す	準に該当	務以三省内十																

災害復	は当該	整地又	随する	設に付	宅の建	復興住	該災害	及び当	る。 ``	に (の購入	•	د ا ا	住宅」	害復興	築の災	下の新し	D 1 U U	ないもの	ことた	・ 用途に	本来の	のその	その他	住の用	人の居	でまだ	興住宅	災害復
_																						以内)	二十五年	つては、	付金にあ	に係る貸	復興住宅	外の災害	興住宅以
_																													
る貸付	的とす	得を目	権の取	は借地	若しく	る土地	付随す	これに	入及び	宅の購	復興住	の災害	宅以外	復興住	の災害	口 新築	付金	する質	すり	目 取得ごを	地権の	くは借	地若し	する土	に付随	は購入	若しく	の建設	興住宅
ずる耐久	住宅に準	災害復興	内、当該	五年以		金にあつ	係る貸付	興住宅に	る災害復	性を有す	する耐久	準に該当	定める基	務省令で	以内(主	二十五年三年以内													_
_					六																								
			付金	の規定による貸	第十七条第七項	金	る貸付	的とす	地を目	又は整	る移転	付随す	これに	修及び	宅の補	復興住	八災害												金
する耐久	準に該当	の定める率 定める基	以内	パーセ	年 五 ・ 五 三十五年 三年以内				-	<u> </u>	red		,-	ี ย ู้				年以内)	まん は 三十	金にあつ	係る貸付	興住宅に	る災害復	に該当す	める基準	省令で定	して主務	るものと	性を有す
					三年以内												年以内												

3												/\				七												
					_	_						/\																
公庫は、	0.) <	係るも	で定	杀 第	毛部	げる建築物	頂	付金	の規	贝	第十		付金	の規	第十												
Ϊţ) .	ŧ	める	吾	分	建	項 第	で	定	ば	支		_	定	七												
第		係	ത	住	切の	宅部分 (第1	物物	号	P 条	ょ	布十	七条第			よ	七条第												
+		に係るも	を除	で定める住宅に	条第五項の政令	Ŧ	の住	一号に掲	付金で同条第十	の規定による貸	項又は第十二項	+			の規定による貸	八項												
第十七条第	率 厚	<u> </u>	五	ş			め	• •	t	五	つ	当	の	以	パ	年												
_	0 1	り戻りる	꺗	年	の期間につ	当初期間後	る率	で公庫	ント	五パ	₹	当初期間に	の定める率	以内で公庫	した	六												
項	8	りで	į	ŧ	E	間	-	作の定	-以内	꺘		間	3	公	ン	<u>·</u>												
第	3	5 公	ン	•	<u>っ</u>	後		疋	内		年以	三	率	庫	<u>ト</u>	五	т	五	1+	1-	z	/÷	12		Δ÷	13	z	肿
百百											以内	+			ľΊ	占	内)	年	Ιţ	にあつ	貸	生宅	等	地	宝	等	地	せを
一 項 第												五年				十五年以		山以	Ŧ	구	る貸付金	住宅に係	り等関連	の地すべ	住宅以外	り等関連	る地すべ	性を有す
_ 묵																**		*^		_	<u> تلد</u>	M	Œ		71.	生		
第十																												

た者で自ら居住するため住宅を必要とするもの又た者で自ら居住するを、その利率に対する貸付けを受けた者で自は同条第五項の規定による貸付けを受けた者で自は同条第五項の規定にかかわらず、政令で定めるとは、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるとは、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるとは、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるとは、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるとは、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるといっき、その利率を当初期間の利率と同一の率とするもの又た者できる。

○廃棄物の処理及び清掃に関す

[法律第百三十七号] 昭和四十五年十二月二十五日]

最終改正(平成一五年六月一八日法律第九三号)

殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスー 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃えげる廃棄物をいう。

3

で定めるものに限る。第十五条の四の四第一項舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令二 輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船チック類その他政令で定める廃棄物

う。) を除く。) ものに限る。 同項において「携帯廃棄物」といに入国する者が携帯する廃棄物(政令で定めるに入国する者が携帯する廃棄物(政令で定めるにおいて「航行廃棄物」という。) 並びに本邦

項若しくは第十二項の規定による貸付けを受け

第五条の二

聴かなければならない。 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更

(廃棄物処理施設整備計画)

の案を作成し、閣議の決定を求めなければならなの案を作成し、閣議の決定を求めなければならなの計画的な実施に資するため、基本方針に即して、の計画的な実施に資するため、基本方針に即して、の計画的な実施に資するため、基本方針に即して、廃棄物の処理施設の整備に関する事業で政令で(廃棄物の処理施設を備事業で政令で、

概要を定めるものとする。 に係る廃棄物処理施設整備事業の実施の目標及び2 廃棄物処理施設整備計画においては、計画期間

うに留意しなければならない。

うに留意しなければならない。

うに留意しなければならない。

うに留意しなければならない。

環境大臣は、廃棄物処理施設整備計画の案を作

関の長に協議しなければならない。 成しようとするときは、あらかじめ、 関係行政機

- 5 なければならない。 は、遅滞なく、廃棄物処理施設整備計画を公表し 環境大臣は、 第一項の閣議の決定があつたとき
- 6 整備計画を変更しようとする場合について準用す 第三項から前項までの規定は、廃棄物処理施設

第五条の四 ものとする。 を図るため、その実施につき必要な措置を講ずる 国は、廃棄物処理施設整備計画の達成

(都道府県廃棄物処理計画)

第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該 都道府県の区域内における廃棄物の減量その他そ の適正な処理に関する計画(以下「廃棄物処理計

2 従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減 画」という。)を定めなければならない。 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に

2

て必要な事項は、条例で定める。

量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項

- を定めるものとする。 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 基本的事項 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必 要な体制に関する事項

ができる。

五 前各号に掲げるもののほか、

産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項 廃棄物の減量そ

> 3 定により置かれる審議会その他の合議制の機関及 本法 (平成五年法律第九十一号)第四十三条の規 を変更しようとするときは、あらかじめ、環境基 都道府県は、 廃棄物処理計画を定め、又はこれ

の他その適正な処理に関し必要な事項

Ų

第七条第三

ればならない。 を変更したときは、遅滞なく、これを公表しなけ び関係市町村の意見を聴かなければならない。 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれ

(都道府県廃棄物処理計画の達成の推進)

第五条の六国及び都道府県は、 達成に必要な措置を講ずるように努めるものとす 廃棄物処理計画の

第五条の七 棄物の減量等に関する事項を審議させるため、 棄物減量等推進審議会を置くことができる。 (廃棄物減量等推進審議会) 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関し 市町村は、その区域内における一般廃 廃

第五条の八(市町村は、社会的信望があり、かつ、 のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱すること 一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者 (廃棄物減量等推進員)

第六条の二市町村は、 保全上支障が生じないうちに収集し、 て、その区域内における一般廃棄物を生活環境の 一般廃棄物処理計画に従つ これを運搬

> き、以下同じ。) しなければならない。 十二、第十五条の十五第一項、第十六条の二第二 第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の の三の二第一項第二号、第十四条の四第三項及び 一第一項、第十四条第三項及び第八項、第十四条 及び第三項、 第九条の二第二項、第九条の二の二第一項第二号 第一項第二号、第八条の二第六項、第九条第二項、 項 第二十三条の三第二項並びに第二十四条を除 第五項及び第八項、第七条の三、第七条の四 及び処分(再生することを含む。 第九条の三第十一項、第十三条の十

る者にそれぞれ委託しなければならない。 定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定め 省令で定める者に、その処分については同項に規 項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境 する場合には、その運搬については第七条第十二 の他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託 般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合そ 事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一

基準に従わなければならない。 運搬又は処分を委託する場合には、 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の 政令で定める

第七条

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項 対する処分がされないときは、従前の許可は、許 効期間」という。) の満了の日までにその申請に の期間 (以下この項及び次項において「許可の有

間は、なおその効力を有する。可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの

- 間の満了の日の翌日から起算するものとする。は、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間は、従前の許可の有効期
- 可をしてはならない。 適合していると認めるときでなければ、同項の許適の計りであると認めるときでなければ、同項の許可の申請が次の各号に
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理に適合するが困難であること。 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬

ものであること。

- るものであること。 との事業の用に供する施設及び申請者の能力 その事業を的確に、かつ、継続して行うに足がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足
- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者』 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- り、又は執行を受けることがなくなつた日か口 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わで復権を得ないもの

ら五年を経過しない者

当な行為の防止等に関する法律(平成三年法法令に基づく処分若しくは暴力団員による不法令に基づく処分若しくは暴力団員による不四十三号)その他生活環境の保全を目的とすハ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第

つた日から五年を経過しない者
の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律
第四十五号)第二百四条、第二百二十二条若百八条、第二百四十七条の罪若しくは暴力行為
時処罰二関スル法律(大正十五年法律第六十
しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為
の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執
でを終わり、又は執行を受けることがなくな
つた日から五年を経過しない者

二 第七条の四若しくは第十四条の三の二(第 者で当該取消しの日から五年を経過しないも 条第五項第二号二において同じ。) であつた 認められる者を含む。以下この号及び第十四 準ずる者と同等以上の支配力を有するものと 執行する社員、取締役、執行役又はこれらに する者であるかを問わず、法人に対し業務を いい、相談役、顧問その他いかなる名称を有 員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を 日以内に当該法人の役員(業務を執行する社 第十五条の規定による通知があつた日前六十 係る行政手続法 (平成五年法律第八十八号) である場合においては、当該取消しの処分に しない者 (当該許可を取り消された者が法人 取り消され、その取消しの日から五年を経過 化槽法第四十一条第二項の規定により許可を を含む。以下この号において同じ。) 又は浄 十四条の六において読み替えて準用する場合

のを含む。)

ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二又は 事業の廃止について相当の理由がある者を除 を除く。) の役員若しくは政令で定める使用 の日前六十日以内に当該届出に係る法人 (当 による届出があつた場合において、ホの通知 第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定 れかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法 収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいず 規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の で、当該届出の日から五年を経過しないもの 廃止について相当の理由がある者を除く。) 同条の規定による届出をした者 (当該事業の は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の 事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又 業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の 同じ。) の規定による一般廃棄物若しくは産 て準用する場合を含む。以下この号において 項及び第十四条の五第三項において読み替え の間に第七条の二第三項(第十四条の二第三 る日又は処分をしないことを決定する日まで 規定による通知があつた日から当該処分をす 浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可 人であつた者又は当該届出に係る個人 (当該 該事業の廃止について相当の理由がある法人 の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の ホに規定する期間内に第七条の二第三項の

- 当該届出の日から五年を経過しないものく。)の政令で定める使用人であつた者で、
- がある者 その業務に関し不正又は不誠実な行為をす
- いずれかに該当するもの 未成年者でその法定代理人がイからトまでのチ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない
- のあるもの うちにイからトまでのいずれかに該当する者り 法人でその役員又は政令で定める使用人の
- トまでのいずれかに該当する者のあるものヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイから

6

- いては、この限りでない。
 いては、この限りでない。
 と業として行う者その他環境省令で定める者につき、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村は、当該業を行おうとするとは、当該業を行おうとするという。
- 間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経7 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期
- 対する処分がされないときは、従前の許可は、許効期間」という。)の満了の日までにその申請にの期間(以下この項及び次項において「許可の有の期間(以下この項及び次項において「許可の有過によつて、その効力を失う。

間は、なおその効力を有する。可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの

前項の場合において、許可の更新がされたとき

13

- 可をしてはならない。 でをしてはならない。 でをしてはならない。 であれば、同項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可の有効期間は、従前の許可の有効期
- あること。
 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難で
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合

するものであること

- にも該当しないこと。 申請者が第五項第四号イからヌまでのいずれ
- 定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に該市町村が地方自治法第二百二十八条第一項の規一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当た者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、集運搬業者」という。)及び第六項の許可を受け

- けてはならない。 関する手数料の額に相当する額を超える料金を受
- 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分を行い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行い、一般廃棄物処理基準 (特別管理一般廃棄物とでは、特別管理一般廃棄物とのでは、特別管理一般廃棄物のの実施を持た。
- 他人に委託してはならない。者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を者は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業
- 者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業
- 保存しなければならない。 16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、境省令で定める事項を記載しなければならない。
- 第七条の二
- 業の範囲の変更に係る前項の許可について準用すて、同条第十項及び第十一項の規定は、処分の事化、同条第十項及び第十一項の規定は、処分の事搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可につい扱の事業の範囲の変更に係る前項の決定は、収集又は運
- (事業の停止)

この法律若しくはこの法律に基づく処分に違

を要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他 たとき、又は他人に対して違反行為をすること 反する行為 (以下「違反行為」という。)をし 人が違反行為をすることを助けたとき。

二 その者の事業の用に供する施設又はその者の 規定する基準に適合しなくなつたとき。 能力が第七条第五項第三号又は第十項第三号に

三 第七条第十一項の規定により当該許可に付し た条件に違反したとき

(許可の取消し)

第七条の四 又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに 該当するときは、その許可を取り消さなければな 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者

- に該当するに至つたとき。 第七条第五項第四号イからヌまでのいずれか
- 二 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、 は同条の規定による処分に違反したとき。 又
- かに該当するときは、その許可を取り消すことが 廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれ 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般

(名義貸しの禁止)

第七条の五 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄 わせてはならない。 廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行 物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に一般

> 第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の 申請が次の各号のいずれにも適合していると認め るときでなければ、同項の許可をしてはならない。 が環境省令で定める技術上の基準に適合してい その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画

二 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画 がなされたものであること。 境省令で定める周辺の施設について適正な配慮 理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環 及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処

できる。

三 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設 あること。 理を的確に、かつ、継続して行うに足りるもの として環境省令で定める基準に適合するもので つて当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管 置に関する計画及び維持管理に関する計画に従

いずれにも該当しないこと。 申請者が第七条第五項第四号イからヌまでの

第八条の五 維持管理積立金の積立ては、環境省令で定める

ところにより、独立行政法人環境再生保全機構

3 (以下「機構」という。) にしなければならない。 維持管理積立金は、機構が管理する。 機構は、環境省令で定めるところにより、 維持

第八条の六 (削除)

管理積立金に利息を付さなければならない

(改善命令等)

第九条の二 都道府県知事は、次の各号のいずれか につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該 者に対し、期限を定めて当該一般廃棄物処理施設 に該当するときは、 一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることが 第八条第一項の許可を受けた

合していないと認めるとき。 項の許可を受けたときは、変更後のもの) に適 第一号若しくは第八条の三に規定する技術上の 設の構造又はその維持管理が第八条の二第一項 に関する計画 (これらの計画について前条第一 に記載した設置に関する計画若しくは維持管理 基準又は当該許可に係る第八条第二項の申請書 第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施

二 第八条第一項の許可を受けた者の能力が第八 る基準に適合していないと認めるとき。 条の二第一項第三号に規定する環境省令で定め

三 第八条第一項の許可を受けた者が違反行為を 他人が違反行為をすることを助けたとき。 とを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは したとき、又は他人に対して違反行為をするこ 第八条第一項の許可を受けた者が第八条の二

第四項の規定により当該許可に付した条件に違

反したとき

(許可の取消し)

第九条の二の二の都道府県知事は、 次の各号のいず

らよゝ。 に係る第八条第一項の許可を取り消さなければなれかに該当するときは、当該一般廃棄物処理施設

- 至つたとき。 第八条第一項の許可を受けた者が第七条第五一 第八条第一項の許可を受けた者が第七条第五
- 3 第八条の二第六項の規定は、前二項の規定に基消すことができる。 消すことができる。 廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り は第四号のいずれかに該当するときは、当該一般
- 第四節 一般廃棄物の処理に係る特例づき都道府県知事が行う処分について準用する。3 第八条の二第六項の規定は、前二項の規定に基
- (一般廃棄物の再生利用に係る特例)

まれたの人 環境省令で定める一般廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合しいることについて、環境省令で定める一般廃棄物の再生利

- 三 前号に規定する者が設置し、又は設置しよう環境省令で定める基準に適合すること。 一 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が

令で定める基準に適合すること。とする当該再生利用の用に供する施設が環境省

認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することがで、これらの規定による許可を受けないで、当該ず、これらの規定による許可を受けないで、当該ず、これらの規定による許可を受けないで、当該する。第一項の認定を受けた者は、第七条第一項若し

- 用については一般廃棄物処理施設の設置者とみな般廃棄物処分業者と、第十八条第一項の規定の適用については一般廃棄物収集運搬業者又は一第十五項及び第十六項並びに第十九条の三の規定第一項の認定を受けた者は、第七条第十三項、
- 各号のいずれにも適合していることについて、環む。) は、環境省令で定めるところにより、次の他人に委託して行い、又は行おうとする者を含な処理を行い、又は行おうとする者(当該処理を第九条の九 環境省令で定める一般廃棄物の広域的(一般廃棄物の広域的処理に係る特例)
- 省令で定める基準に適合すること。その適正な処理の確保に資するものとして環境当該処理の内容が、一般廃棄物の減量その他

境大臣の認定を受けることができる。

委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとす二 当該処理を行い、又は行おうとする者 (その

- 境省令で定める基準に適合すること。 る者を含む。 次項第二号において同じ。) が環
- 適合する施設を有すること。 三 前号に規定する者が環境省令で定める基準に
- 2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令でといるところにより、次に掲げる事項を記載したをあるところにより、次に掲げる事項を記載した
- る者及び当該処理の用に供する施設 二 当該認定に係る処理を行い、又は行おうとす
- は、同項の認定をするものとする。 同項各号のいずれにも適合していると認めるとき 3 環境大臣は、第一項の認定の申請に係る処理が
- # 第一項の認定を受けた者 (その委託を受けて当該認定に係る収集若しくは運係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運ま七条第一項又は第六項の規定にかかわらず、こ第七条第一項又は第六項の規定にかかわらず、こまが認定に係る処理を業として行う者 (第二項第二該認定に係る処理を業として行う者 (年の委託を受けて当業の対象を
- 者又は一般廃棄物処分業者とみなす。
 の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業
 の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業
 の規定する者は、第七条第十三項、第十五
- 6 第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る処

うに努めなければならない。理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよ理を他人に委託する場合には、当該認定に係る処

- は、当該認定を取り消すことができる。 号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき7 環境大臣は、第一項の認定に係る処理が同項各

第十四条 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。 以下この条から第十四条の三の三第三項において同じ。)の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合に困る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ららその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ららその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ららその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専らいては、当該業を実物を連搬する場合に限る。)、申らいては、当該業務を運搬する場合に限る。)、申には、当該業務を開発を表して行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

- 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、許可の更新がされたとき

間の満了の日の翌日から起算するものとする。間の満了の日の翌日から起算するものとする。

を講ずることに努めるものとする。
を講ずることに努めるものとする。
を講ずることに努めるものとする。
を講ずることに努めるものとする。

第二十三条の三 都道府県知事は、第十四条第一項警若しくは第六項、第十五条第一項若しくは第十五条の四において読み替えて準用する第九条の五第一項の許可以は第十五条の四において読み替えて準用する第九条の六第一項の認可をしようとするときは、第十四条第五項第二号口からへまでに該当する事由(同号ハ、二及びへに該当する事由にあつては、同号口に係るものに限る。次項及び次条において同じ。)の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 都道府県知事は、第十四条の三の二第一項(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は第十五条の三第一項の規定による処分をしようとするときは、第十四条第五項第二号口からへまでに該当する事由の有無について、警視からへまでに該当する事由の有無について、警視からへまでに該当する事力の意見を聴くことができる。

第二十三条の四 警視総監又は道府県警察本部長は、産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、時別で、第十四条以、産業廃棄物収集運搬業者、時別で、第十四条以、産業廃棄物収集運搬業者、時別で、第十四条以、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分には、都道府県知事に対し、その旨の意る場合には、都道府県知事に対し、その旨の意る場合には、都道府県知事に対し、その旨の意る場合には、都道府県知事に対し、その旨の意る場合には、都道府県知事に対し、その旨の意る場合には、都道府県知事に対し、その旨の意る場合には、都道府県警察本部長

○廃棄物の処理及び清掃に関す

最終改正 平成一六年三月一九日政令第四七号

確保に関する法律〔抄〕 ○建築物における衛生的環境の

法律第二十号

最終改正 平成一五年七月二日法律第一〇二号

給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、

要な措置について定めるものとする。除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必

の規定による立入検査について準用する。 2 第七条の十五第二項及び第三項の規定は、前項

第十一条

確保に関する法律施行令〔抄〕○建築物における衛生的環境の

| 政令第三百四号 | |昭和四十五年十月十二日 |

最終改正 平成一六年三月一九日政令第四六号

(炒) 確保に関する法律施行規則 ○建築物における衛生的環境の

厚生省令第二号昭和四十六年一月二十一日

次の各号の定めるところによる。 第四条 令第二条第二号イに規定する水の供給は、最終改正 平成一六年三月一九日厚生労働省令第三一号

物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは、百万分の〇・四)以上に保持するようにすること。ただし、供給する水が病原生物に著しること。ただし、供給する水が病原生物に著しること。ただし、供給する水が病原生物に著しること。ただし、供給する水が病原生物に著しるが発における水に含まれる遊離残留塩素の給質を多量に含むおそれがある場合の給水栓に

分の一・五)以上とすること。百万分の○・二(結合残留塩素の場合は、百万おける水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、

汚染されるのを防止するため必要な措置二 貯水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が

査を次に掲げるところにより行うこと。 道から供給する場合は、当該飲料水の水質検う。)を供給する場合は、当該飲料水の水質や規定する目的のための水(以下「飲料水」といばする水道又は同条第六項に規定する専用水に供する水道表第二項に規定する水道事業の用

イ 水質基準に関する省令(平成十五年厚生労イ 水質基準に関する省令(平成十五年厚生労五十の項、三十一の項、三十二の項、二十四の項、三十七の項、三十九の項及び四十五の項、六の項、十の工工十の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。コ、大質基準省令の表中九の項、二十一の項から三十の項までの項の上欄に掲げる事項についた、毎年、測定期間中に一回、行うこと。いて、毎年、測定期間中に一回、行うこと。は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところは、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところは、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。

ڮ

行うこと。

「行うこと。

「行うこと。

「行うこと。

「行うこと。

「日、水質基準省令の表中一の項、三十三の項、三十一の項、三十九の項及び四十五四の項、三十一の項、三十二の項、三十四の項、三十

ち必要なものについて検査を行うこと。 は、水質基準省令の表の上欄に掲げる事項のうは、水質基準省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

大 第四号に掲げる場合においては、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、当該飲料水について水質基準省令の表の上欄に掲げる事項が同表の中欄に掲げる基準に適合しないおそれがあるときは、同げる基準に適合しないおそれがあるときは、同じる基準に適合しないおそれがあるときは、同じの表の上欄に掲げる場合においては、特定建築物へ、第四号に掲げる場合においては、特定建築物への周辺の共戸等にあります。

れぞれ七日以内、一年以内ごとに一回、定期に、七 遊離残留塩素の検査及び貯水槽の清掃を、そ

上欄に掲げるすべての事項について行うこ

給水を開始する前に、水質基準省令の表の

行うこと。

係者に周知させること。 の水を使用することが危険である旨を関っ、その水を使用することが危険である旨を関ったときは、直ちに給水を停止し、かい 供給する水が人の健康を害するおそれがある

○高齢者の居住の安定確保に関

法律第二十六号 平成十三年四月六日

1十四条最終改正。平成一六年三月三一日法律第一〇号

び第三十一条第二項中「この法律」とあるのは む。)」と、同条第四項中「第二項」とあるのは 項の規定により読み替えて適用される場合を含 のは「前項第一号 (高齢者居住法第四十四条第三 含む。)」と、同条第三項中「前項第一号」とある 第三項の規定により読み替えて適用される場合を 号(第一号にあつては、高齢者居住法第四十四条 の三第二項第五号中「前各号」とあるのは「前各 「この法律、高齢者居住法」と、公庫法第十二条 十四条」と、公庫法第十二条の三第二項第一号及 する法律 (以下「高齢者居住法」という。) 第四 のは「第十七条及び高齢者の居住の安定確保に関 には、公庫法第五条第六項中「第十七条」とある 前二項の規定により公庫の業務が行われる場合 第二項(同項第一号にあつては、 高齢者居住法

二条第三項中「第一項」とあるのは「第一項 (高 号」とあるのは「第二項各号 (同項第一号にあつ 齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替 えて適用される場合を含む。)」と、 齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替 三十五条第三項中「前項」とあるのは「前項(高 通法第七条第一項」と、同条第二項及び公庫法第 第一項の規定による貸付けを受けた者若しくは融 第一項」とあるのは「、高齢者居住法第四十四条 庫法第三十二条第一項中「若しくは融通法第七条 より読み替えて適用される場合を含む。)」と、公 つては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定に 号」とあるのは「前各号 (第四号及び第七号にあ 住法第四十四条第一項」と、同項第九号中「前各 十二項」とあるのは「第十二項若しくは高齢者居 法第二十一条の四第三項第四号及び第七号中「第 項及び高齢者居住法第四十四条第二項」と、公庫 若しくは高齢者居住法第四十四条第一項」と、 並びに高齢者居住法第四十四条第一項」と、「若 法第十八条中「第十二項」とあるのは「第十二項 り読み替えて適用される場合を含む。)」と、公庫 ては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定によ れる場合を含む。)」と、同条第五項中「第二項各 第四十四条第三項の規定により読み替えて適用さ 庫法第二十一条第八項中「前項」とあるのは「前 しくは第十一項」とあるのは「若しくは第十一項 公庫法第三十 公

同条第七号中「第三十一条第二項」とあるのは 九項若しくは高齢者居住法第四十四条第二項」と、 務」と、同条第四号中「第九項」とあるのは「第 及び高齢者居住法第四十四条第一項に規定する業 する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務 と、公庫法第四十九条第三号中「第十七条に規定 規定により読み替えて適用される場合を含む。)」 号にあつては、高齢者居住法第四十四条第三項の り読み替えて適用される場合」と、 合及び高齢者居住法第四十四条第三項の規定によ む。)」と、同項第二号中「場合」とあるのは「場 三項の規定により読み替えて適用される場合を含 「第三十五条第一項 (高齢者居住法第四十四条第 同項第一号中「第三十五条第一項」とあるのは 四条第一項の規定による貸付けを受けた者」と、 による貸付けを受けた者又は高齢者居住法第四十 けた者」とあるのは「若しくは同条第四項の規定 一項中「又は同条第四項の規定による貸付けを受 齢者居住法第四十四条」と、公庫法第四十六条第 四条中「この法律」とあるのは「この法律又は高 宅の建設又は既存住宅の購入」と、公庫法第四十 及び同条第三項中「住宅の建設」とあるのは「住 第一項の規定による貸付けを受けた者」と、同項 のは「該当するもの又は高齢者居住法第四十四条 五条第一項及び第二項中「該当するもの」とある 同条第六項」とあるのは「第二十条第六項」と、 前項」とあるのは「前項(同項第一号及び第二 同条第二項中

えて適用される場合を含む。)」と、公庫法第三十

「第三十一条第二項(高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)第八条第一項・と、同条第八項」とあるのは「若しくは第四項又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「高齢者居住法。という。)第四十四条第一項(高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同法第十一条中「第八条」とあるのは「第八条(高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。